

ザンビア共和国

ザンビア国

元難民現地統合に係る 情報収集・確認調査

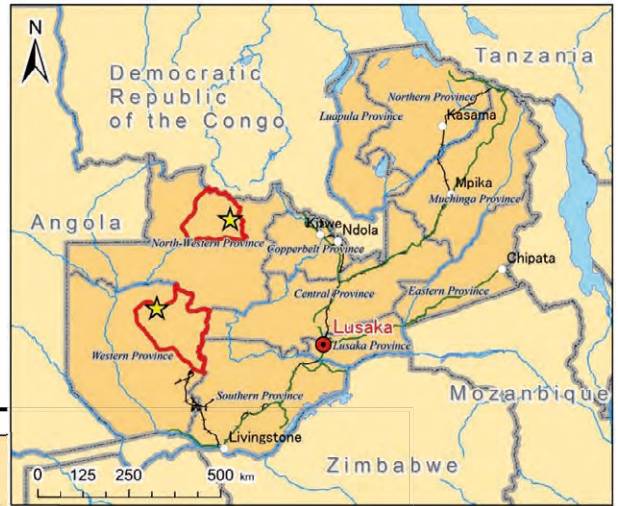
ファイナルレポート

平成 29 年 11 月
(2017 年)

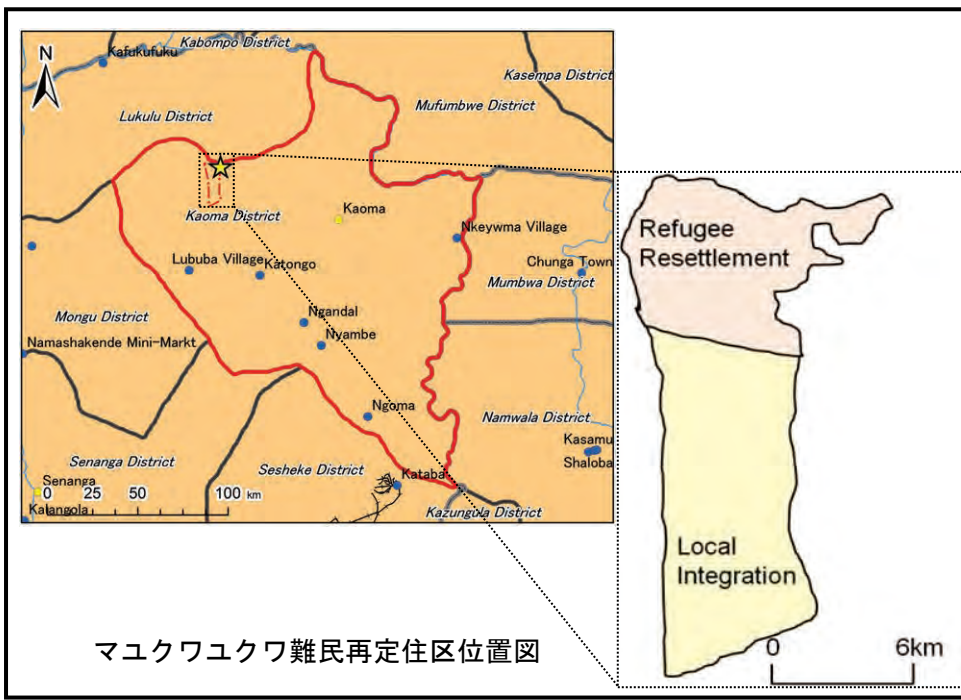
独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

NTCインターナショナル株式会社
株式会社国際開発センター

基盤
JR
17-097



メヘバ難民再定住区位置図



マクワクワ難民再定住区位置図

調査対象地域位置図

目 次

調査対象地域位置図

目次

略語表

第 1 章 調査の概要	1-1
1.1 調査実施の背景及び目的.....	1-1
1.2 調査対象地域の概要.....	1-4
1.2.1 北西部州の概要.....	1-4
1.2.2 西部州の概要.....	1-5
1.2.3 メヘバ及びマユクワユクワの概要.....	1-5
1.3 調査の実施体制及び調査工程.....	1-11
第 2 章 現地統合事業に係る概要	2-1
2.1 元難民現地統合事業に係る各種手続きと関係機関.....	2-1
2.2 法的移行に係る概要.....	2-5
2.2.1 法的移行のプロセス.....	2-5
2.2.2 内務省難民局の役割.....	2-6
2.2.3 内務省難民局の実施体制.....	2-7
2.3 再定住スキームに係る概要.....	2-9
2.3.1 再定住スキームに係るプロセス.....	2-9
2.3.2 副大統領府再定住局の役割等.....	2-11
2.3.3 副大統領府の実施体制等.....	2-12
2.4 UNDPの役割.....	2-14
2.5 事業実施に際しての関係機関.....	2-14
2.6 地方分権化と現地統合事業との関わり.....	2-17
2.6.1 地方行政.....	2-17
2.6.2 計画策定システム.....	2-24
2.7 現地統合事業に係る現状.....	2-25
2.7.1 法的移行に係る現状.....	2-25
2.7.2 再定住スキームに係る現状.....	2-28
2.7.3 DORが実施する再定住事業の現状.....	2-29
2.7.4 現地で実施されている測量等の技術レベル.....	2-33
第 3 章 現地統合事業に関連する政策等	3-1
3.1 国家開発計画における元難民支援の位置づけ.....	3-1

3.2 元難民の現地統合に係る政策等	3-2
3.2.1 元難民の現地統合のための戦略的フレームワーク	3-2
3.2.2 持続可能な再定住に関する事業コンセプト (Sustainable Resettlement in Zambia)	3-7
3.2.3 国家再定住事業方針	3-10
3.2.4 DORとUNDP作成の2017年活動計画	3-14
3.2.5 DORの2017年度年間活動計画 (北西部州及び西部州)	3-19
3.2.6 郡の開発計画	3-20
3.3 関連するセクターの状況	3-23
3.3.1 道路	3-23
3.3.2 保健衛生	3-30
3.3.3 教育	3-34
3.3.4 給水	3-36
3.3.5 農業	3-44
3.3.6 コミュニティ開発・社会サービス省 (MoCDSS)	3-49

第 4 章 メヘバの概要..... 4-1

4.1 メヘバの一般情報	4-1
4.2 メヘバにおける社会調査の方法等	4-3
4.3 対象地域の概要	4-4
4.3.1 難民居住区の概要	4-4
4.3.2 再定住区の概要	4-5
4.3.3 メヘバ再定住区の区画割り進捗	4-6
4.3.4 メヘバ再定住区への移動の進捗	4-7
4.3.5 移動の進捗に係る課題	4-9
4.3.6 移動未完の住民に対するザンビア政府の対応	4-10
4.4 メヘバにおける質問票を用いた聞き取り調査	4-11
4.4.1 質問票を用いた調査の方法	4-11
4.4.2 アンゴラ元難民に対する聞き取り調査結果	4-16
4.4.3 ルワンダ元難民に対する聞き取り調査結果	4-21
4.4.4 再定住区のザンビア人に対する聞き取り調査結果	4-23
4.4.5 難民居住区のDRC難民に対する聞き取り調査結果	4-25
4.4.6 質問票を用いた社会調査結果のまとめ	4-26
4.5 その他の社会調査結果	4-28
4.5.1 メヘバにおける既存組織等	4-28
4.5.2 住民組織への聞き取り	4-30
4.5.3 ホストコミュニティ・周辺コミュニティの概況	4-34
4.5.4 メヘバ周辺に居を構えるアンゴラ元難民	4-35
4.5.5 難民、元難民、ホスト・周辺コミュニティ間の軋轢の有無	4-36

4.5.6 社会的弱者.....	4-37
4.6 生計活動にかかる調査結果.....	4-38
4.6.1 農業を中心とする生計活動の実態.....	4-38
4.7 生計活動の産物の販売拠点となる周辺マーケットの状況.....	4-47
4.8 メヘバ再定住支援の現状（政府・ドナー・NGO等）.....	4-50
4.8.1 世界銀行による支援内容.....	4-51
4.8.2 生計向上支援.....	4-52
4.8.3 社会的弱者支援.....	4-57
4.9 メヘバ再定住区における基礎インフラの整備状況.....	4-58
第5章 マユクワユクワの概要.....	5-1
5.1 マユクワユクワの概要.....	5-1
5.2 マユクワユクワにおける社会調査の方法等.....	5-3
5.3 対象地域の概要.....	5-3
5.3.1 難民居住区及び再定住区の概要.....	5-3
5.3.2 マユクワユクワ再定住区の区割り進捗.....	5-5
5.3.3 マユクワユクワ再定住区への移動の進捗.....	5-5
5.3.4 移動の進捗に係る課題.....	5-7
5.3.5 移動未完の住民に対するザンビア政府の対応.....	5-9
5.4 マユクワユクワにおける質問票を用いた聞き取り調査.....	5-10
5.4.1 質問票を用いた調査の方法.....	5-10
5.4.2 アンゴラ元難民への聞き取り調査結果.....	5-14
5.4.3 ルワンダ人への聞き取り調査結果.....	5-21
5.4.4 再定住区におけるザンビア人に対する聞き取り調査結果.....	5-23
5.4.5 難民居住区におけるDRC難民.....	5-24
5.4.6 質問票を用いた社会調査結果のまとめ.....	5-25
5.5 その他の社会調査結果.....	5-26
5.5.1 マユクワユクワ再定住区における既存組織.....	5-26
5.5.2 住民組織への聞き取り.....	5-28
5.5.3 マユクワユクワ再定住区のホストコミュニティ.....	5-29
5.5.4 マユクワユクワの周辺コミュニティ.....	5-30
5.5.5 難民、元難民、ホスト・周辺コミュニティ間の軋轢の有無.....	5-32
5.6 生計活動にかかる調査結果.....	5-32
5.6.1 農業を中心とする生計活動の実態.....	5-32
5.6.2 生計活動の産物の販売拠点となる周辺マーケットの状況.....	5-41
5.7 マユクワユクワ再定住区における基礎インフラの整備状況.....	5-42
5.8 マユクワユクワ再定住支援の現状（政府・ドナー・NGO等）.....	5-58
5.8.1 生計向上支援.....	5-58

第 6 章 現地統合促進のための開発課題	6-1
6.1 現地統合事業の課題の整理.....	6-1
6.1.1 調査で確認された推定される事業の進捗状況.....	6-1
6.1.2 事業の実施における課題.....	6-1
6.1.3 事業の管理における課題.....	6-3
6.1.4 インフラ整備における課題.....	6-5
6.1.5 再定住事業における課題.....	6-6
6.2 LI事業を進捗させるために.....	6-7
6.3 実施体制強化の必要性.....	6-11
第 7 章 再定住区・ホストコミュニティにおける支援可能性	7-1
7.1 現地統合事業を進捗させるための支援の検討.....	7-1
7.2 事業実施及び事業管理に対する支援.....	7-4
7.3 生計基盤支援の可能性.....	7-10
7.3.1 支援内容及び対象の検討.....	7-10
7.3.2 他のJICA案件との連携や既存案件の活用の可能性.....	7-12
7.3.3 実施上の留意点.....	7-14
7.4 インフラ整備支援の可能性.....	7-14
7.4.1 支援内容の検討.....	7-15
<参考資料：調達事情>.....	7-58
7.5 支援スケジュール（案）.....	7-60
7.5.1 支援スケジュール（案）.....	7-60
7.5.2 支援実施にあたっての前提条件及び外部条件.....	7-62
7.6 支援に際しての留意事項.....	7-62

表リスト

表 1.1.1	ザンビア政府の難民保護の変遷	1-1
表 1.1.2	ザンビア国内の難民、元難民数	1-3
表 1.2.1	対象地の概要	1-5
表 1.3.1	調査の実施体制	1-11
表 1.3.2	全体工程と調査概要	1-11
表 2.2.1	居住許可書の発行に必要な手続きと担当機関	2-6
表 2.2.2	内務省、内務省難民局の役割	2-6
表 2.2.3	内務省難民局の職員数	2-7
表 2.3.1	スクリーニングの項目	2-9
表 2.3.2	再定住事業に係る法規	2-12
表 2.5.1	再定住スキームに係る各省庁の役割	2-16
表 2.6.1	州と郡の概要	2-18
表 2.6.2	郡と区の構成	2-19
表 2.6.3	国と地方の機能分掌	2-20
表 2.6.4	ザンビアの開発計画	2-24
表 2.7.1	元難民の法的移行に係る進捗状況	2-26
表 2.7.2	元難民のパスポート及び居住許可書の申請に係る状況	2-26
表 2.7.3	メヘバ及びマユクワユクワにおけるLI事業の進捗状況	2-28
表 2.7.4	元難民に対する区画割り当てや移動の進捗等	2-29
表 2.7.5	北西部州における再定住事業の概要	2-30
表 2.7.6	西部州における再定住事業の概要	2-32
表 3.2.1	戦略的フレームワークの記載事項	3-2
表 3.2.2	コンセプトノートの概要	3-7
表 3.2.3	Key Result 1において想定される結果及び予算	3-8
表 3.2.4	Key Result 2.1において想定される結果及び予算	3-8
表 3.2.5	Key Result 2.2において想定される結果及び予算	3-9
表 3.2.6	2017年度年間計画の活動計画と予算額（目標1）	3-14
表 3.2.7	2017年度年間計画の活動計画と予算額（目標2 成果2.1）	3-15
表 3.2.8	2017年度年間計画の活動計画と予算額（目標2 成果2.2）	3-15
表 3.2.9	2017年度年間計画の活動計画と予算額（目標3 成果3.1）	3-16
表 3.2.10	2017年度年間計画の活動計画と予算額（目標3 成果3.3）	3-16
表 3.2.11	2018年度年間活動計画と予算案	3-16
表 3.2.12	地域統合事業の予算規模と2017年間活動計画・資金源	3-18
表 3.2.13	DOR本部の予算（2016、2017年度）	3-19
表 3.2.14	北西部州及び西部州におけるDOR年間予算	3-19
表 3.2.15	メヘバ及びマユクワユクワにおけるDOR年間活動計画	3-20
表 3.2.16	カルンビラ郡DSAの概要	3-21
表 3.2.17	カルンビラ郡DSAにおけるパートナーの活動	3-21

表 3.2.18	カオマ郡DDPの概要	3-22
表 3.3.1	道路区分別の道路延長	3-25
表 3.3.2	舗装済TMD道路ネットワークのコンディション	3-25
表 3.3.3	未舗装TMD道路ネットワークのコンディション	3-25
表 3.3.4	未舗装プライマリー・フィーダー道路ネットワークのコンディション	3-26
表 3.3.5	道路建設に係る設計基準	3-26
表 3.3.6	道路セクターに関連する方針及びガイドライン	3-27
表 3.3.7	The Link Zambia 8000における目標	3-27
表 3.3.8	The Link Zambia 8000における整備段階別の目標	3-27
表 3.3.9	世界銀行とザンビア政府とのIRCP分担表	3-30
表 3.3.10	ザンビアにおける医療施設の分類	3-32
表 3.3.11	ESSPの概要	3-35
表 3.3.12	ザンビアにおける飲料水標準基準の主要項目	3-41
表 3.3.13	第2次国家農業政策（SNAP）の概要	3-45
表 3.3.14	国家農業投資計画（NAIP）の概要	3-47
表 3.3.15	農業省郡事務所（DAO）における予算の構成例（FYR2017・カルンビラ郡）	3-47
表 4.1.1	元難民及びザンビア人の居住区・移動状況別分類	4-1
表 4.2.1	社会調査の内容等	4-3
表 4.3.1	難民居住区の概要	4-4
表 4.3.2	再定住区の概要	4-6
表 4.3.3	各ブロックの区画割り進捗	4-7
表 4.3.4	ブロックA Road 5における踏査結果	4-7
表 4.3.5	ブロックC Road 26における踏査結果	4-8
表 4.3.6	再定住スキームに係る課題	4-9
表 4.4.1	メヘバ難民居住区のアンゴラ人の分類	4-12
表 4.4.2	メヘバ再定住区におけるアンゴラ人の分類	4-12
表 4.4.3	メヘバにおけるルワンダ人の分類	4-12
表 4.4.4	難民居住区の聞き取り対象者内訳	4-13
表 4.4.5	再定住区の聞き取り対象者内訳	4-13
表 4.4.6	調査対象者の基礎情報	4-13
表 4.4.7	メヘバにおける法的移行の進捗状況（調査対象者に占める割合（%））	4-15
表 4.4.8	メヘバにおける再定住スキームの進捗状況	4-15
表 4.4.9	難民居住区において聞き取りを行ったアンゴラ元難民に係る情報	4-17
表 4.4.10	再定住区において聞き取りを行ったアンゴラ元難民に係る情報	4-18
表 4.4.11	アンゴラ元難民の再定住区への移動阻害要因	4-19
表 4.4.12	アンゴラ元難民の再定住区への移動促進要因	4-20
表 4.4.13	アンゴラ元難民の再定住区における支援ニーズ	4-21
表 4.4.14	ブロックD・Gにおけるルワンダ元難民に対する聞き取り調査結果	4-21
表 4.4.15	ルワンダ元難民の再定住区における安定的生活のための支援ニーズ	4-23

表 4.4.16	再定住区におけるザンビア人への聞き取り調査結果	4-23
表 4.4.17	ザンビア人の再定住区における安定的生活のための支援ニーズ	4-24
表 4.4.18	再定住区での安定的生活のためのニーズ	4-26
表 4.4.19	国籍の別による再定住スキームへの見解の整理	4-26
表 4.5.1	メヘバ再定住区における既存組織の概要	4-28
表 4.5.2	難民居住区のCooperative	4-32
表 4.5.3	再定住区のCooperative	4-33
表 4.5.4	周辺コミュニティのCooperative.....	4-34
表 4.5.5	メヘバ周辺コミュニティに居住するアンゴラ元難民への聞き取り調査の概要...4-36	
表 4.6.1	生計活動調査対象者	4-38
表 4.6.2	メヘバ地区における生計活動の結果	4-39
表 4.6.3	再定住区作付実績.....	4-40
表 4.6.4	メヘバ地区の生計活動と季節カレンダー	4-41
表 4.6.5	家計調査世帯の主な支出内容（メヘバ）	4-42
表 4.6.6	メヘバ地区の作物収入.....	4-42
表 4.6.7	メヘバ地区の農業以外の活動収入.....	4-43
表 4.6.8	メヘバ地区の農業ポテンシャル	4-44
表 4.6.9	メヘバ地区の技術支援ニーズ	4-46
表 4.7.1	メヘバ及び周辺地域の市場におけるインタビュー調査結果	4-48
表 4.8.1	メヘバ再定住スキームにおける主な支援実施機関（実施済・実施中）	4-50
表 4.8.2	プロジェクト概要.....	4-51
表 4.8.3	メヘバ及びマユクワユクワにおける社会的弱者に対する家屋建設支援の状況...4-57	
表 4.8.4	メヘバ及びマユクワユクワにおけるCash Based Intervention Programmeの対象者数	4-58
表 4.9.1	メヘバ再定住区におけるインフラ開発の計画	4-61
表 4.9.2	メヘバにおける道路整備状況の概要	4-61
表 4.9.3	メヘバ再定住区における教育施設の概要	4-65
表 4.9.4	メヘバ再定住区の各学校の生徒数・教室数等	4-68
表 4.9.5	メヘバ難民居住区における教育施設の概要	4-69
表 4.9.6	メヘバ難民居住区の各学校の生徒数・教室数等	4-70
表 4.9.7	メヘバ再定住区における保健施設の概要	4-72
表 4.9.8	メヘバ再定住区の医療従事者数・医療設備（保健施設別）	4-73
表 4.9.9	メヘバ再定住区における保健施設の概要	4-74
表 4.9.10	メヘバ難民居住区の医療従事者数・医療設備（保健施設別）	4-76
表 4.9.11	メヘバ再定住区における井戸敷設状況	4-76
表 4.9.12	メヘバ再定住区における社会的弱者に対する住宅供給支援	4-78
表 5.2.1	社会調査の内容等.....	5-3
表 5.3.1	マユクワユクワのゾーン別概要	5-3
表 5.3.2	マユクワユクワのゾーン別概要（つづき）	5-4

表 5.3.3	マユクワユクワ再定住区におけるゾーン別区割り状況	5-5
表 5.3.4	マユクワユクワ再定住区Towerゾーンの居住世帯に対する聞き取り調査結果	5-6
表 5.3.5	マユクワユクワ再定住区Shibangaゾーンの居住世帯に対する聞き取り調査結果..	5-7
表 5.3.6	再定住区への移動に係る課題（マユクワユクワ）	5-8
表 5.3.7	コンフリクトケースの聞き取り結果	5-9
表 5.4.1	マユクワユクワにおけるアンゴラ人の分類	5-10
表 5.4.2	マユクワユクワにおけるルワンダ人の分類	5-10
表 5.4.3	マユクワユクワ難民居住区における聞き取り対象者内訳	5-11
表 5.4.4	調査対象者の基礎情報	5-12
表 5.4.5	マユクワユクワにおける法的移行の進捗状況（調査対象者に占める割合(%)） ..	5-13
表 5.4.6	マユクワユクワにおける再定住スキームの進捗状況（調査対象者に占める割合(%)）	5-13
表 5.4.7	マユクワユクワにおける聞き取り調査結果（ゾーン別）	5-14
表 5.4.8	マユクワユクワ再定住区における世帯の移動進捗状況	5-16
表 5.4.9	移動の阻害要因	5-17
表 5.4.10	現居住地である難民居住区・再定住区のメリット	5-18
表 5.4.11	難民居住区のデメリット	5-18
表 5.4.12	居住者及び移動前の住民が考える再定住区のメリット	5-19
表 5.4.13	居住者及び移住前の住民が考える再定住区のデメリット	5-19
表 5.4.14	ニーズに係る調査結果	5-20
表 5.4.15	両サイトのルワンダ人に係る相違点	5-21
表 5.4.16	ルワンダ人に係る調査結果	5-21
表 5.4.17	ルワンダ人の再定住区における支援ニーズ	5-23
表 5.4.18	再定住区におけるザンビア人への聞き取り調査結果	5-23
表 5.4.19	ザンビア人の再定住区における安定的生活のための支援ニーズ	5-24
表 5.4.20	難民居住区におけるDRC難民への聞き取り調査結果	5-25
表 5.5.1	既存組織の概要	5-27
表 5.5.2	Cooperativeの聞き取り結果	5-29
表 5.5.3	聞き取り対象2村の概要	5-31
表 5.6.1	生計活動調査対象者	5-33
表 5.6.2	マユクワユクワ地区における生計活動の結果	5-34
表 5.6.3	再定住区作付実績	5-34
表 5.6.4	マユクワユクワ地区の生計活動と季節カレンダー	5-35
表 5.6.5	家計調査世帯の主な支出内容（マユクワユクワ）	5-36
表 5.6.6	マユクワユクワ地区の作物収入	5-37
表 5.6.7	マユクワユクワ地区の農業以外の活動収入	5-37
表 5.6.8	メヘバ地区の農業ポテンシャル	5-38
表 5.6.9	マユクワユクワ地区の農業ポテンシャル、技術支援ニーズ	5-40
表 5.6.10	聞き取り調査結果（市場）	5-41

表 5.7.1	マユクワユクワ再定住区におけるインフラ開発計画	5-43
表 5.7.2	マユクワユクワ再定住区内の道路整備状況の概要	5-45
表 5.7.3	マユクワユクワの再定住区内教育施設の詳細	5-48
表 5.7.4	マユクワユクワ再定住区内の小学校の生徒数・教室数等	5-49
表 5.7.5	マユクワユクワ難民居住区内における教育施設の概要	5-49
表 5.7.6	マユクワユクワ難民居住区内の各学校の生徒数、教室数等	5-51
表 5.7.7	マユクワユクワ再定住区内保健施設の概要	5-53
表 5.7.8	マユクワユクワ再定住区の医療従事者数・医療設備（保健施設別）	5-54
表 5.7.9	マユクワユクワ再定住区内水供給施設整備状況	5-55
表 5.7.10	既設農業施設	5-57
表 5.7.11	マユクワユクワ再定住者に対する住宅支援内容	5-57
表 5.8.1	再定住区における支援機関活動内容	5-58
表 7.2.1	事業計画（工程表）の例	7-5
表 7.3.1	JICA既存案件（農業）との連携可能性	7-13
表 7.4.1	メヘバ地区既存教育施設の概要	7-18
表 7.4.2	区域内道路支援対象数量	7-23
表 7.4.3	道路支援対象数量（再定住区外）	7-26
表 7.4.4	Primary School 参考整備費	7-27
表 7.4.5	整備対象数量（Meheba F Primary School）	7-31
表 7.4.6	整備対象数量（Meheba H Primary School）	7-32
表 7.4.7	整備対象数量（Block E Community School）	7-32
表 7.4.8	整備対象数量（Block G Community School）	7-32
表 7.4.9	整備対象数量（Block H Centre 4 Community School）	7-33
表 7.4.10	整備対象数量（Block H Centre 5 Community School）	7-33
表 7.4.11	整備対象数量（再定住区内：Primary School 9施設）	7-33
表 7.4.12	整備対象数量（Clinic H）	7-34
表 7.4.13	整備対象数量（再定住区内：Health Centre 6施設）	7-34
表 7.4.14	水供給施設支援数量	7-40
表 7.4.15	支援数量総括表（再定住区内）	7-40
表 7.4.16	ブロック別支援数量総括表（再定住区内）	7-41
表 7.4.17	支援数量総括表（再定住区外）	7-42
表 7.4.18	概算工事費（再定住区内）	7-42
表 7.4.19	概算工事費（再定住区外）	7-43
表 7.4.20	整備インフラの優先順位	7-44
表 7.4.21	道路支援数量（再定住区内）	7-50
表 7.4.22	道路支援対象数量（区域外）	7-52
表 7.4.23	支援対象数量（Shibanga Primary School）	7-53
表 7.4.24	支援対象数量（Lyamunale Primary School）	7-53
表 7.4.25	支援対象数量（Jacob Mpepo Community School）	7-54

表 7.4.26	支援対象数量（再定住区内Primary School 5施設）	7-54
表 7.4.27	支援対象数量（Shibanga Clinic）	7-54
表 7.4.28	支援対象数量（Dr. Dominc Minyoi Health Post）	7-55
表 7.4.29	支援対象数量（再定住区内：Health Centre 1施設及びHealth Post 1施設）	7-55
表 7.4.30	支援対象数量（水供給施設）	7-55
表 7.4.31	支援数量総括表（再定住区内）	7-55
表 7.4.32	支援数量総括表（再定住区内）	7-56
表 7.4.33	概算工事費(再定住区内)	7-56
表 7.4.34	概算工事費(再定住区外)	7-57
表 7.4.35	整備インフラの優先順位付け	7-57
表 7.4.36	ザンビアにおける建設業のカテゴリー	7-59
表 7.4.37	ザンビアにおける施工会社のクラス分け	7-59
表 7.4.38	北西部州及び西部州における登録施工業者のクラスごと登録業者数	7-60
表 7.5.1	経年毎の支援活動内容（案）	7-61
表 7.6.1	配慮事項	7-63

図リスト

図 1.2.1	メヘバ地区概況図	1-7
図 1.2.2	マユクワユクワ地区概況図	1-9
図 2.1.1	現地統合事業の3つの柱	2-1
図 2.1.2	LI事業2大柱（法的移行及び再定住スキーム）に係るプロセス	2-2
図 2.1.3	LI事業の進捗状況（メヘバ）	2-3
図 2.1.4	LI事業の進捗状況（マユクワユクワ）	2-4
図 2.2.1	内務省難民局の組織図	2-8
図 2.2.2	内務省難民局の新組織図案	2-8
図 2.3.1	副大統領府におけるDORの位置づけ	2-11
図 2.3.2	副大統領府再定住局の実施体制図	2-13
図 2.5.1	各担当省庁の役割模式図	2-15
図 2.6.1	州・郡及び地域統合事業対象地（出典:調査団）	2-19
図 2.6.2	西部州庁の組織	2-22
図 2.6.3	郡の組織図（カオマ郡）	2-23
図 2.6.4	郡の組織図（カルンビラ郡）	2-23
図 2.7.1	北西部州における再定住事業位置図	2-30
図 2.7.2	西部州における再定住事業位置図	2-32
図 3.3.1	道路整備関連省庁の役割模式図	3-24
図 3.3.2	“The Link Zambia 8000”	3-28
図 3.3.3	AfriDevイメージ図	3-38
図 3.3.4	India MarkII 現地設置イメージ写真	3-38
図 3.3.5	徐鉄装置イメージ図	3-39

図 3.3.6	機器の選定プロセス	3-40
図 3.3.7	州農業事務所 (PAO) 組織図	3-48
図 3.3.8	郡農業事務所 (DAO) 組織図	3-49
図 3.3.9	MoCDSSコミュニティ開発局組織図 (全国)	3-50
図 3.3.10	現金給付スキームの実施フロー	3-51
図 4.1.1	メヘバブロックの状況図	4-2
図 4.6.1	家計調査世帯の年間収入 (メヘバ)	4-42
図 4.6.2	家計調査世帯の年間支出 (メヘバ)	4-42
図 4.6.3	水稲の状況	4-43
図 4.6.4	FFS施設の状況	4-45
図 4.7.1	ルムワナ鉱山とメヘバ地区の位置	4-49
図 4.9.1	メヘバ全体計画図	4-60
図 4.9.2	施工済道路位置図	4-62
図 4.9.3	整備済教育施設位置図	4-64
図 4.9.4	メヘバ再定住区の各学校の現況写真	4-68
図 4.9.5	整備済保健施設位置図	4-71
図 4.9.6	給水設備設置済位置図	4-77
図 4.9.7	市場施設と掘削中の井戸	4-78
図 4.9.8	PHASE 1で供給された住宅の概要	4-79
図 4.9.9	PHASE 2で供給されたシェルターの概要	4-79
図 5.1.1	マユクワユクワゾーン分け	5-2
図 5.6.1	家計調査世帯の年間収入 (左図) と年間支出 (右図) (マユクワユクワ)	5-36
図 5.6.2	マユクワユクワ難民居住区・再定住区周辺及び稲作を行う区画 (世帯) 位置	5-39
図 5.7.1	マユクワユクワ全体計画図	5-44
図 5.7.2	再定住区内施工済道路位置図	5-45
図 5.7.3	教育施設位置図	5-47
図 5.7.4	整備済保健施設位置図	5-52
図 5.7.5	給水設備設置済位置図	5-56
図 5.8.1	乾燥させた豆 (cowpea) を貯蔵する農家 (マユクワユクワにて)	5-59
図 7.2.1	工区分けイメージ	7-4
図 7.2.2	区画募集時に使用する図面のイメージ	7-6
図 7.2.3	区画の割り当て方法イメージ	7-7
図 7.2.4	LI事業対象者のデータベースイメージ	7-8
図 7.2.5	情報整理 (MIS) のイメージ	7-8
図 7.2.6	GISを利用した“各区画の状況”のイメージ図	7-9
図 7.2.7	工事進捗管理図イメージ	7-9
図 7.4.1	メヘバ地区既存教育施設のアクセス性の確認	7-16
図 7.4.2	メヘバ地区教育施設の整備方針	7-17
図 7.4.3	メヘバ地区保健施設のアクセス性の確認	7-20

図 7.4.4	メヘバ地区保健施設の整備方針	7-21
図 7.4.5	フィーダー道路標準断面図 (RDAより)	7-22
図 7.4.6	3連ボックスカルバート断面図	7-24
図 7.4.7	橋梁断面図 (L=20m)	7-25
図 7.4.8	道路位置図	7-25
図 7.4.9	Primary School 標準レイアウト	7-27
図 7.4.10	標準1 x 2 Classroom Block フロアプラン (MoGEより)	7-28
図 7.4.11	標準1 x 2 Classroom Block 側面図 (MoGEより)	7-28
図 7.4.12	標準1 x 3 Classroom Block フロアプラン (MoGEより)	7-29
図 7.4.13	標準1 x 3 Classroom Block 側面図 (MoGEより)	7-29
図 7.4.14	標準Staff House レイアウト図 (MoGEより)	7-30
図 7.4.15	標準Staff House 側面図 (MoGEより)	7-30
図 7.4.16	トイレ標準図 (MoGEより)	7-31
図 7.4.17	Health Post TYPE I 標準図 (平・断面図)	7-35
図 7.4.18	Health Post TYPE I 標準図 (側面図)	7-35
図 7.4.19	Health Post TYPE II 標準図 (平・断面図)	7-36
図 7.4.20	Health Post TYPE II 標準図 (平面)	7-36
図 7.4.21	Health Centre 標準レイアウト	7-37
図 7.4.22	Health Centre平面図・立面図 (OPD Block)	7-37
図 7.4.23	Health Centre平面図・立面図 (IN PATIENT Block)	7-38
図 7.4.24	Health Centre平面図・立面図 (STORES、LAUNDRY)	7-38
図 7.4.25	Health Centre (INCINERATOR)	7-39
図 7.4.26	Health Centre平面図・立面図 (SINGLE UNIT VIP TOILET)	7-39
図 7.4.27	井戸標準断面図 (出典：JICA CDCDプロジェクト)	7-40
図 7.4.28	マユクワユクワ地区の既存教育施設のアクセス性確認	7-46
図 7.4.29	マユクワユクワ地区の教育施設の整備方針	7-47
図 7.4.30	マユクワユクワ地区の保健施設の整備方針	7-49
図 7.4.31	区域内道路標準断面図	7-50
図 7.4.32	対象道路位置図	7-51
図 7.4.33	D792標準断面図 (計画)	7-51
図 7.4.34	R.C.C橋梁 L=40m (参考)	7-52
図 7.6.1	ルムワナ開発計画	7-64

ANNEX

Annex 1: 日程表

Annex 2: 調査対象者リスト

Annex 3: 議事録

Annex 4: 質問票

略 語 表

略語	英語	日本語
AAR	Association for Aid and Relief, Japan	難民を助ける会
AEZ	Agricultural Ecological Zone	農業生態ゾーン
AWP	Annual Work Plan	年間活動計画
BoQ	Bill of Quantities	数量詳細表
BPRM/PRM	Bureau of Population, Refugees and Migration	米国国務省人口・難民・移住局
COR	Commissioner of Refugees	難民局（内務省）
DACO	District Agricultural Coordination Office	郡農業調整事務所
DDCC	District Development Coordination Committee	郡開発調整委員会
DDP	District Development Plan	郡開発計画
DOR	Department of Resettlement, the Office of the Vice-President	再定住局（副大統領府）
DJOC	District Joint Operation Committee	郡合同運営委員会
DWA	Zambia Department of Water Affairs	ザンビア水道公社
D-WASHE	District Water Sanitation Hygiene and Education Committee	郡水衛生員会
EU	European Union	欧州連合
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国際連合食糧農業機関
FFS	Farmers Field School	ファーマーズ・フィールド・スクール
FISP	Farm Input Support Programme	農民農業投入物資支援プログラム（または「農業投入財補助金プログラム」）
FRA	Food Reserve Agency	食糧備蓄庁（または「食糧保管庁」）
iDE	International Development Enterprises	iDE
IDP	Integrated Development Plan	（郡）総合開発計画
ILO	International Labour Organization	国連国際労働機関
P152821WB	Project for Displaced Person & Border Communities (P152821) (World Bank)	世界銀行 実施予定の再定住対応プロジェクト
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
LI	Local Integration	現地統合
LRA	Local Road Authority	地方道路局
MoA	Ministry of Agriculture	農業省
MoCDSS	Ministry of Community Development and Social Services	コミュニティ開発・社会サービス省
MoCTI	Ministry of Commerce, Trade and Industry	商務省
MoF	Ministry of Finance	財務省
MoGE	Ministry of General Education	教育省
MoH	Ministry of Health	保健省
MoHA	Ministry of Home Affairs	内務省
MoHID	Ministry of Housing and Infrastructure Development	住宅インフラ開発省
MoLG	Ministry of Local Government	地方自治省
MoLNR	Ministry of Lands and Natural Resources	国土・天然資源省
MoWDSEP	Ministry of Water Development, Sanitation and Environmental Protection	水資源開発・衛生・環境保全省
MoWS	Ministry of Works and Supply	公共事業・調達省
MoYSCH	Ministry of Youth, Sport and Child Development	青少年・スポーツ省
MTEF	Midterm Expenditure Framework	中期歳出枠組み
NDP/7NDP	(Seventh) National Development Plan	（第7次）国家開発計画
NGO	Non-Governmental Organizations	非政府組織
NRFA	National Road Fund Administration	国家道路基金庁
O&M	Operation and Maintenance	維持管理
OSG	Office of Surveyors General	測量監督室
PAO	Provincial Agricultural Officer	州農業官
PACO	Provincial Agricultural Coordination Office	州農業調整事務所
PDP	Provincial Development Plan	州開発計画
PNA	Peace building Needs and Impact Assessment	紛争予防配慮
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper	貧困削減戦略文書

略語	英語	日本語
RDA	Road Development Agency	ザンビア道路開発局
RO	Refugee Officer	難民オフィサー（内務省）
SOMAP	The Project for Support in National Roll-out of Sustainable Operation and Maintenance Programme	地方給水維持管理コンポーネント支援プロジェクト
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UN-Habitat	United Nations Human Settlements Programme	国連人間居住計画
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNV	UN Volunteer	国連ボランティア
V-WASHE	Village Water Sanitation Hygiene and Education Committee	村落水衛生員会
WB	World Bank	世界銀行
WDC	Ward Development Committee	ワード開発委員会
WFP	World Food Programme	国連世界食料計画
WHO	World Health Organization	世界保健機構
ZARI	Zambia Agricultural Research Institute	ザンビア農業研究所（農業省）
ZESCO	Zambia Electricity Supply Corporation. Limited	ザンビア電力公社
ZI	Zambia Initiative	ザンビア・イニシアティブ
ZNS	Zambia National Service	ザンビア国家サービス（公共事業に従事する軍部隊）
ZMW	Zambia Kwacha	ザンビアクワチャ（現地通貨）

本報告書で用いる為替レートは以下のとおりである。

1 ドル=110.733 円

1 クワチャ（ZMW）=12.08437 円

1 ドル=9.163 クワチャ

（2017年8月 JICA 精算レート表より）

第1章 調査の概要

1.1 調査実施の背景及び目的

多くのアフリカ諸国が独立を果たした1960年代以降、ザンビアは隣国のアンゴラやコンゴ民主共和国（以下、DRC）のほか、多くの周辺国から難民を受け入れてきた。1970年には「難民（管理法）」（Refugee Control Act, Law of Zambia, Chapter 120）を公布し、国内に6カ所の難民収容施設を設置し、2002年には難民人口が27万人に達した。2003年に開始したUNHCR（United Nations High Commissioner for Refugees：国連難民高等弁務官事務所）主体の帰還プログラムによる難民人口の減少を受け、現在、本調査対象地である北西部州カルンビラ郡メヘバ（Meheba, Kalumbila District, North-Western Province）と西部州カオマ郡マユクワユクワ（Mayukwayukwa, Kaoma District, Western Province）の2カ所を残して他のキャンプは閉鎖された。ザンビア政府の難民保護の変遷を下表に示す。

表 1.1.1 ザンビア政府の難民保護の変遷

1960年代：多くのアフリカ諸国が独立を果たし、周辺国であるアンゴラをはじめ、モザンビーク、DRC、ジンバブエ、ナミビアでの反アパルトヘイト運動や独立解放闘争、内戦によって、多くの難民が発生しザンビアへ流入した。
1966年：マユクワユクワ難民居住区設置
1969年：ザンビアは難民の地位に関する1951年の条約（1951年条約）、アフリカ統一機構条約に加入した。 1967年に採択された難民の地位に関する議定書（Protocol Relating to the Status of Refugees, New York Protocol）に加盟。これにより、ザンビア国内の多くの難民は、難民としての地位を認められることとなった
1970年：難民（管理）法の公布
1971年：メヘバ難民居住区設置、その他4カ所の難民居住区設置（ウクミ（Ukwimi）、カラ（Kala）、ナングウェシ（Nangweshi）とムワンゲ（Mwange））
2001年：難民に対する人道支援と受入地域に対する開発援助のリンケージを念頭に置きつつ、アンゴラ難民の受入地域である西部地域の貧困対策に難民を参加させる「ザンビア・イニシアティブ」を開始
2002年：アンゴラ内戦終結
2003年：UNHCRによるアンゴラへの帰還プログラム開始（2006年終了）
2012年：アンゴラ人の難民資格停止、2013年にルワンダ人の難民資格停止
2014年：ザンビア・イニシアティブ期間の教訓をもとに、UNHCR主導のもと「戦略的フレームワーク」文書策定
2014年：共同イニシアティブ「ソリューションズ・アライアンス（Solutions Alliance）」国別グループ参加（日本も同年6月に支援グループへの参加）
2016年：ソリューションズ・アライアンス後の新たな枠組みとして、「難民と移民に関する国連サミット」において「包括的難民支援枠組み（Comprehensive Refugee Response Framework: CRRF）」が公約された。なお、この新しい枠組みにおいて、ザンビアはパイロット国には含まれていない（2017年10月時点）。

帰還プログラムの実施により、2003年以降、多くの難民、特にアンゴラ難民が本国への帰還を果たしたものの、政治的な理由や長年住み慣れたザンビアを去ることへの抵抗感などから本国へ帰還することを選択しない長期化難民も多い。本国への自主帰還支援だけでは対応出来ない難民や、隣国DRCの情勢悪化により現在も多くの難民が2カ所の難民居住区に流入してきており、新たな難民を受け入れるためのキャパシティが不足しているという課題も抱えている。国際的にも長期化難民の増加を受け、難民の自主帰還への支援同様、庇護国での現地統合が重視されるようになった。

一方、2002年、国連総会において「コンベンション・プラス」アプローチが提示され、「難民のための開発型支援（Development Assistance for Refugees: DAR）」及び「地元地域への定住を通じた開発（Development through Local Integration: DLI）」といった考え方が提唱された。これを受けて、ザンビアでは、難民に対する人道支援と受入地域に対する開発援助のリンケージを念頭に置きつつ、アンゴラ難民の受入地域である西部地域の貧困対策に難民を参加させる「ザンビア・イニシアティブ（Zambia Initiative: ZI）」が開始された。ZIは、コンベンション・プラスのグッドプラクティスとして、ザンビアが長期化難民の恒久的解決のモデルとして注目を集めるきっかけとなった。

ZI期間の教訓をもとに、2014年にはUNHCR主導のもと「戦略的フレームワーク（Strategic Framework for the Local Integration of Former Refugees in Zambia）」文書が策定され、長期化難民の計画的な現地統合事業（以下、LI事業）が発表された（3.2.1に詳述）。これを受け、内務省難民局（Commissioner for Refugees: COR）及びUNHCRは、2014年以降、①居住許可書発給等の支援を通じた法的地位の付与、②メヘバ・マユワユクワの難民居住区に隣接して設置された再定住区への移転と再定住区のインフラ整備等を盛り込んだ統合再定住スキーム、③ホストコミュニティや周辺コミュニティの支援を盛り込んだ難民流入による影響を受けた地域でのアドボカシー、を3つの柱として、元難民とザンビア国民両者を対象とした支援に取り組んできた。

現地統合の効率的・効果的实施を目的に、COR、UNHCR主導の省庁横断のSC（Steering Committee、議長：内務省難民局）が設置された。現地統合のための法的地位移行の適用条件はSC傘下の技術委員会によりザンビア国憲法、移住・強制送還法、難民（管理）法に基づき、整理されている。

元難民への居住許可書発行が開始された2011年には、1966～1986年の間にザンビアに入国したアンゴラ難民約1万人が法的地位移行の適用対象となった。さらに、「戦略的フレームワーク」の第2フェーズ開始年である2015年には、1987～2003年にザンビアに入国した難民も法的地位移行の適用対象となり、新たにアンゴラ難民約4,000人とルワンダ難民約3,500人がLI事業の対象となった。こうして、それぞれ難民資格が停止した13,981人のアンゴラ元難民、3,451人のルワンダ元難民が、現地統合の対象となった。

ザンビア国内の難民、元難民の数を出身国別に下表に示す。

表 1.1.2 ザンビア国内の難民、元難民数

Site	Nationality	Total Refugees	Total Asylum Seekers	Former Angolan Refugees	Former Rwandan Refugees	Grand Total
Meheba Settlement	Angolan	0	0	7,026	0	20,185
	DR Congolese	7,770	114	0	0	
	Rwandan	329	0	0	3,307	
	Burundi	1,381	20	0	0	
	Somali	188	11	0	0	
	Others	39	0	0	0	
	Sub Total	9,707	145	7,026	3,307	
Mayukwayukwa Settlement	Angolan	0	0	6,955	0	13,662
	DR Congolese	6,308	0	0	0	
	Rwandan	19	0	0	144	
	Burundi	227	0	0	0	
	Somali	9	0	0	0	
	Others	0	0	0	0	
	Sub Total	6,563	0	6,955	144	
Self-settled (28 Districts in 5 Provinces)	Angolan	0	0	5,890	0	12,404
	DR Congolese	4,429	0	0	0	
	Burundi	400	0	0	0	
	Rwandan	0	0	0	914	
	Somali	700	0	0	0	
	Others	71	0	0	0	
	Sub Total	5,600	0	5,890	914	
Urban	Angolan	0	0	58	0	12,217
	DR Congolese	3,792	2,318	0	0	
	Rwandan	452	28	0	794	
	Somali	1,623	543	0	0	
	Burundi	1,541	775	0	0	
	Others	231	62	0	0	
	Sub Total	7,639	3,726	58	794	
TOTAL		29,509	3,871	19,929	5,159	58,468
Total Angolan and Rwanda former refugees				25,088		

出典：UNHCR（2017年7月）

しかし、移転・現地統合は当初計画通りには進んでいないのが現状である。「戦略的フレームワーク」に基づき、CORとUNHCRにより2014年に開始されたLI事業は、当初2015年を期限に実施されたが、再定住区への対象者の移住が思うように進まなかった現状等から期限を2016年まで延長して実施された。しかし2016年のプロジェクト終了時点においても元難民の再定住区への移住進捗は芳しくなく、LI事業は2017年にその主体が副大統領府再定住局（Department of Resettlement: DOR）とUNDP（United Nations Development Programme：国連開発計画）に移管され、現在に至っている。

対象地区の状況としては、LI事業以前の難民居住区の一部を再定住区としているため、難民居住区と再定住区が隣接しており、その難民居住区における現在の事業実施体制は、引き続きCORとUNHCRが担っている。

上記背景のもと、我が国にも支援が要請され、今後の協力方針を検討するにあたり、対象地域における現地統合の状況、再定住計画、移転先の現状、政府及びドナー・NGOを含むステークホルダーの取り組み等について詳細な情報収集を行うこととなった。

本調査の目的は、特に再定住計画及び農業を中心とした生計活動に関連した現状・課題に関する情報収集を行い、今後の支援方針、現地統合促進に寄与する具体的な支援内容を提案することである。

1.2 調査対象地域の概要

調査対象地域は、北西部州カルンビラ郡のメヘバ及び西部州カオマ郡マユクワユクワの難民居住区、再定住区、ホストコミュニティ及び周辺コミュニティである。当該地域での調査に加え、省庁や国連機関等が集中している首都ルサカでの資料収集、聞き取り調査を実施している。

1.2.1 北西部州の概要

メヘバ (Meheba) は、ザンビア10州のうちの1州である北西部州 (North-Western Province) に位置している。北西部州は面積125,826 km²で国土の16.7%を占め、2番目に大きな面積を有する州であるが、人口密度は全国で最小である。また、第7次国家開発計画 (Seventh National Development Planning: 7NDP) によれば、北西部州は、鉱業、農業及び林業にポテンシャルを有する州とされている。しかし、当該州の貧困度は高いと言われており、また、道路や鉄道が未整備であること等の影響を受けて、コッパーベルト州 (Copperbelt Province) に次いで2番目に銅鉱床が多いとされているにも関わらず、採掘活動は遅れを取っているのが現状である。

北西部州は、10郡、12の選挙区で構成されている。メヘバは、カルンビラ郡 (Kalumbila District) に位置している。カルンビラ郡はムシンダノ郡 (Mushindano District) とともに、2015年8月にソルウェジ郡 (Solwezi District) から分割、新設された郡であり、1選挙区、10区で構成されている。カルンビラ郡はもともと、ソルウェジ・ウェスト、ムシンダノ郡はソルウェジ・イーストに位置していたが、最大手の採掘会社であるFirst Quantum Mineralsによる郡中心地の開発支援等もあり、2015年にソルウェジ郡から分離、新設されるに至った。なお、州都はソルウェジであり、DORやライン省庁の州レベル機関はソルウェジに置かれている。

北西部州は、降水量の多い地域に位置し、雨期は11月から4月の6カ月にわたる。ザンビアの南部では年間降水量が1,000 mm程度であるのに対し、当該州は1,300 mm～1,400 mmとなっている。また、2010年に実施されたセンサスによると、州人口の約88%が農業に従事している。主要作物としてメイズが重要性を増す中、酸性土壌のために州におけるメイズの生産量は低いものとなっている。当該州ではメイズのほか、コメ、雑穀、ラッカセイや豆類が栽培されている。

農業以外のポテンシャルとしては、既述の鉱業ポテンシャルが挙げられる。カレングワ (Kalengwa)、カンザンシ (Kansanshi)、ムウィニルンガ (Mwinilunga) 及びメヘバの近隣に位置するルムワナ (Lumwana) における銅のほか、カンザンシでは金も産出しており、特に、メヘバ近隣のルムワナは、2010年時点で州最大の銅産出量を誇っている。また、ザンベジ川 (Zambezi River)、カフエ川 (Kafue River)、カボンポ川 (Kabompo River) の3つの川が州を貫流しており、観光の名所も点在するなど、観光地としてのポテンシャルも有する。

1.2.2 西部州の概要

マユクワユクワ（Mayukwayukwa）が位置する西部州（Western Province）は面積が126,386 km²とザンビア最大の州であり、国土面積の17%を占める。人口密度は3番目に低い州となっている。西部州は、7郡、20の選挙区で構成されており、マユクワユクワは7郡のうちの一つであるカオマ郡（Kaoma District）に属している。カオマ郡は2選挙区、16区から構成されている。なお、州都はモング（Mongu）であり、DORを始めとする州レベルの機関はモングに置かれている。

西部州は社会インフラや道路を含むインフラ整備率の悪さや固有の樹木の違法伐採等の課題を抱えており、貧困率や失業率が高い地域でもある。一方、7NDPによれば、当該州は家畜飼育やコメやキャッサバの栽培、カシューやマンゴーといった果樹栽培、材木となりうる樹種の栽培等のための土地を有しており、土地の有効利用により人々の生計向上を図り、ひいては当国の経済成長にも寄与し得る州として位置づけられている。

州の土壌は、砂質土壌の台地と、ロームが堆積してできた肥沃な土壌を有する平地に分けられる。ザンベジ川流域は州面積の10%を占め、肥沃な土壌を有するものの、州の全体的な土壌肥沃度は低く、農業には適していないのが現状である。農業生産性は低いものの、2010年のセンサスによると、州人口の約89%は農業に従事している。

カオマはソルウェジから約370 km離れており、舗装道路のM8号線及びラテライト舗装道路のD301号線を利用して車両で6~7時間の距離に位置している。D301はラテライト舗装で走行性は悪いが、ナミビアとの鉱物輸送道路として需要が高く、トラックが多く行き交う道路となっている。

1.2.3 メヘバ及びマユクワユクワの概要

本調査の対象となっている2サイトの概要を下表に、次々頁以降に対象地域の概況図及び写真を示す。なお、統計によれば、両サイト外にも7,656人の元難民が居住している。また、難民居住区には、雇用等の背景からザンビア人世帯も一定数居住しているが、下表に示す人口はUNHCRの資料に基づく難民及び元難民を示している。

表 1.2.1 対象地の概要

項目	メヘバ	マユクワユクワ
設立年	1971年	1966年
人口	20,185人(うち元難民: 10,333人) (UNHCR, 2017年7月現在)	13,662人(うち元難民: 7,099人) (同左)
面積	686 km ² (再定住区: 442 km ²)	162 km ² (再定住区: 85 km ²)
州都からのアクセス	車で1時間半程度の距離に位置し、幹線道路(T5)に面する。再定住区は、T5から約10 km程度入り込んだ南側半分が中心となるが、ブロックFの一部はT5に面する。	車で2時間半程度の距離に位置する。メイン道路M9号線をカオマ方面に車で1時間半移動したあと、未舗装道路を1時間程度かけて走行する。
郡中心部からのアクセス	T5を利用して車で5~10分程度の距離に位置する。	M9を10 km程走行したあと、55 km程度の未舗装道路を走行した場所に位置する。
農業適正等	砂質堆積土でマユクワユクワに比して肥沃であるものの、全国平均は下回っている。	砂質土で農業に適しているとは言えず、収量(特にメイズ)は全国平均を大きく下回っている。

項目	メヘバ	マユクワユクワ
その他	<p>鉱山や農産加工の企業が複数あり、鉱山関係者への食糧支給も含め、農産物の需要は高い。</p>	<p>アクセスの悪さは、安全上の観点からあえて不便な場所を難民居住区として選定したという経緯にも起因する。 現時点で農業の売り先は域内及び州都モング及び郡都カオマのみであり、近隣の市場ポテンシャルは限定的である。</p>

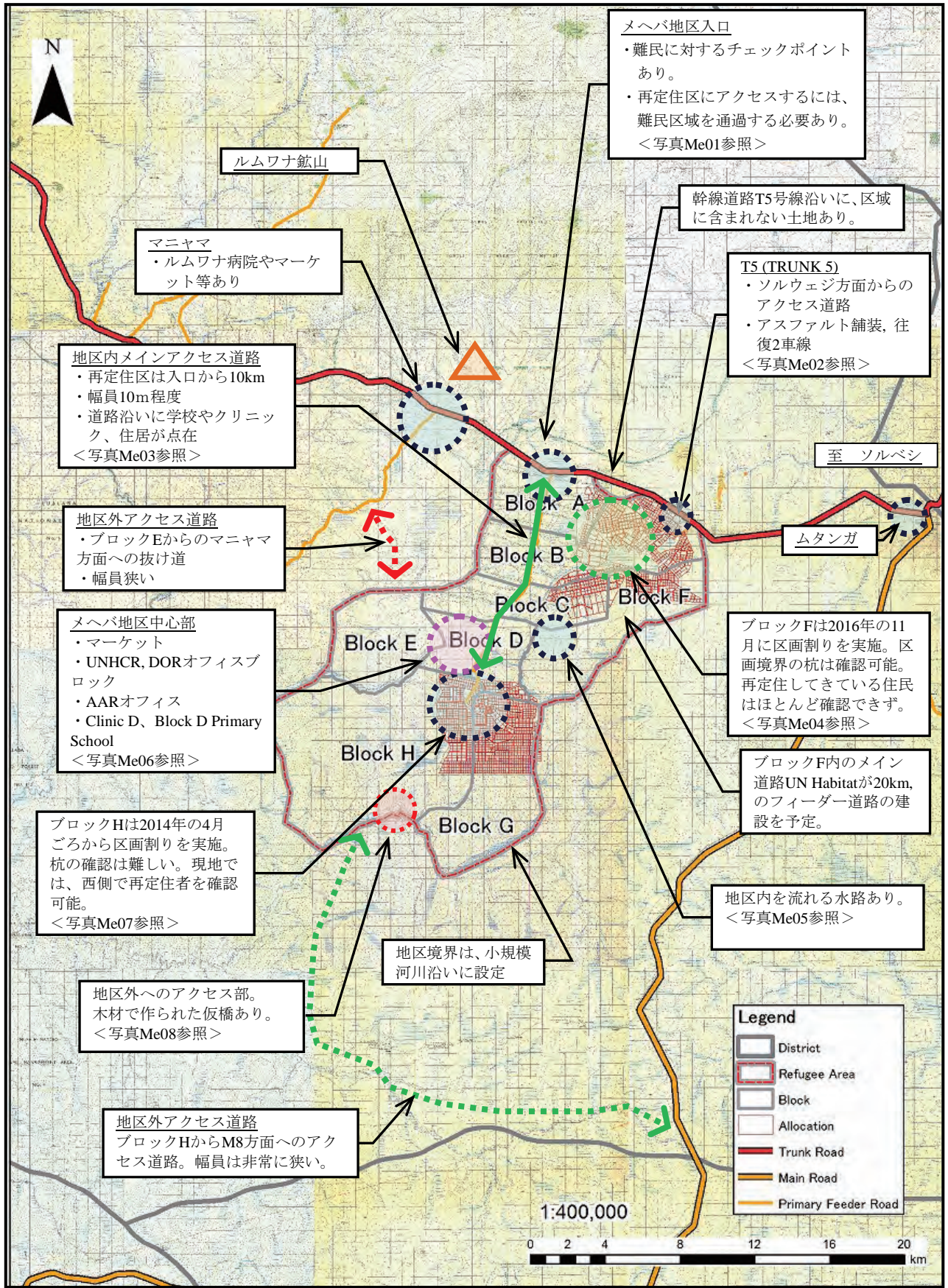


図 1.2.1 メヘバ地区概況図



■ メヘバ地区 写真Me01



■ メヘバ地区 写真Me02



■ メヘバ地区 写真Me03



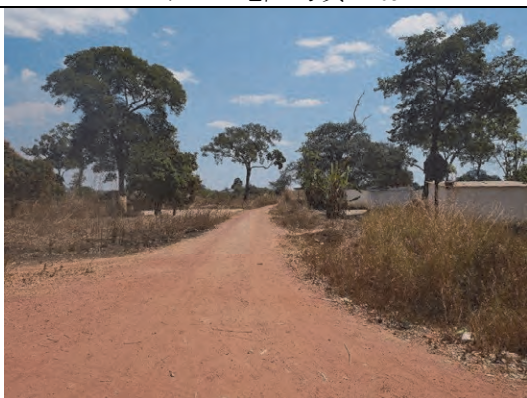
■ メヘバ地区 写真Me04



■ メヘバ地区 写真Me05



■ メヘバ地区 写真Me06



■ メヘバ地区 写真Me07



■ メヘバ地区 写真Me08

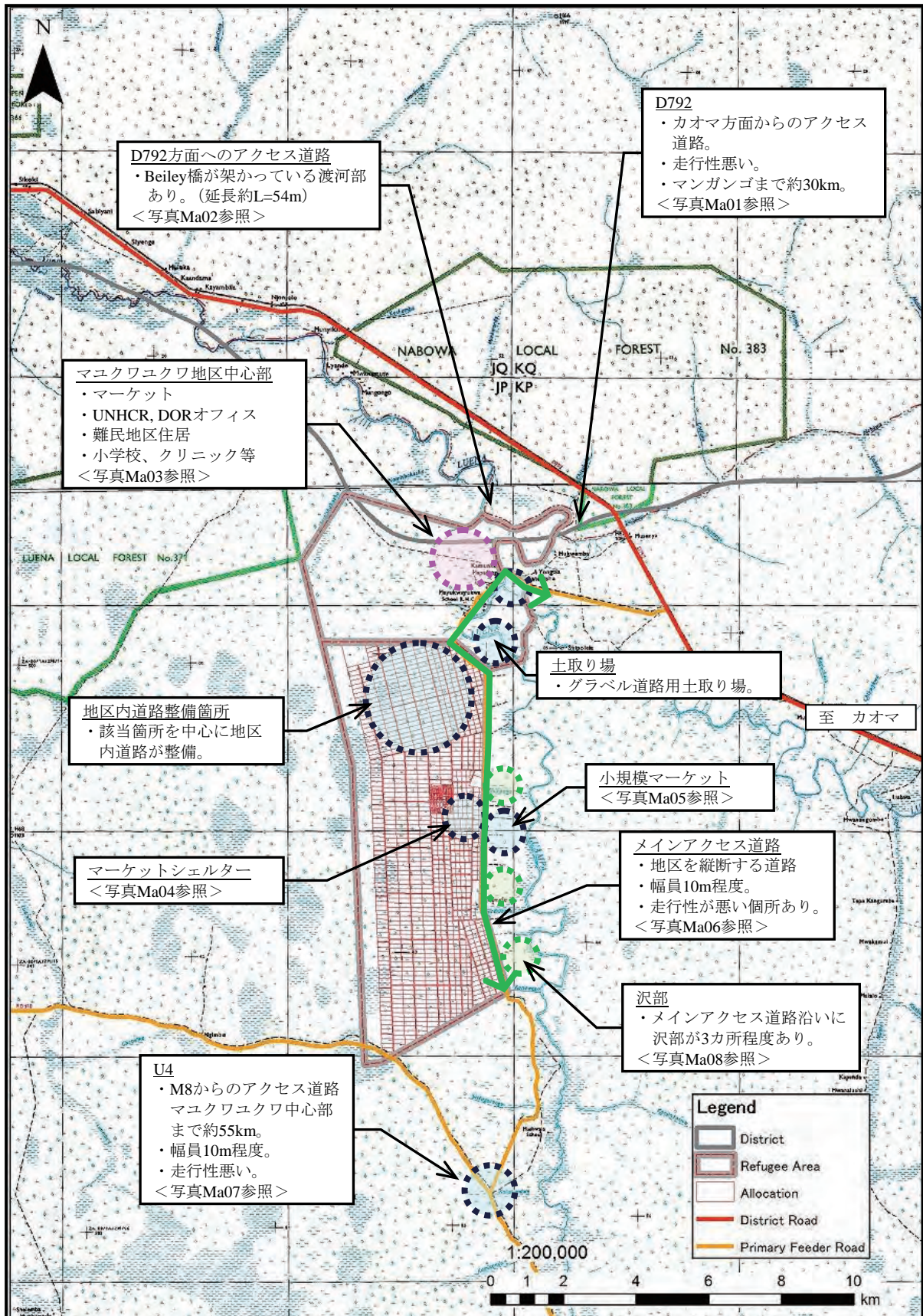


図 1.2.2 マクワクワ地区概況図



■ マユクワユクワ地区 写真Ma01



■ マユクワユクワ地区 写真Ma02



■ マユクワユクワ地区 写真Ma03



■ マユクワユクワ地区 写真Ma04



■ マユクワユクワ地区 写真Ma05



■ マユクワユクワ地区 写真Ma06



■ マユクワユクワ地区 写真Ma07



■ マユクワユクワ地区 写真Ma08

1.3 調査の実施体制及び調査工程

本調査は、下表の実施体制のもと実施した。調査工程の詳細は、Annex 1の通りである。

表 1.3.1 調査の実施体制

担当業務	氏名	所属	現地調査期間
総括/ 農業/ 農村開発	佐藤 総成	NTCインター ナショナル(株)	第1回渡航 2017年7月10日～8月31日(54日間) 第2回渡航 2017年9月30日～10月21日(21日間)
副総括/ 農業2/ 農村開発2	大西 泰介	NTCインター ナショナル(株)	第1回渡航 2017年7月4日～8月16日(44日間) 第2回渡航 2017年10月4日～10月20日(16日間)
地域開発計画	寺原 譲治	(株)国際開発 センター	第1回渡航 2017年7月3日～8月12日(41日間) 第2回渡航 2017年10月2日～10月20日(19日間)
社会調査2/ コミュニティ開発	片山 祐美子	NTCインター ナショナル(株)	第1回渡航 2017年7月18日～8月31日(45日間)
社会調査/ コミュニティ開発2	ポリー・ル・ モワニュ	NTCインター ナショナル(株)	第1回渡航 2017年7月3日～8月14日(43日間) 第2回渡航 2017年10月2日～10月18日(17日間)
道路・小規模橋梁	井上 透	NTCインター ナショナル(株)	第1回渡航 2017年7月18日～8月31日(45日間)

また、調査の全体行程及び調査概要は表 1.3.2のとおりである。第一回現地派遣時に実施した社会調査、生計活動調査については第4章及び第5章に記載する。聞き取り等を行った関係機関等については、別添の調査対象者リストを参照されたい。

表 1.3.2 全体工程と調査概要

	整理すべき項目・調査内容等	作業の目的・検討項目等
6月 事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現地統合等に係る計画書の整理 ◇ 他ドナー等による支援の現状等を整理 ◇ 社会調査に関する質問票(案)の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 詳細な調査内容・調査工程の検討・先方関係者との共有 ◇ インセプションレポートの作成
7月～8月 第一回現地 派遣	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現地統合に係る調査 ◇ 再定住計画に係る調査 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ LI 事業進捗状況の確認 ◇ 既存計画、関係機関の実施体制・技術レベルの把握 ◇ 再定住区・ホストコミュニティの道路、小規模橋梁及び基礎インフラのリスト化、優先順位付け ◇ 協力の可能性・重複の回避のための他ドナーの活動内容の整理 ◇ 無償資金協力事業の検討
	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ステークホルダーの取り組み整理 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 他ドナー・NGO 等が実施する案件の把握 ◇ 再定住区での活動から得た教訓・配慮事項等の把握
	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 難民・元難民定住地・ホストコミュニティにおける調査 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 移動の現状、現地ニーズ、社会形態等の把握、留意事項の抽出等
	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 農業を中心とした生計活動に係る調査 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 農業開発支援や生計向上に係る支援内容の検討
	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 関係機関の所掌・能力の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実施主体となりうる関係機関との協働可能性確認

	整理すべき項目・調査内容等	作業の目的・検討項目等
		<ul style="list-style-type: none"> ◇ ドナー連携の可能性確認
	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 調査結果及びセミナー・ワークショップに係るニーズを踏まえたセミナー・ワークショップ内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ セミナーの概要を先方と協議・決定する
9月 国内作業 (第一次)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現地派遣で収集したデータの分析、現地の状況を踏まえた協力方針案の検討 ◇ 現地のニーズ等を踏まえたワークショップの内容・日程検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ インテリムレポートの作成 ◇ ワorkshop・現地視察計画書の作成
10月 第二回現地 派遣	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 協力方針に係る先方政府との協議 ◇ ワorkshopの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 協力方針の修正 ◇ 効果・課題・教訓の抽出及び協力方針への反映 ◇ 追加調査の実施
10~11月 国内作業 (第二次)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 第二回現地派遣を通じて抽出した効果・課題・教訓の整理 ◇ JICAの協力支援内容に係る協議 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ファイナルレポートの作成

It/R

F/R

第2章 現地統合事業に係る概要

2.1 元難民現地統合事業に係る各種手続きと関係機関

元難民現地統合事業（LI事業）は、下図に示す通り、(a) 居住許可書発給等の支援を通じた法的地位の付与（法的移行のプロセス）、(b) マユワユクワ・メヘバの難民居住区周辺に設置された再定住区への移転と再定住区のインフラ整備等を盛り込んだ統合再定住スキーム（経済的プロセス）、(c) ホストコミュニティや周辺コミュニティの支援を盛り込んだ難民流入による影響を受けた地域でのアドボカシー（社会・文化的プロセス）、の3つの柱で構成されている。法的移行では、元難民がザンビアにおいて長期的に居住できるよう法的地位を変更し、将来的にはザンビア人としての権利が得られるようにすることを掲げている。また、LI事業では、元難民とザンビア人双方が社会的・経済的に統合されることを目指している（ザンビア人と元難民がそれぞれ50%ずつ土地区画を取得し、ザンビア人と元難民が交互に居住するよう区画の割り当てをすることが基本方針となっている）。

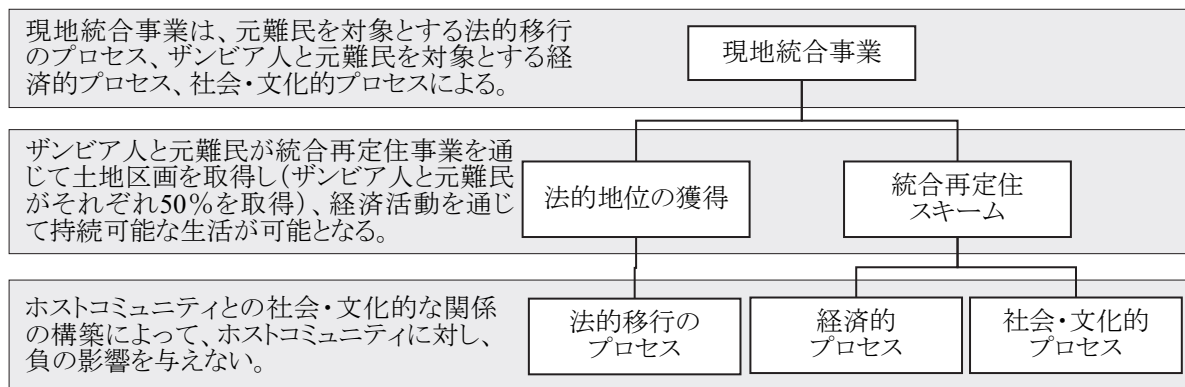


図 2.1.1 現地統合事業の3つの柱

上図に示す通り、LI事業のプロセスは大きく分けて、統合再定住スキーム（経済的プロセスと社会・文化的プロセス）と法的地位獲得までの法的移行のプロセスに分けられる。全体的な手続きの流れについてにまとめた。

再定住スキームのプロセスは、法的移行のプロセスと独立しているが、再定住スキームにおける居住区画への申請は、居住許可書の取得が原則となっている。したがって、居住許可書が取得されていなくても居住区画への申請は可能であるが、居住許可書の取得の意思が無く必要な手続き（申請）を行わない場合、居住区画への申請はできない。

なお図 2.1.2にも示すように、これまでUNHCRが主導してきたLI事業は、2016年以降、二大柱の一つである法的移行をCOR及びUNHCRが、再定住スキームをDORがUNDPとの協力のもとでそれぞれ実施している。CORやDOR、UNHCR等への聞き取りから、現時点で確認されている各種手続きの進捗状況をメヘバ及びマユクワユクワについてそれぞれ図 2.1.3及び図 2.1.4にまとめた。

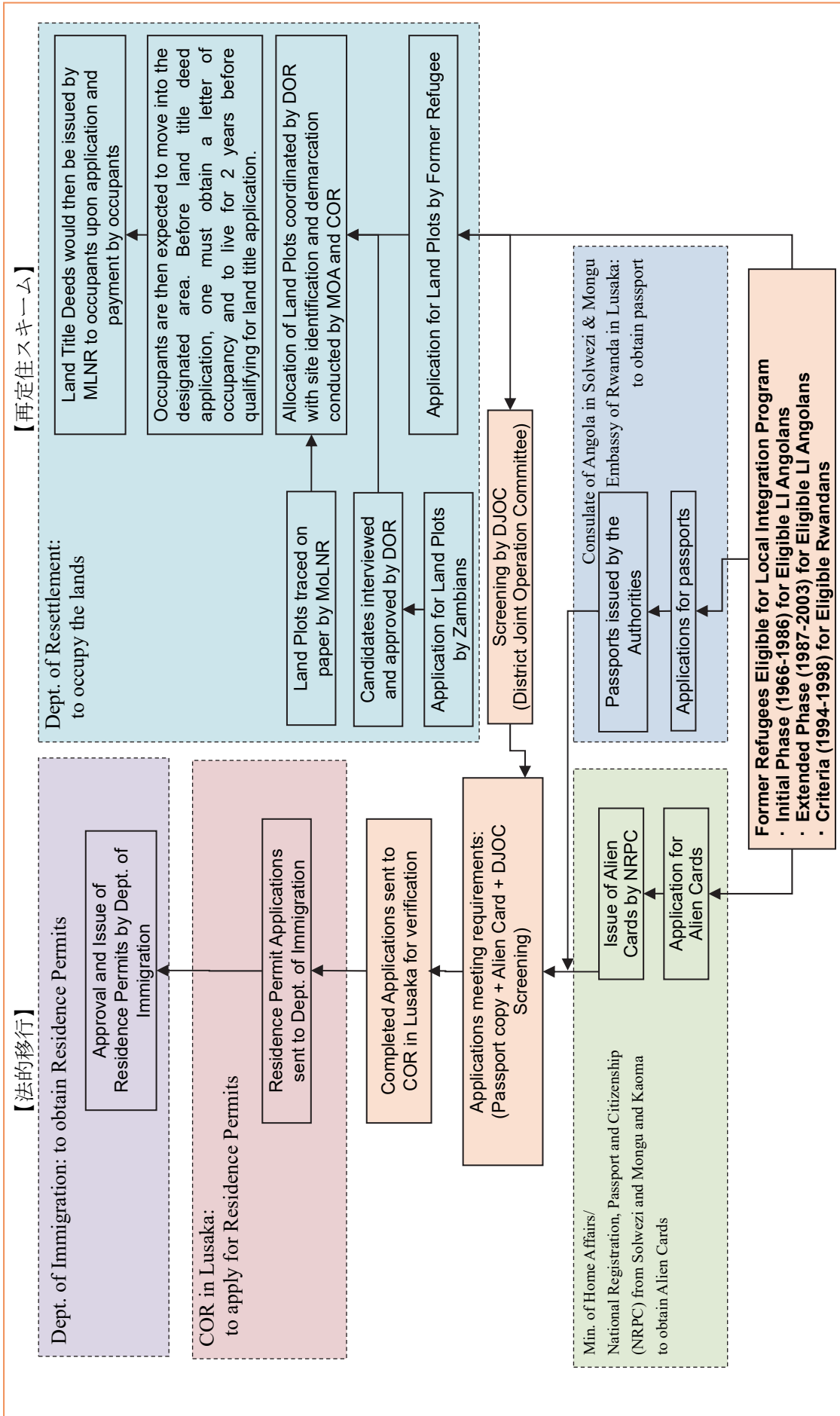


図 2.1.2 LI事業2大柱（法的移行及び再定住スキーム）に係るプロセス

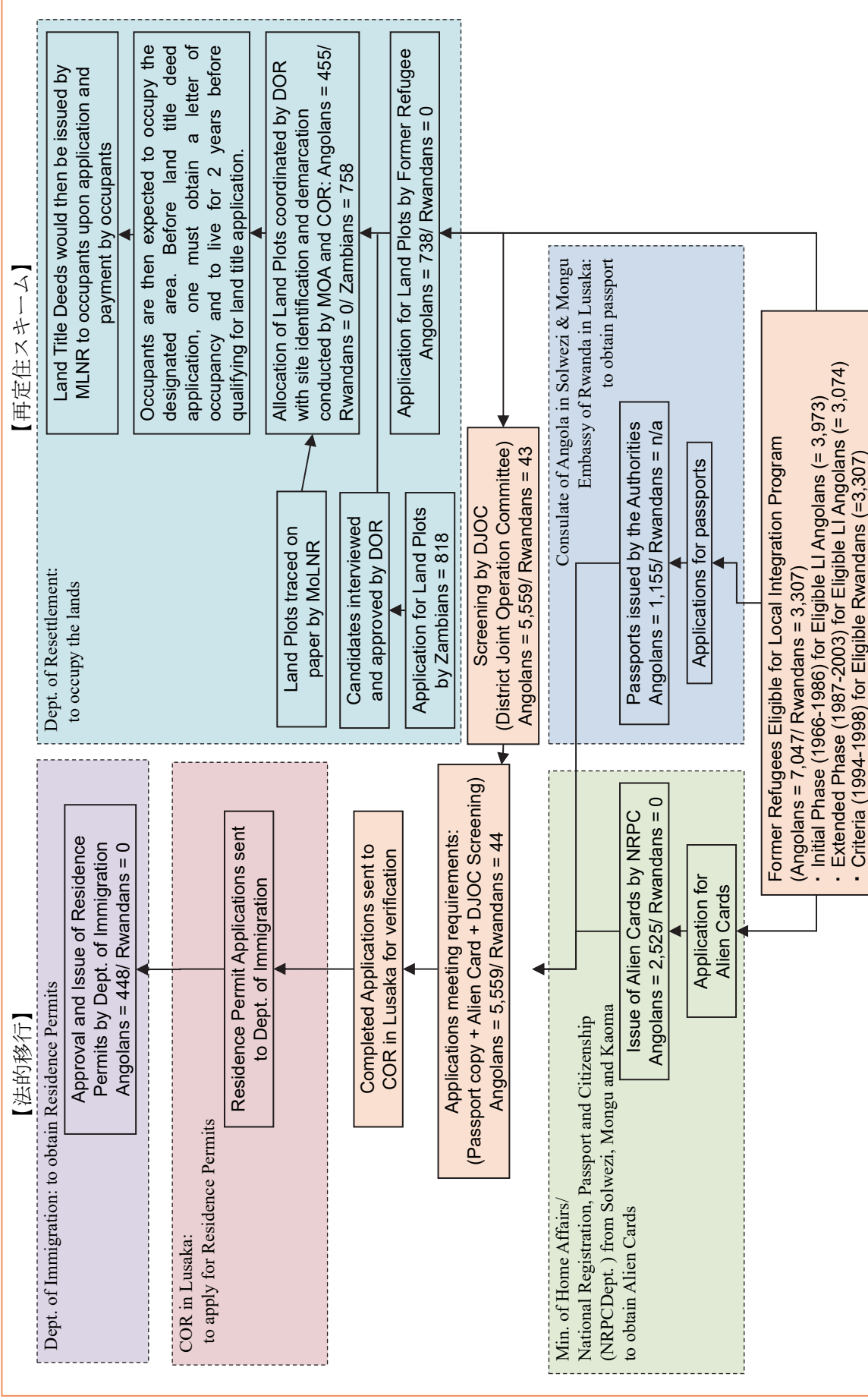


図 2.1.3 LI事業の進捗状況 (メヘバ)

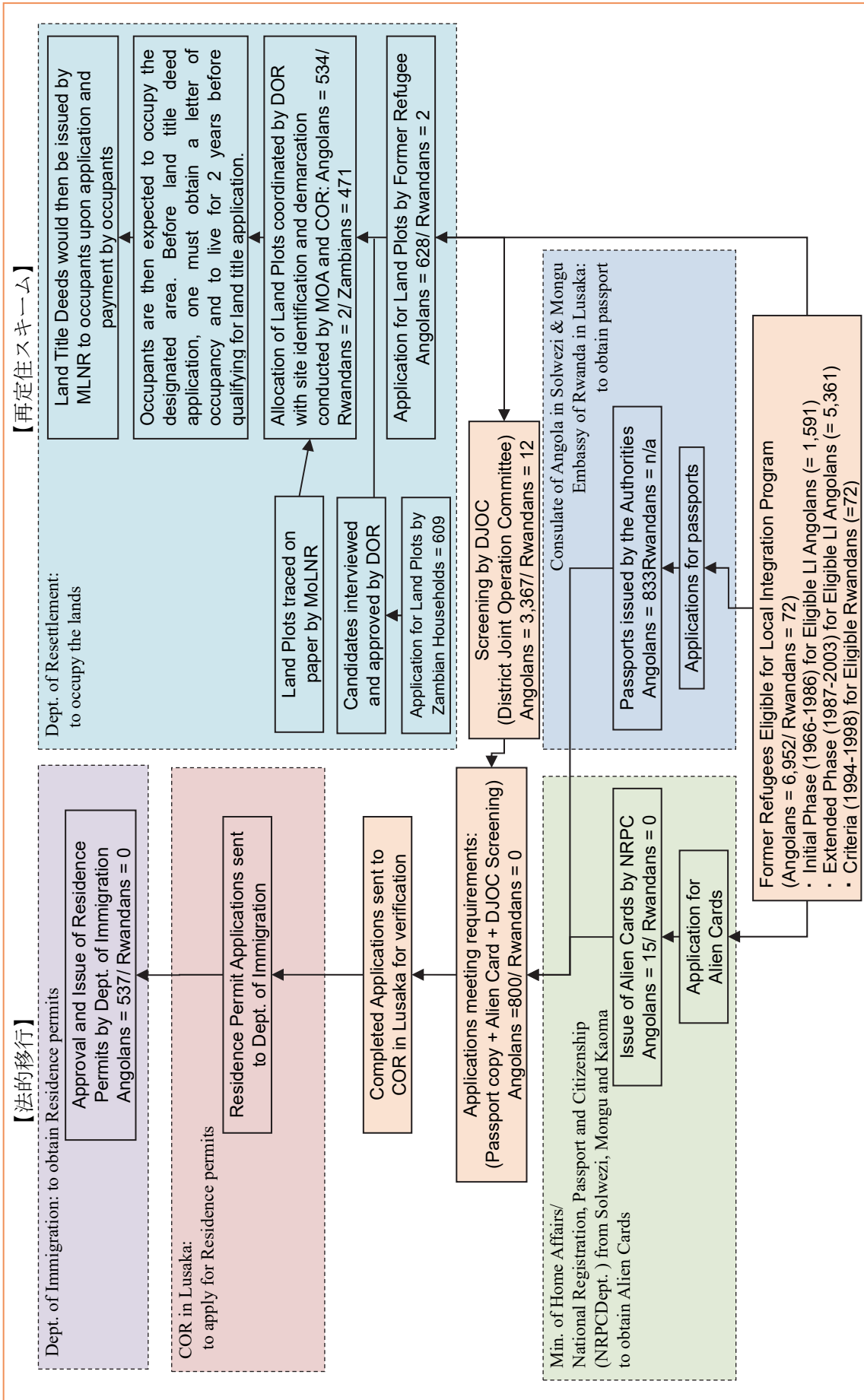


図 2.1.4 LI事業の進捗状況 (マユクワユクワ)

2.2 法的移行に係る概要

2.2.1 法的移行のプロセス

LI事業の対象となった元難民が、居住許可書を取得するまでの流れを以下に整理する。

(1) 郡合同運営委員会による審査・外国人登録カード取得・パスポート取得

居住許可書の申請のためには、郡合同運営委員会（DJOC: District Joint Operation Committee）による審査及び外国人登録カード（Alien card）の取得、パスポートの取得が必要となる。

COR事務所はソルウェジ及びカオマの両郡にDJOCを招へいし、スクリーニングを実施する。DJOCは、陸軍、移住局、警察、大統領府、反汚職委員会、麻薬取締委員会、刑務局、徴兵局等のメンバーにより構成される。

外国人登録カードは、CORの現地事務所がルサカのCORに要請を行って内務省国民登録・旅券・市民権局（Department of National Registration, Passport and Citizenship: NRPC）をメヘバやマユクワユクワに招へいして難民や元難民を対象に発給する。外国人登録カードはザンビア国内に居住するすべての外国人の身分証明書であり、難民や元難民についてもこの外国人登録カードの取得申請が義務づけられているが、このカードは外国人の「法的地位」を保証するものではない。外国人登録カードはあらゆる行政手続き（例えば土地区画の申請や元難民の永住権申請）の際に提出が必要となる。なお、外国人登録カードの申請費用は50クワチャである。

なお、パスポートについては、申請に係るミッションが出身国より派遣され、申請手続きが現地で行われている。

DJOCによる審査・外国人登録カード取得・パスポート取得のいずれの手続きから行ってもよい。それは、それぞれが異なる機関によって独立した手続きとなっているためである。ただ、CORが担当機関を現地に招へいしている状況により、各手続きのタイミングは、担当機関が現地で業務を実施する時期に依存している。

ルワンダ元難民に対する対応

自国での歴史的背景により、ルワンダ元難民の多くはパスポートの申請手続きを拒否しており、これがネックとなって法的移行が進んでいない。CORのCommissionerへの確認（第1回渡航時）では、同状況の改善策として、パスポート申請なしでルワンダ元難民が区画の申請をできるよう、9月上旬に大統領署名がなされる予定とのことであったが、2017年10月中旬時点（第2回渡航時）での現地のUNHCR及びCORへの聞き取りでは、進捗が確認できていない。

(2) CORによる確認

審査及び外国人登録カードとパスポートの取得がCOR現地事務所によって確認されると、居住許可書の申請を行うため、必要書類一式がCORルサカ事務所に送られる。

(3) 居住許可書の発行

居住許可書は、内務省移住局（Department of Immigration）が発行する。メヘバ・マユクワユクワに居住する元難民に代わってCORが申請書類を移住局に提出し、移住局が内容を審査のうえ、発行する。移住局は首都ルサカに本部を置くとともに、全10州にも州事務局を設置しているほか、入国管理事務所が各地に設けられている。居住許可申請の費用として1,875クワチャが必要である。法的移行手続きを支援する機関と役割は下表のとおりである。

表 2.2.1 居住許可書の発行に必要な手続きと担当機関

手続き	支援機関
Application of alien card	NRPC of the Ministry of Home Affairs in the Provinces (Mongu and Solwezi)
Screening for permanent residence permit application	DJOC comprising of police, military, internal security forces etc.
Application of passports from the country of origin	Rwandan Embassy or Angolan Consulate in Mongu and in Solwezi
Application of permanent residence permit application	Department of Immigration, Ministry of Home Affairs in Lusaka

2.2.2 内務省難民局の役割

内務省（Ministry of Home Affairs: MoHA）は国内の安全確保と治安維持を責務とする政府機関である。内務省の役割については、2016年に発行されたザンビア国官報第836号（2016年11月8日発行）、CORの役割については、2017年制定の「難民法」（The Refugee Act, 2017）において規定されている（表 2.2.2参照）。

CORは難民基金の管理・運営とザンビア国内外の難民支援を行う組織・機関との渉外を担っている。特にUNHCRとは緊密に連携し、元難民（特にアンゴラ元難民）のパスポート申請に関してアンゴラ及びブルワンドの当局と協議を行っている。UNHCRは元難民への居住許可書発行に対して資金援助を行っている。

表 2.2.2 内務省、内務省難民局の役割

内務省の役割；ザンビア国官報第836号（2016年11月8日発行）規定内容	
- Anti-Human Trafficking;	- Anti-Terrorism;
- Arms and Ammunition;	- Citizenship;
- Correctional Administration;	- Crime Prevention and Control;
- Deportation;	- Drug and Psychotropic Substance;
- Forensic Medical Services;	- Home Affairs Policy;
- Immigration;	- Law and Order;
- Money Laundering;	- National Archives;
- Passport and National Registration;	- Preservation of Public Security;
- Prisons;	- Refugees;
- Protected Places and Areas;	- Registration of Births, Marriages and Deaths; and
- Registration of Societies.	

内務省難民局の役割；「難民法」（2017年制定）規定内容

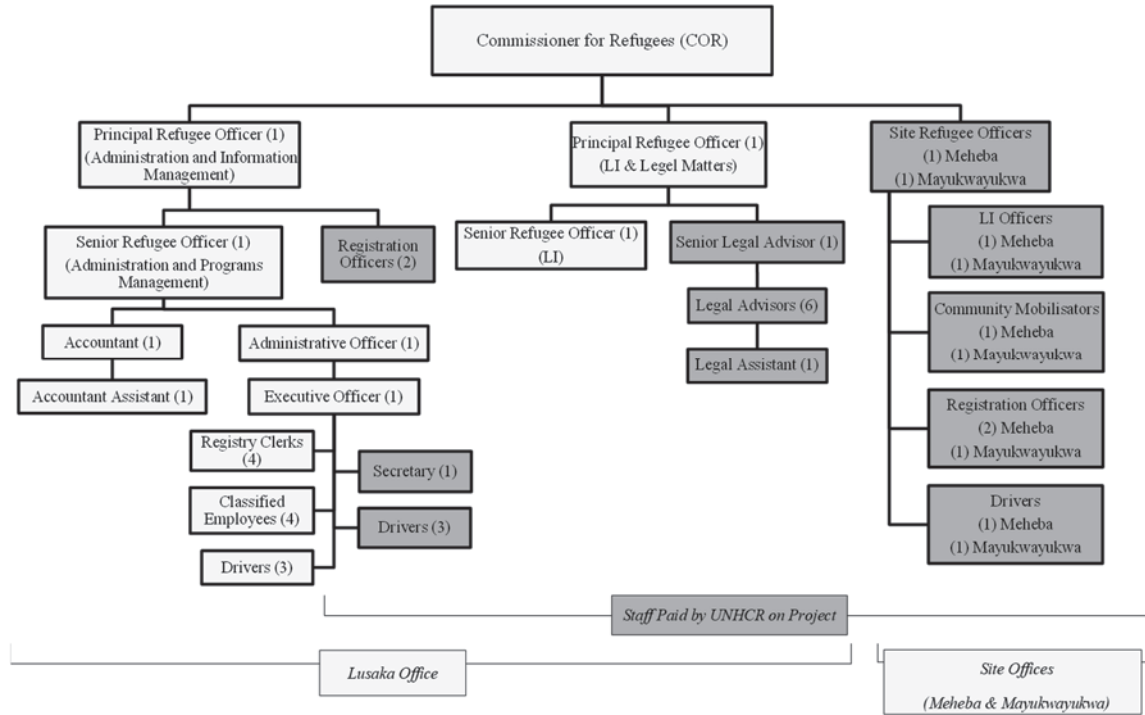
- (a) co-ordinate activities and programmes for refugees and the provision of security, protection and assistance for refugees in refugee settlements;
- (b) co-ordinate measures necessary for promoting the welfare of refugees and advise the Minister on all matters relating to refugees;
- (c) manage refugee reception areas, refugee settlements and other facilities for refugees;
- (d) receive and process applications for the recognition of refugees;
- (e) issue refugee identification documents and process and recommend applications for the issuance of refugee travel documents;
- (f) issue movement passes to refugees for travel outside the refugee settlements within Zambia;
- (g) issue visitors permits for entry into refugee settlements;
- (h) register and maintain a register of asylum seekers and refugees;
- (i) ensure that refuge economic and productive activities do not have an adverse effect on host communities or the environment;
- (j) ensure the sustainable use and sustainable management of the environment in refugee hosting areas;
- (k) protect and assist vulnerable asylum seekers and refugees, especially women and children;
- (l) ensure treatment of asylum seekers and refugees in compliance with the law.

2.2.3 内務省難民局の実施体制

現在、COR事務所はルサカ、メヘバ、マユクワユクワの3カ所で業務を実施している。ルサカ事務所は、本部としての機能を担うとともに、メヘバやマユクワユクワに定住していない難民及び元難民に対する支援を行っている。COR事務所の職員41名のうち、15名はザンビア政府より給与を支払われているが、残りの26名は案件ごとにUNHCRの資金援助を受けて雇用されている。ザンビア政府は将来的にすべての職員を政府の資金によって雇用することを目指している。各COR事務所の雇用体系別職員数とCOR組織図を以下に示す。

表 2.2.3 内務省難民局の職員数

職員数	CORルサカ事務所	CORメヘバ事務所	CORマユクワユクワ事務所	合計
正規職員(ザンビア政府予算で雇用)	15	0	0	15
短期職員(UNHCR資金援助で案件ごとに雇用)	17	5	4	26
合計	32	5	4	41



注：上図の灰色にハッチされたポジションは、UNHCRにより人件費が賄われている。

図 2.2.1 内務省難民局の組織図

なお、CORでは現在組織体制の改編を検討しており、次に示す組織図を承認待ちである。

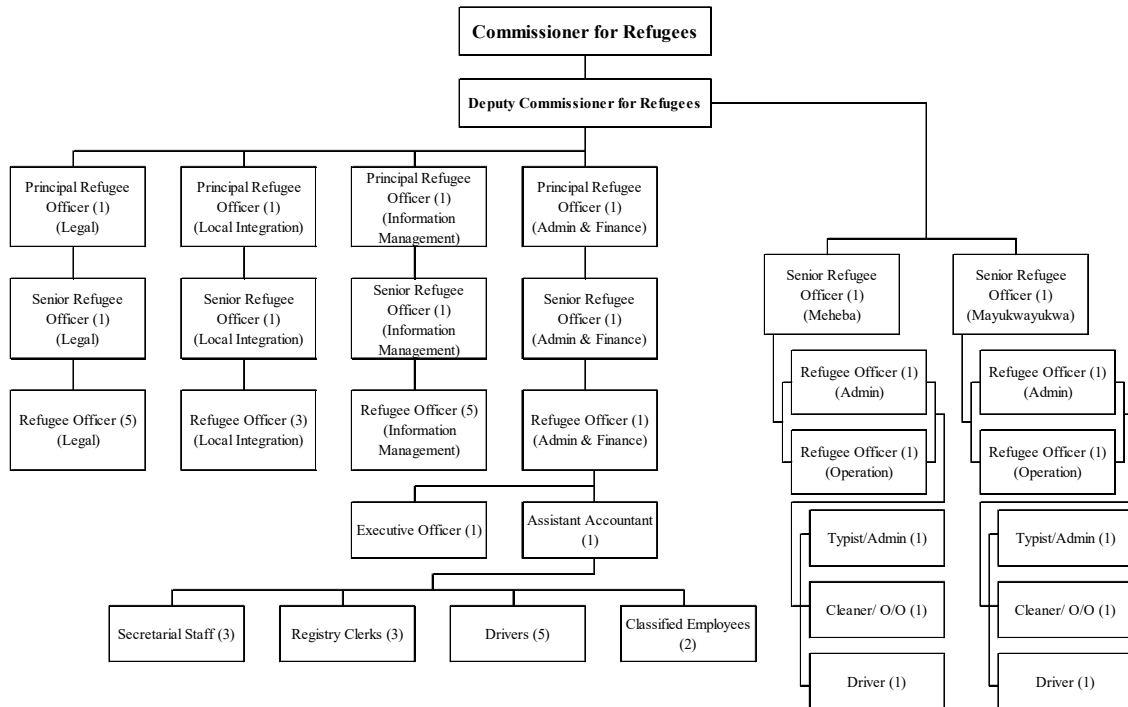


図 2.2.2 内務省難民局の新組織図案

2.3 再定住スキームに係る概要

2.3.1 再定住スキームに係るプロセス

(1) スキーム対象者のスクリーニング

スクリーニングの項目は、元難民及びザンビア人に対して、それぞれ以下の項目について実施される。

表 2.3.1 スクリーニングの項目

Process	Former Refugees	Zambians
Pre-requisites	Screened by COR office and qualified as eligible former refugee for LI programme	Unemployed in formal employment, physically challenged persons, displaced persons, aged 45 without full time employment
Purchase of DR 1 form at ZMW 50	Yes	Yes
Completion and submission	To LI Scheme Coordinator or LI Officer at COR site office	To Provincial DOR Office
Review of candidates	Reviewed by COR and DOR provincial office	Reviewed by provincial allocation committee (15 members)
Interview and selection of candidates	Not carried out so far	By Provincial Allocation Committee(15 Members)
Convocation of successful candidates to identify site at the resettlement scheme	Yes	Yes
Acceptance or non-acceptance of allocated plots If yes, letters of occupancy letters are to be issued If no, candidates will be contacted for another appointment to identify another piece of farm plot.	Yes but not many former refugees have received letters of land occupancy. According to DOR Lusaka, this problem should be rectified rapidly.	Yes most Zambians have received their letters of land occupancy
Right to land occupancy	This can take effect immediately upon verbal acceptance of the farm plot allocated.	This will take place once the letters of land occupancy indicating the plot number and surface attributed are received.
Right to request for a Land Title Deed	To occupy the land for 2 farming seasons	To occupy the land for 2 farming seasons
Possible repossession of allocated land	If left unoccupied for a year	If left unoccupied for a year

DORの定義によれば、ほかの一般的な全国の再定住事業における「土地の占有」とは、割当てられた区画に居住することよりも、そこで耕作を行うことを意味している。つまり、割り当てられてから12カ月以内に耕作を開始すれば、土地の占有者が土地を接収されるおそれはないと解釈されるが、LI関係者は、区画での居住が確認される必要があると回答している。

(2) 元難民の土地権利の取得

再定住スキームのプロセスは、区画への申請に始まり、最終的には元難民による土地権利の取得までとなる。以下にそのプロセスを示す。

1) 区画への申請

スクリーニングにより区画申請の資格があると確認された元難民は、再定住区の区画を取得するために申請を行う。申請の窓口は現地のDOR事務所となる。

第2回渡航時のDORとの面談の際に、アンゴラ元難民については、居住許可書を取得していなくても、居住許可書取得の意志を示せば区画への申請を認めているということが確認された。

2) 元難民への区画の提供

元難民による区画への申請を受け、DORは元難民に提供する区画を決め、土地占有証明書 (Letter of Occupancy) を元難民に発出する。現地に常駐するDORのスキームマネージャー (Scheme Manager) が、元難民を決定された区画に案内する。原則として、申請者は再定住する区画を選ぶことができることされている。

決められた区画での居住を決めた元難民は、土地占有証明書を受領した日の3カ月後からその区画の使用が可能となる。また、6カ月後から12カ月後以内に、その区画での居住開始が確認される必要があり、確認されない場合は区画が取り上げられる。区画での居住開始が確認されたとしても、12カ月間連続してその区画が使用されていない状況が確認された場合は、同様に区画が取り上げられる可能性がある。(区画使用確認の実査は、ザンビア人に対しては、区画取得から1年半後に実施されている。)

3) 土地権利の取得

元難民は、区画が決定されてから2年間の居住実績を経て、土地権利取得の権利を得ることができる。土地権利取得の手続きは、国土・天然資源省 (Ministry of Lands and Natural Resources: MoLNR) によって実施される。

土地権利の取得にあたって元難民は、農業省 (Ministry of Agriculture: MoA) 職員による1ha以上の耕作実績の確認と、地域のコミュニティ活動への参加、再定住スキームへの登録が求められている。

(3) 区画割りのプロセス

難民居住区及び再定住区は、人工的な地域であるために、通常の地区計画・農村計画とは異なる土地利用計画上のプロセスが必要となっている。基本的には、以下のようなプロセスを経る。

- (a) 慣習的に土地使用や割当の権利を持つ伝統的チーフとの境界画定 (DOR及びMoLNR)
- (b) 土壌調査 (ザンビア農業研究所 (Zambia Agricultural Research Institute: ZARI))

なお、土壌調査は1 km x 0.5 kmの格子点で下記項目を対象に実施されている。

- ・土地の状況 (林地、湿地、等)
- ・土質の物理的性質：土性、透水性等の土壌の物理的な性質
- ・土壌の化学的性質：pH、カチオン交換容量、置換性塩基、窒素、リン酸、有機炭素

- (c) 道路・教育施設・保健施設等のインフラ配置計画、区画割り計画を含む再定住区内の平面計画の確定（DOR及び計画局（Department of Physical Planning: DPP）及び測量局及び州計画庁（Provincial Planning Authority: PPA）による承認
- (d) 確定された平面計画に基づく境界杭の現地設置及び設置した杭の測量（測量局）
- (e) 各種施設整備
- (f) 再定住者による区画への申請及び区画の提供
- (g) 再定住者の区画への移住

地区内の必要なインフラについては、各ライン省庁により予算を確保して整備することが基本となる。

2.3.2 副大統領府再定住局の役割等

再定住局（DOR）は、副大統領府の3つの部局のうちの1つであり（図 2.3.1参照）、本調査で対象としている2サイトだけでなく、2014年時点で87の再定住事業を実施している。DORは1988年に設立されており、再定住事業は1988年から実施されているが、それ以前から、農業省による農業開発目的の再定住事業が実施されてきた。以降、自然災害や人的迫害、開発による立ち退き、国境付近での紛争等の影響によるもの、社会的・宗教的違いによる迫害等の影響を受けた人たちの受け皿ともなってきた。

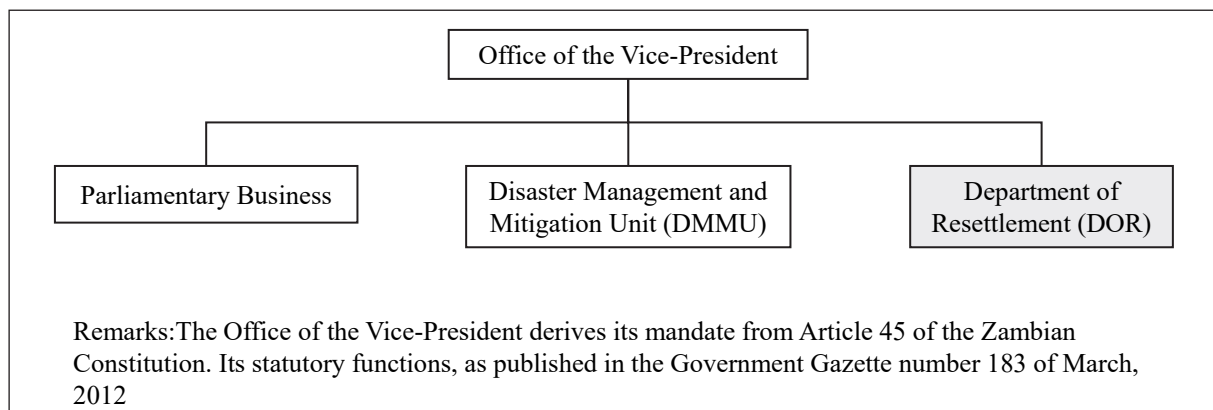


図 2.3.1 副大統領府におけるDORの位置づけ

対象サイトを含む北西部州及び西部州では、それぞれ9及び4（それぞれメヘバ及びマユクワユクワを含む）の再定住事業を行っている。DORは、対象2サイトにおいても、再定住スキームの主幹を担っており、土壌調査、測量、区画配置図作成等、関係省庁の調整及びモニタリング・評価が主な業務である。

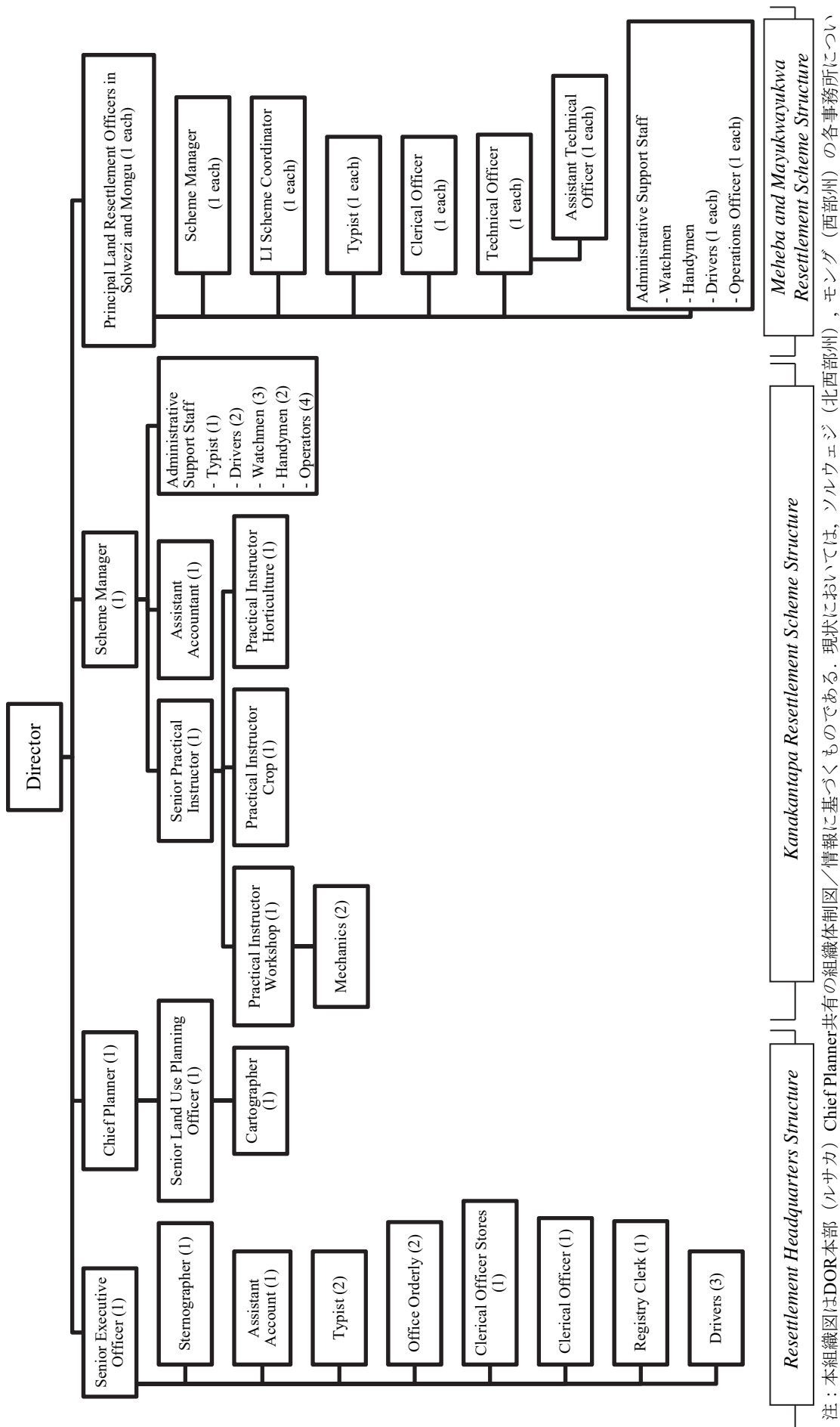
DORにおいて入手した「Regulations Governing the Resettlement Scheme」では、再定住事業に係る法規について以下のように記載している。なお、入手した資料には、番号の重複や数字の齟齬等がみられるが、本報告書ではそのままを記載している。

表 2.3.2 再定住事業に係る法規

番号	内容
(i)	Settlers must start developing their plots within six (6) months of allocation and must settle there (in person) within 12 months of being allocated the plot;
(ii)	No one settler is allowed to hold more than one plot at one time
(ii)	Settlers should ensure that their animals graze at communal; plots or at their farms. Animals should not stray into other settler's plots;
(iii)	Settlers will keep their livestock within the approved number;
(iv)	Settlers will be required to practice approved agricultural and conservation methods;
(v)	Settlers must participate in self-help projects and shall be allowed to form their own cooperative/ women/ associations union club;
(vi)	The dead shall be buried in approved grave yards;
(vii)	No villages shall be established in the Scheme;
(viii)	Growing of dagga and other drugs or weeds will not be allowed;
(ix)	Fencing off of property shall be encouraged;
(x)	Within five (2) years of Settlements, settlers must erect brick houses made of permanent houses;
(xi)	Settlers should draw up a will naming successors to their property;
(xii)	Plots shall primarily be used for farming Agriculture/ Agro forestry purposes
(xiii)	No transfer of ownership before issuance of Title Deed Certificate
(xv)	Land for commercial ad social infrastructure shall be provided for separate
(xvi)	They will be established farmers coordinating committee (FCC) elected every after two (2) years to represent farmers' interest
(xvii)	Settlers are encouraged to form their own Cooperative/ women associations' and union club;
(xviii)	All settlers are encouraged to eco-exist and live in harmony

2.3.3 副大統領府の実施体制等

次頁にDORの実施体制図を示す。体制の基本として、現場からDOR中央へのコミュニケーションパスは、Scheme Manager⇒Principal Land Resettlement Officer⇒DOR (Chief Planner、Director) となるが、Scheme Coordinator (現在はUNボランティアが配置されている) についても報告をPrincipal Land Resettlement Officerに対して一元的に行っている。



注：本組織図はDOR本部（ルサカ）Chief Planner共有の組織体制図／情報に基づくものである。現状においては、ソルウェジ（北西部州）、モング（西部州）の各事務所について Assistant Technical Officerは空席、それ以外のポストは基本的に各1名が配置されている。

図 2.3.2 副大統領府再定住局の実施体制図

2.4 UNDPの役割

「持続可能な再定住に関する事業コンセプト（Sustainable Resettlement in Zambia, Draft Concept Note, 20 May 2016）」がザンビア政府によって策定され（詳細は3.2.2参照）、公式に事業推進・実施・管轄の移管が行われた（開発計画支援についてはUNHCRからUNDPへ）。ザンビア政府と国連事務所により策定された再定住計画にかかるコンセプトには、①元難民の地位からザンビアの新しい永住者としての地位への移行、②政府内における責任の移管（内務省CORから副大統領府DORへ）、③長期的な開発アプローチの支援、④「人道的援助にかかわるパートナー」から「長期的開発のためのパートナー」への移行が含まれる。

再定住計画の主要目的は以下のとおりである。

- (a) 持続可能な開発のためのアジェンダの推進、目標到達を図る。
- (b) マユクワユクワとメヘバにおいてアンゴラ人・ルワンダ人の元難民の現地統合を支援する。
- (c) 再定住区をベースに生活するコミュニティが団結し、生産性、持続可能性を有し、あらゆるレベルの開発に完全に統合されていくことを確実にしていく。

また、具体的な事業成果として以下の項目があげられる。

- (a) 出身地、性別、年齢、家庭の状況などにかかわらず、すべての再定住者の平等な参画によって再定住区の管理、共有地と資源の持続的な管理のための効率的なコミュニティ構造を創出する。
- (b) 社会経済的環境に対応、適応していくために必要な基本的職業技能、実践的スキルの開発（気候レジリエンスの高い農業生産、付加価値化、文化的資源にかかる観光振興など、農業やその他生業活動のより良い発展に向けて生計の向上を促進する）。
- (c) 道路、通信施設、エネルギーオプションの多様化（太陽光発電など）、給水施設、その他、開発パートナーと連携して計画を行う内容を含め、社会経済的なインフラを提供する。

上記において、UNDPに期待される役割は、事業プロセス全体にかかわる調整を行い、世界銀行（The World Bank: WB）、気候変動事務局（Climate Change Secretariat）といった異なるアクターが実施する活動を調整し、政府主導機関と協力してザンビア政府の体制、枠組を形成していくことにある。UNDPは、再定住スキームにおける持続可能な開発を支援、ガバナンス構造を強化し、地方から中央レベルへと（社会・経済の）生産的な結びつきを高め、連携体制を形成するためにキャパシティ・ビルディングを行う。この点は、地方分権と市民によるガバナンス参画を促すザンビア政府の動きに沿ったものとなる。

2.5 事業実施に際しての関係機関

再定住スキームは、DORが主幹となりザンビア政府内の調整役を担うが、再定住区内におけるインフラ整備は、各ライン省庁にて実施されることとなっているほか、再定住スキーム内では各省庁が通常業務としてさまざまな役割を果たすことが求められている。以下にスキーム実施における主な担当省庁の役割を示す（「図 2.5.1 各担当省庁の役割模式図」も参照）。また、表 2.5.1に省庁別の役割を示す。

- (a) 地方自治省 (Ministry of Local Government: MoLG) : 再定住区の計画を策定。
- (b) 水資源開発・衛生・環境保全省 (Ministry of Water Development, Sanitation and Environmental Protection: MoWDSEP) : 水施設 (井戸) の配置計画の作成、予算措置を行い、整備も実施する。
- (c) 保健省 (Ministry of Health: MoH) : 保健施設の配置計画の作成、予算措置を行い、整備も実施する。
- (d) 教育省 (Ministry of General Education: MoGE) : 教育施設の配置計画の作成、予算措置を行い、整備も実施する。
- (e) 国土・天然資源省 (MoLNR) : 再定住区の測量を行い、区画の境界杭 (ビーコン) を設置。土地登記の手続きを行う。(境界杭の予算はDOR、設置はMoLNRにより実施となる。)
- (f) 国家道路基金庁 (National Road Fund Administration: NRFA) : 国内の各種道路について予算配分を行う。
- (g) ザンビア道路開発局 (Road Development Agency: RDA) : 再定住区へのアクセス道路の予算措置を行い、整備及び維持管理も実施する。アクセス道路がフィーダー道路の場合、整備及び維持管理は下記LRAが維持管理を実施する。
- (h) 地方における道路事業実施団体 (Local Road Authority: LRA) : District Council等がそれにあたる。再定住区内の道路の予算措置を行い、整備及び維持管理を実施する。予算措置、整備、維持管理は地方自治省の地方レベルを通じて実施される。
- (i) 労使調達省 (Ministry of Works and Supply: MoWS) : 地区内の建設された学校や保健施設の維持管理を実施する。
- (j) V-WASHE (Village Water Sanitation Hygiene and Education Committee: 村落水衛生委員会) : ローカルコミュニティで組織されるグループで、地区内の給水設備 (井戸) の維持管理を行う。

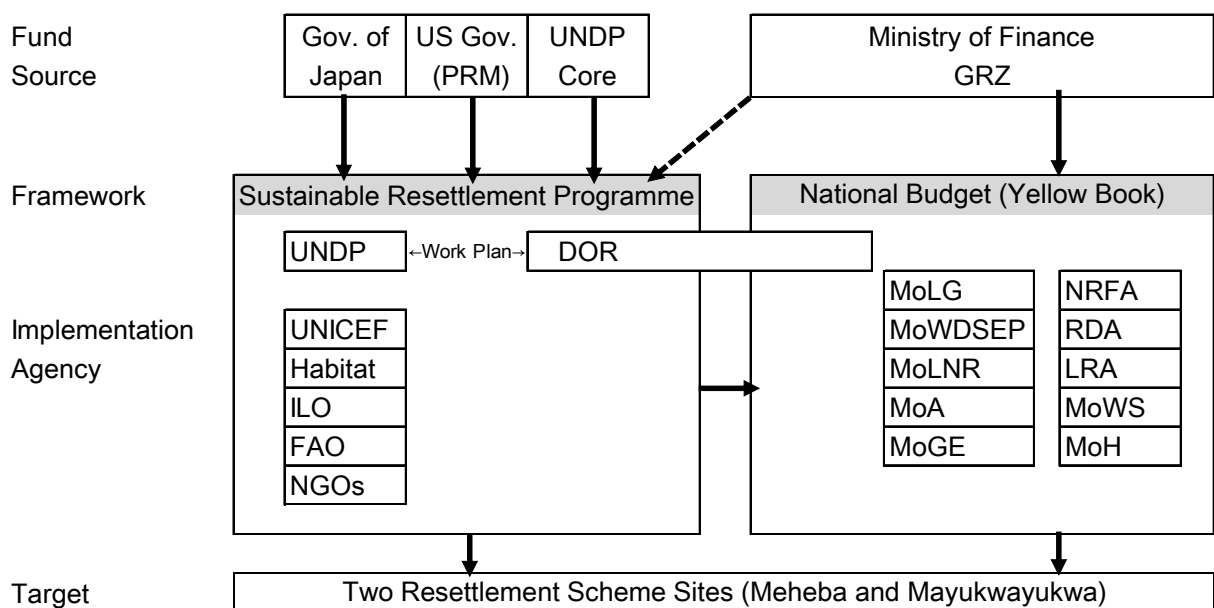


図 2.5.1 各担当省庁の役割模式図

表 2.5.1 再定住スキームに係る各省庁の役割

省庁	関連役割（省庁別）
1. 財務省 Ministry of Finance	・再定住スキームのための資金調達
2. 地方自治省 Ministry of Local Government	・土地買収や再定住スキームにおけるレイアウトの確認 ・再定住スキームにおける地方行政との調整 ・フィーダー道路等の維持 ・補償のための土地・資産評価 ・地方開発計画と再定住計画との整合
3. 内務省 Ministry of Home Affairs	・既存の難民居住区におけるザンビア人及び地域統合のための元難民の再定住の促進 ・難民居住区閉鎖の際、LI事業への活用 ・再定住区の安全対策
4. 保健省 Ministry of Health	・保健関連施設の整備、サービスの提供 ・保健関連職員の配置
5. 教育省 Ministry of General Education	・学校施設の整備、メンテナンス ・教育資材、教師の提供
6. 青少年・スポーツ省 Ministry of Youth, Sport and Child Development	・再定住に関心のある青少年の特定 ・再定住スキームにおける青少年の支援
7. 商務省 Ministry of Commerce, Trade and Industry	・再定住スキームにおける経済活動の支援 ・農村の産業化促進 ・再定住スキームにおける事業資金調達支援
8. 住宅インフラ開発省 Ministry of Housing and Infrastructure Development	・アクセス道路の工事及びメンテナンス(RDAによる) ・公共建築の設計及び監理
9. 公共事業・調達省 Ministry of Works and Supply	・再定住区内の公共建築物の維持管理
10. コミュニティ開発・社会サービス省 Ministry of Community Development and Social Services	・地域グループの組織化支援 ・再定住者の自助プロジェクト実施の支援 ・再定住1年目の社会的弱者への支援 ・再定住に関心のある身体障害者の確認
11. 国土・天然資源省 Ministry of Lands and Natural Resources	・土地買収 ・区画のナンバリング ・再定住スキームにおける土地台帳の整理 ・土地権利書の提供 ・土地権利問題の解決 ・ファンドの利用
12. 農業省 Ministry of Agriculture	・再定住スキームにおける農地設定 ・圃場使用計画の統合 ・補償のための穀物、家畜の評価の促進 ・再定住スキームの境界設定 ・灌漑整備 ・農業、酪農、漁業関連サービスの提供
13. 法務省 Ministry of Justice	・再定住に関する立法の促進 ・再定住行動計画に基づいた、投資関係者とコミュニティ間の再定住契約協定の草案起草支援
14. 鉱山開発省 Ministry of Mines and Mineral Development	・再定住区内・周辺での鉱山開発におけるDORとの協議調整
15. エネルギー省 Ministry of Energy	・再定住スキームにおける電力化 ・代替エネルギーの普及 ・避難する可能性のある人々に対する情報の提供 ・投資関係者及び再定住担当事務所との協力による、再定住事業の影響を受けた人々の補償・移動の実施
16. 水資源開発・衛生・環境保全省	・再定住スキームにおける給水施設設置 ・給水施設メンテナンスに関する研修実施

省庁	関連役割（省庁別）
Ministry of water development, Sanitation and Environmental Protection	
17. 首長・伝統行事省 Ministry of Chiefs and Traditional Affairs	<ul style="list-style-type: none"> ・再定住用地の必要性の理解促進 ・再定住用地取得の補助 ・首長との協力のもと土地紛争の解決支援 ・土地・資源管理及び投資収益の地域還元のためのRoyal Traditional Trusts設立支援 ・協議プロセスへの地域代表者の参加支援 ・首長への貢献に係るガイドライン作成
18. 情報省 Ministry of Information and Broadcasting Services	<ul style="list-style-type: none"> ・再定住スキームにかかわる情報公開
19. 環境保全局 Zambia Environmental Management Agency	<ul style="list-style-type: none"> ・持続的開発促進及び将来にわたる再生可能資源からの便益確保 ・再定住計画における環境配慮 ・主要プロジェクトに対する環境インパクト評価(EIA) ・関係機関から意見聴取、及び開発者・投資関係者に対する条件としてのとりまとめ
20. ザンビア開発局 Zambia Development Agency	<ul style="list-style-type: none"> ・開発プロジェクトによって住民がその土地で居住できなくなるおそれがある場合、当該プロジェクトの許可書発行に関してDOR及び関係機関と調整を行う ・開発プロジェクトによる避難住民に対する補償を、法律に基づき投資関係者に実施させる ・投資関係者と関係省庁の連携による、情報共有、対話、参加を通じた被害を受けたコミュニティの確認と解決 ・投資関係者と関係省庁の連携による、再定住の代替地の特定、住居及びその他のインフラ提供、再定住区における人々の生計の回復支援
21. 災害管理緩和局 Disaster Management and Mitigation Unit (DMMU)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により移転した住民に対する社会調査及び移転住民に対するアセスメント ・災害避難民の保護 ・人道支援
22. NGO	<ul style="list-style-type: none"> ・再定住事業の計画及び実施に関する政府との協力

2.6 地方分権化と現地統合事業との関わり

2.6.1 地方行政

(1) 階層構成

ザンビアの地方行政は、三層構成となっており、州（Province）、郡（District）、区（Ward）が設けられている。

表 2.6.1 州と郡の概要

州	Province	面積 (km ²)	州人口 (人、2010年)	郡	郡人口 (人)
中央	Central	94,394	1,307,111	6	
コッパーベルト	Copperbelt	31,328	1,972,317	10	
東部	Eastern	51,476	1,592,661	7	
ルアプラ	Luapula	50,567	991,927	7	
ルサカ	Lusaka	21,896	2,191,225	4	
ムチンガ	Muhinga	87,806	711,657	6	
北部	Northern	77,650	1,105,824	8	
北西部	North-Western	125,826	727,044	8	
				Chavuma	35,041
				Ikelenge	32,919
				Kabompo	92,321
				Kasempa	69,608
				Mufumbwe	58,062
				Mwinilunga	104,317
				Solwezi	254,470
				Zambezi	80,306
南部	Southern	85,283	1,589,926	11	
西部	Western	126,386	902,974	7	
				Kalabo	128,904
				Kaoma	189,290
				Lukulu	86,002
				Mongu	179,585
				Senanga	126,506
				Sesheke	99,384
				Shang'omobo	93,303
合計	Total	752,612	13,092,666	74	

出典：Central Statistical Office. 2010 Census of Population and Housing.

注：郡名は、本調査関連地域のみ。郡の数は2010年以降増加し、2017年8月時点で、111郡である。メヘバ地域のある現カルンピラ郡は、2010年時点では、ソルウェジ郡の一部（西ソルウェジ選挙区）であった。



図 2.6.1 州・郡及び地域統合事業対象地（出典:調査団）

また、郡と区の間には、156の選挙区（Constituency）が設けられており、各選挙区から一人の国会議員を選出している。本調査に関連する郡の区の構成は、次表のとおりである。

表 2.6.2 郡と区の構成

郡	郡人口 (人)	選挙区	選挙区人口 (人)	区	区人口 (人)	面積 (km ²)	
Solwezi	254,470	Solwezi West	85,505	Mumena	11,810	19,297	
				Mwajimambwe	12,654		
				Kibanza	5,388		
				Mukumbi	8,997		
				Matebo	2,391		
				Shilenda	16,493		
				Lumwana	7,501		
				Mumbezhi	1,626		
				Musele	11,960		
				Chobwe	6,685		
				Kaoma	189,230		Mangango
Luambuwa	7,665	1,540					
Mushuwala	16,903	1,105					
Kapili	2,261	671					
Mangango	5,279	836					
Kanabilumbu	3,144	372					
Shikombwe	7,010	458					

出典: Central Statistical Office. 2010 Census of Population and Housing. 及び Eubank, Nicholas. Zambian 2006 to 2010 Constituency and Ward Boundaries. Stanford University Earthworks.

注: メヘバ地区は、上記ソルウェジ郡（現カルンピラ郡）のムワジマンブエ区（Mwajimambwe）及びマテボ区（Matebo）、マユクワユクワ地区は、カオマ郡ムシュワラ区（Mushuwala）に位置している。

(2) 分権化政策

国レベルでの政策として、国家地方分権化政策（National Decentralisation Policy、2002年制定）が2013年に改訂され、2016年改正憲法（Constitution of Zambia Amendment 2016）や7NDPにおいても、地方分権化が提唱されているものの、その進捗は緩やかである。また、2009年には、「地方分権化実施計画（Decentralisation Implementation Plan）」を作成したが、その実施状況は、各省庁で異なっている。特に歳入は、国税が独占的であり、歳出については、地方政府独自の歳出は全政府歳出の1.5%程度である。また、国税の地方への交付は、増えつつあるが、国家予算の1%となっている（World Bank (2013) *Zambia Country Partnership Strategy 2012-2016*）。

現時点で地方分権化の推進力となっているのは、上記の国家地方分権化政策（2013年改訂）や2016年改正憲法であり、地方への権限移譲（Devolution）として、同憲法に以下の所掌（主として本調査に関連する事項のみ）が提示されている。

表 2.6.3 国と地方の機能分掌

国の専管機能	国と州の共管による機能	地方の専管機能
<ul style="list-style-type: none"> ・外交 ・徴税 ・国民登録/出生・死亡記録 ・難民 ・水資源管理 ・公道 ・土地/鉱山/鉱物/天然資源 ・三次教育(大学相当以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業 ・三次を除く教育 ・環境管理 ・保健 ・住宅 ・固定資産移転税 ・公共交通 ・州空間計画・開発 ・土壌保全 ・都市農村開発 ・再定住 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築規制 ・児童施設 ・郡計画 ・郡保健サービス ・郡の公共事業 ・飲用水供給システム、下水排水処理 ・地方空間計画 ・道路・交通の自動化・維持 ・地方道

出典：2016年改正憲法第147条第2項。

注：上表において「地方」とは、州と郡以下を指しているものと考えられる。

この分担に従い、国の許認可事項も、州レベルでの許認可に移行されている部分があり、地方分権化は、権限委譲という点では進行している。しかしながら、州及び郡においては、独自予算と人的資源の限界性から、多くの機能、国の予算による裏づけがあるもの（例えば初等教育）以外は、独自での事業実施が困難な状況にある。

特に本調査と関連する事業において、以下の点に注目する。

- (a) 地域統合事業が、どの省庁の管轄か、どのレベルの機能かについての、記述が無く、責任ある体制が構築されていない。
- (b) 難民が国の専管事業であるのに対し、再定住は国と州の共管となっている。
- (c) 計画の権限が、分野によって異なるレベルにあり、実施体制が不十分である。
- (d) 地方道（Local Roads）は、道路分類上の農村フィーダー道路と都市道路と考えられるが、実際には国の整備財源に依存しており、地方のみでの計画・事業実施は困難である。

(3) 各レベルの行政機能

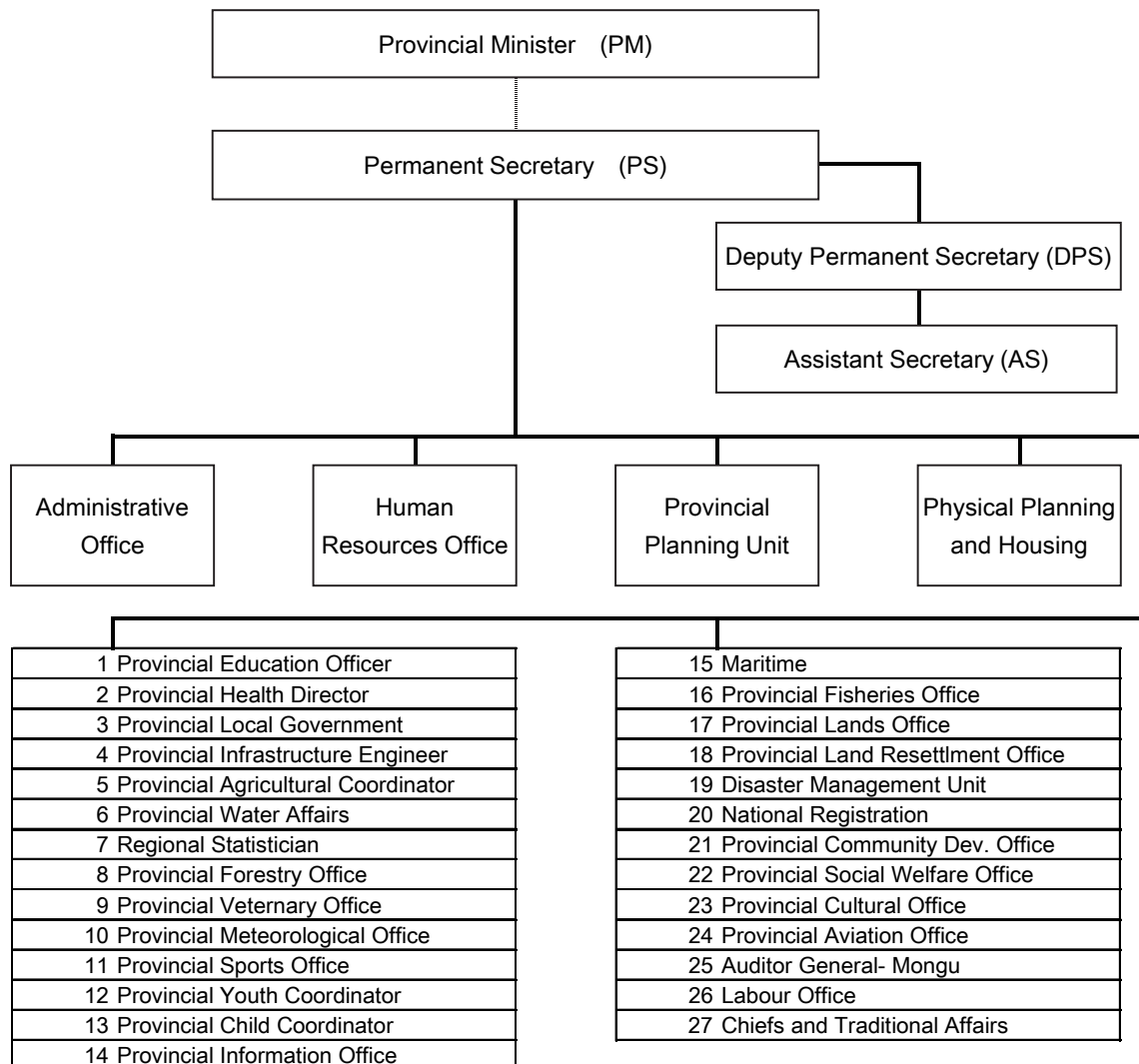
記述の項目に加え、各レベルにおける行政機能を以下に記す。

1) 州

表 2.6.1に示すように、全国に10州が配置されている。州担当大臣（Provincial Minister：大統領によって、国会議員より指名される）は、国の政策が州内で適切に執行されることを担保する。ただし、州行政の長ということではなく、行政上の責任はあいまいである。

州の行政体は、州庁（Provincial Administration）が中心となり、各省庁の出先機関がそれぞれの部局（Department、Unit、Officeなど）を持っている。それぞれの部局は、各省庁と州事務次官（Permanent Secretary）の双方にレポートする。部局の数は、省（30ある）に対応しており、各州で20以上ある。州庁の中心部局は、大統領府の任命によるもので、上級官は政治的任用（Political Appointee）となっている。職員は、すべて国で採用、配属され、国から給与を受け取っている。

州庁の公式の組織図は存在しないが、本調査に基づき作成した図を西部州庁に確認したところ、以下のような構成となっている。



出典：調査団

図 2.6.2 西部州庁の組織

州担当大臣、州事務次官、州副事務次官（Deputy Permanent Secretary）、州事務次官補（Assistant Permanent Secretary）は、大統領府からの配属である。また、州計画ユニット（Provincial Planning Unit）は、国家開発計画省（Ministry of National Development Planning: MoNDP）からの配属であり、施設計画及び住宅局（Department of Physical Planning and Housing）はMoLGのDPPからの配属である。さらに、それ以外の部局もすべて国の機関としての側面を持つ。それぞれの州部局は、各上位の省庁及び州事務次官が、上位機関となっており、報告義務を有している。

このうち、教育、保健、農業の3部門においては、独自の会計担当（Accountant）を置いており、各省庁からの予算が州を通らずに執行されるため、さらに独立性が高いものとなっている。

2) 郡

郡においても、中央省庁からの出先機関の集合体であるという状況は、州と同様である。郡の行政機構は、郡議会（District Council）と呼ばれ、郡事務長（Council Secretary）が事務方のトップ

プであり、その上に大統領から指名される郡弁務官（District Commissioner）が置かれ、中央からの政策の実行を担保するが、行政の長としての機能を持っていない。また、議会に相当する郡議会（District Council）が最高機関となっている。

多くの省庁においては、州までの職員配置となっており、郡には職員を置いていないことが多い。また、ポストはあるものの、充足されてない場合も多い。

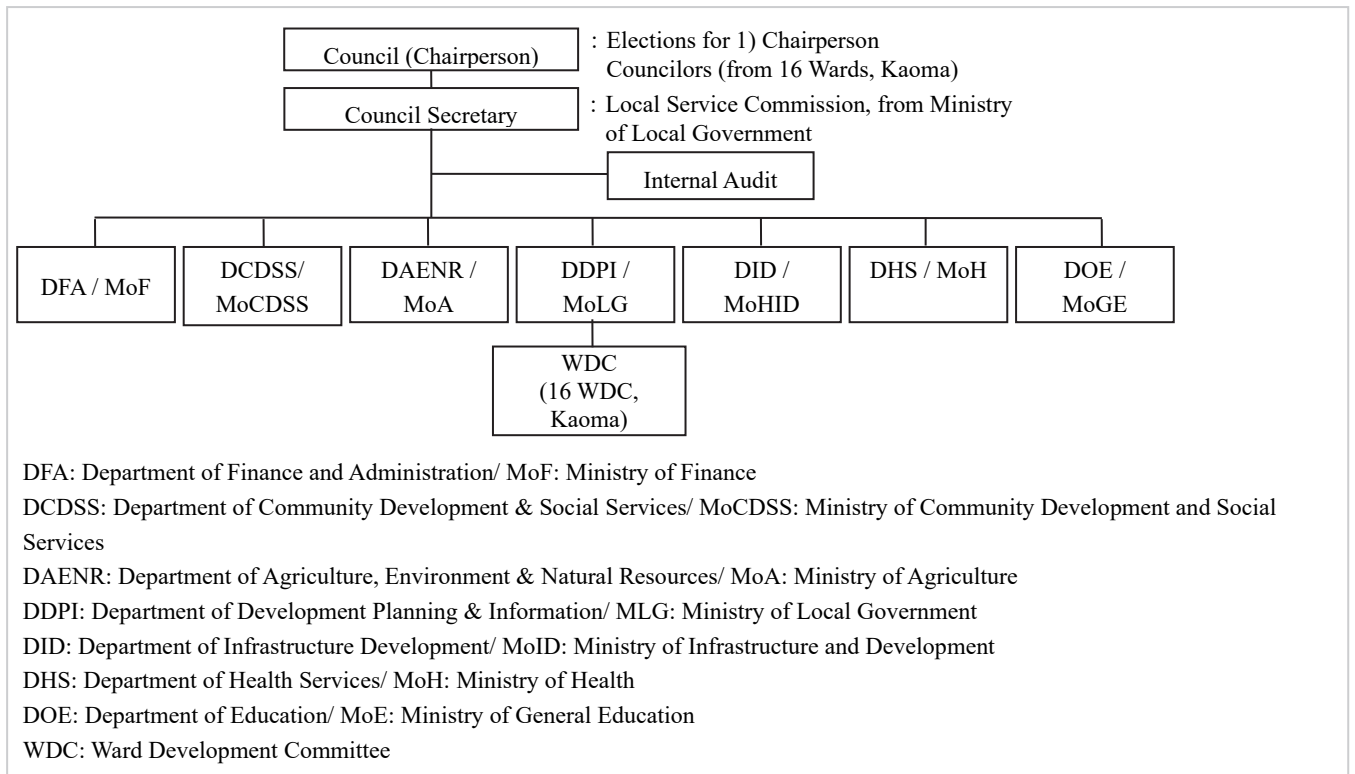
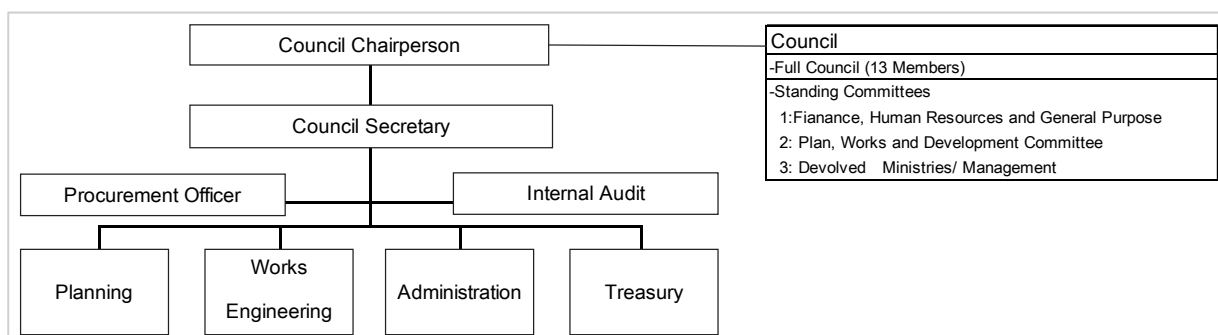


図 2.6.3 郡の組織図（カオマ郡）



出典：聞き取り調査の結果を基に調査団が作成（公式の組織図はない）。

図 2.6.4 郡の組織図（カルンビラ郡）

2.6.2 計画策定システム

(1) 概要

表 2.6.4に、ザンビアにおける現行の主な計画文書を示す。ザンビアは、1964年の独立以降、7つの国家開発計画（National Development Plan: NDP）、貧困削減戦略書（Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP）を含む5つの暫定、もしくは移行国家開発計画を策定してきた。とりわけ、PRSP（2002年）とビジョン2030（Zambia Vision 2030、2006年）の策定以降、各大統領の5年の任期にほぼ連動した第5次以降のNDPと3年の中期歳出枠組み（Midterm Expenditure Framework: MTEF）とモニタリング指標から構成される国レベルの計画が、セクターや州・郡で再構成される形となっている。

「ビジョン2030」では、「2030年までに繁栄した中所得国家（A Prosperous Middle Income Nation by 2030）」となることを長期目標としている。

表 2.6.4 ザンビアの開発計画

レベル	計画	期間	目的
国/ セクター National/ Sector	国家ビジョン National Vision	25年	長期国家政策の規定・表明 長期の国の抱負と目標の説明 長期の国のシナリオの規定 長期・中期のセクター計画プロセスの導出 IDPの形成プロセスの導出
	国家開発計画 National Development Plan	5年	長期ビジョンの具体化 中期政策枠組みの提供 セクター計画の導出 州・郡計画の導出
	セクター投資計画 Sector Investment Plans	10-20年	国家ビジョンの具体化 長期セクター投資プログラムの規定 セクターごとの長期目標の実現
	セクター計画 Sector Plans	5年	国家ビジョンの具体化 国家開発計画の具体化 中期セクター開発プログラムの規定 セクターごとの中期目標の具体化
州/ Province	州成長開発計画/ 州開発計画 Provincial Growth Dev. Plan or Prov. Dev. Plan	5年	州の潜在力、比較優位の特定 複数郡のイニシアチブの強化 プログラムの特定と集成
郡/ District	郡総合計画 Integrated District Plan	10年	国家ビジョンの具体化 セクター投資計画の具体化 郡開発計画・予算化プロセスの導出
	郡開発計画 District Dev. Plan	5年	IDPの具体化 国家開発計画の具体化 セクター投資計画の実現

出典: Ministry of Finance (2014) National Planning and Budgeting Policy.

(2) 州の計画

今回の現地調査において、7NDPに対応する州開発計画（Provincial Development Plan: PDP）を北西部州、西部州で確認することはできなかった。PDPの作成は、州開発調整委員会（Provincial Development Coordination Committee: PDCC）の内部にある計画小委員会が作成することになっている。州の部局のうち、計画の名の付く部局は二つあり、一つはMoNDPの部局で、主に経済社会

開発計画を担当している。もう一つはMoLGのDPPの部局で、土地利用計画（都市・地区計画も含む）を担当している。西部州の場合、図 2.6.2に示すように、前者は、州計画ユニットであり、後者は施設計画及び住宅局であるが、州によって、後者は州計画官（Provincial Planner）と呼ぶ場合がある。さらに、前者が、NDPに基づくPDPを作成し、また、郡のDDPを指導する。後者は、土地利用計画（計画年限は10年以上）をDDPに加えた郡総合開発計画（Integrated Development Plan: IDP）を指導し、それを承認する州計画庁の事務局となる。

(3) 郡の計画

郡計画はDDPとIDPの二本立てであったが、2015年の都市地域計画法（Urban and Regional Planning Act）によって、実質的にはIDPに一本化されつつある（DPP幹部談）。IDPの詳細は、同法19条によって規定され、ガイドライン（Guidance on Preparing Integrated Development Plans 2012）等に基づいて、作成することとなっている。カオマ郡の郡計画官によると、IDPはDDPと比べると、整備対象の施設の詳細情報が含まれることになる。例えば道路の整備計画の場合、DDPでは対象の路線が地名等で表示されているのに対し、IDPは地図上に始点・終点を含めて路線が示されるため、延長もより正確となる。

2017年7月時点では、北西部州で10郡中4郡、西部州で16郡中7郡がIDPを作成しているが、再定住スキームを含む2郡（北西部州カルンビラ郡、西部州カオマ郡）では、IDPが作成されていない。

2.7 現地統合事業に係る現状

2.7.1 法的移行に係る現状

COR等への聞き取りから、法的移行に係る手続きも遅延している状況が見て取れる。遅延の理由としては、ルワンダ人のパスポート申請拒否やアンゴラからのパスポート申請に係るミッションの派遣中止が大きいものの、UNHCRやCOR等、支援側の不手際などによる作業の手戻り等もその一因となっていることは明らかである。

いずれの機関においても一元的なデータの管理が行われておらず、各所からデータを集めての確認は非常に困難であった。例えば、CORルサカ事務所から移住局に居住許可書の申請書が提出される予定のアンゴラ元難民272人について、メヘバとマユクワユクワにそれぞれ何人が居住しているのかははっきりとしていない。こうしたデータについては、調査期間中にCOR等の関係機関へ継続的に確認を行い、随時最新のデータに更新した。下表は、CORルサカ事務所とUNHCRから得られた法的移行に係る進捗状況のデータを整理したものである。

表 2.7.1 元難民の法的移行に係る進捗状況

	Meheba		Mayukwayukwa	
	Angolans	Rwandans	Angolans	Rwandans
Total Number of former refugees eligible for Local Integration	7,047	3,307	6,952	72
Total number of Applicants screened by DJOC	5,559	43	3,367	12
Number of Applicants to be screened by DJOC	1,488	1	2,327	15
Number of Applicants who are not ready to be screened by DJOC	-	3,263	-	29
Total Number of Alien Cards Issued (NRPC)	2,525	0	3,144	15
Total Number of Alien Cards Not Issued	1,860	3,307	1,068	57
Total number of Passport Applicants	1,155	18	833	Unknown
Total Number of Passports Issued	1,155	Unknown	833	Unknown
Total Number of Non-Passport Applicants	5,292	25	6,119	Unknown
Total number of Applicants for Permanent Residence Permits	900	0	800	0
The number of eligible former refugees who have not applied nor obtained Residence Permits	6,147	3,307	6,152	72
Total Number of Residence Permit Issued (Immigration) and collected	448	0	398	0
Total Number of Permits issued but not collected at Immigration Dept.	142	0	139	0
Total Number of Applications pending at COR Lusaka	272*			0
Total Number of Applications pending at Site office	228	0	80	0

出典：各COR事務所（ルサカ・メヘバ・マユクワユクワ）及びUNHCRより提供のデータを用いて作成。

* CORルサカ事務所にはアンゴラ元難民272名分の申請書類が提出されているが、メヘバ・マユクワユクワそれぞれの申請者数は不明である。

メヘバ及びマユクワユクワのLI事業対象者13,999人のアンゴラ元難民と3,379人のルワンダ元難民のうち、合計846人のアンゴラ元難民にのみ居住許可書が発行されている。UNHCRによれば、主にルサカに居住する28人のルワンダ元難民が居住許可書を取得しているとされている。パスポート申請及び居住許可書の申請に係るアンゴラ元難民、ルワンダ元難民の現状等を下表にまとめた。

表 2.7.2 元難民のパスポート及び居住許可書の申請に係る状況

元難民のカテゴリー		現状	今後の対応
アンゴラ元難民	メヘバ	アンゴラの経済危機などにより、パスポート発行ミッションの派遣が滞っている。	マユクワユクワで実施されたパスポート発行ミッションをメヘバでも実施する用意がある。
	マユクワユクワ	同上。ただし、本国からのミッションの派遣なしにパスポートの発行を支援するためのミッションが州都モングの領事館より派遣され、8月に80人を対象に実施済み。うち、17人にパスポートが発行されている(2017年10月時点)。	8月に実施された領事館ミッションを9月13日～27日にも実施する予定としている。対象者数は不明である。
ルワンダ元難民	メヘバ	ツチ人の元難民が大半を占め、パスポート申請への恐怖、拒否感(現政権の恩恵に預かりたくない)が強く、ほとんどが申請を拒否している。	パスポート申請を拒否している元難民に対しても、3年間の期限付き居住許可書を発行する動きがCOR内にあり、現在大統領からの承認待ちとのこと(COR談)。
	マユクワユクワ	ツチ人の元難民が多く、申請中の人、パスポートが発行されたらCOR事務所から連絡を受けた人がいるとのことであるが、申請したものの拒否	これが実現すれば、ルワンダ元難民に対しても再定住スキ

元難民のカテゴリー	現状	今後の対応
	されたという人もおり、申請を諦めている人も多い。	ームの申請が可能となる。

次に、アンゴラ元難民、ルワンダ元難民の法的移行に係る現状について、以下に詳述する。

(1) アンゴラ元難民に係る法的移行の進捗及び課題

アンゴラにおける経済危機等を背景に、アンゴラからのパスポート発行に係るミッションの派遣が滞っていることから、アンゴラ元難民に対するパスポート発行の進捗は芳しくない。アンゴラ元難民が、ザンビアの居住許可書を取得するためには、出身国での*bilhete* (National Registration Card (NRC) に相当) の発行、パスポートの発行が必須となる。ミッションの派遣が滞っていることから、これらの発行手続きが一切進んでいないのが現状である。

(2) ルワンダ元難民に係る法的移行の進捗及び課題

メヘバに居住するルワンダ元難民の多くはフツ (Hutu) の人たちであり、ルワンダの現政権に対する不信感が強い。そのため、ほとんどのルワンダ人は法的移行に必要、かつルワンダ政府による手続きが必要となるルワンダNRC及びパスポートの発行に係る一切の手続きを拒否しているのが現状である。LI事業の二大柱である法的移行及び再定住スキームに係る各種手続きは、それぞれ並行して実施されている、NRC及びパスポートの申請を拒否し続けているルワンダ人に対しては、再定住スキームにおける区画への申請を受け付けていないのが現状であり、ルワンダ人に対する再定住区の区画の配分は調査時点では確認されていない。

マユクワユクワのルワンダ人は、基本的には現政権派のツチ (Tutsi) の人たちで構成されていることから、パスポート申請に対する恐怖や拒否感は、メヘバに居住するルワンダ人と比較すると小さい。そのため、聞き取りにおいても、すでにパスポート申請を行った人も多く確認された。他方、パスポート申請を行ったが出身国から拒否された人がいるらしいという噂のために、パスポート申請を行っていない人も確認されている。

マユクワユクワにおいてインタビューを行った再定住区に居住するルワンダ人 (男性3名) は、すべてザンビア人の妻をもち、その妻たちが再定住区の区画の申請を行っていた。

しかし、第1回現地調査ではCORへの聞き取りにおいて、ルワンダ人に対する特別措置として、パスポートの申請なしに区画への申請ができるよう、9月上旬に大統領署名がなされる予定と確認されていた。

ただし、COR及びUNHCRの懸念として、この特別措置に係る追加的費用として100万ドルの支出 (1回目の聞き取りでは、ルワンダ人のみに対して100万ドルとの回答であったが、8月下旬の聞き取りでは、アンゴラ元難民・ルワンダ元難民双方に対して100万ドルとの回答) が予想されており、予算確保が課題となっている。

2.7.2 再定住スキームに係る現状

LI事業の対象となるアンゴラ元難民の総数は約2万人（うちメヘバ・マユクワユクワに居住しているものが計1万4千人）、ルワンダ元難民は約5千人（うちメヘバ・マユクワユクワに居住しているものが計人）とされている。LI事業により、元難民及び移住を希望するザンビア人には原則として1世帯あたり1区画が与えられることに鑑み、世帯を基本単位として、実際のLI事業の進捗状況を以下の表に整理した。

表 2.7.3 メヘバ及びマユクワユクワにおけるLI事業の進捗状況

地区		メヘバ	マユクワユクワ	備考
LI対象世帯数	アンゴラ元難民	1,805世帯 (7,047人)	1,921世帯 (6,952人)	DOR/ CORへの聞き取り及び所有データからの算出。ザンビア人については、元難民が割り当てられる世帯数と同数と仮定した数値。
	ルワンダ元難民	980世帯 (3,307人)	20世帯 (72人)	
	ザンビア人	2,785世帯	1,941世帯	
	計	5,570世帯	3,882世帯	
計画区画数	スキーム全体	約6,000区画	1,078区画	—
現状で用意されている区画数		約1,428区画*	1,078区画	*サービス区画(商業用地等)が含まれるか否か不明。
土地申請世帯数	アンゴラ元難民	738世帯	628世帯	基本的には、世帯当たり1区画(メヘバでは1ファミリー辺り1区画という言い方も)とされるが、夫婦それぞれが申請している例なども。
	ルワンダ元難民	0世帯	2世帯	
	ザンビア人	818世帯	609世帯	
	計	1,556世帯	1,239世帯	
区画が割り当てられた世帯数	アンゴラ元難民	388世帯	471世帯	メヘバについては、ブロックG&Hについてのみのデータ。ブロックFについては現状で不明。
	ルワンダ元難民	0世帯	2世帯	
	ザンビア人	815世帯	534世帯	
	計	1,203世帯	1,007世帯	
割り当てられた区画に実際に居住している世帯数	アンゴラ元難民	190世帯	280世帯	メヘバについては、ブロックG&Hについてのみのデータ。ブロックFについては現状で不明。マユクワユクワについては、調査団によるデータベースからの推計値。
	ルワンダ元難民	0世帯	1世帯	
	ザンビア人	117世帯	72世帯	
	計	307世帯	353世帯	
区画を割り当てられていない世帯数 (申請世帯数－移譲数)	スキーム全体	353世帯 (=1,556-1,203)	232世帯 (=1,239-1,007)	メヘバについては、ブロックG&Hについてのみの。マユクワユクワについては、90のコンフリクト(重複割当など)を抱えていること、ルワンダ人に対する区画が必要であること等から区画が大幅に不足する見込み。

出典：COR現地事務所（メヘバ及びマユクワユクワ）とCORルサカ事務所から提供されたデータをもとに作成。

元難民に焦点を当て、両地区の現状を下表に整理する。

表 2.7.4 元難民に対する区画割り当てや移動の進捗等

地区	メヘバ	マユクワユクワ	備考
LI対象世帯数(a)	2,785世帯	1,941世帯	—
現状で用意されている区画数(b)	約1,448区画*	1,078区画	
土地申請世帯数(c)	738世帯	630世帯	
区画が割り当てられた世帯数(d)	388世帯	473世帯	
割り当てられた区画に実際に居住している世帯数(e)	190世帯	281世帯	メヘバについては、ブロックG&Hについてのみを分析
移住すべき世帯数に対する区画の不足:(a)-(b)	2,785-1,448 = 1,337	1,941-1,078 = 863	
今後区画が割り当てられるべき世帯数:(a)-(d)	2,785-388 = 2,397	1,941-473 = 1,468	—
申請者のうち区画を割り当てられていない世帯数:(c)-(d)	738-388 = 350	630-473 = 157	
元難民全体に占める区画が割り当てられた世帯割合:(d)/(a)*100	388/2,785 = 13.9 %	473/1,941 = 24.4 %	メヘバについては、ブロックG&Hについてのみを分析
元難民全体に占める区画に移動したとされる世帯割合:(e)/(a)*100	190/2,785 = 6.8%	281/1,941 = 14.5 %	
移動率:(e)/(d)*100	190/388 = 49.0 %	281/473 = 59.4 %	

出典：COR現地事務所（メヘバ及びマユクワユクワ）とCORルサカ事務所から提供されたデータをもとに作成。

表 2.7.4のとおり、移住すべき元難民世帯の数に対して用意されている区画数は大きく不足しており（メヘバで1,357世帯、マユクワユクワで863世帯）、元難民と同等数のザンビア人を対象にした場合、その不足分はさらに大きくなる（表 2.7.3）。このような状況のもと、区画が割り当てられたザンビア人の再定住区への移住進捗は良好とは言えないのが現状であり、区画が割り当てられたザンビア人世帯のうち実際に居住しているのはメヘバで14.3%（=117/815）、マユクワユクワで13.5%（=72/534）となっている（表2.7.3）。マユクワユクワでは、75区画を除くすべての区画がアンゴラ元難民及びザンビア人に割り当てられているのに対し、今後区画が割り当てられるべき世帯数はアンゴラ元難民とルワンダ元難民のみで2,335世帯に上る。

このような事情から、移住しないザンビア人の土地を取り上げ、アンゴラ人やルワンダ人に優先的に土地割り当てをすべきであるという声が現地で多く聞かれた。ただし、土地占有証明書の取得は、割り当てられた土地に居住することが必要条件というわけではないとDOR事務所は話しており、土地を取り上げるかどうかはザンビア人が割り当てられた区画で実際に耕作を行っているか否かを確認して判断しなければならない。

メヘバについては、約6,000区画を計画としており、計画通りの区画数が確保されると仮定した場合、元難民と同数のザンビア人を受け入れた場合、430程度の区画が残ることとなり、区画の不足は発生しない見込みである。

2.7.3 DORが実施する再定住事業の現状

2.3.2で述べたとおり、DORにより2014年時点で87の再定住事業が実施されている。以下に、Resettlement Scheme Profile（2014年8月）及びReport on the Chief Planner's Monitoring Visit to Western Province（2017年5月）で言及されている北西部州及び西部州の再定住事業の実情を整理する。



図 2.7.1 北西部州における再定住事業位置図

表 2.7.5 北西部州における再定住事業の概要

再定住区	概要
Kazhiba	<ul style="list-style-type: none"> ・ソルウェジ・タウンからムタンダ - チャヴマ道路を西に15 kmの位置にある。1988年に国有農場を再定住事業に。 ・広さ20,000 ha、当初は379区画を整備予定。実際は453の区画が割り当てられている。現時点で空区画無し。 ・再定住区内にKazhiba Basic School、Community Schoolが2校 (Kamalamba、Kyantobo、Grade1-4)。施設は不十分。 ・水供給はボアホール3カ所のみ。(計画30カ所) ・10.2 kmのアクセス道路はコンディション不良。 ・携帯電話は、緊急時以外は使用不可。
Kainamufufu	<ul style="list-style-type: none"> ・ソルウェジ・タウンからソルウェジ - チンゴラ道路を東に45 kmの位置にある。1999年に国営牧場の一部が再定住事業に転用された。 ・面積は14,786 ha。当初945区画の整備予定、現在までに区画は1059まで増加。現時点で空区画無し。 ・Kainumful Basic School (2教室の校舎1棟、Grade1-7、教師2人) Staff House不足。Community School 2校 (Kazhizhe、Kishela、Grade1-2) 施設が不十分。 ・水供給のボアホールは11カ所。(計画65カ所) ・22.5 kmのアクセス道路はコンディション不良。 ・携帯電話は、緊急時以外は使用不可。
Janyayuki	<ul style="list-style-type: none"> ・カセンパ・タウンの北東48 kmに位置。1978年に国営のRural Reconstruction Centreとして始まり、1990年に再定住事業に。現在1,000 haの土地が地元住民に占有。 ・面積は3,330 haで、209区画のうち191区画が割り当て済み。現時点で空区画無し。 ・最寄りの保健施設は35 km。重病患者はKasempa Town から50 km離れたMukinge Mission Hospitalまで行く必要あり。 ・Janyauki Basic School (2教室の校舎 2棟、BESSIPの資金援助、Grade 1-7、教師2名)には職員住宅は1棟だけ。

再定住区	概要
Kinkonge	<ul style="list-style-type: none"> ・水供給のボアホールは1カ所、井戸2カ所。(計画15カ所) ・ムタンダ - チャヴマに至るM8道路から1 km、またムフンブエから45 km離れた場所にある。面積は3,500 ha、1978年にRural Reconstruction事業により開設、1990年から再定住事業に。 ・広さ3,500 ha、計画340区画のうち189区画が割り当て済み。現時点で空区画無し。 ・Kikonge Middle Basic School (3教室の校舎3棟, Grade1-9)はスキーム外に位置する。再定住区内にはCommunity School 1校のみ。施設は不十分。 ・Health Centreがスキームの中心から5 km離れた場所にあり。重病の患者は170 km離れたカセンパ郡にあるMukinge Mission Hospitalか、45 km先のムフンブエに行く必要あり。 ・水供給のボアホールは2カ所。(計画25カ所) ・最近、Rural Road Unitにより6 kmの道路補修を実施も、地区内区のアクセス道路のコンディションが不良。
Litoya	<ul style="list-style-type: none"> ・カボンポ・タウンから西に52 km、ムタンダ - チャヴマ道路から22 kmの位置にある。1978年にZNSのRural Reconstructionにより開拓され、1990年に再定住事業に。 ・広さ5,000 ha、当初計画371区画であったが、これまで437区画が割り当て済み。 ・本事業を進めるため、地元の伝統的リーダーとの交渉が必要。 ・Litoya Middle Basic School (3教室の校舎 1棟, Grade 1-9) ・地区内に保健施設がなく、最寄りの施設は30 km。 ・水供給のボアホールは3カ所。(計画26カ所) ・22.5 kmの区内道路がコンディション不良で通行不可。
Chibombo	<ul style="list-style-type: none"> ・チャヴマ・タウンから60 km、チャヴマ - ザンベジ道路から2 km離れた場所にある。面積は600 ha、1978年にRural Reconstructionにより設立、1990年に再定住事業に。境界が不明確なため、周辺住民が再定住区内の一部を不法に使用。 ・計画52区画のすべてが割り当て済みであるが、相当数の所有者不在が確認。 ・Chivombo Middle Basic Schoolには1-9年生の児童が通学。 ・Health Postは再定住区から2 km。重病患者は30 km離れているChavuma Mission Hospitalあるいは60 km先のZambezi District Hospitalに。 ・水供給のボアホールは2カ所。(計画6カ所) ・通信環境は未整備。
Mundwiji	<ul style="list-style-type: none"> ・ムウニルンガ・ボマから南東に22 kmの位置。1978年にRural Reconstruction Centreとして設立、その後1990年に再定住事業に。 ・当初78区画が整備予定だったが、その後のスキーム拡大で、181区画が整備されて割り当て済み。 ・再定住区外の500 m離れた場所にMapunga Basic Schoolがあり、Grade 1-9。 ・最寄の保健施設は、Boma Chivomboから25 km離れた場所。重病患者はMwinilunga District Hospitalまで通う必要あり。 ・水供給のボアホールは2カ所。(計画6カ所) ・通信環境は整備済。

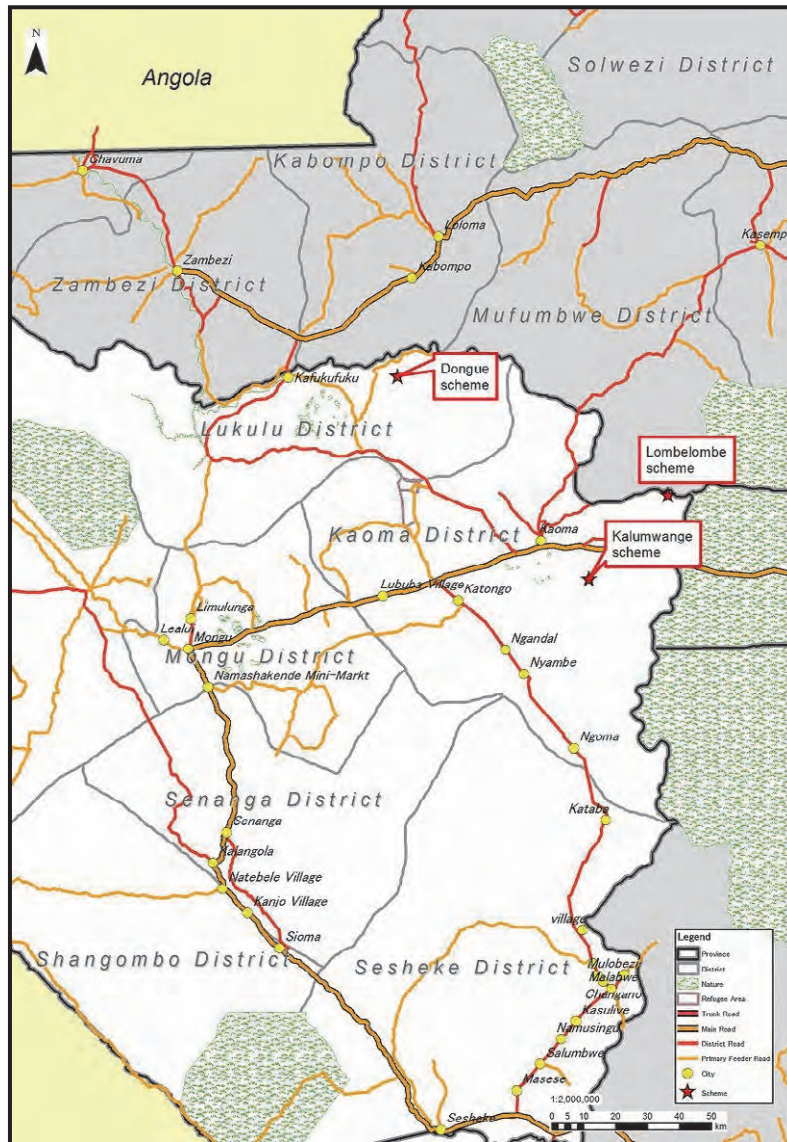


図 2.7.2 西部州における再定住事業位置図

表 2.7.6 西部州における再定住事業の概要

再定住区	概要
Lombelombe	<ul style="list-style-type: none"> 区画数384。ほとんどの区画はここに定住していない農家によって所有。 水供給はボアホール13カ所。 学校はCommunity Schoolが1校のみ。最寄りの保健施設までの距離が30 km。 地区内の道路コンディションが非常に悪い。
Dongue	<ul style="list-style-type: none"> 区画数451。2013までにデマケートされた区画に現在定住しているのは7世帯。 地区内唯一のCommunity Schoolは閉鎖中。 水供給のボアホールは4カ所。 2013～2014で整備された道路は29.4 km。 携帯電話が通じず。
Kalumwange	<ul style="list-style-type: none"> 区画数478。 32カ所のボアホールと9つの井戸で水を供給。 Lunyati Primary Schoolには、約900人の生徒が通う。最遠の生徒は15 kmの通学が必要。 当初はダム計画が2カ所あったが、いまだに施工されず。 コミュニティホールは基礎部のみ建設され、その後、施工は実施されていない。 約87世帯がアロケートされているが、現地には別人が居住しているのが多数確認されている。一部の人は、正式な再定住者より年単位で借り受けているとのこと。

2.7.4 現地で実施されている測量等の技術レベル

DORによる再定住事業のザンビア政府内の調整（ライン省庁への依頼）は、実施する地区の境界が画定されていることが前提となっている。DORには測量技術者が配置されていないため、DORによる境界画定の測量は困難であり、国土・天然資源省（MoLNR）に作業を依頼している。よって、再定住スキームの現地で実施されている測量等の技術レベルは、対象州のMoLNRでの状況を確認した。

ザンビアの測量システムはイギリスのものを踏襲しており、紙地図も1980年代までは更新されていた。また、紙地図は1:50,000や1:100,000等が全国で作成されていたが、現在は30年以上更新されていない。MoLNRでは、現在在庫のある紙地図や、それら紙地図の画像データを購入できる。これらの地図は、日本の地図と見ても遜色はなく、三角点（一級、二級、分類なし）が設置されていたことがわかる。また、測地系はClark 1880（Modified）を用いていた。

一方で、現行の測量システムは、全地球測量システム（Global Positioning System: GPS）に大きく依存したものとなっており、精密な測量が必要となった際（道路や水路の計画、設計等）には、その都度小さな範囲で測量を行うことになっている。

一般的なGPSレシーバーでは測地系としてWGS（World Geodetic System）84を用いているが、従来の測地系であるClark 1880と大きな差異は出していない。

本件対象2地域の区画割り作成は、MoLNR、DOR、MoLG（州レベル）の共同作業として、以下のようなプロセスを経ている。

- (a) 10万分の1地図上での再定住区の境界を設定し、現地で測量作業を通じ境界を確定。座標を取得。
- (b) 確定された地区境界をCAD（Computer-aided design）上に取り込み、区画割を含む平面計画図を作成し、対象州のDPPの承認を受ける。
- (c) 承認された平面計画図を使用し、各区画に設置される境界杭の座標を確認。
- (d) 現地でGPSにより境界杭を設置し、設置後の座標を取得する。
- (e) 現地で取得された座標に基づき、土地権利書の添付する地籍図（Survey Diagram）を作成する。
（ソルウェジ及びモンゴの測量局（MoLNR）では、現在、メヘバとマユクワユクワの作業中。）

対象となる2つの再定住区は、メヘバが東経26度、南緯12.5度、マユクワユクワが東経24度、南緯14.5度付近に位置している。このため、投影法はユニバーサル横メルカトル（Universal Transverse Mercator: UTM）図法を用いて、Zone 35S（東経24～30度、南緯0～80度）となる。座標は緯度経度座標、UTM直交座標¹の双方が用いられており、境界杭の位置では、後者が用いられている。

以上のプロセスにより、現地で確認された測量の課題等を以下に示す。

¹本対象地域の場合、Zone 35Sであり、赤道と東経26度（基準子午線）の交点を原点として、東西方向をX軸、南北方向をY軸とし、原点からの距離（m）を東にプラス、南にマイナスとして、X軸に500,000（= 500 km）、Y軸に10,000,000（1万km）加えたものである。

- (a) CAD上で高い有効数字（現在の数値は、一ミリまで）を取得しても、汎用GPSの利用により誤差が発生し、正確な測量が行われていない。一般的なGPSでは、誤差が地表で10メートル程度発生し、境界杭もその誤差で設置されている。基準三角点からの参照もない。
- (b) 標高が軽視される傾向にあり、収集された対象地区の平面計画図には計画高が記載されていなかった。
- (c) 対象地域では、DORの予算でMoLNRが境界杭を設置しているが、それが金属製であり、盗難被害にあっている事例が多い。特に、矢尻に適しているので盗まれやすく、現地の実査での確認が困難であった。

区画割りについては、マユクワユクワ地区は、計画通り 5 ha と 10 ha を基準に実施されており、特に問題は確認されていない。メヘバ地区については、地形との関連もあり、区画の面積にばらつきが確認されており個別に確認する必要がある。

第3章 現地統合事業に関連する政策等

3.1 国家開発計画における元難民支援の位置づけ

ザンビアでは、2030年までの長期開発計画「ビジョン2030」(Zambia Vision 2030)を策定している。ビジョン2030では“Economic Growth and Wealth Creation”、“Social Investment and Human Development”、“Sustainable Socio-Economic Development”の達成を通して達成されるべきビジョンとして、“A prosperous middle- income nation by 2030”を掲げている。

国家開発計画は、大統領の任期に応じて作成され、2017年に策定された7NDP (2017-2022)では、ビジョン2030に向けた取り組みを具体化するための5カ年計画として作成されている。2017年7月に第1巻が発表され、現在、プロジェクトリスト等が含まれる第2巻を作成中である。7NDPは、予算配分にも影響するため、州や郡などの地方行政区や各省庁も強く関心を持っている。

7NDPでは、そのテーマとして“Accelerating development efforts towards Vision 2030 without leaving anyone behind”を掲げており、モニタリングや評価枠組みを設定する等、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」等の国際動向も強く意識したものとなっている。7NDPは、従来同様、脱銅産業や農業多様化、観光等がテーマとなっている。また、現在当該国が抱える問題として、国の労働人口の84～89%はインフォーマルセクターでの労働を行っており、2005年から2014年までにこの数字は改善していない。2030年までに2016年比の1.5倍になるとされる人口、特に若者に対応するための雇用創出が急務となっている。このような状況のもと、7NDPでは、以下の5つの柱が掲げられている。

Pillar 1: Economic Diversification and Job Creation

Pillar 2: Reduction of Poverty and Vulnerability

Pillar 3: Reducing Developmental Inequalities

Pillar 4: Enhancing Human Development

Pillar 5: Creating a Conducive Governance Environment

各柱には、複数の成果と成果を達成するための戦略が設定されている。元難民の現地統合に関連した記載としては、7NDPの柱の一つである“経済の多様化及び雇用創出 (Pillar 1)”の成果の一つとして設定されている“Enhanced Decent Job Opportunities in the Economy (成果9)”を達成するための戦略“Increase Employment Opportunities in Rural Area”の中で、実施すべきプログラムとして“Resettlement Schemes Development”の記載があるに留まっており、DORのもとで策定されている「国家再定住事業方針 (National Resettlement Policy)」(3.2.3に詳述)については特に言及されていない。7NDPに記載されているもののうち、LI事業に関連し得る分野を以下に列挙する。

- (a) 北西部州：鉱業、農業、林業の潜在力。道路鉄道の整備により、大西洋への回廊整備が可能。
- (b) 西部州：広大な農地活用の可能性と観光の潜在性に注目。
- (c) 柱2 貧困及び脆弱層の削減：女性・高齢者・若者・障害者等が対象。

プロジェクトのロングリストは、現在作成中の第2巻に収録される予定であり、予算付けプロセスが財務省（Ministry of Finance: MoF）・各本省レベルで実施されるため、地方からの予算要求や優先順位づけの際に強く意識されるものとなっている。しかし、既述のように、再定住、現地統合、難民や元難民といった直接的な記載は見当たらず、中期歳出枠組み（MTEF）でもこれらの分野への予算配分は重点化されないことが予想される。

3.2 元難民の現地統合に係る政策等

元難民の現地統合に係る政策については、2014年にUNHCRと内務省が策定した「戦略的フレームワーク文書」（“Strategic Framework for the Local Integration of Former Refugees in Zambia”）に包括的な記載がなされている。しかし、当戦略文書に係る活動は2016年の終了を目途に作成されたものであり、現在はUNDPの支援のもと副大統領府が2015年に策定した「国家再定住事業方針」（“National Resettlement Policy”）に基づき、再定住に係る支援の実施が目指されている。また、2016年にはザンビア政府とともにUNDPが“Sustainable Resettlement in Zambia: Draft Concept Note, 20 May 2016”を策定している。

以下に、各政策書の記載内容をまとめる。なお、政策書の概要については、現地調査で得られた情報や確認された状況と整合性が取れていない箇所もあるが、資料本文通りに記載する。

3.2.1 元難民の現地統合のための戦略的フレームワーク

「元難民の現地統合のための戦略的フレームワーク（Strategic Framework for the Local Integration of Former Refugees in Zambia）」は、2003年から2009年の間に実施された、ザンビアの難民受け入れ地域における難民の定住促進を目指して実施されたZIの教訓をもとにUNHCR主導のもと、ザンビア政府と共同で2014年に策定されたものである。本戦略に基づく現地統合に係る各種活動は、2013年からの2年間で約1万人のアンゴラ元難民及び約4千人のルワンダ元難民を現地統合することを目的に、2015年を期限に終了する予定であった。しかし、正式な土地登記の必要性や再定住区への対象者の移住が思うように進まなかったため、期限を2016年までに延長して実施されたものの、2016年のプロジェクト終了時点においても元難民の再定住区への移住進捗は芳しくなかった。本戦略的フレームワークの対象は、メヘバ及びマユクワユクワに居住するアンゴラ元難民及びルワンダ元難民に留まらず、都市部に流れた難民や自主的避難民も含めている。

本戦略的フレームワークの記載内容を下表にまとめた。

表 3.2.1 戦略的フレームワークの記載事項

記載項目	内容
戦略的重点分野	Policy and Legal Framework (法的地位付与への支援) Stakeholder Engagement (ステークホルダーの巻き込み) Institutional Involvement and Ownership (制度的な巻き込みとオーナーシップ) Sustainability Issues (再定住区での生活の安定化) Resource Mobilization (資源の活用)
LI実現のための柱	法的柱: 元難民へのホスト国による権利と資格の付与 (移動の自由、教育や労働市場へのアクセス権、公共サービスや支援へのアクセス権等) 経済的柱: 元難民の人道支援からの卒業・自立、持続的生活・生計手段の確保、元難民の経済統合によるホスト国の経済発展への貢献

記載項目	内容
	社会文化的柱:元難民と地元コミュニティの関係性、差別・搾取のないホストコミュニティの発展への寄与
LIの3つの柱及び活動内容	元難民への法的地位の付与:対象となる元難民のスクリーニング、居住許可書取得のための出身国のIDやパスポート取得支援等 主な活動:1) 適格性及びスクリーニング、2) 照合、3) 総合情報及びセンシタイゼーション、4) 異なる居住許可書の発行 現地統合再定住スキーム:土地の区画割り・割り当て、インフラやサービスの整備、対象となる元難民やザンビア人の移住支援等 優先分野:1) 土地問題、2) 教育、3) プライマリーヘルス、4) 農業、5) 道路、6) 市場、7) 住居、8) 電気及び水、9) 職業訓練及びマイクロファイナンス 難民流入の影響を受けた地域に対するアドボカシー:チーフダムへの支援を含む 優先分野:1) ヘルス、2) 教育、3) 道路・橋梁、4) 市場、5) 職業訓練

以下に、本戦略書におけるLIの3つの柱に係る記載内容をまとめる。

(1) 法的地位の付与

1) 状況

ザンビア政府は2011年にアンゴラ元難民の1万人に対して法的地位の付与を行うことを目指し、2013年12月までにメヘバ及びマユクワユクワの難民居住区に住む5,588人が申請の承認を受けた。しかしザンビア国内で自主的に定住しているアンゴラ元難民8,200人は現地統合に関する最新の情報を得られていなかったため、彼らを対象にしたスクリーニングが2017年8月にマユクワユクワで実施されたが、対象200名の予定が実際に実施されたのは80名で、手続きに遅延が見られる。なお、第2回調査時点で80名のうち17名に対して実際にパスポートが発行されている。また、ルワンダ元難民については、ルワンダ政府が従来の立場を変え、元難民のルワンダ国外でのパスポート申請受付の合意し、2013年11月に政府代表団がザンビアを訪問してパスポート発行等に関するモダリティを協議した。しかし、ルワンダ元難民は自国政府への不信任からパスポート申請に消極的である。

UNHCRが主導してきたLI事業は、2017年以降、その二大柱である法的移行及び再定住スキームをそれぞれCOR及びUNHCRからDOR及びUNDPに移管されているが、法的地位の付与は引き続きCORの役割となっている。

2) 活動

適格性及びスクリーニング：難民居住区のすべての元難民に対して現地統合への適格性スクリーニングを実施する。

照合：UNHCRやザンビア政府による支援を受けていない、難民居住区外で自主的に定住している元難民の存在と適格性を照合する。

総合情報及びセンシタイゼーション：自主的に定住しているアンゴラ元難民の申請を促進するとともに、居住許可書に付帯する権利や再定住スキームに関する詳細な情報を伝える取り組みを行う。

居住許可書の発行：アンゴラ当局によるパスポートの発行ののち、あるいはそれと同時に、アンゴラ元難民に対して居住許可書を発行する。

3) 体制

申請基準の適用とスクリーニングを行うため、難民居住区のあるソルウェジ及びカオマの両郡に郡合同運営委員会（DJOC）とスクリーニング委員会（screening committees）が設置されている。元難民からの申請がスクリーニングの結果、承認されるとまず外国人登録カードが発行され、その後10年間有効な居住許可書が発行されることとなる。居住許可書の発行にかかる費用は、UNHCRとザンビア政府が半分ずつ負担することになっているが、外国人登録カードの発行にかかる費用9ドルは元難民が負担しなければならない。

この居住許可書の申請には元難民が出身国のパスポートを保有していることが前提となっており、さらにパスポートを申請するためには出生証明書やIDが必要となっている。アンゴラ政府はこれらの必要文書を元難民に対して無料で発行しており、2017年8月には司法省が代表団を派遣してパスポートの発行作業を行った。

(2) 再定住スキーム

1) 状況

マユクワユクワ及びメヘバに居住している難民世帯のほとんどは賃金が得られる経済活動に従事できておらず、主に農産物の生産や販売、日雇労働、小売等によって生計を立てている。特に女性が世帯主である場合、その世帯は生計の選択肢がより少なく、主食となる作物を十分に得られない可能性が高い。

公共サービスやインフラについて見ると、メヘバ及びマユクワユクワの再定住区における教育施設や保健施設はいずれも大規模な改修や増築が必要とされている。再定住スキームが完了すれば大幅な児童数の増加が見込まれるからである。これらの施設整備には、コミュニティスクールの小学校へのアップグレードや、教室・教職員住宅の増設、また保健施設に関しては病棟の拡充や病床数の増加などが含まれている。また、給水設備に関しても機能していない井戸の改修や、教育・保健施設への給水設備の設置が求められている。

ザンビア政府は、2カ所の再定住区の境界画定や区画割りなどの土地整備を実施するための基金を内務省及びCORを通じて2014年に設置した。マユクワユクワ及びメヘバの再定住区は農業生産に非常に適した土地とされているが、元難民とザンビア人の再定住が開始される前に行われる土壌調査によってどのような土地利用が農業に最適であるか判定されることになっている。

2) 活動

同戦略では、活動として下記の内容が記載されている。

土地問題：再定住区では1世帯当たり最低10 haの土地占有権が与えられる。土地の占有は内定通知の受領、受諾、経費の支払いによって認められるが、土地登記は土地が農業用地として2

シーズンにわたって利用されることが条件であり、2シーズン後に運営委員会（Steering Committee）による審査が行われる。土地の内定通知と土地登記の受領には通常400～800ドルの経費がかかるが、土地管理官（Commissioner for Lands）とMoFに対してこの経費の低減を要請する。本戦略的フレームワークの予算にこの経費の一部が計上されているが、定住者が移住前に支払うとされている年間地代は予算に含まれていない。

教育：各再定住区において小学校（basic school）の再建をそれぞれ2カ所以上行う。小学校には教職員住宅、職員室、コンピュータ室、寮などの施設を建設し、教材や備品を支給する。

プライマリー・ヘルス：各再定住区の保健施設1カ所の建設あるいは再建を行う（職員住宅、研究施設など）。医療機器や医薬品の支給も行う。

農業：4,000世帯に対して農業投入財の支給を行うとともに貯蔵施設の建設、市場との関係構築を行う。また、UNHCRがこれまで支援を行ってきたマイクロファイナンス・スキーム等のプログラムを拡大し、肥料や種子などの農業投入財により多くの投資を行う。農業協同組合を20団体設立し、各団体に対して耕作のための役畜を提供する。

道路：砂利道の修繕を行い、再定住区内のアクセス向上と循環を促進する。再定住区の区画や教育施設、保健施設等の位置を表す地図や設計計画を作成し、修繕が必要な道路を特定する。

市場：各再定住区において新たな市場を2カ所ずつ建設する。

住居：4,000世帯分の低コスト住居ユニットを建設する。世帯主は建設費用の25%を負担する。脆弱な世帯に対しては労働力が提供される。

電気及び水：水道公社（Department of Water Affairs）のガイドラインに準拠し、メヘバにおいて新たに60カ所の給水地点を建設し、貯水設備を設置する。マユクワユクワでは小規模タービン発電所を修復し、代替可能（再生可能）電力源の提供を行う。UNHCRはザンビア電力公社（Zambia Electricity Supply Corporation, Limited）の支援のもと、ソーラーパネルやバイオガスを用いた発電による高校、主要な診療所等への電力供給にかかわるパイロットプロジェクトをマユクワユクワで開始した。

職業訓練及びマイクロファイナンス：TEVETA（Technical Education, Vocational and Entrepreneurship Training Authority）公認機関の認証を与える。選抜されたコミュニティ・メンバーに対して商業学校で研修を実施、卒業証明書の付与、実習、労働市場や金融機関との連携作りなどを行う。

3) 体制

現地統合国家運営委員会（Local Integration National Steering Committee, LI-NSC or LISC、2012年2月に設立）は、LI事業の節目において戦略的指針の決定、専門的知見の提供、承認などを行う。LISCの議長はCORが務め、LI事業や再定住プロセスにかかわる主要な政府関係者（土地管理官（Commissioner for Lands）、DOR、測量監督事務所）も含まれる。また、UNDPなどの協力機関も委員会に参加する予定である。

副大統領府に属するDORは、元難民とザンビア人を対象とした再定住政策のマネジメントにおける主導的な役割を担う。DORは、ザンビア人の再定住基準を策定するための郡及び地方レベルの委員会の設置や、元難民・ザンビア人の移住を担い、移転と再定住プロセスを管理するためのスキーム・マネジャー（scheme manager）を各再定住区に配置する（図 2.3.1）。

ザンビア農家連合（Zambia National Farmers Union: ZNFU）²は元難民に対して畜産サービス、灌漑、養殖漁業、及び市場との連関を形成するための支援を行う。メヘバの難民はZNFUに対してメンバーとして加入できるよう交渉を行っている。

プログラム・マネジメント・ユニットがUNHCR内に設置され、CORや運営委員会の諸政策の調整、モニタリング、評価を支援する。また、資金面のモニタリングとプログラムに用いられた基金に関する報告を行う。四半期ごとに会議を開催してプログラムの進捗状況の評価し、各再定住区で年間計画の再検討を行う会議を開催し、ベースライン調査や中間・事後評価を実施する。

(3) 難民流入の影響を受けた地域に対するアドボカシー

1) 状況

メヘバ及びマユクワユクワの難民居住区ではこれまで世界銀行やFAO（Food and Agriculture Organization：国連食糧農業機関）、ILO（International Labour Organization：国際労働機関）などの国際機関が援助プロジェクトを実施してきたが、この対象を周辺地域にまで拡大する、または、州や郡レベルで開発課題を検討する開発調整委員会（Development Coordination Committee）をホストコミュニティの政策立案に活用することが考えられている。さらに、民間の鉱山会社等とUNHCRの間で元難民やホストコミュニティに雇用などで裨益する協力が行われている。

メヘバ及びマユクワユクワの難民居住区は、郡評議員や首長、難民代表者を介して郡の行政システムの一部を構成しており、郡の開発計画フレームワークにも組み込まれている。両地域のLI事業や再定住スキームが郡行政の計画工程や資源配分に十分統合されるためには、センシタイゼーションやアドボカシーがより一層重要だとされている。

2) 活動

保健：保健施設のうちClinic 2とMeheba Aを郡レベルの病院にアップグレードし、4つの保健センターの改修を行う。

教育：12の学校の改修と機材及び教材の支給を行う。

² ザンビア全国農民連合は、1905年に設立された、会員ベースの組織として農業ビジネス・産業部門を代表する全国組織である。メンバー構成は、(a) 郡農民協会（District Farmers' Association）、(b) 農業資材等の専門商品を扱うサービスプロバイダー、(c) 企業法人、(d) アグリビジネス商工会議所、(e) 協会の個人メンバーとなる。持続可能な農業、経済および社会開発を達成するために、農業部門の事業に関連する個人の農民、法人、サービスプロバイダーおよびその他の組織について、これら会員の利益を促進し、保護することをミッションとしている。

道路・橋梁：3つの道路（総延長163 km）及び橋梁の建設を行う。

市場：マユクワユクワ及びメヘバのホストコミュニティに市場と商店を建設する。

職業訓練：TEVETAの認証付与と、ターゲット型奨学金・ローン・機材の提供を行う。

3) 体制

UNHCRとザンビア政府は、難民流入による影響を受けた地域やホストコミュニティにおける開発パートナーの中長期的な支援の実施を支持しているが、特に重要かつ喫緊のニーズへの対応はUNHCRと開発パートナーが担う。

3.2.2 持続可能な再定住に関する事業コンセプト（Sustainable Resettlement in Zambia）

「持続可能な再定住に関する事業コンセプト（Sustainable Resettlement in Zambia (Draft Concept Note, 20 May 2016)」は、ザンビア政府とザンビアのUN機関が、メヘバとマユクワユクワにおける持続的な再定住を目指して策定した現地統合のコンセプトであり、その中で次の2つを目的に設定している。

- (a) 持続的開発のためのAgenda 2030で設定されている高い目標や基準への到達
- (b) ザンビアにおける新コミュニティである再定住区へのアンゴラ元難民及びルワンダ元難民現地統合支援

現地統合の成功のためには、時間をかけて計画を策定し、支援を実施していくことが必要とされるが、本コンセプトでは、特に以下の4つの移行が行われるべきであると明記されている。

- (a) 難民ステータスからザンビアでの永住ステータスへの移行（将来的には市民権の獲得）
- (b) 責任政府機関のCORからDORへの移行
- (c) ザンビアのUN機関における責任機関の人道支援を担うUNHCRから長期的な開発アプローチを支援するUN Resident Coordinator及びUNDP Resident Representativeへの移行
- (d) 人道支援機関から長期的開発を担うパートナー機関への移行（本項目は、次に記載する“Integrated Annual Wrk Plan 2017”からは削除されている）

本コンセプトノートの概要を次に整理する。

表 3.2.2 コンセプトノートの概要

項目	記載内容
期間	2017年～2021年
ビジョン	“By 2021, communities living in the targeted resettlement schemes are cohesive, productive, sustainable and fully integrated into development at all levels”
期待される成果	Key Result 1: Inclusive Planning and Governance for Resettlement Schemes Key Result 2.1: Sustainable and Prosperous Communities Key Result 2.2: Cohesive and Integrated Communities

ビジョンに記されているすべてのレベルにおけるまた、各Key Resultに対して、想定される結果と必要予算が以下のとおり明記されている。

表 3.2.3 Key Result 1において想定される結果及び予算

Result Area	Planned Results	Indicative Budget (USD)
Key Result 1: Inclusive planning and governance for resettlement schemes Government at national and sub-national level undertake inclusive and participatory planning and governance processes that incorporate the targeted resettlement schemes		
1.1 National development planning processes include resettlement schemes	Department of resettlement has capacity and institutional structures to effectively coordinate and manage the implementation of the resettlement policy Government has incorporated resettlement areas in national development planning and allocated funding Districts have developed integrated development and investment plans incorporating the resettlement areas, and have institutional capacity to effectively implement the plans Districts undertake participatory development planning that enables active community participation Communities effectively participate in development planning processes	3,500,000
1.2 Land management and ownership-security of tenure	Communities have capacity and structures to equitably and sustainably manage communal land Government has expedited the processes for obtaining title deeds ensuring that all settlers have security of land tenure	500,000
1.3 Leadership and governance structures in resettlement schemes	Resettlement communities have efficient community management with a clear links to surrounding wards and chiefdoms Resettlement communities have equitable community structures providing for means to address and adjudicate grievances among settlers	100,000
1.4 Civic education and capacity building-empowering people to have a voice	Resettlement communities have knowledge and capacity to demand for adequate services and claim civic rights Individuals in resettlement communities know their rights and are able to participate in development and democratic processes	100,000
Total Indicative Budget for Key Result Area 1		4,200,000

表 3.2.4 Key Result 2.1において想定される結果及び予算

Result Area	Planned Results	Indicative Budget (USD)
Key Result 2.1: Sustainable and Prosperous Communities Communities I and around the targeted resettlement schemes have access to social services and sustainable economic opportunities		
2.1.1 Good health and well-being	Resettlement communities have access to quality integrated community-based primary health care services, including sexual and reproductive health, maternal health, HIV and GBV services Communities have access to other social services, including social protection and social assistance (social cash transfer) Communities have access to information and knowledge supporting the adoption of healthy lifestyle choices (prevention of NCDs and promotion of nutrition)	2,000,000
2.1.2 Quality education and vocational training	Resettlement communities have access to quality education, including comprehensive sexuality education, and vocational training opportunities Resettlement communities access entrepreneurship and business training, facilitating self-employment and the formation of cooperatives	3,650,000
2.1.3 Sustainable livelihoods	Resettlement communities apply mechanized and diversified farming techniques	7,750,000

Result Area	Planned Results	Indicative Budget (USD)
	<p>Irrigation plans are developed to ensure climate resilient agricultural production</p> <p>Communities engage in diverse livelihood activities (not only farming, fish farming etc.)</p> <p>Resettlement communities engage in agricultural production with value addition (need to be connected to electricity grid for this) and are supported in the further transformation of raw products (e.g. hammer mills, processing plants, oil extraction)</p> <p>Resettlement communities have developed strong economic links to surrounding communities</p>	
2.1.4 Environmental sustainability	<p>Action is taken to prevent and mitigate environmental risks (deforestation etc.)</p> <p>Communities have knowledge about sustainable use of natural resources and employ sustainable farming and livelihood practices</p> <p>Communities engage in sustainable management of communal land (link to 1.2)</p>	4,500,000
2.1.5 Access to finance and markets	<p>Resettlement communities organize themselves in cooperatives and have links to sustainable long-term financing and empowerment facilities</p> <p>Resettlement communities have access to markets for products and services</p> <p>Private sector and local government effectively engage for increased investments and economic opportunities</p>	2,500,000
2.1.6 Infrastructure development	<p>Resettlement communities are well-established and connected to neighboring settlement areas (roads) and are linked to power grids and off-grid networks (e.g. solar/wind power generation)</p> <p>Communities make use of innovative solutions for energy generation (solar etc.)</p> <p>Communities have access to clean water and improved sanitation</p>	2,850,000
Total Indicative Budget for Key Result Area 2		23,250,000

表 3.2.5 Key Result 2.2において想定される結果及び予算

Result Area	Planned Results	Indicative Budget (USD)
Key Result 2.2: Cohesive and Integrated Communities		
Resettlement communities are tolerant, inclusive and integrated with the surrounding society, enabling people to live in peace and harmony to realise their aspirations		
2.2.1 Rule of law and access to justice	<p>Resettlement schemes have in place mechanisms that promote rule of law, provide equitable access to justice and prevent gender-based violence</p> <p>Individuals in resettlement areas know their rights and access justice</p>	2,500,000
2.2.2 Social capital – building trust and sense of belonging to a community	<p>Communities have strong social and economic links both within the settlements and with the surrounding communities (to prevent and mitigate conflicts etc.)</p> <p>Surrounding communities have access to and benefit from services provided in the resettlement schemes</p> <p>Communities have access to communal spaces that promote cohesion and interaction (sports/play/recreation spaces, religious spaces, market places and other common areas)</p> <p>Communities have access to youth and women’s groups and forums where groups can engage with traditional and religious leadership, facilitating community meetings with local leaders,</p>	800,000

Result Area	Planned Results	Indicative Budget (USD)
	representatives from youth/women's groups etc.	
2.2.3 Gender equality and non-discrimination	Communities respect and appreciate diversity, and practice non-discrimination and inclusion in community structures Community structures include women in leadership and management roles Women in communities have access to productive assets, including land, tools, and finance	250,000
Total Indicative Budget for Key Result Area 2		3,550,000
Total Indicative Budget for Programme		31,000,000

UNDPは、本コンセプトノートに基づく年間活動計画を策定しており、次に示す「年間活動計画 2017 (Integrated Annual Work Plan 2017)」がそれにあたる。

3.2.3 国家再定住事業方針

「国家再定住事業方針」(National Resettlement Policy)は、副大統領府DORが2015年に策定した再定住事業に係る政策文書である。再定住事業そのものは1988年に農業振興を目的に開始されたが、その具体的な事業方針はこれまで一切決定されてこなかった。しかし、2015年に副大統領府によって本方針が策定され、貧困削減と経済開発を実現するために再定住事業を効果的に実施するうえでの法的及び制度的枠組みの策定を促進することが謳われている。以下、本方針で示されている再定住事業の課題や原則、実施体制などを整理する。なお、再定住事業では、自然災害や土地紛争、開発計画などにより非自発的に移住を余儀なくされた人々(国内避難民)もその対象に含まれている。

再定住事業は開始以来、全国で87の再定住を設立し、2万以上の区画を移住者(失業者、退職者、障害者、国内避難民など)に配分した。推計によるとザンビアでは7万世帯以上が国内避難民としての生活を送っていると考えられているが、2010年からの5年間で1,000世帯以上が全国の再定住区に移住している。

(1) 再定住事業における課題等

1) 再定住後の課題

- a) 再定住区に居住する住民とホストコミュニティとの軋轢
- b) 病気や社会的疎外により、再定住区に定住した住民の生計が不安定化

2) 再定住事業が克服すべき課題

- a) 2005年以降の統計では、ザンビア政府が用意した再定住用の区画数が、再定住申込者よりはるかに少ない。
- b) 再定住対象者(就労済)が割り当てられた区画を経済的な問題(貧困)により購入できなかった。(Kanakantapa and Kasenga in ChongweとChoma Districtが悪い例)

- c) 再定住事業によるインフラ整備が十分ではなく、定着率が低い。
- d) 再定住事業によるインフラ整備に対する財政支援の低さ。
- e) 再定住事業における整備や維持管理に必要な機材の不足。
- f) 各省庁間での調整機能の欠如。
- g) コミュニティの伝統的ルールに起因する土地問題。
- h) 再定住者に対する土地所有権許可の遅さ。
- i) 同じ区画に複数の再定住者が定住を希望した場合の調整の欠如。
- j) 再定住事業における財政補助利用（「土地法」：地域開発の財政補助を通じた計画、測量、道路、水や電気の供給に対する通達）の認識欠如。
- k) 2010年に土地に関連する裁判に関する通達（「土地審判法」）があったにもかかわらず、再定住における土地問題解決のメカニズムが欠如。

3) 関連法規

上述のとおり、再定住事業は1988年の開始以来、具体的な事業方針が策定されてこなかった。そのため、再定住事業の実施にはさまざまなセクターで定められている法令が援用されている。以下に各種法令とその概要を記す。

- a) 農業土地法（Agricultural Lands Act, CAP, 187）：小作農事業の創設、国営地の管理を担う土地局（Lands Department）の設置。
- b) 土地調査法（Land Survey Act, CAP 188）：土地調査の実施方法、図面・計画の作成方法を規定。
- c) 森林法（Forest Act, CAP 199）：国有及び地方の林野の設立・管理、森林の保護を行う。
- d) 土地及び証書登録に係る法令（Lands and Deeds Registry Act, CAP 185）
- e) 土地法（Lands Act, CAP 184）：土地の譲渡・運用、土地開発基金を規定。
- f) 土地収用法（Lands Acquisition Act, CAP 189）：土地やその他の財産の強制収用に係る規定。
- g) 環境マネジメント法（Environmental Management Act, No. 12 of 2011）：自然環境の管理・保護、自然資源の持続的利用を規定。
- h) 土地審判法（Lands Tribunal Act, No. 39 of 2010）：再定住区も含む、あらゆる土地の係争に係る解決方法を規定。
- i) ザンビア開発局法（Zambia Development Agency Act, No. 11 of 2006）：投資事業に係る土地利用の促進。

4) 基本理念

ザンビアのすべての土地は、大統領に代わって“土地委員（Commissioner of Lands）”により管理されている。従来より、理由はさまざまあるが、不法な土地の割り当てが行われている。

政府は社会的・財政的に実行可能な再定住事業を確立すべきであり、再定住事業において以下の事項が考慮されるべきとされている。

- a) すべての人、グループ、コミュニティは、適切な再定住を行う権利を有し、安全でアクセ

スしやすく、また居住環境が整った土地を入手しやすい条件で配分される権利を持つ。

- b) 再定住事業を実施する土地の選定にあたり、地質、土壌、気候などの要素や、計画されている土地利用に必要な条件を考慮する。
- c) 土地の登記証の発行により、定住者は土地の永続的な所有権及び使用権が与えられる。
- d) 政府は、定住者の選定基準に係るガイドライン及び手続きを明確に規定する。
- e) 再定住者に配分される土地面積は、再定住者の土地利用に係る能力に相応しいサイズとし、また（あるいは）、平均的な家計を養えるだけの作物を自給でき、さらに適度に余剰物も生産できるほどのサイズとする。
- f) 再定住には2つの形態が想定される。1つは再定住者が分散して居住する形態であり、また1つは再定住者がコミュニティや村として集住する形態である。
- g) 再定住の促進のため、再定住区では基本的な公共サービスが提供される。
- h) 政府は既存の関係省庁及び機関を可能な限り活用し、おのこの所管事項に基づいて再定住区において業務を実施する。
- i) 非自発的な再定住は、国際的な人権と人道法にのっとって実施する。これらは国内避難民の保護に関して国際社会において重要であると認識されている、1998年の「国内避難民に関する指導原則」で掲げられている。
- j) 国内避難民などの脆弱層に対する人道及び開発に係る援助は、彼らを再び暴力や搾取、虐待などの危険な状況に陥らせてはならない。外部からの援助によって不平等や依存性が高まらないよう、また地域社会の緊張関係が高まらないようにするべきである。
- k) 非自発的な再定住は可能であれば回避するべきである。もし移住が避けられない場合には、実施可能なプロジェクトを模索して移住の規模を最小限にとどめる努力を行う。
- l) 移住を強いられた人々には補償や支援を実施し、少なくとも移住前と同等の社会経済状況を実現する。
- m) 非自発的な再定住はプロジェクトを実施した結果、あるいはプロジェクトの一部として生じる。再定住及びそれに対する補償に係るすべての費用は、プロジェクトの費用便益分析に盛り込まれている必要がある。

(2) 実施の枠組み

1) 主実施機関

再定住事業における主たる実施機関は、再定住に関連するすべての事項の責任機関として1988年に副大統領府に設置された再定住局（DOR）である。当局設置の背景には、他の省庁と適切な連携が取れる局が存在していなかったこと、各省庁の計画において再定住事業に対して適切に対応されていなかったことがある。

再定住事業を計画・支援するために初めて政府横断的アプローチを規定した「国家再定住事業方針」が2015年10月にDORより発表された。

なお、副大統領府が発表した国家再定住事業方針には、本方針で果たす役割が以下のとおり規定されている。

- a) 再定住事業の計画及び調整を行う。
- b) 土壌調査を実施し、再定住に適した土地を特定・選定する。
- c) 再定住のための用地を取得する。
- d) 再定住事業の全体計画の準備を促進する。
- e) 再定住事業の区画割りを促進する
- f) 区画の配分に係る状況を監査し、配分を促進する。
- g) 再定住者に係る規則及び規定を整備する。
- h) 再定住者による土地登記証の取得を促進する。
- i) 再定住者のローンへのアクセスを改善し、また再定住者が自立的に管理を行う共同体に組織されるよう、金融機関に働きかける。
- j) 再定住事業のモニタリング及び評価を実施する。
- k) 再定住事業において基礎となる社会経済インフラの整備を調整する。
- l) 再定住事業の対象グループを特定する。
- m) 再定住事業のプロセスに係る啓発を行う。
- n) 基礎インフラとサービスを提供する。
- o) 再定住事業の管理及び開発に関連する他のセクターにおいて特定された戦略や本方針を実施し、協同や協議の場を通じてモニタリング及び評価を実施する。
- p) 複数のセクターにまたがる課題に対してモニタリング及び調整を行う。
- q) 本方針を効果的に実施する。
- r) 国民に対して再定住事業に係る広報を行う。
- s) 開発業者や投資家が取り決めた再定住協定（Resettlement Agreement）が検察当局によって認可されるよう、ザンビア開発局と協働する。
- t) 国内避難民の再定住事業に関連する活動の調整を担う。
- u) 開発プロジェクトや投資事業によって避難を余儀なくされた人々の脆弱性・ニーズ評価及び社会経済調査を実施する。
- v) 再定住行動計画（Resettlement Action Plan）に記載されている、再定住事業によって影響を受けた人々の検証を実施する。

2) 調整メカニズム

DORが本方針の調整及び実施の主体となる。調整は、関連ステークホルダーによる郡レベル、州レベル、国レベル（レベルはプログラムによる）の委員会を組織して、そこで調整される。

i) 州レベルの再定住委員会（Provincial Resettlement Committee）

- ・ 副大統領任命による15人の委員により構成
- ・ 年4回の開催が基本

ii) 定住者の代表で構成される調整委員会（Coordinating Committee）

- ・ 5人から10人で構成（対象スキームの規模による）
- ・ 2年ごとに選出

3) 再定住事業の地方行政における位置づけ

i) 進捗による再定住局位置づけの変更

再定住事業は進捗75%程度となった時点で、再定住局（DOR）は実施主体機関（調整）からモニタリングをする部署に移行し、地方行政のプログラムの中で実施される。

ii) 財政主体

担当省庁等の予算及び人員で実施。DORが事業実施主体から外れたあとも、各担当省庁はそれぞれの活動を続ける。

3.2.4 DORとUNDP作成の2017年活動計画

(1) 2017年の活動計画

本年間計画は、3.2.2のSustainable Resettlement in Zambia (Draft Concept Note, 20 May 2016) に基づく形で副大統領府とUNDPによって作成された2017年の活動計画である。本計画書に記されている2017年の活動計画は、以下のとおりである。

目標1：再定住スキームが、国・地方レベルで、包摂的かつ参加型の計画立案、そしてガバナンス・プロセスに組み込まれる。

成果1.1：再定住政策を実施するにあたり、DORが調整及び管理の能力と組織体制を構築する。

表 3.2.6 2017年度年間計画の活動計画と予算額（目標1）

活動	予算 要求額 (ドル)	資金拠出 機関	Timeframe					
			2017				2018	
			Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2
1.1.1 マユクワユクワ及びメヘバにおいてそれぞれ1名のUNVを配置する。	30,000	日本政府		X	X	X	X	
1.1.2 UNV2名の移動手段としてオートバイを調達・整備する。	15,580	日本政府		X	X	X	X	
1.1.3 UNV2名の活動支援のための全天候型自動車2台を調達する。	77,900	PRM			X	X		
1.1.4 UNVが配属される郡の事務所を補修する。	7,500	日本政府			X	X		
1.1.5 UNVの現地活動を支援するためオフィス家具を提供する。	7,500	日本政府			X	X		
1.1.6 UNVが再定住スキームに順応し、活動の実施内容を文書化するためにIT機材を調達する。	5,000	PRM			X	X		
1.1.7 カルンピラ郡戦略立案・調整会議を開催する。	2,860	日本政府		X	X	X	X	
1.1.8 カオマ郡戦略立案・調整会議を開催する。	2,860	日本政府		X	X	X	X	
1.1.9 National Advisory Meetingを開催し、またNAG会議への元難民及び定住者の参加を促進する。	2,400	PRM			X	X	X	X
1.1.10 メヘバ及びマユクワユクワにおいて総合開発計画(Integrated Development Plans)を策定する。	210,000	UNDP		X	X	X		
1.1.11 再定住アプローチ全体に対する評価を行う。	45,000		X	X				
1.1.12 地方・郡開発委員会を設置する。	20,000		X	X	X	X		
1.1.13 ベースライン調査を実施する。	35,000		X	X				
1.1.14 データベース構築を支援する。	45,000				X	X		
1.1.15 パートナー・キャンパシティ・アセスメントを実施する。	15,000			X	X	X		

活動	予算 要求額 (ドル)	資金拠出 機関	Timeframe					
			2017				2018	
			Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2
1.1.16 国及び州の再定住計画プロセスにおいて人間の安全保障アプローチの主流化を促進する。	28,800		X	X	X	X		
1.1.17 人間の安全保障に関する評価による通知を受けた活動について定期的なモニタリングと報告を行うとともに、中間評価及び事後評価を実施する。	80,000		X	X	X	X		
1.1.18 人間の安全保障アプローチに焦点を当て、地方・国家・世界レベルでのプログラム達成状況に関する情報を文書化し情報公開する。	22,400		X	X	X	X		
1.1.19 国家再定住事業方針を策定し、普及・宣伝する。	50,000		X	X	X	X		
1.1.20 メヘバにおいて土壌調査を実施し、周辺地域との境界線を図示する。	30,000				X	X		
1.1.21 メヘバにおいて境界杭を増設する。	5,000				X	X		
1.1.22 報告を行う。	2,220					X		
小計	740,020							

目標2: 再定住スキーム内及びその周辺のコミュニティが社会サービス及び持続的な経済機会へのアクセスをもつ。

成果2.1: 再定住区のコミュニティが付加価値のある農業生産に従事するとともに、農産物及び農業サービスの市場へのアクセスをもつ。

表 3.2.7 2017年度年間計画の活動計画と予算額 (目標2 成果2.1)

活動	予算 要求額 (ドル)	資金拠出 機関	Timeframe					
			2017				2018	
			Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2
2.1.1 長期かつ利用しやすい条件での金融アクセスを普及する。	4,800	UNDP			X	X		
2.1.2 マユクワユクワ及びメヘバに対して各1台のトラクター及び付属品を調達し、協同組合が管理する。	82,800	PRM			X	X	X	X
2.1.3 再定住スキームにおいて協同組合設立を支援する。	10,000	PRM			X	X	X	X
小計	97,600							

成果2.2: 再定住区においてコミュニティが自然資源を公平かつ持続的に管理するための能力及び体制が構築される。

表 3.2.8 2017年度年間計画の活動計画と予算額 (目標2 成果2.2)

活動	予算 要求額 (ドル)	資金拠出 機関	Timeframe					
			2017				2018	
			Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2
2.2.1 自然資源の持続的な管理のための体制(例: コミュニティベース自然資源管理委員会)の構築を支援する。	14,400	UNDP			X	X		
2.2.2 自然資源の持続的な利用に関する啓発キャンペーンを行い、環境劣化、森林減少、資源の枯渇を予防する。	14,400	UNDP		X	X	X		
2.2.3 コミュニティベース早期警告メカニズムの構築を支援し、環境問題の発生を予防し、その影響を軽減する。	19,200	UNDP		X	X	X		

活動	予算 要求額 (ドル)	資金拠出 機関	Timeframe					
			2017				2018	
			Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2
2.2.4 低コストでエネルギー効率のよい技術を普及する。	150,000	UNDP		X	X	X		
小計	198,000							

目標3：再定住区のコミュニティが寛容かつ包摂的で、周辺社会と親和的であり、またコミュニティの人々が平和に、調和して暮らし、願いが実現できる。

成果3.1：再定住スキームが、法の支配を促進し、司法への公正なアクセスを提供し、ジェンダーに基づく暴力（gender-based violence）や子どもや女性に対する暴力、またその他の形態の搾取や虐待を減少させるメカニズムを適切に備えている。そして、一人ひとりがそうした権利を知り、権利を主張することができる。

表 3.2.9 2017年度年間計画の活動計画と予算額（目標3 成果3.1）

活動	予算 要求額 (ドル)	資金拠出 機関	Timeframe					
			2017				2018	
			Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2
3.1.1 地域社会間の調整を支援し、再定住スキームから人々の権利が促進され保護される。	30,000	UNDP		X	X	X		
3.1.2 再定住スキームの警察署の設置を促進する。	24,000			X	X	X		
3.1.3 移動式簡易裁判所サービスの提供を支援し、専門職による定住者間の苦情の裁定を普及する。	19,200			X	X	X		
小計	73,200							

成果3.3 コミュニティにおいて多様性が尊重・評価され、コミュニティ社会において差別がなく、包摂力がある。

表 3.2.10 2017年度年間計画の活動計画と予算額（目標3 成果3.3）

活動	予算 要求額(ドル)	資金拠出 機関	Timeframe					
			2017				2018	
			Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2
3.3.1 地域社会間の調整を支援し、再定住スキームの人々の権利が促進され保護される。	9,600	UNDP		X	X	X		
小計	9,600							

なお、2017年予算請求合計額は、1,118,420ドルである。

(2) 2018年の活動計画（案）

次年度活動計画について、副大統領府からUNDPに対して提案された活動項目及び予算案（日本政府補正予算枠）を以下に示す。

表 3.2.11 2018年度年間活動計画と予算案

Activities	Proposed budget
Support the development of Local Area Development Plans in Meheba (Kalumbila) and Mayukwayukwa (Kaoma)	ZMW 360,000
Support the development of District Integrated Development Plans in Meheba (Kalumbila) and Mayukwayukwa (Kaoma)	USD 150,000
Procurement of 4 all-weather vehicles and 1 motor cycle to support the work of the Department of Resettlement at Provincial and Central levels	USD 200,000

Purchase 2 hand held GPS and 2 i-Pads for Scheme Coordinators	ZMW 50,000
Assessment and upgrading of Land Resettlement Information Management System to be web-based and add Meheba and Mayukwayukwa Schemes including general GIS/MIS* ¹ data collection to fill-in identified data gaps	NA
Support preparation and integration of agronomic / environmental management advisory information for Meheba and Mayukwayukwa into LARIMS* ²	NA
Support land suitability survey of the remaining 17,400 hectares of Meheba Resettlement Scheme	ZMW 200,000
Support demarcation and allocation of 1,000 farm plots at Meheba and allocation at Mayukwayukwa Scheme	ZMW 3,000,000
Support DOR needs assessment / capacity and recommend measures to improve performance	NA
Support a comprehensive review of current and past approaches to agricultural settlement schemes high lighting challenges and propose appropriate measures for Sustainable Resettlement Development	NA
Support printing of National Resettlement Policy, Resettlement and Compensation of Internally Displaced Persons and other information brochures pertaining to publicizing resettlement opportunities	USD 50,000
Setting up coordination office for the Department of Resettlement in Mayukwayukwa	USD 50,000
Undertake procurement of 2 additional tractors and implements	USD 82,000
Promote access to long term production financing	NA
Support provision of 40 km of access road network each at Meheba and Mayukwayukwa Schemes	NA
Support construction of 4 culvert bridge at Meheba Resettlement Scheme	NA
Support provision of 50 boreholes each at Meheba and Mayukwayukwa Schemes	NA
Support construction of 1x3 class room block at Meheba Scheme and 2x3 classroom blocks at Mayulwayukwa	ZMW 1,200,000
Support construction of 3 staff houses and 6 VIP* ³ latrines at Meheba Scheme	ZMW 600,000
Support capacity building in operations of Cooperatives and entrepreneurial skills	USD 10,000
Livelihood activities promotion in Mayukwayukwa Scheme	ZMW 150,000

注：予算額の単位は、ZMWがザンビア・クワチャ、USDが米国ドルである。

*1: MIS (Management Information System)

*2: LARIMS (Land Resettlement Information Management System)

*3: VIP (Ventilated Improved Pit)

(3) 予算措置の状況

LI事業全体の資金ニーズは、5年通算で3100万ドル（「ザンビアにおける持続可能な再定住」より）と算定されており、2017年度の年間活動計画（Annual Work Plan: AWP、2017年8月に承認済。）では、112万ドルが必要とされたが、その内25%ほどしか予算がつかなかった。その予算も、日本政府、米国政府、UNDPからの予算でありザンビア政府からの予算拠出はない。この予算のうち、ザンビア政府自体が活動を行う場合には、ザンビア政府の担当省庁に予算が配布される場合もある。

ただし、ザンビア政府が地域統合事業に資金を拠出していないということではなく、その多くは国の予算から各省庁に直接配分されており（表 3.2.12右側）、AWPには記載されていない。AWPに記載されている活動をザンビア政府が実施するのであれば、それをAWPに記載すべきである。

表 3.2.12 地域統合事業の予算規模と2017年間活動計画・資金源

Unit: US\$

Key Result	Indicative Budget (2016-21)	2017 Annual Work Plan	
		Outcome	Budget
1. Inclusive Planning and Governance for Resettlement Scheme	4,200,000	Outcome1	194,820
2.1 Sustainable and Prosperous Community	23,250,000	Outcome2	92,800
2.2 Coesive and Integrated Community	3,550,000	Outcome3	0
Total	31,000,000		287,620

Fund Source	
UNDP Core	60,000
Gov. of Japan	74,000
US Gov.	200,000
GRZ	0
In Kind	0
Total	334,000

したがって、当初計画において3100万ドル必要とされている地域統合の進捗状況は、予算の執行状況からすると、1%程度の進捗でしかない。

日本政府からの資金は、在ザンビア日本大使館から、2017年5月にUN常駐コーディネーターとDORに対して208.7万ドルが渡された³。ただし、AWPには6万ドルという記述しかない。また、2015年度までに日本政府は元難民の地域統合に対して累計650万ドルの支援をしている。

また、AWPに記載されている、『メヘバ及びマユクワユクワにおいて総合開発計画（Integrated Development Plans）の策定』については、2017年10月上旬の時点で予算が付いておらず、実施の可否及び時期等についても未定となっている。

(4) DOR本部の予算

表3.2.13にDOR本部の予算を示す。全体の60%近くが、人件費や一般管理費であり、再定住スキームにかかる費用は限定されている。各州のDORの予算(3.3.5節中の表3.2.13及び表3.3.14)において示されているように、各再定住スキームに係る予算は基本的にDOR予算の中でも州に既に配分されており、本部のインフラ予算は、アクセス道路の改善と水供給の改善が挙げられている。

³ ザンビアにおける元難民の持続的な現地統合に向けた支援の引渡式
http://www.zm.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000173.html

表 3.2.13 DOR本部の予算 (2016、2017年度)

		Unit: ZMW	
Unit	Program	2016	2017
01Human Resources and Administration Unit			
	3000Personal Emoluments	1,561,135	1,747,077
	3001General Administration	315,958	315,038
	3003Capacity Building	10,000	10,000
	3107Transport Management	238,643	238,643
	3109National Budget Preparation	56,767	56,767
	Unit Total	2,182,503	2,367,525
02Resettlement Schemes Development Unit			
	3011Management Information System	80,734	80,734
	3012Infrastructure Development	489,674	372,132
	3071Scheme Establishment and Resettlement	162,550	615,416
	Unit Total	732,958	1,068,282
Total		2,915,461	3,435,807

3.2.5 DORの2017年度年間活動計画 (北西部州及び西部州)

DORは、再定住事業が位置する各州において年間計画を策定しており、メヘバ及びマユクワユクワについてもDORが扱う再定住スキームの一つとして、2017年の「年間活動計画2017 (Integrated Annual Work Plan)」に沿った形での活動が進められている。年間活動計画では、2017年1月から12月までの活動に対して、活動内容ごとにターゲット (数量)、活動期間、予算が記載されている。予算の使途としては、職員の給与・一般業務費の他、レイアウトプラン作成や再定住区の区画割りや、アクセス道路の整備や給水施設やヘルスポストの整備といった実務等も計上されている。インフラ整備については、各ライン省庁における予算確保及び整備が基本であるが、各再定住事業の進捗をはかるため、DORの年次計画にインフラ整備等が含まれることは今後もしばらくは続くとのことである。

対象地域を含む対象2州の再定住スキームに係る年間活動計画の概要は以下のとおりである。

表 3.2.14 北西部州及び西部州におけるDOR年間予算

項目	北西部州	西部州
州DORが扱う再定住スキーム数	9	4
2017年度年間予算(クワチャ)	1,913,855	2,218,353 (北西部州の1.16倍)
全体予算に占める職員給与・一般業務費 (%)	37.4	30.9
全体予算に占めるインフラ整備費 (%)	37.9	65.7

理由は定かではないが、上表のとおり北西部州よりも再定住事業数の少ない西部州により大きな予算が割り当てられていることに加えて、西部州には、2014/2015年度からのキャリーオーバーとしてドンダエ (マユクワユクワの区画数が足りない際の補填地候補) に対して給水施設及びアクセス道路の整備にそれぞれ25万クワチャ、計50万クワチャが中央から支援されている。また、インフラ整備の全体予算に占める割合が異なる等、使途については両州に大きな差がみられる。

次に、各州の年間活動計画から、メヘバ・マユクワユクワと記載のある部分のみを以下に抜粋する。下表からもわかる通り、いずれの州においても本調査の対象地域である2地区に対するインフラ整備支援は盛り込まれていない。

表 3.2.15 メヘバ及びマユクワユクワにおけるDOR年間活動計画

活動・予算項目	ターゲット	活動期間	予算 (クワチャ)
Meheba			
To process settler title deeds for Meheba Scheme	50	August	15,000
To call for Provincial Land Allocation Meeting to consider recommendation for title deed processing for Kazhiba, Kainamfumu, Mudwinji and Meheba Resettlement Scheme	1	September	1,500
Development of Meheba Resettlement for Local Integration	-	-	-
To conduct sensitization meetings with the surrounding communities – in Chief Mumena and Chief Matebo	4	May- August	20,000
To conduct sensitization meetings in the Resettlement Schemes with the settlers, i.e. Zambians and Former refugees	4	June- July	20,000
To conduct the elections of the sections committee leaders	4	June- July	20,000
Demarcation of Meheba resettlement scheme	50	June- August	50,000
To allocate farm plots to successful applicants at Meheba Scheme	200	September	13,000
Mayukwayukwa			
To train viable settlers in business and income generation skills (Kalumwange, Mayukwayukwa, Lombelombe)	150	September	17,855
To allocate plots in Schemes (Kalumwange & Mayukwayukwa)	150	May	10,000

3.2.6 郡の開発計画

(1) カルンビラ郡開発計画

メヘバ地区を含むカルンビラ郡では、District Situation Analysis (DSA) は作成されているものの、郡開発計画及びIDPはいまだ作成されていない。

DSAは、郡の概要、郡内の各セクターに関する現状、可能性や課題等、下記項目を整理し開発計画策定のための基礎資料と位置づけられている。

- (a) 郡内の“強み”及び“弱み”の要因分析
- (b) 戦略的計画策定の資料
- (c) 重要な開発課題、ステークホルダー、パートナーの確認
- (d) 現状把握と分析のための基準の設置

DSAは、セクターごとに現状が記載されているが、LIに関しては農業セクターで記載はあるものの、LIの進捗に係る記載で現況の具体的な記載は見られない。

表 3.2.16 カルンビラ郡DSAの概要

セクター&内容	備考（メヘバ地区に関する記載等）
<p>農業：農業省は、「効率的、競争力、持続性のある農業を通じて、食糧の安全保障及び収入向上を図る」とのビジョンを掲げている。</p> <p>農業省が進めるFISP e-voucher制度によって、農民の農業用資材へのアクセスが容易になることが期待されている。また、World Vision、ザンビア農家連合や種子会社による営農指導が良好に実施されている。</p>	<p>LI事業についての記載は見られるものの、2016年12月時点の進捗(1323の区画に対して896世帯に分配)に関するものである。</p>
<p>水産及び家畜：養殖、養鶏等に関する普及活動が主な業務となる。課題は、予算不足により交通手段の確保が困難なことであり、そのため郡内の情報が適切に入手できないことにある。</p>	<p>特になし</p>
<p>保健：42の保健施設が運営されており、リファラルシステムにおいて、ルムワナの病院が最上位の病院として位置づけられている。郡では、栄養失調、マラリア、HIV等、予防が可能な疾病を重点的に改善することを目標としている。主要疾患は、①マラリア、②かぜ、③下痢。</p>	<p>2017年から2019年の計画では、25のHealth Centreで、施設の改修、職員住宅の建設、トイレ整備が必要であり、事業費として約560万クワチャを見積っている。</p>
<p>教育：郡内には、中学校（11）、小学校（62）、コミュニティスクール（18）、私立学校（4）があり、計40,962名の生徒、及び654名の職員が従事している。</p>	<p>課題として、1教室当たりの生徒数が、小学校において1:101と大きく、特に都市部(マニヤマ)において顕著である。また、職員用住居の不足が指摘されている。</p>
<p>コミュニティ開発：女性、文字が読めない人、社会的弱者を対象として、グループ活動を通じてエンパワーメントを行っている。</p>	<p>20グループ(494名)を対象に、農業、家畜飼育、養殖、洋裁、編み物、交易等が行われている。メヘバ地区では、20名からなる1グループに対し洋裁、編み物、農業、交易が行われている。</p>
<p>交通：郡内の道路延長は482 kmで、内2路線(L=121 km)が幹線道路で舗装道路である。他方、これ以外のフィーダー道路は、砂利道で、維持管理不足から雨期になると通行が出来ない路線もある。</p>	<p>特になし。</p>

上記以外の社会福祉、通信、森林、観光、安全保障の各セクターについても、現状が把握されている。また、パートナーの活動として、以下の記載がある。

表 3.2.17 カルンビラ郡DSAにおけるパートナーの活動

<p>・DAPP Child Aid-Mumema:2014年から3年間のプロジェクトで、31村(1056世帯)を対象に、Hitachi Machinery CompanyとChild welfareの基金によってDAPP Zambiaで実施されている。主な活動は以下の10項目からなる。</p> <p>①生計向上と食糧安全保障 ②保健 ③就学前教育 ④若者研修 ⑤孤児支援 ⑥教育 ⑦リーダー研修 ⑧環境 ⑨HIVに対する啓発 ⑩Village Savingグループ支援</p>
<p>・World Vision: 1998年からMuseleにて実施しており、当該地域で長期にわたって活動している唯一のNGOである。施設整備及び運営維持管理の両面を支援している。主な活動は、下記の4項目である。</p> <p>①保健、②教育、③農業、④水</p>

(2) カオマ郡開発計画

2017年から2021年までのカオマ郡開発計画（Kaoma District Development Plan: DDP）は、国家開発計画の方針に従って、これまでのセクターごとの開発ではなく、総合的な開発の視点で作成されている。当DDPでは、国家開発計画に沿って①経済的多様性と雇用創出、②人間開発、③貧困削減及び社会的弱支援、④不公平な開発の削減、の4つの主要テーマのもと、それぞれ戦略及びプログラムを設定している。

表 3.2.18 カオマ郡DDPの概要

テーマ：経済性の多様化と雇用創出
 期待される成果：経済の多様化

戦略	プログラム
生産性の向上	作物多様化及び生産性の向上 灌漑開発の支援 水産養殖の管理及び開発 技能向上支援 機械化支援
農業・林業におけるバリューチェーンの強化	林産物の生産、加工及び市場までの流通の支援 食品加工の改善 企業活動支援
設備投資の強化	畜産のための施設整備 農業及び畜産のための施設整備 水産養殖のための施設整備 農業訓練のための施設整備 電話中継基地の建設
普及活動の強化	Camp、Blockでの普及活動 畜産に係る普及活動 畜産における品質向上 農家経営に係る能力強化支援
畜産及び農業の病虫害削減の支援	農産物に対する病虫害の削減 畜産に対する疾病の削減
雇用機会の創出支援	水路の改修整備 橋梁の建設 施設整備(郡事務所等)
地域資源管理の強化	養殖池の管理能力強化 森林保全と管理能力強化 植林と森林再生の支援

テーマ：貧困削減と社会的弱者支援
 期待される成果：地方の貧困率を80%から60%に改善

戦略	プログラム
社会的救済システムの強化	女性のエンパワーメント
社会扶助システムの改善	FISP(Farmer Input Support System)対象者の拡大 FSP(Food Security Pack)対象者の拡大 現金給付プログラム(Social Cash Transfer)対象者の拡大

テーマ：不公平な開発の削減
 期待される成果：不公平な開発の削減

戦略	プログラム
総合開発の実施	地方道路の改善

テーマ：人間開発

期待される成果：人間開発の強化

戦略	プログラム
保健施設へのアクセス改善	保健施設の整備 保健サービスの提供 割礼施術者(自発的)の拡大 プライマリーヘルスケアの活動促進
保健管理システムの強化	健康増進のための活動強化 訪問診察の提供 コミュニティへの保健サービス提供 公衆衛生の活動強化
教育機会へのアクセス改善	教育施設の整備 識字教育の実施 教育者等への専門教育の提供 就学前教育の実施 指導者(コミュニティスクールの教員)への教育提供
水施設へのアクセス提供	運営維持管理者への研修
水施設の改善	水施設の整備 地表水のための施設整備 衛生施設(トイレ)の整備 水施設の適正な維持管理の提供 井戸施設の整備

3.3 関連するセクターの状況

3.3.1 道路

(1) 道路の役割及び実施機関

ザンビアには国土753,000 km²の広さに1,300万人以上の国民が住んでおり、人口分布としては、そのうちの700万人以上がリビングストーン〜ルサカ〜コッパーベルトの鉄道ラインの周辺に居住している(2010年センサスデータによる)。道路ネットワークは、その国土を結ぶ主要交通機関であり、77,000 km以上の道路網を持ち、そのうち40,000 kmが基幹道路として位置づけられている。

現時点でのザンビア国内の輸送システムのほとんどが植民地時代に開発されたものであり、その目的は鉱物資源等をヨーロッパに輸出するためであった。独立後、ある期間において一定の交通網整備はあったが、その後、公共投資は低下し現在の輸送システムのコンディション悪化に繋がっている。昨今では、ザンビアでは国としての交通ハブとしての役割を強化する取り組みを輸送システムに対して行っている。

ザンビアは歴史的に鉄道ラインを中心に発展してきたが、現在は道路ネットワークが旅客者と運輸の発展の中心となっている。ここ10年、鉄道については不十分なメンテナンスと投資の欠如の結果としてサービスの質が低下しており、そのサービスの質の低下が更なる需要の低下と収入の悪化を招く悪循環となっており、結果として道路ネットワーク中心の発展へと繋がっている。

後述するThe Zambia 8000 Projectにてザンビアの道路の区分は以下となっており、その区分により整備主体及びメンテナンスの主体が異なる。

- (a) 幹線道路 (Trunk Roads: T) : 国家間を結ぶ幹線道路
- (b) メイン道路 (Main Road: M) : 幹線道路とディストリクト道路を接続する道路
- (c) ディストリクト道路 (District Road: D) : 郡 (ディストリクト) を結ぶ道路
- (d) アクセス道路 (Access Road) : 郡内の道路 (アーバン道路、フィーダー道路 (プライマリー、セカンダリー))

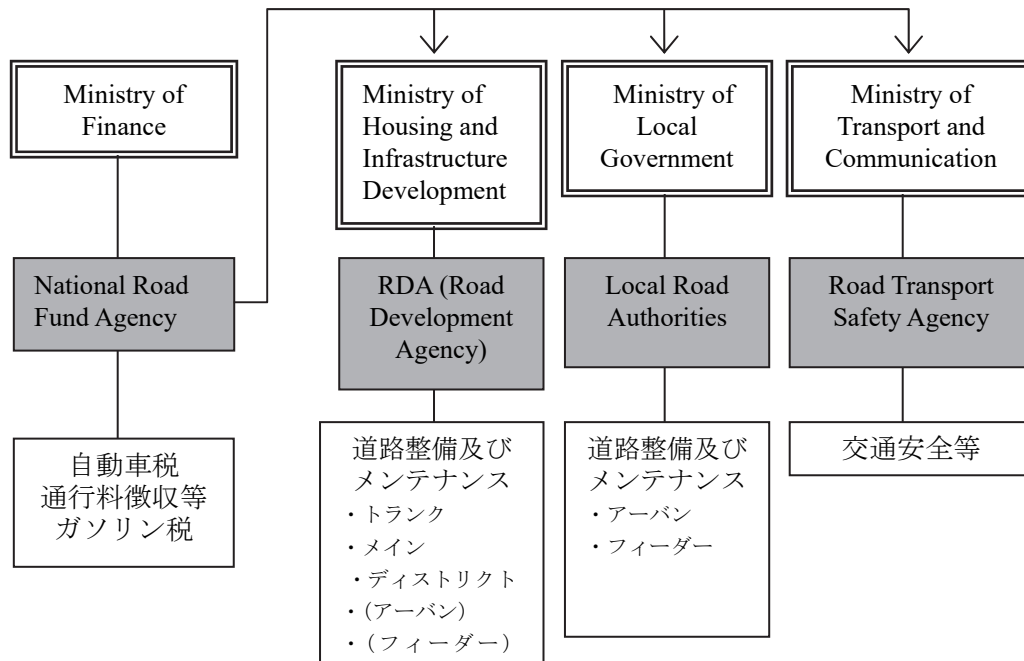


図 3.3.1 道路整備関連省庁の役割模式図

道路整備の主体となるのは住宅インフラ開発省 (Ministry of Housing and Infrastructure Development: MoHID) の関係機関となるザンビア道路開発局 (RDA) であり、担当するのは幹線道路、メイン道路、ディストリクト道路が基本である。アーバン道路及びフィーダー道路は郡レベルの地方自治体 (LRA) が整備及び維持管理を担当し、交通安全についてはRoad Transport Safety Agencyが担う。しかし、LRAの状況 (予算確保状況や実施能力、人員配置状況) によりアーバン道路やフィーダー道路もRDAが担当する。道路整備や維持管理に必要な費用は国家道路基金庁 (NRFA) によって集められるガソリン税等を中心にあてられ、各セクターに配分される。また、法令 (The Public Roads Act of 2002) により、RDAは67,671 kmの道路ネットワークの運営維持管理が義務づけられている。

2007年3月に当時のMoWS (以前は、RDAは同省の関連機関) はMoLGもとの72の地方自治体である郡議会にその権限範囲の道路の建設、リハビリ、維持管理を移管した。

本再定住区の対象となる道路はフィーダー道路となるため、整備及び完成されたフィーダー道路の維持管理はLRA (メヘバはカルンビラ郡、マユクワユクワはカオマ郡) の責任の下で実施される。下表にRoad Network Condition Survey Reportで報告されている区分別の道路延長等を示す。

表 3.3.1 道路区別の道路延長

道路区分	担当	修正後CRN延長 (km)
Core Roads		
Trunk (T)	RDA	3,116
Main (M)	RDA	3,701
District (D)	RDA	13,707
Urban (U)	LRAs	5,597
Primary Feeder (PF)	LRAs	14,333
Total		40,454

基幹道路はCore Road Network (CRN) とされ、社会的、経済的ポテンシャルを発揮するために必要な最低限のネットワークとして定義されている。ザンビアは、世界銀行や他のドナーの援助を受け、道路のリハビリやメンテナンスを道路セクターの開発計画としてROADSIP Iを通じて実施してきた。ROADSIP IIは10年に渡る道路セクターでの包括的計画で、総延長40,454 kmのCRNをプログラム終了時には維持管理が可能な状況にしていこうとする試みであった。その過程でCRNについては、2003年以降に正確に延長が計測されたことにより、若干の修正がなされている。

(2) 道路状況

2015年にデータが取得されたRoad Network Condition Survey Reportによると、舗装済のTMD（幹線道路 (T)、メイン道路 (M)、ディストリクト道路 (D)) のうち、2015年の時点で87%の区間がコンディション良とされている一方、8%が普通、5%が非常に悪いコンディションとされている。傾向としては、6年でコンディション良が、19%から87%に年々改善されている。しかし、5%（約401 km）の道路が引き続き補修が必要となっている。

表 3.3.2 舗装済TMD道路ネットワークのコンディション

状況	% ネットワーク						
	2007	2008	2009	2011	2013	2014	2015
Good	19	33	18	33	83	87	87
Fair	71	61	76	55	12	7	8
Poor	10	6	6	12	5	6	5

出典：Road Network Condition Survey Report 2015

未舗装のTMDでは、2015年の時点で3%がコンディション良好、18%が普通、79%がコンディション不良となっているが、2011年から急激にコンディションが悪くなっている。

表 3.3.3 未舗装TMD道路ネットワークのコンディション

状況	% ネットワーク						
	2007	2008	2009	2011	2013	2014	2015
Good	37	8	10	29	17	6	3
Fair	25	9	11	29	35	34	18
Poor	38	83	79	42	48	70	79

出典：Road Network Condition Survey Report 2015

一方、未舗装のプライマリー・フィーダー道路のコンディションは、2015年時点で82%がコンディション不良、15%が普通、3%がコンディション不良となっている。未舗装のTMD道路のコンデ

イションが2011年以降に急激に悪化しているのに対し、こちらは2011年以降、あまり大きな変化はない。

表 3.3.4 未舗装プライマリー・フィーダー道路ネットワークのコンディション

状況	% ネットワーク			
	2011	2013	2014	2015
Good	9	9	4	3
Fair	14	15	14	15
Poor	77	76	82	82

出典：Road Network Condition Survey Report 2015

未舗装のプライマリー・フィーダー道路については、車両の通行性により現状のコンディションを表す別の指標があり、2015年の調査結果として、4輪車の2輪駆動での通行が可能なのは全体の79%（コンディションが比較的良い）、4輪駆動での通行が必要なのは3%、18%については通年通行が困難と報告されている。コンディションが悪い状態ではあるが、8割の区間では通行が可となっている。

ただ、上記の未舗装のプライマリー・フィーダー道路のうち、西部州では、全体の70%の区間で4輪駆動での通行が必要か、通行が困難な状態となっており、非常に悪い。一方で、北西部州は全国平均と同等の区間（21%）でコンディションが悪い状況となっている。

(3) 設計基準

道路建設にあたり使用されている基準は以下となる。

表 3.3.5 道路建設に係る設計基準

道路設計基準
<ul style="list-style-type: none"> • Code of Practice for the Geometric Design of Trunk Roads September 1988 (Reprinted July 2001) • Code of Practice for the Design of Road Pavements September 1988 (Reprinted July 2001) • Code of Practice for the Rehabilitation of Road Pavements September 1988 (Reprinted July 2001) • Code of Practice for the Design of Road Bridge and Culverts September 1988 (Reprinted July 2001) • LVSR-Guideline-July 2003

(4) 道路セクターの開発計画

1) The Link Zambia 8000

道路セクターでの開発計画は、第6次国家開発計画（The Sixth National Development Plan 2011-2015: SNDP）、修正第6次国家開発計画（R-SNDP 2013-2016, 2014策定）、7NDP（2017-2021）の推移に応じて対応が求められてきた。NDPは行政側の方針設定及びマニフェストであり、国家開発における中期目標にあたる。政府の変更等に伴い、策定及び見直しがされてきている。また、その根底には長期目標となるビジョン2030、ミレニアム開発目標（Millenium Development Goals: MDGs）が念頭に置かれている。その他の道路セクターにおける方針やガイドラインは以下となる。

表 3.3.6 道路セクターに関連する方針及びガイドライン

道路セクターに関連する方針及びガイドライン
<ul style="list-style-type: none"> • National Transport Policy (2002-2007) • Revised National Transport Policy • Vision 2030 • ROADSIP I (1998-2008 up to 2003) • ROADSIP II (2004-2013 up to 2013) • Road Sector Framework 2012-2022

2012年にザンビア政府は道路セクターにおける開発計画ROADSIP IIに加え、新たな計画として“*The Link Zambia 8000*”を導入した。このプログラムの目標は37の路線をDBST (Double Bitumen Surface Treatment : 2層式簡易舗装) にアップグレードし、5年間のトータルで8,201kmの道路の舗装化を行うものであり、主なターゲットは以下となる。

表 3.3.7 *The Link Zambia 8000*における目標

<i>The Link Zambia 8000</i> の掲げる目標
<ul style="list-style-type: none"> • ザンビアと周辺国との接続を強化し、更にそれ以上のリンクを確保。 • 24,000人のザンビア人の雇用、特に若者の雇用創出。 • 地域経済の活性化。 • ザンビアでの道路利用者のコスト削減及び移動時間の短縮 • 周辺地域での経済成長の促進

“*The Link Zambia 8000*”は、RDAにより実施される。整備は3段階に分かれておりプログラムの詳細はRDAのレポートにて確認可能で、優先整備路線として“*List of Roads in Need of Funding under the Link Zambia, 8000 Road Project, Version 6*”に記載されている。以下の表に段階ごとの整備目標（延長、概算工事費、期間）を示す。

表 3.3.8 *The Link Zambia 8000*における整備段階別の目標

整備段階	延長 (km)	概算工事費 (10億クワチャ)	概算工事費 (10億ドル)	開始年	終了年	実施期間
I	2,725	11.53	2.18	2012/13	2015/16	3.5
II	2,202	12.53	2.36	2013/14	2016/18	3.0
III	2,430	7.36	1.39	2014/15	2017/20	3.5
計	7,357	31.42	5.93	2012	2020	5 to 8

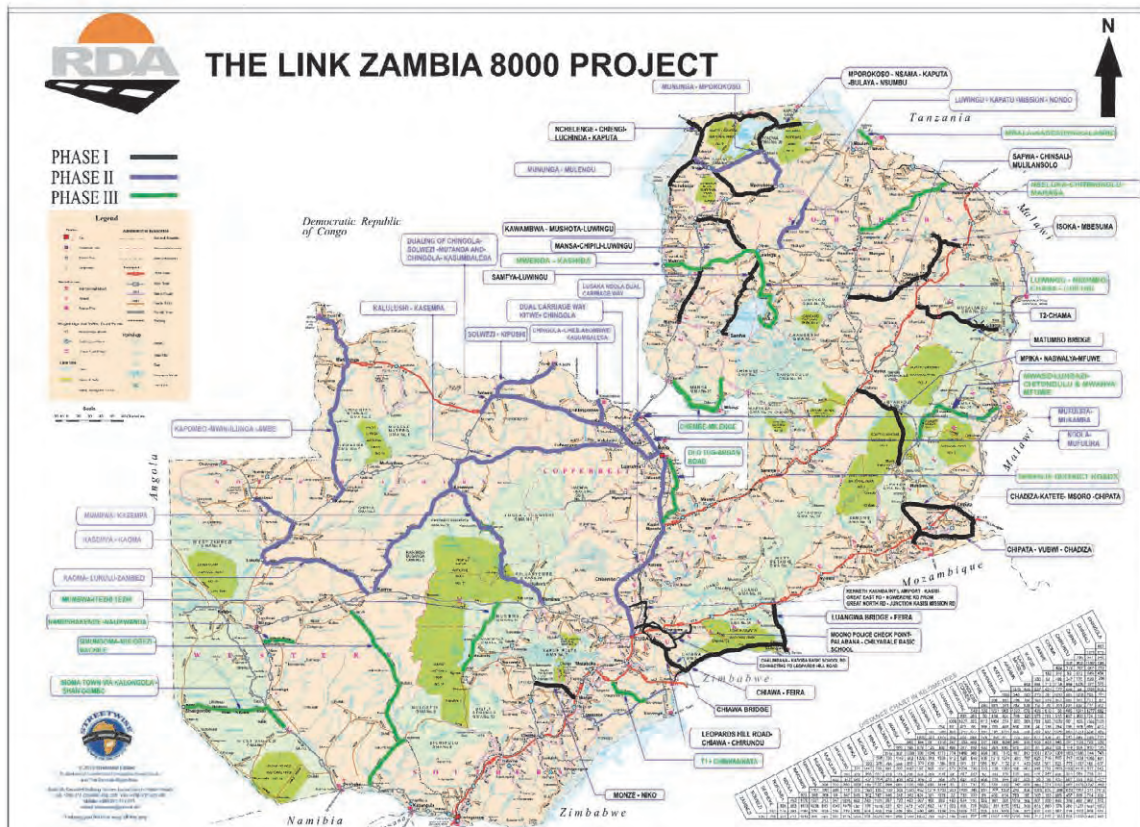


図 3.3.2 “The Link Zambia 8000”

2) 第7次国家開発計画

7NDPにおいて、道路ネットワークの建設と維持は重要施策のひとつとして掲げられている。この開発計画の期間、政府としてはキープログラムの“*The Link Zambia 8000*”、“*Pave Zambia*”、フィーダー道路のリハビリ、“*C400*”を継続するとしている。

3) ビジョン2030

ビジョン2030はザンビアで初めての長期計画であり、5年となる中期計画（7NDP）の土台となる。2006年に大統領府（Office of the President）により策定された。このビジョンは3つの開発シナリオを提唱している。経済成長が順調に進めば、2030年までに年8.25%の経済成長が想定されている。

- a) 経済的、社会的、政治的に周辺国を含む地域として統合する。
- b) バランスの取れた多様な力強い工業セクター、現代的な農業セクター、効率的・生産的なサービスセクター
- c) 良好な開発と維持管理に支えられる社会経済インフラ
- d) 持続的な環境保全と天然資源の活用からなる開発方針
- e) 地域を支える競争力のある輸送ネットワーク

ビジョン2030は、運輸セクターの重要性を記述しているわけではなく、その他多くのセクターでの投資及び成長が必要であるとしている。それらのセクターでの目標達成のためには、運輸セクターでのインフラとサービス改善にかかっているとされている。

4) ミレニアム開発目標

ミレニアム開発目標（MDGs）は、社会及び開発目標と現在のザンビアの状況をアウトラインとしてまとめている。ある指標をもとに、例えば貧困や飢餓についての、国家で対応すべき課題を提唱している。以下に運輸セクターに関連する開発目標を示す。

i) MDG 1 貧困と飢えの根絶

- ・ ザンビアの急速な人口の増加により（2000~2010年の年平均増加率2.8%）、低品質のインフラが課題となっている。特に地方の道路。
- ・ 報告書では、地方道路について、食料・教育・医療やその他の必要なサービスにアクセスできるよう、アップグレードすることを推奨。
- ・ 公共交通による地方コミュニティのマーケットへのアクセス改善。

ii) MDG 7 持続的な環境保全

- ・ 2004~2011年の間に自動車の数は3倍に増え、新規に38万台が登録された。
- ・ 報告書では、環境負荷を抑えるべく気候変動に対するザンビアの方針の見直しを提唱している。これには、ルサカやコッパーベルト等の都市部及び地方部での個人による移動機会の増加に対応するような持続的な解決策の提供の必要性が含まれている。

ここで記載されている運輸セクターの課題とは別に、一般的な課題となっているのがアクセシビリティの改善で、社会サービスや基本的に必要な要求事項に関わって開発目標として注目されているのが、安価な交通手段の確保とされている。開発目標としては、食料供給と合わせて輸送の改善（MDG 1）、普遍的な教育（MDG 2）、保健分野での対策（MDG 4,5,6）が含まれている。成長著しいザンビアは、開発目標に到達するために全人口が輸送手段にアクセス可能であり、高い品質を得ることが重要であるとされている。

(5) 新しい道路管理プログラム（OPRC）の取り組み

ザンビアは、プライマリー・フィーダー道路14,333kmに対し、新しい道路維持管理方法を導入している。Output Road Contracting System（OPRC）と呼ばれるシステムで、民間業者に対して道路維持管理に係った労力ではなく、実施された維持管理活動の成果に対して報酬が支払われるシステムとなっている。

ザンビアはRDAを通じ、2期計画でこの試みを実施してきた。第1期は、2006年~2010年に実施され、メイン道路（M）やディストリクト道路（D）を対象としていた。EUによるNRFAへのサポートで、5年間に7千万クワチャが投入され全11事業が実施された。第2期では世銀のサポートによる“Agricultural Development Support Programme（ADSP）”を通じて5郡で実施された。結果としてOPRCの試みとしては、第1期の経験を踏まえ第2期でかなりの改善が認められている。

施工会社は、契約書に記載されているサービスレベルを維持するため、必要と思われる道路管理維持活動を独自の考えに基づいて計画・スケジューリング・実施することが求められる。具体的には年間の道路通行不可回数・日数・時間などの指標をもとに道路管理を行う。

(6) 世界銀行によるIRCPについて

IRCP (Improved Rural Connectivity Project) は世界銀行 (WB) による道路セクターに対するサポートで、ザンビアの地方におけるアクセスを、良好な道路インフラを維持することで改善しようという試みであり、前述のOPRC及び“2015-2024 Road Maintenance Strategy (RMS)”とリンクしている。

WBのサポートの総額は2億ドルとなり、フィーダー道路の改良と道路セクターにおける能力向上プログラムに使用される予定で、RDAはその前段として、3つのコンサルタント会社に対し、コンサルティングサービスや設計、入札図書準備の作業に対しOPRCをベースとした契約を実施し、2017年の中盤には完了する予定となっている。

WBのサポートはPhase 1として6州 (Central, Eastern, Northern, Luapula, Muchinga, Southern) に対して実施されており (10州に対し、貧困度・農業生産・アグロビジネス数等で評価し、ランク上位の州に対して優先的にWBのプログラムが適用される)、総延長4,314 kmに対して1億5千万ドルで実施される。改良の対象となるフィーダー道路の総延長は9,372 kmであるが、残りの5,058 kmはザンビア政府による実施となる。本再定住区が位置する北西部州と西部州のフィーダー道路は、WBサポートの対象となっていない状況である。

表 3.3.9 世界銀行とザンビア政府とのIRCP分担表

	年	ザンビア政府等			WBサポート			計	
		州Rank	km*	100万ドル	州Rank	km*	100万ドル	km*	計 100万ドル
PHASE 1	1				1&2	1,820	58	1820	67
	2	7	562	22	3&4	1,124	45	1686	67
	3	5	562	22	6&8	1,370	47	1932	69
	4	9	562	22				562	22
	5	10	562	22				562	22
PHASE 2	6	1&2	562	22				562	22
	7	3&4	562	22				562	22
	8	5&6	562	22				562	22
	9	7&8	562	22				562	22
	10	9&10	562	22				562	22
	計		5,058	197		4,314	150	9,372	357

* グラベルとDBSTの延長。

出典：RDA Planning Officeでの聞き取りによる。

注：州はCentral (1), Eastern (2), Northern (3), Luapula (4), Western (5), Southern (6), North-Western (7), Muchinga (8), Copperbelt (9), Lusaka (10)

3.3.2 保健衛生

(1) ザンビアの保健施設の構造

地方分権化の流れを受け、医療サービスのシステムは行政機構の変化に対応している。郡レベルの医療施設の役割がますます重要となっている。

州レベルの医療機関は、国レベルの医療と郡レベルの医療を繋ぐ役割を果たし、州及び郡の医療サービスの責任を担う。州レベルの医療施設としては、Level 2の病院が該当する。郡の医療機関は健康増進、治療、リハビリを軸として医療活動を行う。各郡にはLevel 1の郡病院が設けられ、転送先病院としての機能を果たす。郡の下ではHealth Centreが設置され、臨床系スタッフ、助産婦、看護婦と環境系スタッフが配置される。Health Centreでの対応が困難なケースは、Level 1病院での対応となる。Health Centreの医療活動は、健康促進と疾患予防に重点が置かれるが、治療も実施する。それぞれのHealth Centreは健康プログラム実施の責を負うとともに、妊婦のケア、乳幼児のケア、子どもの健康、伝染性の病気や公衆衛生、学校医療、栄養管理も含まれる（NHP、2012）。

The Sixth National Health Strategic Plan (NHSP) 2017-2021は政府の中期計画の枠組みの中、年間予算と計画によって実施される。州の医療スタッフ、Level 2及びLevel 3の病院、中央病院、郡の医療施設と医療学校は毎年のAction Plansを実行するため、MoFから直接に予算が与えられる。

(2) 基本方針

ザンビアの「National Health Policy August 2012」での保健分野のインフラに注視すると、保健施設の無秩序な配置が、国民に必須な保健サービスへのアクセスが均一に確保されていなかった原因としているが、既存保健施設の改装や保健サービスに関する研修組織の拡充を通じ、改善されてきていると記されている。

地方部では、最寄りの保健施設までの距離は5 km以上である世帯が46%（都市部では1%）となっている一方、都市部の保健施設では待ち時間の長さが課題となっており、両エリアとも医療施設が不十分であることに起因している。過去5年に渡り、CIP（Capital Investment Plan）のもと、医療施設の拡充に重点が置かれた結果、医療サービスへのアクセスの不均衡が大幅に改善されてきた。2011年1月までに、28の郡病院が新設され、356のHealth Postが工事中である。それ以外に、ルサカでは5カ所のHealth Centreが小規模の病院へと改装中で、200の医療従事者用住居の建設が行われている。

その様な状況の下、更なる保健サービスへのアクセスに対する不公平感を解消するため、インフラ整備に対して以下の方針を打ち出している。

- (a) 政府は、保健施設の建設や改装を通じ、必要な保健サービスへのアクセス性を改善する。
- (b) すべてのLevel -2病院では、看護婦、助産婦、医療学校を配置する。
- (c) 病院施設な、利用者にとって利用しやすいデザインとする。
- (d) プライベートセクターによる医療施設整備の環境を整える。
- (e) 医療施設の電力はメイン系統の電力で供給しつつ、代替電力も確保する。

(3) 第7次国家開発計画における位置づけ

経済における生産性は、健康で生産性の高い国民によって達成させられるという認識に基づき、最新の7NDPにおいても、保健分野は引き続きザンビアでは重要なセクターに位置づけられている。そのため、引き続き保健分野は重要分野のひとつで、経済的な投資の対象と見なされており、健

康増進を強化するプログラム、医療従事者、機材、インフラ、医薬品に対する投資実施が強調されている。

(4) 医療施設のカテゴリー

ザンビアでの医療施設は以下のカテゴリーでの実施を基本としている。

- (a) 特殊医療対応：Level 3 病院
- (b) 州レベル医療：Level 2 病院
- (c) 郡レベル医療：Level 1 病院
- (d) コミュニティレベル医療：Health Posts and Health Centres.

表 3.3.10 ザンビアにおける医療施設の種類

Class	Level
Class A 定期的な看護や処置が必要な患者に対して、医療ドクターの監督のもと適切な医療サービスが提供できる医療施設でホスピスを含む(重篤患者への緩和ケア含む)。	Level 3 (専門医紹介病院)
	800,000以上の人口が対象。薬局を備え、手術、小児科、産婦人科、集中治療室、精神科での対応。トレーニングや研究も実施。Level 2病院からの紹介病院となる。
	Level 2 (州病院)
	対象人口が200,000～800,000。薬局を備え、一般的な手術に対応、小児医療、産婦人科、歯科、精神科、集中治療を実施。Level 1病院からの紹介病院となる。
	Level 1 (郡病院)
Class B 外来患者に対し診察を行い、予防措置や病気等の治療が実施できる施設で、複数の専門医による診療科での対応を基本。医療研究室の設置を含む。	対象人口が80,000～200,000。投薬サービス、手術、小児医療、産婦人科を有し、Health Centreからの紹介患者に対応。郡病院は、郡内に最低1カ所を設置。Level 2病院からの遠隔医療のサポートを受ける。
	私立病院やホスピス
Class C 患者に対し診察を行い、シンプルな措置が基本での予防措置や病気等の治療ができる施設。専門医ではなく、単一の医者での対応。医療ラボでの検査対応も含む。	さまざまな専門医を揃えた医療施設
	Health Centres (公共), Clinics (私設)
	都市部及び地方のHealth Centreで対象人口が30,000～50,000。
Class D 患者に対して診察を行くことができる施設。	Health Posts
	対象人口が地方では500世帯(3,500人)、都市部では1,000世帯(7,000人)、もしくは、人口が密集していないエリアでは、半径5 Kmを目安に設置。
Class E	Diagnostic Centres
	単独で設置されている診察所
	単独で設置されている医学療法、職業医療施設、水治療施設

出典：National Health Care Standard for Zambia CLASS“ A” FACILITIES (HOSPITALS) and National Health Policy 2012

(5) 郡におけるセクター方針

1) カルンビラ郡

カルンビラ郡のHealth Officeで作成された“District Health Overview and Needs”には、近年、鉱山の採掘作業の活性化に伴う人口流入で、かつてない人口増加が起こっていると記載されている。前回のセンサス調査は2010年で、前述の人口増加は2011年以降に起こっているため、その状況は、既存インフラとのミスマッチを引き起こしている。カルンビラ郡のほとんどのインフラは2000年と2004年ごろに整備されているが、保健施設は1970年代に建設されて以降、改修などの工事も実施されておらず、人口増加と相まって、保健セクターのインフラ整備は緊急の課題であるとされている。

郡の保健セクターの計画としては、Zonal Clinicを行うとしている。これは、より高度な医療サービスへのアクセスを改善させる取り組みで、郡内を6つのゾーンに分け、そのゾーン内にZonal Clinicを設けて対応するもので、郡のLevel 1病院となっているルムワナ病院の負荷を減らすとともに、緊急医療への対応力を増す一面を持たせることが目的であるとしている。ローカルレベルでは対応が困難な医療事象に対応し、医療サービスを受けるために長い移動が強いられていた患者の負担軽減にも寄与する。Zonal Clinicがいったん機能すれば、より高度な医療が必要な患者の地域での唯一の受け皿となっていたルムワナ病院への患者の流れが変わることが期待されている。

提案されているのは、既存Health CentreのZonal Clinicへのアップグレードで、Kisasa、Meheba A、Mukumbi、Mutanda Mission、Mumera Rural Centreが対象となっている。その6つのゾーンをルムワナ病院がカバーする。

メヘバ地区でいえば、患者自身が重篤、もしくはHealth Centreより高度な医療が必要と判断した場合はMeheba Aでの受診が推奨されることになる。

2) カオマ郡

カオマ郡の保健セクターにおける中期歳出枠組み（MTEF health requirements for Kaoma District for the period 2017 to 2019）では、保健サービスへのアクセスの公平性確保に焦点が置かれている。それは、幼児の5歳までの死亡率が2013～2015年までの間にかなりの改善が達成されたものの、カオマ郡全体としては引き続き保健セクターでの課題は山積しており、貧困と医療サービス提供の不均衡が原因のひとつとされているからである。

保健セクターのインフラ整備については、2009～2014年までにスタートした複数の建設工事の完成に注力するとしており、それには3つのHealth Postとカオマ看護学校が含まれる。現状でのカオマ郡保健施設を以下に示す。

- a) 郡病院：2 (Kaoma District and Mangango Mission Hospitals)
- b) Health Centres：15
- c) Health Posts：8

MTEFにはマユクワユクワでの再定住スキームについても記載されており、マユクワユクワ及び再定住区のシバンガ（Shibanga）ゾーンでの保健サービスは、ザンビア政府とUNHCRの協働により提供されているとされている。

(6) 他ドナーの支援

2017年7月のMoHの発表によると、インド政府の援助による医療施設の建設が実施されているとのこと。対象はHealth Posts 650カ所で対象地域は国内全土となる。総費用は5,000万ドル。既に完成している施設もあり、進捗状況の概要は以下となる。

- (a) 650施設のうち、547施設で施工会社が工事を着手。
- (b) 327施設で上屋は完成し、275施設がMoHに引き渡し済。

3.3.3 教育

(1) 優先課題

ESSP（Education and Skills Sector Plan）では、下記の3つを優先事項として設定している。

1) 質の高い教育

当該5カ年計画において最も優先度を高く設定しており、改善すべき課題として、教材の質及びカリキュラム、教員の能力が挙げられている。教材及びカリキュラムに関しては、既に改訂されているものの、継続して改訂し、小学校、中学・高校に順次適用させる。

2) 均等な教育機会

教育施設の不足に起因する課題である。対象となる施設は、新規に整備する必要があるもの、既存の施設の改修で利用可能なものとに区分される。改修整備は、新規に整備するのに比べると工事費が安価となることから、整備にあたっては両者を比較検討の上、整備内容を決定する。加えて、社会経済、心理的・生理的に健康であることも課題の一つとなる。加えて、人口の増加も、非就学児童の増加をもたらしている。

教育機会へのアクセスを改善するためには、多様な課題を解決する必要があるが、女性の職業訓練校への入学も解決策の一つとしている。

3) 教育セクターの効率的なマネジメント

効率的な教育システムにするためには、マネジメントの改善が有効である。現地レベルの情報を中央と共有することによって、適切な計画策定が可能となる。現在、教育情報管理システム（Education Management Information System: EMIS）の整備が進み、小学校、中学・高校、大学でこのシステムが稼働している。さらに効率化のためには、現場レベルで予算計画などの作成能力向上が必要である。

(2) 2017年から2021年の計画

同上5カ年計画の中で小学校に関し、優先事項として下記項目を実施することとしている。

表 3.3.11 ESSPの概要

内容	目的	期待される成果
1. 計画、政策協調、情報管理	1.1 質の良い小学校教育へのアクセスを確保するために、支援制度、運営・調整する環境を構築する。 1.2 地方分権化におけるモニタリング・評価、計画策定、予算化の能力強化	すべての小学校において、管理のもと運営され、与えられた役割、責任が明確に把握される。
2. 人的資源の開発、管理、運営	2.1 質の高い教員の増(特に過疎地域) 2.2 教員の専門能力の向上 2.3 教員による管理が出来るような方針	すべての小学校で、質の高い教員が確保される。
3. アクセスの確保	3.1 小学校へ通う児童数の増 3.2 教育施設の改善	小学校通学者数が増加する。
4. 公平と特別な事項	4.1 ジェンダー、収入、所在による不平等の改善、特別な支援が必要な児童の教育機会の増	ジェンダー、都市と農村の格差が是正される。
5. カリキュラムの改善	5.1 カリキュラムの改訂 5.2 教員に対する研修カリキュラムの更新 5.3 カリキュラムや教員の能力に対する査定・評価制度の強化	生徒の目標達成率の向上
6. 識字教育及び通信教育の提供	6.1 通信教育等を通じて小学校へ入学及び再入学する人(若者及び成人)の増	入学者の増加
7. モニタリング・評価	7.1 学校レベルでのモニタリング実施能力の強化	—

(3) 教育システム

ザンビアの教育システムは2011年まで、9年間の初等教育、3年間の中等教育、4年間の高等教育の9-3-4年制としていた。2011年に以前の制度である3年間の幼児教育、7年間の初等教育、5年間の中等教育、4年間の高等教育の3-7-5-4年制に戻した。少数の学校では、Basic Schoolと呼ばれ、9学年を運営するなど、新しい制度に沿っていない学校も見られる。

<2011年以前>

- Basic School (9) : Grade 1~9
- High School (3) : Grade 10~12
- Tertiary School (4)

<2011年以降>

- Primary School (7) : Grade 1~7
- Secondary School (5) : Grade 8~12
- Tertiary School (4)

(4) 教育施設の設置基準 (Standards and Evaluation Guidelinesより)

人口増や教育施設の老朽化が課題として挙げられているが、教育省では教育施設の設置基準を、以下の通り設定している。

- (a) 範囲：基本的には5 kmまでが通学範囲。

(b) 規模：1教室：生徒40名。

(c) 付帯施設：事務所、職員室、倉庫、金庫室、図書室、職員住宅、必要に応じて食堂、宿泊所。

3.3.4 給水

ザンビアは周辺を他国に囲まれ、その国土はザンベジ川やカフエ川の流域に存する。人口の1/3以上（4,800万人、人口の36%）が安全な水へアクセスができていない状況で、それに対する対応は喫緊の課題であるが、MDGsに沿う形で水及び下水（Water Supply and Sanitation: WSS）へのアクセス率は改善されており、飲料水については2008年時点で11%増の達成率であり、都市部にあっては2010年に目標を達成している。

2015年の目標としては、都市部及び地方部の平均で74%、2008年までの実績として都市部87%、地方部46%で平均60%となっている（WHO/UNICEF Joint Monitoring Programme for Water Supply and Sanitation (JMP), Progress on Sanitation and Drinking Water, 2010 Update）。これは、地方給水について、改善が進んでいない状況で、ザンビア全体としては目標を達成しているとはいっても不均衡な達成状況となっている。この様な状況に鑑み、ビジョン2030では国全体における安全な水の給水率を2010年の63%から2015年には80%に引き上げ、2030年には100%を目指すこととしている。

ザンビアでの水セクターの枠組みとしては、1994年に国家水政策（National Water Policy）を国の施策として定め、それに伴い、Water Supply and Sanitation Actを1997年に、2010年2月には国家水政策を改正、2011年には水資源管理法（Water Resources Management Act）を制定して対策を強化して都市部及び地方部でのWSSサービスの改善に取り組みつつ、その対象は前述の理由により、中央政府から地方政府に移りつつある。都市部及びその周辺部での給水事業は上下水道公社（Commercial Utilities: CUs）が主体となっている。地方政府の低レベルのサービスに代わるものであるが、まだカバー範囲と財政的に課題があり、更なる改善が求められている。

地方給水は、地方分権化の流れを受け、新しい枠組みとしてRural Water Supply and Sanitation (RWSS)のもと、水衛生委員会（WASHE committee）にWSSすべての機能が移ることになっているが、進捗は緩慢としている。ザンビア政府としては、Rural Water Supply and Sanitation Unit (RWSSU)を通じ、地方政府の能力向上に力を入れている。また、2007年11月に国家地方給水・衛生プログラム（National Rural Water Supply and Sanitation Program: NRWSSP、2006～2015年）が正式に公布され、地方給水に注力しているが、財政問題に関連して進捗が良くない状況である。

NRWSSPでは全体目標と3つのサブ目標が掲げられている。

全体目標

村落部の人々の健康改善と貧困削減のために必要な基本的ニーズを満たし、水セクターにおけるMDGsを達成するために持続的かつ公平かつ安全な水及び適切な衛生へのアクセスを提供する。

目標1（水供給）：プログラムに基づく計画的な新規施設建設及び既存施設のリハビリを通じ、村落における地方給水施設数を増加、改善する。

目標2（衛生）：家庭用トイレの普及、健康・衛生教育等を通じ、村落における適切な衛生施設

の数を増加、改善する。

目標3（セクター開発）：政策・組織改革、キャパシティ・ビルディング、情報管理システムの構築、効果的な政策提言とコミュニケーションを通じ、計画立案、実施、施設の維持管理における地方給水衛生サブセクターのパフォーマンスを改善する。

NRWSSPは、上記目標を達成するため、①給水施設建設、②公衆衛生、③政策展開、④能力開発、⑤情報管理システム、⑥運営維持管理、⑦研究開発の7つのコンポーネントから形成されている。地方政府の貧弱なサービスを補填する組織として、国家給水・衛生評議会（National Water Supply and Sanitation Council: NWASCO）が1997年に設立されている。NWASCOは地域に、利用者から成る“Watch Groups”とツールを導入することにより、WSS使用に対する規則のモデルを提供している。また一方で、地方政府は、郡水衛生委員会（District Water Sanitation Hygiene Education Committees: D-WASHE）の技術的サポートを受け、地方給水衛生に係る計画の立案、実施、モニタリング、評価等を実施する。D-WASHEは給水衛生教育（Water Sanitation and Hygiene Education）に関連する郡助役（Council Secretary）を長とする技術委員会で、郡における地方給水、衛生教育活動に関連する活動をサポートする責任がある。委員会の構成員には、ライン省庁の出先機関等のメンバーも含まれる。

(1) 第7次国家開発計画での位置づけ

給水及び衛生分野は、2030年までの人口増加を視野に入れると、すべてのセクターにおいて重要な位置づけがされている。全セクターにおいて生産性向上のためには、安全や水及び衛生サービスへのアクセスが担保されていることが重要であるためである。家庭の安全な水へのアクセス状況については、2010年の63%から2015年の67.7%に改善した。都市部においては改善が顕著で、2010年の51.6%から2015年の89.2%となっている。そのような状況下、第7次国家開発計画では、引き続き水供給への取り組みを実施していく方針で、実施の柱は以下に掲げる事項による。

対策1：安全な水供給と衛生に関する規定の向上

対策2：水及び衛生に関するインフラの改良

対策3：水及び衛生に関するサービス研究の向上

対策4：水及び衛生に関する代替財源の確保

(2) 給水設置の考え方

ザンビアでは、ハンドポンプ付深井戸給水施設1基に対し250人の水利用者を割り当てている。これは主にハンドポンプの揚水能力と耐久性を考慮して設定されている。

(3) 地方部における標準的な給水施設

ザンビアの地方部での給水は、ハンドポンプ付深井戸給水施設によるものが基本で、“Afiridev”と“India Mark II”が主に使用されている。両施設の整備費については同程度であるが、“4,000ドル～12,000ドル”と幅が確認された。4,000ドルについては、ザンビア政府自身が職員や所有する機材を使用した場合で、12,000ドルは、過去の一般無償での実績による。

両者の特徴について以下に示す。

1) Afridev

揚水管がポリ塩化ビニルのため、鉄分の溶出は無いが揚水可能地下水位が30m程度となる。地下水のpH値が5～6程度の酸性を示す場合、また、地下水位が30m以内の場合はこのポンプを使用することとなる。ポンプ内の消耗品の交換が容易となっている。

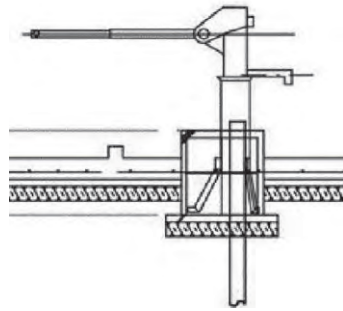


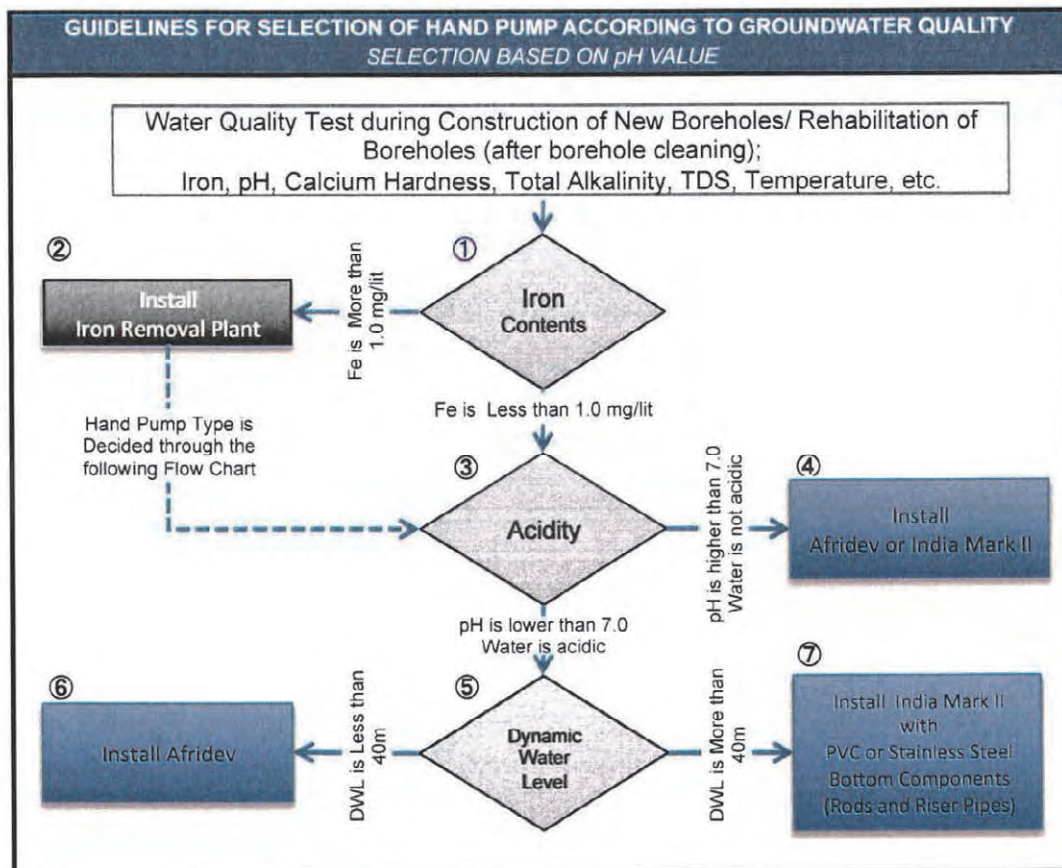
図 3.3.3 Afridevイメージ図

2) IndiaMark II

揚水管が鉄管のため、地下水が酸性であると鉄分が溶出する可能性がある。揚水可能地下水位が40 m程度までとなる。揚水管及びシリンダーが重いので、消耗品の交換は作業に慣れた人間が3～4人は必要である。



図 3.3.4 India MarkII 現地設置イメージ写真



Selection Process

① <Criteria> Iron Contents

If iron contents (Fe) in the groundwater exceeds 1.0 mg/lit during water quality test conducted immediately after borehole development/ cleaning, it indicates the iron exists in geological formation in nature. If Fe exceeds 1.0 mg/lit, go to ②. If not, proceed to ③.

② [Decision] Installation of Iron Removal Plant (IRP)

In case Fe exceeds 1.0 mg/lit, Iron Removal Plan (IRP) should be installed without any exception. Type of hand pump to be installed should be decided through the following flow chart (Go to ③).

③ <Criteria> Acidity

If pH is higher than 7.0, it indicates the groundwater is not acidic which will not affect iron-made bottom component of hand pump, so go to ④ [Decision] Installation of Afridev or India Mark II. In case pH is less than 7.0, it indicates water is acidic, then proceed to ⑤ <Criteria> Dynamic Water Level.

④ [Decision] Installation of Afridev or India Mark II

When pH is higher than 7.0, either Afridev, if dynamic water level is less than 40m, or India MKII with riser pipes made of galvanized iron can be installed.

⑤ <Criteria> Dynamic Water Level

If the dynamic water level is less than 40m below ground level, go to ⑥ [Decision] Install Afridev, of which bottom component is composed of PVC. In case DWL is more than 40m BGL, go to ⑦ [Decision] Install India Mark II with PVC or stainless steel bottom component to cope with acidic water.

※出典ハンドポンプ付深井戸給水施設選定基準 (MoWDSEP)

図 3.3.6 機器の選定プロセス

(4) 水質基準

給水の水質は、ザンビア国の飲料水標準基準（Drinking Water Quality – Specification ZS190 : 2010）による。ほとんどの項目はWHOガイドランに準拠している。主な分析項目を以下に示す。

表 3.3.12 ザンビアにおける飲料水標準基準の主要項目

分析項目	ザンビア基準	WHO飲料水質 ガイドライン 第4版	分析項目	ザンビア基準	WHO飲料水質 ガイドライン 第4版
臭い	ほとんどの利用者に感知されない	大多数の利用者が不快に感じない	残留塩素	0.2~0.5 mg/l	
色	15	15	銅 (Cu)	1.0 mg/l	2.0 mg/l
味	ほとんどの利用者に感知されない	大多数の利用者が不快に感じない	鉄 (Fe)	0.3 mg/l	
pH	6.5~8.0		マグネシウム (Mg)	150 mg/l	
全硬度 (TH)	500 mg/l		硫酸 (SQ ²⁻ ₄)	400 mg/l	
蒸発残留物 (TS)	1000 mg/l		亜鉛 (Zn)	3 mg/l	
濁度 (NTU)	5	5	フェノール類 (As phenol)	0.002 mg/l	
EC (us/cm)			ナトリウム	200 mg/l	
カルシウム (Ca)	200 mg/l		アルミニウム (Al)	0.2 mg/l	
塩化物 (Cl)	250 mg/l		ヒ素 (As)	0.01 mg/l	0.01 mg/l
			カドミウム (Cd)	0.003 mg/l	0.003 mg/l
			バリウム	0.7 mg/l	0.7 mg/l
			コバルト (Co)	0.5 mg/l	

(5) 運営・維持管理に関する考え方

水セクターでは、地方部（Rural）はハンドポンプ付深井戸または保護型浅井戸、都市部（Urban）及び周辺地域（Peri-Urban）は管路系給水施設の整備により給水率の改善を行ってきた。運営・維持管理については、地方部はV-WASHE を中心とするコミュニティ主体の運営・維持管理体制が適用され、都市部は上下水道公社（Commercial Utilities: CUs）が国家給水・衛生評議会（NWASCO）による認可の下で地方政府から委託されて事業運営を担っている。国家運営・維持管理ガイドライン（2007年）は、ハンドポンプ付深井戸給水施設の運営・維持管理の原則を以下のように定義している。

- (a) 利用者によるコスト負担
- (b) 持続的なサプライ・チェーンの確立
- (c) 地元コミュニティ主体による運営・維持管理
- (d) 適正技術の適用
- (e) キャパシティ・ビルディング

更に、同ガイドラインに沿った運営・維持管理実施マニュアル及びユーザー・ガイド（2010年O&M実施マニュアル）は、郡でのハンドポンプ付深井戸給水施設の運営・維持管理体制において重要な事項として以下を示している。

- (a) 地元コミュニティによる運営・維持管理体制づくり
- (b) 地域レベルでの施設修理体制の構築
- (c) ハンドポンプ修理用工具の管理体制構築
- (d) スペアパーツ供給網の整備
- (e) モニタリング体制の強化

再定住区内に設置されるハンドポンプ付深井戸は、V-WASHEを中心とする維持管理が期待される。コミュニティ・村落レベルでの維持管理は、給水施設ごとにV-WASHEという給水組合が組織され、給水施設の利用、維持管理の責を担っている。また、ハンドポンプ管理人（Caretaker）が日常的な施設利用に際し、適切な利用方法を住民に指導したり、地域のポンプ修理工（Area Pump Mender: APM）との連絡役になったりすることが求められている。APMは地域ごとに修理工として訓練された村落住民の代表で、APMごとに担当するハンドポンプが割り当てられる場合が多い。ハンドポンプの管理において、コミュニティレベルでの対応が困難な修理や故障原因の調査は地域のAPMで実施する。

(6) SOMAPについて

地方給水維持管理コンポーネント支援プロジェクトモデル（Sustainable Operation and Maintenance Programme: SOMAP）とは、修理に必要なスペアパーツの供与によるスペアパーツ販売網の設置（体制整備）と関係者への研修や啓発活動の実施（能力開発）により郡レベルにおいて自立発展的なハンドポンプの維持管理体制を構築する方法を意味し、ハンドポンプの故障期間（ダウンタイム）を短縮させることで稼働率を高く保ち、村落住民が常に安全な飲み水を享受できる維持管理体制の構築を目的としている。モデルの根幹は①リボルビング構造を基礎としたスペアパーツ販売網の確立、②維持管理コストの住民負担、③これら維持管理体制構築に必要な能力開発（研修、啓発活動等）の実施の3つとなる。国家維持管理ガイドラインにおいて規定された維持管理原理は以下となる。

- (a) 維持管理経費の住民負担（部品購入、修理技師への手当等）
- (b) 持続的スペアパーツ販売網の設立
- (c) 維持管理体制整備（役割分担、モニタリング体制、修理体制整備）
- (d) 適正技術の適用（水理地質状況、経済・社会状況等に応じた適正技術の適用）
- (e) 関係者への能力開発（研修、啓発等）

1) SOMAP フェーズ1 (2005~2007)

SOMAPフェーズ1は、2005年9月～2007年9月まで実施された技術協力プロジェクト「地方給水維持管理能力強化プロジェクトフェーズ1」で、NRWSSPの維持管理コンポーネントを実施した

プロジェクト。南部州のモンゼ郡及び中央州のムンバ郡をパイロット郡とし、以下の活動を実施した。

- a) 郡内の維持管理体制整備
- b) スペアパーツの持続的供給体制の構築
- c) 村落住民、修理技師等関係者への啓発活動、研修等の実施

給水施設のO&Mにおける各ステークホルダーの役割の明確化や啓発活動、能力強化等の活動を組み合わせた「SOMAP O&Mモデル」を確立し、「国家運営・維持管理ガイドライン(SOMAP O&Mガイドライン)」を策定した。SOMAP1の実施により、パイロット郡では、給水施設の故障期間が大きく短縮するなどの成果が上がったことから、SOMAP O&MガイドラインがNRWSSPの8つのコンポーネントの一つである運営・維持管理コンポーネント(O&Mコンポーネント)のガイドラインとして採用された。NRWSSP実施にあたり、ザンビア政府から、SOMAP O&Mモデルの精緻化と、他ドナーが支援する中央州以外の他州への同モデル普及を目的とした技術協力プロジェクトの実施が要請された。

2) SOMAP フェーズ2 (2007~2010)

SOMAPフェーズ2では、SOMAP1のパイロット郡での経験から導き出された維持管理モデルの精緻化と中央州4郡(チボンボ郡、カピリ・ムポシ郡、ムクシ郡、セレンジェ郡)におけるモデル普及、国連児童基金(United Nations Children's Fund : UNICEF)とアフリカ開発銀行(African Development Bank : AfDB)等のドナーが地方給水事業を実施している郡への維持管理の基本原則の普及が行われた。SOMAP 1の実施過程で策定された国家運営維持管理ガイドラインに取りまとめた維持管理の基本を普及するため、NRWSSPの枠組みで実施されているほかのプロジェクトを通じて実施した。その結果、SOMAP2の終了時評価では、中央州4郡(チボンボ郡、カピリ・ムポシ郡、ムクシ郡、セレンジェ郡)で、給水施設の稼働率が80%を超えるなどの成果が確認されている。

3) SOMAP フェーズ3 (2011~2016)

SOMAP1、SOMAP2の実施を通じてSOMAP O&Mモデル導入が村落部の給水事情にもたらす効果が明らかになったため、SOMAP O&Mモデルの全国普及による地方給水施設の稼働率の更なる改善を目的とした支援プロジェクト。概要は以下の通り。

<u>上位目標</u> :安全かつ使いやすい水を使用する地方部住民の割合が増加する。
【指標】 安全な水を使用する地方部住民の割合が少なくとも75%となる。
<u>プロジェクト目標</u> :地方給水施設の稼働率が改善する。
【指標1】 NRWSSP対象郡における地方給水施設の少なくとも80%が稼働している。
【指標2】 地方給水施設のダウンタイムが、村落コミュニティやポンプ修理工(Area Pump Mender:APM)で対応可能な修理の場合、14日以内に下がる。
【指標3】 村落コミュニティやAPMで対応できない修理の場合、当該給水施設のリハビリ計画が郡RWSS計画に組込まれる。

3.3.5 農業

農業はGDPの約10%⁴を占め、全人口の67%⁴が農業に従事しており、国の基幹産業である。乾燥の激しい地域を除いて、表流水・地下水ともに比較的恵まれ、中央、南部アフリカの水源の40%⁵を有し、総国土面積752,614 km²の約30%⁶（推計225,784 km²）が農業生産に利用されている。

ザンビアで生産される作物は多様化され、主に食糧作物としてメイズ、キャッサバ、サツマイモ、ミレット、マメ類が、換金作物としてコメ、落花生等が栽培されているものの、特に小規模農家は、食糧・現金収入源として、いまだメイズに極端に依存しており、農業関連の支出の60%以上がメイズ関連の支出である。

農業は、いまだ低い生産性、低い収益性の課題を有しており、後述する国家農業政策（National Agricultural Policy (NAP) 2004-2015）期間内の農業生産増加量は、国内外の需要を満たすのに十分ではない。

人力と畜力による在来農法で自給自足的農業を営む小規模農家（5 ha未満）と、資本集約的農業経営で商業生産を行う大規模農家（20 ha以上）及び中規模農家（5 ha以上20 ha未満）の格差が大きいこともザンビア農業の特徴として挙げられる。

(1) 第2次国家農業政策

第2次国家農業政策（The Second National Agricultural Policy: SNAP）は、農業（プライベート）セクターの発展のための政策指針となる。セクターにおける現在動向と課題に鑑み、2004～2015年の農業政策の実施中に発現した諸課題に対処するために2016年に策定された。SNAPが政策上重視する農業セクターを取り巻く重要な課題は、以下に要約されている。

- (a) 低い農業生産量と生産性
- (b) 農業研究開発（R&D）にかかる投資の減少
- (c) 非効率な農業普及サービスの提供
- (d) 小規模農家における低い農業機械化レベル
- (e) 低水準にある灌漑アクセス及び天水農業への高依存
- (f) 自然水域における水産資源の収奪
- (g) 農業市場における非効率なインプットとアウトプット
- (h) 収穫後ロス
- (i) 農村金融・クレジットへの限定的なアクセス機会
- (j) 民間セクターについて低い農業開発への参加度合い
- (k) 木材、蜂蜜、手工芸品を含む「非伝統的」な産物の全体輸出額上昇の一方で特に園芸、花卉、水産品における農産物輸出額の減少
- (l) 天然資源の非持続的な利用

⁴ 第2次国家農業政策（SNAP）

⁵ Zambia Agriculture Sector Profile (2011)

⁶ FAOSTAT

(m) 気候変動の影響に対する低いレジリエンス

(n) ジェンダー、ガバナンス問題、HIV・AIDSの主流化が不十分

SNAPのビジョンは、かかる政策、法律及び規制の枠組みの強化（策定・レビュー・廃止・修正を含む）及び以下の政策目標に基づく各種取組みの実施を通じて達成されるものと考えられる。活動内容、担当・管轄機関、指標等の詳細は、「Second National Agricultural Policy -Implementation Plan 2016-2020」に記載される。

表 3.3.13 第2次国家農業政策（SNAP）の概要

政策目標に記される項目		目標を達成していくために必要となる活動
1. 農業生産と生産性を高める	作物	改良された作物品種と認定種子の使用推進 農業ブロックの開発促進 肥料や農薬の効率的な利用促進 各農業生態ゾーン(Agroecological Zones: AEZ)に適応した費用対効果の高い灌漑技術とインフラ投資の促進 中小規模農家における高換金性の灌漑作物の推奨 小規模農家における農業機械化の促進
	家畜	家畜のstocking & re-stocking(家畜の繁殖、子畜の生産、素畜の供給及び子畜の育成を包括する家畜の繁殖・肥育)を促進 家畜繁殖センターの設立を促進 畜産サービスセンターの設立促進 疾病管理と予防対策の強化 家畜用水飲み場の提供促進
	漁業	養殖魚種の生産促進と多様化 天然水域における増殖の促進 魚種(fish seed)へのアクセスを促進する(稚魚生産の増加、養殖孵化場の増設、養殖魚種生産センターの設立) 養殖開発の促進
	全般(普及)	農業普及サービスにおける効率性と効果の向上(普及員に対する研修・再研修、バイクの調達、CEO(Camp Extension Officer)のための宿舎、事務所の建設・復旧) 普及員の人員配置状況の改善 新規の農業研究所、畜産サービスセンター、農家のための漁業研修センターの設置とこれら既存施設の改修 政府・民間の両セクターによる普及システムの調和 研究・普及・現場農家のつながりと連携の強化 普及サービスにおけるICTの活用促進 民間による農業普及サービスの提供促進とこれによる政府普及サービスの補完 技術移転(プロセス)における農家と農民組織の参画促進 技術研究成果の普及、社会実装にかかるPPP(官民パートナーシップ)の推進
2. 農業分野における研究開発(R&D)の効率化と効果の向上	競争的補助金制度の確立と運用、PPPの推進、気候変動への適応にかかる制度的能力の強化(研究施設の建設・改修、実験設備の調達)、適応研究の促進(農業生態ゾーンの境界についての再定義、かかわる研究の試行とこれに基づく勧告、研究成果のローカライズ、家畜の繁殖戦略に向けた技術開発)	
3. 農業研修機関に対する能力強化	新規施設の設置と既存施設の改修、人材育成レベルの向上、農業普及・気候変動・食物栄養各課題分野のカリキュラム化(必須とする)	
4. 農業市場の効率化	農産物入荷・貯蔵システムの促進、生産・加工・マーケティング・取引における農家グループと協同組合の能力強化、畜産・農産・水産の各マーケティングシステム(化)の推進	
5. 農業分野における金融・信用・保険機関・商品アクセスの促進	小規模なクレジットのシステムの促進、倉庫証券システムの促進、農業保険	
6. 民間セクター参画による農業開発の促進(投資)	関係者間の調整、農業情報システムの普及、農産物加工と市場への民間投資の促進	

政策目標に記される項目	目標を達成していくために必要となる活動
家向けの大規模農／農場分譲計画(ファーム・ブロック)の開発推進を含む)	
7. 食糧と栄養の安全保障を改善する	農業生産・農産品利用の多様化促進(食品加工・保全にかかる研修、作物多様化指数の向上)、農業セクターにおける付加価値化の促進、農産品のオンファーム・ストレージの促進、栄養豊富な作物の保存と利用の促進、在来作物の栽培と消費の促進、収穫後ロスと削減(サイロの建設/改修、共同組合用保管庫の建設、燻蒸)、高栄養価作物の生産・利用促進
8. 天然資源の持続可能な管理と利用を促進する	持続可能な土地管理技術(保全農業など)の促進、捕獲型漁業における管理活動の地域分散化、放牧地(草原生態系)及び牧草地の持続可能な利用促進、特に小規模農家における複合農業(integrated agriculture)の促進
9. 農業分野における環境と気候変動に対する適応策の主流化	気候変動に対応した栽培方法の促進、気候変動に対する意識の向上、環境に配慮した気候変動型の農業システムの促進
10. ジェンダー、HIV及びAIDSの農業農村課題における主流化	農業セクターにおけるトレーニングの促進、関係者間の協調、女性や若者の参加促進、HIV/AIDS予防活動の強化、HIV/AIDSの影響を緩和する農業技術の促進

(2) 国家農業投資計画

国家農業投資計画 (National Agriculture Investment Plan: NAIP, 2014-2018) は、包括的アフリカ農業プログラム (Comprehensive Africa Agriculture Development Programme: CAADP) の元、農業生産性を高めるため、鍵となる投資、必要な政策変更を明らかにすることを目的としている。NAIPは民間主導の成長を重視しており、以下を重点項目としている。

- (a) 天然資源の持続可能な利用
- (b) インフラストラクチャーと市場アクセス
- (c) 食糧安全保障及び災害管理
- (d) 調査研究及び技術

NAIPのプログラム概要を以下に示す。各プログラムの詳細については、「Zambia National Agriculture Investment Plan (NAIP) 2014-2018 under the Comprehensive Africa Agriculture Development Programme (CAADP), Final Draft, May 2013」に記載されている。

表 3.3.14 国家農業投資計画（NAIP）の概要

プログラム	主な活動
1. 持続的天然資源の管理	1) 土地利用計画、運用、管理 2) 効果的な水利用及び灌漑の確保 3) 森林管理 4) 効率的なエネルギー生産 5) 漁業の管理
2. 農業生産及び生産性の改善	1) 畜産 2) 作物 3) 水産業開発
3. 市場アクセス及びサービス向上	1) 市場構造改善・パフォーマンス向上 2) 農村・マーケット施設へのアクセス増加 3) 農村金融へのアクセス増加 4) バリューチェーンの促進
4. 食糧(栄養)安全保障及び災害リスクマネジメント	1) 食糧安全保障 2) 栄養安全保障 3) 災害リスク管理及び回避
プログラム遂行のための実施体制強化（Key Support Services）	
1. 技術・知見蓄積強化(Knowledge support systems)	1) 研究 2) 種子 3) 普及 4) 農業教育及び研修機関
2. 組織体制強化(Institutional Strengthening)	1) 政策対話 2) 計画、モニタリング&評価 3) 財政管理及び調達 4) 人材管理
分野別横断的課題	
1) ジェンダー、2) 環境、3) 他セクターの政策及び実施中の計画、4) 地方分権化	

(3) 対象地域の州・郡の農業局の開発計画

農業省郡事務所の計画は基本的に郡開発計画（DDP）、第2次国家農業政策（SNAP）に従う。新設のカルンピラ郡においては、農業省郡事務所の計画は、後述のDistrict Situation Analysis（DSA）、SNAPに従う（州農業事務所、郡農業事務所聞き取り）。

1) 予算

2017年の農業省郡農業事務所（District Agriculture Office: DAO）の予算（カルンピラ郡事務所予算）を下表に示す。予算配分額の上位3項目は、現場農業普及（Support to Camp and Block operations）、生産支援（Crop production, advisory and technical）、催事（Events）となる。普及支援について、全額、普及員の動員（field operation）費用に充てられ、農家へのファシリテーション（farmer facilitation）には予算が計上されていないことから、ほぼ全額が普及員給与で、農家への技術移転にかかる経費支出が困難である状況がうかがえる。

表 3.3.15 農業省郡事務所（DAO）における予算の構成例（FYR2017・カルンピラ郡）

項目（大項目）／活動分野	予算額（クワチャ）	配分状況（%）	順位
General administration	25,275	8	7
Events	40,377	13	2
Cross-cutting issues	5,000	2	12
Financial management and accounting	20,000	7	8
Agri-business and marketing	30,000	10	5

項目（大項目）／活動分野	予算額（クワチャ）	配分状況（%）	順位
Crop production, advisory and technical	40,000	13	3
District agricultural coordination	30,000	10	5
Farm power and mechanization	10,000	3	10
Human resource management	34,754	11	4
Land husbandry	10,000	3	10
Support to Camp and Block operations*	42,130	14	1
National Agricultural Information Service	20,000	7	8
Total	307,536	100	

注：全額、普及員の動員（field operation）費用に充てられ、農家へのファシリテーション（farmer facilitation）には予算が計上されていない。

出典：北西部州農業事務所カルンビラ郡Yellow Book

2) 実施体制

農業省本省傘下に州農業事務所（Provincial Agricultural Office: PAO）・郡農業事務所（DAO）があり、さらに準郡（Sub-District）がある。普及単位として、州内はブロックに分かれ、ブロック内はキャンプで分割される。北西部州は40のブロック、200のキャンプ、西部州は40のブロック、200のキャンプがある。メヘバ・マユクワユクワ地区には、おのおの12名・10名の普及員が配置されている。

PAO・DAOの組織図を下図に示す。双方において空席・兼任が少なくなく、北西部州農業事務所では、農業部（Department of Agriculture）の基幹作物担当ポストが空席で、園芸担当職員が兼任している。カルンビラ郡農業事務所では、同じく農業部（Department of Agriculture）の基幹作物担当、園芸担当、農業経営担当ポストが空席であり、総じて開発計画を実施するのに十分な人員配置はなされていない状況にある。

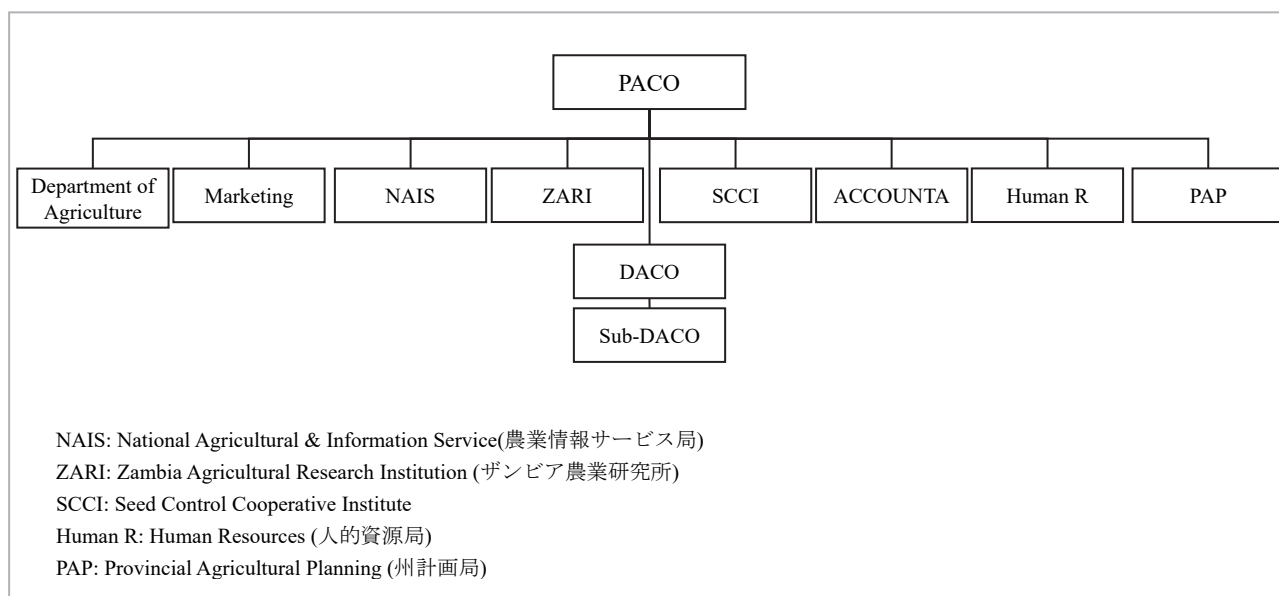


図 3.3.7 州農業事務所（PAO）組織図

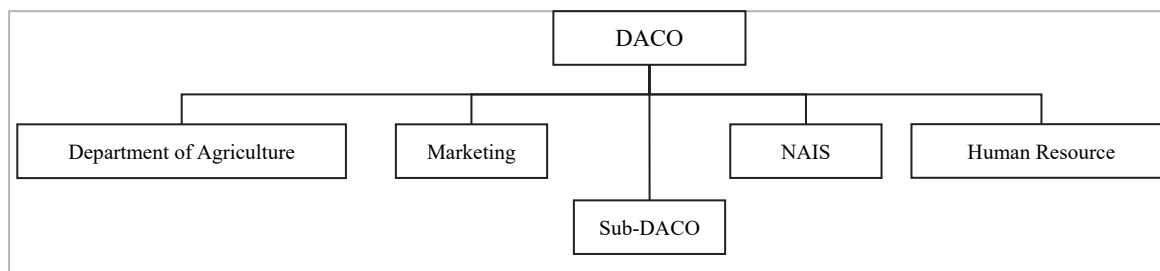


図 3.3.8 郡農業事務所 (DAO) 組織図

3.3.6 コミュニティ開発・社会サービス省 (MoCDSS)

(1) 関連部局

7NDPにおいて、貧困者と社会的弱者の削減を引き続き課題の一つとし、同計画の中で貧困率を20%に削減することを目標としている。そのために基本的ニーズと社会サービスへのアクセスの強化を目指し、社会保障協調戦略及び総合的な社会保障の枠組みプログラムが策定されている。さらに、ザンビア政府は、地域レベル及びコミュニティレベルで患者紹介システム（リファラルシステム）の確立とシングルウィンドウ (Single-Window) アプローチを支援することとしている。

国家再定住事業そのものは、失業した若者、退職者または女性世帯に農地を与えることによって、貧しい人々や社会的弱者への支援として、実施されてきた。コミュニティ開発・社会サービス省 (Ministry of Community Development and Social Services: MoCDSS) は、地域開発と社会福祉を担当する機関で、コミュニティ開発局と社会サービス局の2つの主要な部局で構成されている。

(2) コミュニティ開発局

コミュニティ開発局では、貧困層と脆弱な人々を支援する5つのプログラムを全国的に展開している。

- (a) Food Security Pack Program (FSP) : 社会的弱者の世帯に対する支援の一つで、1 ha未満の農地と、世帯に労働力があることが条件となる。目標は、作物生産性、食料安全保障、栄養改善による貧困削減である。支援の期間は2年間で、作物多様化を促進するためのさまざまなインプットの提供、及び起業家精神と収穫後処理に焦点を当てた能力向上も提供される。なお、このプログラムは、UNHCRが資金を提供のもと、難民のためにメヘバとマユクワユクワでも実施されている。
- (b) 女子教育と女性のエンパワーメントと生計向上 (GEWEL) プロジェクト : 世銀によるプロジェクトで、各女性協会または女性グループに1万~3万クワチャの資金を援助している。
- (c) 新規事業を開始したい女性に対する、1人につき500~2,000クワチャのマイクロクレジット。なお、返済されたお金は、他の女性のためのローンに再投資される。
- (d) 青少年の機能的識字率を改善することによる生計改善を目指し、ノンフォーマル教育や技能訓練を提供している。このプログラムは、メヘバとマユクワユクワの難民に対しても、UNHCRが提供している。

(e) コミュニティ自助イニシアティブプログラムにおける建設支援；なお建設にあたって、コミュニティはレンガ、砂、人力、土地などプロジェクトの10%を拠出する。

- ー コミュニティ市場、グループ住宅計画、サブセンターハウスなどの小構造物
- ー 人道橋、カルバート、小規模なアクセス道路、養殖池、畜舎、養蜂、など
- ー 水と衛生施設：トイレ、人力ポンプ、掘削を伴わない井戸の改修

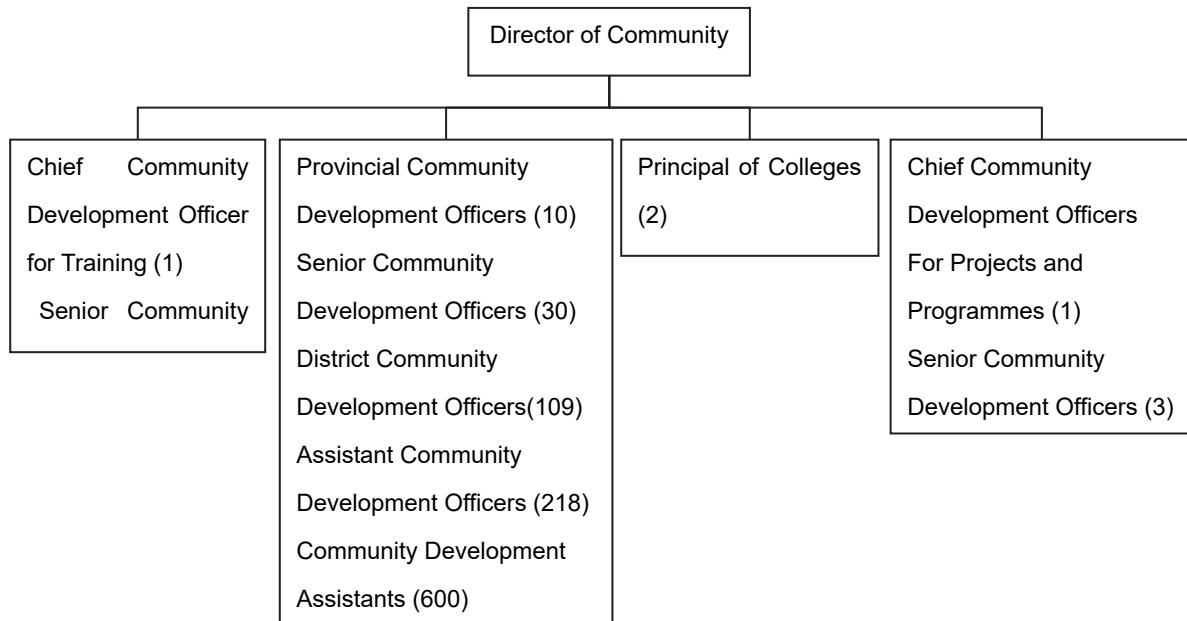


図 3.3.9 MoCDSSコミュニティ開発局組織図（全国）

(3) 社会サービス局

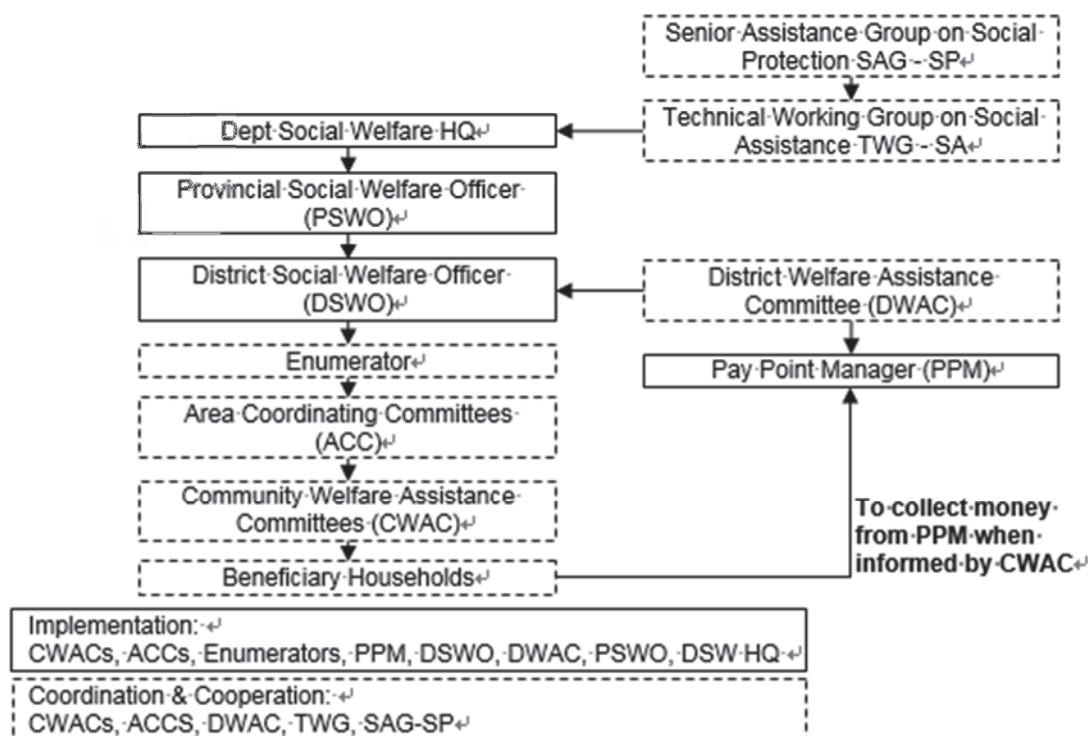
上述のプログラムの他に、2003年からザンビア国民のための現金給付スキーム（Social Cash Transfer Scheme）を社会サービス局が実施してきた。このスキームは、現在109の全ての郡で展開され、社会的弱者を支援するうえで重要な役割を果たしている社会保護プログラムの一つである。政府による継続的な支援と協力パートナーの支援により、プログラム実施郡の数を増やすだけでなく、より多くの社会的弱者に対する支援が可能となっている。協力パートナーとして英国国際開発省、アイルランド援助機関、UNICEF、フィンランド政府が資金援助及び技術支援を実施している。現在242,000世帯が現金給付スキームの支援対象となっているが、2017年にさらに348,000世帯が新たな対象に追加される計画であり、年末までに受益者世帯の総数は590,000世帯に達する見込みである。なお、MoCDSSのガイドラインによれば、社会的弱者は以下のように分類されている。

- (a) 19歳から64歳の女性世帯主で雇用されていない世帯
- (b) 孤児が居る世帯で雇用されていない世帯
- (c) 18歳未満の子どもが世帯主の世帯
- (d) 末期患者が世帯主の世帯
- (e) 障害者が世帯主の世帯
- (f) 失業した若者が世帯主の世帯

(g) 65歳以上の高齢者が世帯主の世帯

現金給付スキームでは、各世帯に毎月90クワチャが給付されている（メヘバとマユクワユクワでは、UNHCRによって月100クワチャが給付されている）。障害をもつ社会的弱者に対しては、1世帯につき月額180クワチャが給付されている。

現金給付スキームの実施フローを以下に示す。給付を受けるためには、このスキームに登録する必要があり、登録には郡が設定する事務所での手続きが必要となる。また、登録のためには、社会的弱者として上述のカテゴリーに含まれていることと、住居があることが必要となる。



(Source: SOCIAL CASH TRANSFER GUIDELINES)

図 3.3.10 現金給付スキームの実施フロー

なお、社会的弱者支援の当該システムは、基準ガイドラインに従って緑色の登録カードを持つザンビア国民に限られている。元難民に関する扱いは、2つの方法が可能となっている。

- (a) 基準ガイドラインを変更するために、内務省は、大統領の内閣に書面で公式の承認を得る。
- (b) ドナー、例えばJICAがMoCDSSに関する覚書に署名し、UNHCRを通じて寄付金を徴収する。UNHCRを介して現地のMoCDSSスタッフが寄付金を給付する。しかし、MoCDSSはこの方法は望んでいない。

現時点では、再定住区に移動した元難民に対するザンビア政府側の支援には、上記いずれかの対応が必要となる。

第4章 メヘバの概要

4.1 メヘバの一般情報

メヘバにかかる一般情報については、1章に記載のとおりである。現在、メヘバは難民居住区と再定住区に分かれており、両居住区は4つのブロックに分割されている（それぞれブロックA~D、ブロックE~H）。メヘバには、幹線道路（T5）上のメヘバジャンクションからブロックD、ブロックHの一部まで未舗装道路が南北に整備されている。また、その未舗装道路からさらに東西に狭小な道路が整備されており、その道路の両側に居住地が広がっている。聞き取りでは、ブロック以下の単位は存在しないとのことであったが、難民居住区及び再定住区の一部では、この東西に延びるRoad番号が居住地を示すものとして用いられている。次頁の図4.1.1に、メヘバの全体図とブロックの境界線を示した地図を掲載する。各関係者が有する境界線地図が異なることから、この境界線はあくまでも情報を統合したうえで最新版と思われるものである。

難民居住区と再定住区における居住者が必ずしも難民、元難民+区画を受領したザンビア人ときれいには分けられない状況にある。その主な理由を下表に纏めた。

表 4.1.1 元難民及びザンビア人の居住区・移動状況別分類

居住区	居住者		本来居住すべき場所にいない 主な理由
難民居住区	難民		-
	元難民	(区画未受領)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 区画未受領のため再定住区に移動できない ◇ 移動したくないために区画申請を行っていない
		(区画受領済み)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 移動準備中 ◇ 再定住区での生活環境が整えば移住を開始する
	ザンビア人	(区画未受領)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 難民居住区内での仕事のため等に居住している
(区画受領済み)		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 移動準備中 ◇ 再定住区での生活環境が整えば移住を開始する 	
再定住区	難民		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現居住地が再定住区になる前から居住している
	元難民	(配当された区画に居住)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ -
		(配当された区画以外に居住)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 区割りがされる以前から当地に居住している
	ザンビア人	(配当された区画に居住)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ -
(配当された区画以外に居住)		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 区画未受領のホストコミュニティ ◇ 区画未受領であるが再定住区での生活を望んで自主的に移住してきた 	

上記のような背景から、難民居住区及び再定住区の双方に、難民・元難民、区画を受領した人・受領していない人が入り混じっており、また国籍もバラバラであるというのが現状である。

各ブロックの基本情報については、表4.3.1及び表4.3.2を参照されたい。

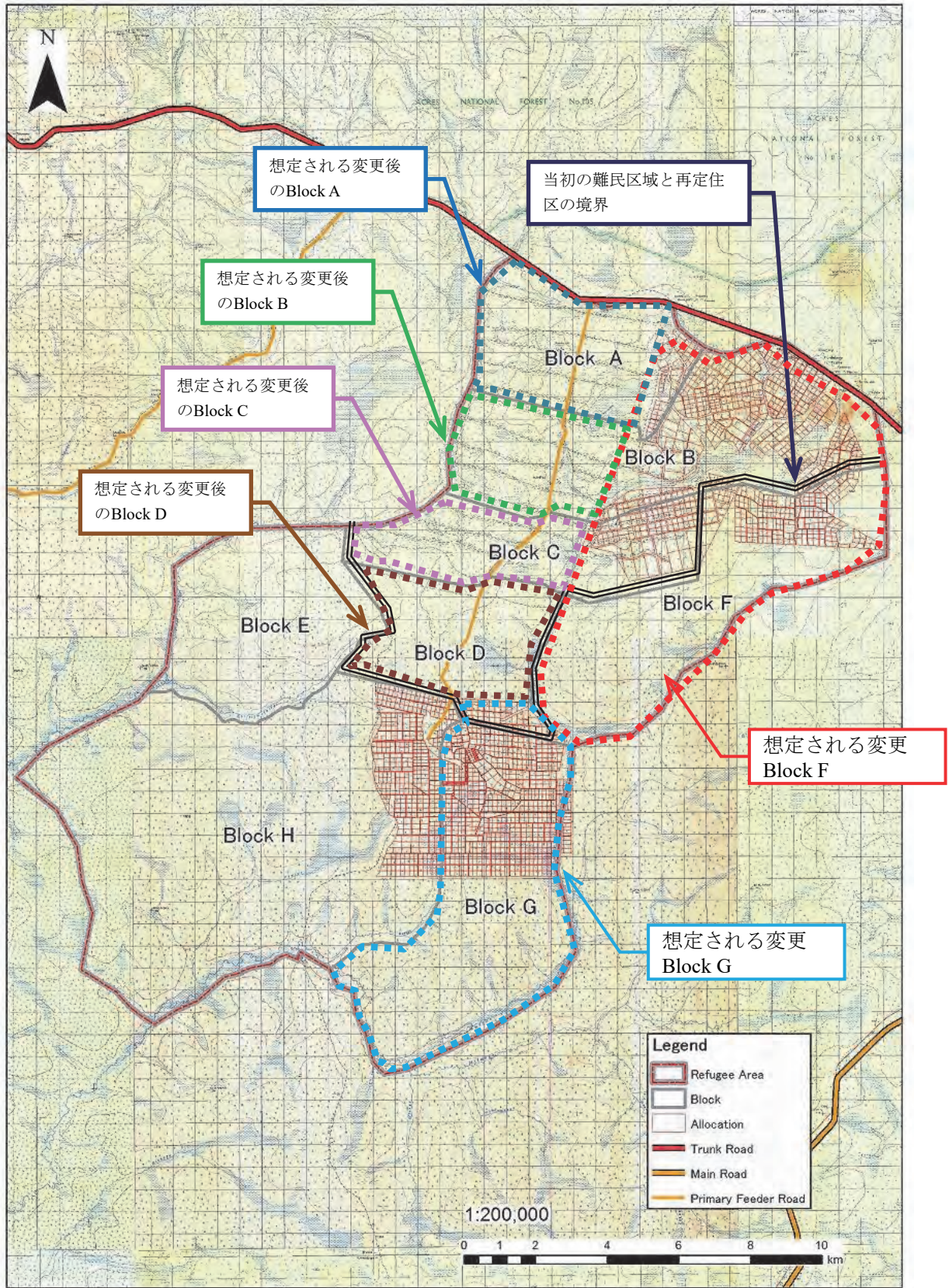


図 4.1.1 メヘバブロックの状況図

※メヘバのブロック分けの状況について

メヘバのブロック分けについてはUNHCRより入手した資料より、図 4.1.1の通り（当初ブロック分け）確認された。ただし、収集したその他の資料や、現地踏査により、難民居住区のBlock A・Block B・Block Cの一部に再定住区の区画割が行われている状況が確認されたため、“当初ブロック分け”が現地に適合していない状況が確認された。本来であれば、その現状に対応した新ブロック分けがあるべきであるが、調査期間には確認できなかった。

よって、本報告書の中で使用するブロック分けについては以下とした。

- ・社会調査のインタビュー等では、“当初ブロック分け”のBlock Aにある区画の場所を話す際、“Block F”として話されている状況が数件あり、現状に対応した“新ブロック分け”が通念上使用されていた。よって、社会調査の章の中で使用するブロック分けについては、現状に対応した“新ブロック分け”とした。
- ・その他の章では、教育施設や保健施設の名称が“当初ブロック分け”を基本に設定されている状況等を考慮し、“当初ブロック分け”を基本とした。

4.2 メヘバにおける社会調査の方法等

ルサカにおける政府機関やドナー等への聞き取りにおいて、現地の詳しい情報が得られなかったこと、メヘバに事務所を置くDOR職員からも一般的な情報の提供に留まったことから、あらかじめ一般化や類型化を行ったうえで調査を実施することは困難と判断した。そのため本調査では、まず対象地域の現状把握のため、DORや難民オフィサー（Refugee Officer: RO）、非常勤のCommunity Mobilisation Assistantらから一般情報等の聞き取りを行ったうえで調査を実施した。本調査で実施した社会調査に関連する調査概要を下表にまとめた。

表 4.2.1 社会調査の内容等

調査方法	主な調査の目的	調査対象者	調査結果記載箇所
①関係者への聞き取り	全体の状況概観 インフラ整備状況確認 社会的弱者支援の実態把握	・DOR、RO、セクター省庁、 ドナーの関係者等	4.3
②簡易な質問表を用いた聞き取り調査	再定住者の移動進捗の状況把握	・ブロックA・Cの一路線上の 住民への聞き取り	4.3.4
③質問票を用いた聞き取り調査	難民居住区及び再定住区での 生活状況、再定住区への移住 阻害要因やニーズの把握	・難民居住区の元難民及び DRC難民 ・再定住区の元難民	4.4
④自由形式による聞き取り調査	共同体機能、住民組織等の実 態把握 住民間の軋轢の有無	・再定住区、難民居住区、 周辺コミュニティの元難民、 難民、組織リーダー等	4.5

なお、当初は、対象地域の現状を概観するため、質問票を用いた個人インタビューに先行してグループインタビューを実施することを想定していた。国籍混合のインタビューでは、回答者の背景が異なり状況把握が難しい等のDORからの助言を踏まえ、国籍別のグループインタビューを試みたが、国籍の他にも区画の取得状況や区画取得後の居住形態等、個々人の背景が複雑であることから、調査に時間がかかったうえ、調査結果の位置づけが難しかった。そのため、グループインタビューは実施せず、個人に対して質問票を用いた聞き取り調査を行う方針に変更した。

上表のとおり、質問票を用いた調査に先立ち、DORやUNHCR等へのインタビューを行っているが、データが整理されておらず、ブロックごとの特徴等もあまり詳しい情報は得られなかったため、当地に長く居住し、難民支援やLI事業に係る行政等の活動を手伝ってきたCommunity Mobilisation Assistant等から適宜情報を得ながら調査を行った。なお、DOR等の聞き取りでは、調査で得られた情報を共有し、その背景について再度聞き取りを行う等、補完しながらの調査が必要であった。その過程では、当初の回答から異なる発言がDORから出ることもあり、まだ情報を整理できていないのであろうとの印象を受けた。他方、ROについては、当地に長くいた人物でもあり、個々人の情報についてはよく把握しているとの印象を受けた。

4.3 対象地域の概要

4.3.1 難民居住区の概要

関係者への聞き取り等から明らかになったメヘバの難民居住区の概要について、各ブロックの概要を以下に示す。

表 4.3.1 難民居住区の概要

項目	A	B	C	D
面積 ^{*1}	51.7km ²	95.7 km ²	52.0 km ²	47.8 km ²
人口 ^{*2}	2,802人	4,424人	2,195人	7,045人 ^{*3}
国籍別世帯数 ^{*2}				
アンゴラ人	390	484	230	391
ルワンダ人	12	9	15	203
DRC人	140	639	315	826 ^{*3}
ザンビア人	Unknown	Unknown	Unknown	Unknown
その他	Unknown	Unknown	Unknown	Unknown
聞き取りから得られた居住者の主要国籍	アンゴラ元難民 ザンビア人	アンゴラ元難民	アンゴラ元難民 DRC難民	アンゴラ元難民 ルワンダ元難民 DRC難民 ザンビア人
主要民族	アンゴラ元難民: Luvale, Lunda, Umbundu, Chokwe, Vunda, Luchazi (主要民族) Bukshu, Kwamshi (少数民族) ザンビア人: Kaonde, Lunda, Luvale, Chokwe (主要民族) Bemba, Tonga, Lamba (少数民族) ルワンダ元難民: Hutu DRC難民: Tabwa, Kasai等 その他: ブルンジ難民、ソマリア難民等			
インフラ整備状況				
道路	L=90kmが整備済み			
教育	P/S: 1 C/S: - S/S: -	P/S: 1 C/S: 1 S/S: 2	P/S: 1 C/S: - S/S: -	P/S: 1 C/S: - S/S: -
保健	Health Post: 1 Health Centre:- Hospital: -	Health Post: 2 Health Centre:- Hospital: -	Health Post: - Health Centre:- Hospital: -	Health Post: - Health Centre:1 Hospital: -
給水	Borehole: 不明	Borehole: 不明	Borehole: 不明	Borehole: 不明
その他の特徴	・ゲートに近く、幹線道路へのアクセスが良い。 ・一部がブロックF (再定住区) に置	・一部がブロックF (再定住区) に置き換わった。	・DRC難民の移動先とされている。 ・一部がブロックF (再定住区) に置き換わった。	・LI関連機関の事務所が集中しており、メヘバで一番の人口集中地。 ・ルワンダ難民が他

項目	A	B	C	D
	き換わった。			ブロックより多く居住。 ・一部がブロックH（再定住区）に置き換わった。

*1：各ブロックの面積は、UNHCRから提供をされた“当初ブロック分け”のGISデータを用いて算出しており、公式の数値ではない。

*2：出典は、2017年9月から10月にかけてメヘバ全域で実施されたセンサスの結果である。なお、人口及び世帯数は、難民、難民申請者、元難民の合計の値を示しているため、LI事業対象者（世帯）数よりも多くなっている。本センサスは、“新ブロック分け”を踏襲しているものと推察される。

*3：ブロックD及びブロックEの合計人口、合計世帯数、及び平均人口密度。

ルワンダ人を除く他の国籍保有者について、民族に起因する対立は特にないとDORやCommunity Mobilisation Assistantからの聞き取り結果、対象地域では民族の違いに限らず、国籍が異なる者同士の通婚も多数確認されていることを踏まえ、時間的な制約に鑑み、本調査では民族的特徴や民族ごとの分析を行っていない。なお、聞き取りの中で民族が強調されたのはルワンダ元難民への聞き取りを除いては、主食が民族によって異なるとの会話においての1回のみであった。ただし、ザンビア人及びアンゴラ元難民の複数の民族は母系夫方居住であることが確認されている。そのため事業実施に際して考慮すべき慣習の違い等が存在している可能性も否定できず、プロジェクトの実施に際しては、民族的慣習についても調査が必要かもしれない。ただし、母系集団の民族に属する聞き取り対象者数人に確認したところ、遺産相続等は母系に沿わず、父から実の息子に継がれているとのことであった。

4.3.2 再定住区の概要

メヘバの再定住区はブロックE～Hにあたる。再定住区のブロックG及びブロックHについては、同時に土壌調査や区画割りが実施され、両ブロックで区画番号が明確化されずに進められたことから、スキーム全体を知る職員等もブロックG&H等と分けずに発言することが多い。そのため、本調査では、再定住区をブロックE、ブロックF、ブロックG&Hの3つに分類して調査を行った。ブロックFには、以前の難民居住区とされていたブロックA・B・Cの一部も含まれているほか、ブロックG及びHにもブロックDの一部が含まれていることから、一部の住民は移動することなく再定住区に居住することとなる。同様に、ブロックEについても、難民居住区が再定住区に置き換えられているものの、土壌調査が開始されたばかりであり、住民への区画配分はまだ行われていないのが現状である。関係者への聞き取りを通して確認されたメヘバ再定住区の各ブロックの概要は以下のとおりである。

表 4.3.2 再定住区の概要

項目	E	F	G	H
面積 ^{*1}	64.4 km ²	82.8 km ²	95.0 km ²	205.6km ²
人口 ^{*2}	7,045人 ^{*3}	883人	2,831人	770人
国籍別世帯数 ^{*2}				
アンゴラ人	77	51	1	173
ルワンダ人	0	18	769	1
DRC人	826 ^{*3}	148	1	1
ザンビア人	Unknown	Unknown	Unknown	Unknown
その他	Unknown	Unknown	Unknown	Unknown
聞き取りから得られた居住者の主要国籍	アンゴラ元難民 ザンビア人	アンゴラ元難民 DRC難民	アンゴラ元難民 ルワンダ元難民 ザンビア人	アンゴラ元難民 ザンビア人
インフラ整備状況				
道路		ブロックBからFにかけて UN Habitatが整備中		
教育	P/S: - C/S: 1 S/S: -	P/S: 1 C/S: - S/S: -	P/S: 1 C/S: 3 S/S: -	
保健	Health Post: - Health Centre:- Hospital: -	Health Post:1(工事中) Health Centre: - Hospital: -	Health Post: 2 Health Centre:- Hospital: -	
給水		Borehole: 計105カ所		
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 区画割りが未実施。 難民居住区の時代から居住しているアンゴラ元難民が複数世帯居住。 土壌の肥沃度が高く人気の高いブロック。当ブロックに割り当てられることを希望する自主的居住者のアンゴラ元難民、ザンビア人多数。 	<ul style="list-style-type: none"> 2016年に一部の区画割りが完了。2017年にも150区画がUN Habitatの支援で区割りされる計画であり、2017年9月時点で76の区画割りが完了している。 配分された区画への移住は調査時点ではあまり見られなかった。 幹線道路への利便性、水資源へのアクセス等からブロックEと並んで人気のブロック。 DRC難民(難民)が多く居住している。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の区画に先行して一部の区画割りが完了。 再定住区の中では一番移住が進んでいるブロック。 再定住区の中で利便性、土地の肥沃度等の観点から一番人気がないブロック。 ブロックGにあるHope Clinic G近隣に多くのルワンダ人が居住。 	

*1：各ブロックの面積は、UNHCRから提供を受けたGISデータを用いて算出しており、公式の数値ではない。
 *2：出典は、2017年9月から10月にかけてメヘバ全域で実施されたセンサスの結果である。なお、人口及び世帯数は、難民、難民申請者、元難民の合計の値を示しているため、LI事業対象者（世帯）数よりも多くなっている。
 *3：ブロックD及びブロックEの合計人口または世帯数。

なお、移動を開始していないアンゴラ元難民の中には、難民居住区（ブロックA～D）から比較的近く、また川に近いために生業（川沿いでの稲作・野菜栽培及び漁労）を営むのに有利なブロックF及びブロックEの区画割りを待っているという人も多いことが聞き取りから明らかになっている。

4.3.3 メヘバ再定住区の区画割り進捗

関係者への聞き取りから得られた各ブロックの区割り進捗は以下のとおりである。

表 4.3.3 各ブロックの区画割り進捗

ブロック	区割りの進捗
E	2017年7月末時点で区画割りは実施されていない。
F	2017年7月末時点で、530の区画割りが実施されており、2017年10月の第2回調査時点で新たに56の区画割りが完了していた。
G & H	2017年7月末時点で、665の区画割りが完了している。 調査時、農業省による土壌調査が実施されていた。

4.3.4 メヘバ再定住区への移動の進捗

(1) 調査方法等

全体的な移動の進捗については、「2.7.2 再定住スキームに係る現状」に記載のとおり遅延している。実際の移動進捗に係る感触を得るため、表 4.2.1に示した調査②を実施した。聞き取り項目は、世帯主の国籍、世帯、年齢のほか、区画の受領・申請状況、移動進捗、移動の阻害要因である。時間的な制約から、2路線のみでの調査が可能であったため、さまざまな要素（多国籍、メヘバの中心地であり生業等もさまざま）がからみ合うブロックDを除外し、元難民が多く居住しているとされるブロックA～Cのうち、地理的偏りを考慮してブロックAの南北に走る主道路東側（Road 5）、ブロックCの同西側（Road 26）を聞き取り対象地として選定した。

ブロックAについては、インタビューを実施したRoad 5の一定区間内に位置する世帯について、不在の世帯についても近隣住民からの情報を収集し、ブロックCにおいてはRoad 26を歩き、調査時に世帯メンバーと会うことができた世帯のみに聞き取りを行った（特別な理由があるわけではなく、調査者の違いによる）。ブロックAについては、不在7世帯を含む24世帯の状況を、また、ブロックCでは、16世帯に対して既述の項目に対する聞き取りを行った。なお、難民居住区に居住する住民においては、元難民だけでなくザンビア人も再定住区への移住対象者となっている。再定住区に居住するザンビア人（ホストコミュニティ含む）については、基本的には現居住地を含むような区画割りを計画しているとDOR等から言われているとの発言が複数得られているが、計画等に明記されてはいないとのことである。

(2) 調査結果

ブロックA、ブロックCにおける調査結果をそれぞれ次の表に示した。

表 4.3.4 ブロックA Road 5における踏査結果

項目	回答	
居住者情報	世帯主が男性・アンゴラ元難民:16世帯 世帯主が女性・アンゴラ元難民:5世帯 世帯主が男性・ザンビア人:2世帯 世帯主が女性・ザンビア人:1世帯 世帯主の平均年齢:49.3歳(28歳～79歳)(不明:4名) 平均世帯構成員:6.7人(1人～15人)(不明:1世帯)	
区画獲得世帯	状況が不明な世帯を除く21世帯中3世帯 ブロックF:2世帯、ブロックH:1世帯	区画獲得済み :14.3% 区画申請中 :14.3%
区画申請書入手状況	入手済み:同21世帯中3世帯 入手を試みたが未入手:同21世帯中6世帯 入手を試みておらず未入手:同21世帯中9世帯	区画申請書なし ・入手努力あり:28.6% ・入手努力なし:42.9%

項目	回答
	なお、入手を試みていない9世帯のうち1世帯は近隣住民から申請書が貰えないことを耳にしたことを理由に挙げている。
移動の進捗	区画獲得済みの3世帯の内訳 農地開墾のみの開始:1世帯 家屋建設準備開始:1世帯 不明:1名
移動に対する意欲	移動したい:5世帯 移動したくない:2世帯 義務感から移動すべきと考えている:7世帯 移動できない(高齢者世帯等):3世帯 不在世帯:7世帯
移動阻害要因	15世帯が回答・複数回答可 区画待ち/申請書待ち:9世帯 家の建設:3世帯 インフラの未整備:3世帯・7回答 (保健:3世帯、教育:2世帯、給水:1世帯、市場:1世帯) 一からの開墾:1世帯 現在の職場(クリニック)に通えなくなる可能性:1世帯
その他特記事項	対象路線において、新たに建設中の家屋を3つ確認したが、近隣住民によると、難民居住区の他地域に居住しているアンゴラ元難民が2世帯、DRC難民が1世帯とのことであった。また、申請書入手を試みたザンビア人世帯1世帯でも増築が行われていた。

表 4.3.5 ブロックC Road 26における踏査結果

項目	回答
居住者情報	世帯主が男性・アンゴラ元難民:7世帯 世帯主が女性・アンゴラ元難民:8世帯 世帯主が男性・DRC難民:1世帯 世帯主の平均年齢:44.8歳(26歳～75歳) (70-80歳と回答した人を75歳として算出) 平均世帯構成員:5.6人(1人～10人)
区画獲得世帯	16世帯中11世帯 ブロックF:8世帯、ブロックG:1世帯、ブロックH:2世帯
区画申請書入手状況	入手済み:16世帯中1世帯 入手を試みたが未入手:同16世帯中1世帯 入手を試みておらず未入手:同16世帯中3世帯
移動の進捗	区画獲得済みの11世帯の内訳 アクションなし(未移動):6世帯 農地開墾のみの開始:3世帯 家屋建設準備開始:2世帯 区画未受領の5世帯の内訳 移動できない(高齢世帯):3世帯 区画待ち/申請書待ち:2世帯
移動阻害要因	13世帯が回答・複数回答可 家の建設:5世帯 インフラの未整備:8世帯・21回答 (給水:6世帯、道路:6世帯、教育:5世帯、保健:3世帯、市場:1世帯) 区画がブッシュにある:4世帯 高齢世帯/病気:4世帯 区画待ち/申請書待ち:2世帯 仕事がない:1世帯

聞き取り対象者数が限定的であり、かつ聞き取りの方法が若干異なるため、参考程度のデータではあるものの、ブロックCでは約3分の2が区画を受領しているのに対し、ブロックAの住民は受領率が14.3%に留まっている。両者に大きな差がみられる理由について、関係者に聞き取ったところ、考えられる主な理由として以下の2つが挙げられた。

- (a) フォームを販売するブロックDへの距離がブロックCに比してブロックAで遠いため
- (b) ブロックAの元難民の多くが唯一の近隣再定住区であるブロックFの区画を希望しているため

(a)については、区画申請の進捗に限らず、法的移行の進捗にも影響を与えており、ブロックCやブロックDに比べてブロックAの元難民の法的移行に係る各種手続きに遅延がみられるとのことであった。

また、移動の進捗遅延が必ずしも元難民による移住拒否に起因しているわけではない可能性も本結果から示唆されている。ブロックA及びCにおいて区画を受領していない計23世帯のうち、半数近い11世帯が申請したものの区画を受領していない、または区画申請のためのフォームをもらいに行ったがもらえなかったと回答していること、また、ブロックAの聞き取りでは、追加で移動意思に係る聞き取りを行っているが、回答した17世帯中、移動したい・本意ではないが移動すべきであると認識しているのが12世帯（それぞれ5世帯、7世帯）に対して、頑なに移動したくないと回答したのは2世帯、年齢などの制限から移動できないと回答したのが3世帯であったことから、必ずしも多くの元難民が移動を頑なに拒否しているわけではない可能性が示されている。なお、移動意思に係る聞き取りでは、移動したくないとの回答を忌避したいように見受けられる回答者も確認されており、上記分析はあくまでも参考程度の情報とされたい。

4.3.5 移動の進捗に係る課題

4.3.4でも述べたとおり、再定住区への移動が計画通り進んでいないことについては、政府関係者を含む支援関係者が口にする“アンゴラ元難民が移住を拒否している”ことにのみ起因しているわけではなく、実際にはさまざまな要因が複雑にからみ合っている。以下に、関係者への聞き取りや現地での聞き取り等から明らかになった再定住スキームに係る行政側の課題を整理する。

表 4.3.6 再定住スキームに係る課題

項目	内容
計画と実施の乖離	(計画) <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー内の成人(主に男性)の数を考慮した面積を配分する ・ザンビア人・アンゴラ元難民を均等に配分する ・申請者の希望を聞き入れる体制としている (実際の状況) <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー内の成人の数に関係なく、5ha、10haが配分されている ・アンゴラ元難民が固まっているところも多く確認されている ・希望が聞き入れられた世帯とそうでない世帯があり、不公平感が生まれている
計画の不備	<ul style="list-style-type: none"> ・再定住区の区画分けが遅れており、申請希望者に対して申請書を配布できない状態が続いている ・計画に住民の意思が反映されていない ・新たな居住者となった元難民から区画を追い出され、居住場所(区画未受領のため)がない元難民がいる(アンゴラ元難民に対するLI事業対象者の拡大によって、難民居

項目	内容
	住区へ移動することが想定されていた元難民の土地が最初のLI事業対象者に割り当てられている例等)
居住不適地の分配	・農業不適地(Plain、Rocky等)を割り当てられたため、移住できない

4.3.6 移動未完の住民に対するザンビア政府の対応

(1) アンゴラ元難民

移動進捗の遅れの原因は、必ずしもアンゴラ元難民側にのみあるとは言い切れないものの、周辺住民が動くのであれば自分も動こうと、現時点ではとりあえず傍観している人、断固として移動を拒否している人が一定数存在しているのも事実である。区画番号を受領しながら移動を開始していない世帯に対しては、Repossession Letterが発行されており、2017年4月末までに与えられた区画へ移動しない場合、区画を取り上げ、希望するザンビア人へ区画を配分することが明記されている。実際には、レターを受け取ってもなお、移動を開始していない人がほとんどであるとのことであったが、一部の住民は移動を開始している。Repossession Letterを受領し、ブロックHに割り当てられた区画を有しながら移動を開始していなかった理由について3名に聞き取りを行った。

- (a) 割り当てられた区画に岩が多く農業に適していないこと、水場から離れており、自身のような独居高齢者には生活が難しい(87歳男性、ブロックB在住、独居高齢者)。なお、彼はブロックDにあるオフィス関係者に相談をし、区画の変更を依頼しているとのこと、現在、返事待ちの状況にある。
- (b) 世帯主の女性が原因不明の深刻な皮膚病に悩まされており、ソルウェジの病院に入院している。家族の中に男性労働力がなく、労働力となりうる娘もブロックBにある中学校に通っていることから、どのようにブロックHまで移動し、家を建設し、生活を始められるのか分からない(42歳女性、ブロックB在住、女性世帯主世帯)。
- (c) ほかの世帯同様、家屋建設支援が受けられるものと思っていたが、家屋建設支援が受けられないことを聞いた。Repossession Letterを受領したため、現在ブロックHで農業を開始し、順次家の建設も進めて行くところである(44歳男性、ブロックB在住)。

上記のとおり、3名への聞き取りにおいても、移動を開始しなかった理由はさまざまであるが、そのような人たちに対するザンビア政府の関係者の反応として、移動しないアンゴラ元難民に対する苛立ちも聞かれる一方、ROなどは、「中央からは、動かないやつはアンゴラに捨ててしまえと言われているが、自分としては個別訪問するなどして一人一人の声に耳を傾け、解決策を探っていく以外になす術はないと考えている」と語っている。ROの発言にも表れているように、ザンビア政府としては、原理原則に従えば、移動しない元難民の土地を取り上げることができる時期に来ているものの、人道的な観点からそれは難しいと考えているように見受けられた。

(2) ルワンダ元難民

ルワンダ元難民については、パスポートの申請手続き拒否により、法的移行が進んでおらず、再定住スキームに係る各種手続きも一切進んでいない。「2.7.1 法的移行に係る現状」に示したザンビア政府による特別措置が決定されなければ、このような状況は今後も続くことが予想される。

(3) ザンビア人

ザンビア人についても、区画が割り当てられていながら、居住を開始していない人が多数いることが確認されている。本調査では、居住を開始していないザンビア人に会うことができなかったが、関係者への聞き取りからは、推察される移動しない主な理由として以下が挙げられた。

- (a) とりあえず申請してみたが、予想以上に僻地であったため
- (b) 割り当てられた区画を確認しに来た際に、周辺のインフラが整っていなかったため
- (c) 居住する気はなく、アンゴラ人等に居住してもらって土地を手に入れようとしているため

アンゴラ元難民に対して発出されているRepossession Letterは、調査時点ではザンビア人には発出されていなかった。移動していないザンビア人に対する今後の対応は不明であるが、関係者らは、「あちらこちらに住んでいるザンビア人に対して、その居住地を特定してRepossession Letterを出すのは難しい」と回答している。

なお、(c)の例を確認するため、ザンビア人が居住しているはずの場所にアンゴラ元難民等が居住している区画番号を確認し、複数の区画を訪問したが、実際にはザンビア人が居住していたり、ザンビア人と交渉してアンゴラ元難民が一時的に居住させてもらっている例であり、(c)の状況は本調査では確認できなかった。

4.4 メヘバにおける質問票を用いた聞き取り調査

4.4.1 質問票を用いた調査の方法

表 4.2.1に示した③質問票を用いた調査では、調査地での試行を通して最終的に別添の4つのフォームを使用した。なお、回答は選択方式ではなく、自由形式としている。

また、難民居住区・再定住区ともに、一般的に民族的なかたまり、家族単位でのかたまりといったものが希薄であることから、インフォーマントの選定にあたってそれらを考慮することが難しかった。そのため、地理的に偏りがないうブロックごとにあらかじめ男女3名を対象者として設定した。また年齢にも偏りがないう可能な範囲で配慮し、実際の聞き取り調査を行った。

(1) 調査対象者

本調査の主対象は、LI事業の対象となりうるアンゴラ元難民及びルワンダ元難民、ザンビア人であるが、今後、DRC難民についても、難民から元難民への法的移行を伴うLI事業への取り込みを検討していることがCOR等への聞き取りで明らかになっており、DRC難民についても聞き取り調査の対象としている。しかし、DRCの政治を背景とした情勢不安は現在も続いており、現在も新たな難民の流入は続いている。情勢が悪化すれば、数万人単位での新たな難民の流入も起こりう

るとの見解をUNHCR、CORともに示しており、そのような事態となれば、長期化難民だけでなく新たに難民として流入するDRC難民に対する支援も必要となってくる可能性がある。

関係者への聞き取り等から、難民居住区・再定住区で生活するアンゴラ国籍を有する難民・元難民はそれぞれ下表に示すように分類できる。なお、本調査では、アンゴラ難民については聞き取り調査を実施していない。

表 4.4.1 メヘバ難民居住区のアンゴラ人の分類

分類	区画申請	区画取得状況	状況・与えられた区画への移動
アンゴラ難民	対象外		
アンゴラ元難民	未申請	未受領	① 申請を拒否・無視している ② 申請書待ち
	申請済	未受領	① 区画割当待ち
		受領済	① 移動を開始していない ② 未移動・圃場のみ開墾済み ③ 圃場・住居ともに移動準備中 ④ 家族構成員の一部のみ移動済み(一部が難民居住区に残留)

表 4.4.2 メヘバ再定住区におけるアンゴラ人の分類

分類	区画申請	区画取得状況	状況・与えられた区画への移動
アンゴラ元難民	未申請	未受領	① 申請を無視している ② 申請書待ち ③ 申請待ち(特定ブロックの配当狙い)
	申請済	未受領	① 区画割当待ち
		受領済	① 移動を開始していない ② 未移動・圃場のみ開墾済み ③ 圃場・住居ともに移動準備中 ④ 区画へ住居移転済み(現居住地が移住先となった者も含む)

また、ルワンダ難民・元難民については、以下のとおりである。

表 4.4.3 メヘバにおけるルワンダ人の分類

分類	区画申請	区画取得状況	状況・与えられた区画への移動
ルワンダ難民	対象外		
ルワンダ元難民	未申請	未受領	① 申請を拒否・無視している

ルワンダ元難民の中には、一部パスポートの申請手続きを開始した者もいるが、聞き取りでは、申請を開始したもののそれ以上手続きを進めないで欲しいと訴えている1名を除くすべてのルワンダ元難民が申請を拒否しており、また、DOR職員等も1名も申請をしているものがないと発言していることから、表中では上記一分類としている。また、妻がアンゴラ元難民、ザンビア人である場合、妻を申請者として区画申請を行っている者は複数いる模様である。ルワンダ人においても、本調査では難民を対象に聞き取りは行っていない。

(2) 調査対象者数

難民居住区及び再定住区それぞれにおける聞き取り対象者の内訳は下表のとおりである。

表 4.4.4 難民居住区の聞き取り対象者内訳

国籍/ブロック	A		B		C		D		計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
アンゴラ元難民	3名	3名	3名	3名	3名	3名	5名	4名	27名
ルワンダ(元)難民	-	-	-	-	-	-	3名	3名	6名
DRC 難民	-	-	-	-	-	-	3名	4名	7名
ザンビア人(アンゴラ人の夫)								1名	1名
計	6名		6名		6名		23名		41名

表 4.4.5 再定住区の聞き取り対象者内訳

国籍/ブロック	E		F		G & H		計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
アンゴラ元難民	2名	2名	3名	2名	3名	3名	15名
ルワンダ(元)難民	-	-		-	5名	3名	8名
ザンビア人	1名	0名	1名	2名	1名	3名	8名
合計	5名		8名		18名		31名

なお、再定住区においてはそもそも対象の居住者が少なく、調査実施時に多くの成人が遠方の圃場に出かけていたブロックE及びブロックFでは男女3名を満たすことができなかった。

(3) 調査対象者の基礎データ

1) 調査対象者の一般情報

上記に示した聞き取り対象者の基礎情報を以下の表にまとめた。なお、既述のとおり、調査対象者を、現在居住している場所（難民居住区及び再定住区）によって分類しているが、再定住区に居住する世帯すべてが再定住スキームにおいて割り当てられた区画に居住しているわけではないことには留意が必要である。

表 4.4.6 調査対象者の基礎情報

項目	難民居住区			再定住区		
	アンゴラ元難民	ルワンダ元難民	DRC難民	アンゴラ元難民	ルワンダ元難民	ザンビア人
調査人数	27	6	7	15	8	8
民族	Luvale (6), Chokwe (7), Luchazi (1), Mbunda (4), Umbundu (3), Lunda (6)	Hutu (6)	Kasai (2), Bemba(1), Muluba Bwile (1), Luba-Kassai (2), Kasai Occidental (1)	Luvale (2), Chokwe (2), Luchazi (3), Mbunda (2), Umbundu (2), Lunda (3)	Hutu (8)	Luvale (2), Lunda (2), Kaonde (2), Tonga (1), Bemba (1)
対象者の平均年齢	48.3	42.7	43.3	54.7	44.6	45.1
世帯主	男性:18 女性:9	男性:3 女性:3	男性:3 女性:4	男性:14 女性:1	男性:8 女性:0	男性:7 女性:1
平均世帯人数	7.2	5.3	6.3	5.2	4.6	8.5
生業						
農業	20	3	3	15	7	7
農産物・漁業取引	1	0	1	0	0	0
教員	1	0	0	0	0	0
商店経営	1	0	0	0	0	0

項目	難民居住区			再定住区		
	アンゴラ元難民	ルワンダ元難民	DRC難民	アンゴラ元難民	ルワンダ元難民	ザンビア人
その他ビジネス*	5	1	3	0	1	1
不明	0	2	0	0	0	0
平均土地面積 (ha)	3.4	0.13	NA	2.3	0.03	5.8
平均耕作面積 (ha)	1.2	0.6	0.9	1.0	0.7	1.3

* 日雇労働、木炭販売、民間医師などを含む。

限られた聞き取り対象者数の中での分析ではあるが、女性世帯主世帯は、再定住区では少数であるのに対し、難民居住区に居住する元難民世帯では、3分の1から半数が女性世帯主である。難民居住区に女性世帯主世帯が多いことから、女性世帯主世帯であることが移動阻害要因となっている可能性も否定できない。次に、生業についてみると、そのほとんどが農業に依存した生業を営んでいること、難民居住区では再定住区の居住者に比べて、漁業取引や商店経営、教師などの職についている等、生業の多様性がみとれる。実際に市場での聞き取りやブロックDで日雇い等の職を得て生活している元難民との会話の中には、農業しか生きて行く術がない再定住スキームでどのように生計を立てて行けばいいのかわからないと口にする人も多かった。

調査対象者の保有する平均土地面積では、再定住区のザンビア人世帯が最も大きく（5.8ha）、次いで難民居住区及び再定住区のアンゴラ元難民がそれぞれ3.4ha、2.3haとなっている。一方、ルワンダ元難民は居住場所に関係なく1ha未満となっている。

また、平均耕作面積についてもアンゴラ元難民及びザンビア人については1ha以上と比較的恵まれているが、ルワンダ元難民は1haよりも小さいうえ、土地面積よりも耕作面積が広い逆転現象が起きている。ルワンダ元難民のなかには居住地以外に農地を確保している世帯も多い。一部のルワンダ元難民は用益権の対価をアンゴラ元難民等に支払っていることがこの聞き取りから明らかになっている。このように保有する土地の大きさに差異が生じている背景として、ルワンダ元難民の再定住スキームへの移動が進捗していないことのほかに、再定住区の聞き取り対象6名のルワンダ元難民はブロックGの特定の場所に農地等を持たずに居住していることが考えられる（割り当てられた区画ではない難民居住区や再定住区に居を構えるアンゴラ元難民に比べても、小さい土地面積での生活を余儀なくされている）。

2) 法的移行に係る状況

全体的な法的移行に係る状況については、2章において統計的に明らかにしている。次表では、聞き取り対象となった元難民の法的移行の状況を下表にまとめる。

表 4.4.7 メヘバにおける法的移行の進捗状況（調査対象者に占める割合（%））

項目	アンゴラ元難民			ルワンダ元難民		
	難民居住区	再定住区	全体	難民居住区	再定住区	全体
調査対象者数	27	15	42	6	8	14
外国人登録カード保有者数	25 (92.6)	15 (100.0)	40 (95.2)	1 (16.7)	0 (0.0)	1 (7.1)
パスポート・居住許可書取得状況						
取得済	10 (37.0)	5 (33.3)	15 (35.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
申請中	4 (14.8)	4 (26.7)	8 (19.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	1 (7.1)
未申請	13 (48.1)	6 (40.0)	19 (45.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

既述のとおり、メヘバに居住するほぼすべてのルワンダ元難民はパスポート申請に係る一切の手続きを拒否しているのが現状である。申請中と回答した表中の1名についても、申請後に手続きを中断するようROに伝えているとのことである。また、上表の結果が示すとおり、外国人登録カードについてもアンゴラ元難民のほとんどが保有している一方、ルワンダ元難民では難民居住区・再定住区を合わせても保有者は1人のみであった（Cooperativeの銀行口座開設のためにROから特別に便宜を図ってもらったという男性）。また、パスポート取得状況については、アンゴラ元難民42名のうち15名（35.7%）が取得済みと回答しており、聞き取り対象者の3分の1が法的移行に進捗がみられた。取得状況については、難民居住区と再定住区に大きな差はみられていない。

3) 再定住スキームに係る状況

法的移行同様、全体の統計的な進捗は2章に記載のとおりである。本調査における聞き取り対象者の区画の受領状況や現在の居住地等に係る調査結果をまとめる。

表 4.4.8 メヘバにおける再定住スキームの進捗状況

調査項目/居住場所	アンゴラ元難民		ルワンダ元難民		ザンビア人
	難民居住区	再定住区	難民居住区	再定住区	再定住区
調査対象者数	27 内訳 A: 6 B: 6 C: 6 D: 9	15 内訳 E: 4 F: 5 G&H: 6	6 (ブロックDのみ)	8 (ブロックG&Hのみ)	8 内訳 E: 1 F: 3 G&H: 4
再定住スキームへの申請	15 (55.6) 内訳 A: 1 B: 4 C: 4 D: 6	11 (73.3) 内訳 E: 1 F: 4 G&H: 6	0 (0.0)	1 (12.5)	7 (87.5) 内訳 E: 0 F: 3 G&H: 4
区画割当済み世帯	12 (44.4) 内訳 A: 1 B: 4 C: 3 D: 4	9 (60.0) 内訳 E: 0 F: 3 G&H: 6	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (75.0) 内訳 E: 0 F: 2 G&H: 4
割当区画に居住(世帯)	0 (0.0) 内訳 A: 0 B: 0 C: 0 D: 0	8 (53.3) 内訳 E: 0 F: 2 G&H: 6	-	-	5 (62.5) 内訳 E: 0 F: 1 G&H: 4
うち以前からの居住地が割当て	-	2 (13.3) 内訳 E: 0 F: 2	-	-	1 (12.5) 内訳 E: 0 F: 0

調査項目/居住場所	アンゴラ元難民		ルワンダ元難民		ザンビア人
	難民居住区	再定住区	難民居住区	再定住区	再定住区
		G&H: 0			G&H: 1
割当区画外に居住(世帯)	27 (100.0) 内訳 A: 6 B: 6 C: 6 D: 9	7 (46.7) 内訳 E: 4 F: 3 G&H: 0	6 (100.0)	8 (100.0)	3 (37.5) 内訳 E: 1 F: 2 G&H: 0

注：単位は世帯。カッコ内は各項目のLI対象人数/調査対象者数に対する比率（%）を表す。

既述のとおり、ルワンダ元難民はパスポート申請を拒否していることを理由に、区画申請のプロセスに進めていないのが現状である（アンゴラ元難民については、パスポートの申請を実際に行っていないけれども、区画申請を妨げられているという状況にはない）。表中、再定住区の申請者1名は、アンゴラ元難民を妻に持つルワンダ元難民であり、妻が区画の申請を行っているケースである。

他方、区画申請が許可されているアンゴラ元難民については、難民居住区の聞き取り対象者27名のうち、12名が既に割り当てられた区画を有しており、残りの15名は再定住区に割り当てられた区画を持たない世帯の構成員であった。再定住区に居住するアンゴラ元難民をみると、15名のアンゴラ元難民のうち9名区画を割り当てられていた。なお、各ブロックの区割り進捗等の違いにより、区画申請の割合や配当された世帯割合はブロックによって異なっていることがわかる。

また、ザンビア人については、聞き取り対象8名のうちの5名が割り当てられた区画に居住していた。このうち4名は別の土地から再定住スキームに移動し、残りの1名は長い間暮らしていた土地を再定住スキームの区画として配分されたため、実際には移動していない。一方、8名のうち3名が、割り当てられた区画に居住していないザンビア人であることがわかる。3名がそれぞれ割り当てられた区画に居住していない理由については、4.4.4に後述する。

次に、国籍が異なる元難民・難民はそれぞれの背景とそれに伴う課題を抱えていることから、移動の促進・阻害要因等について、以降国籍別に記載する。

4.4.2 アンゴラ元難民に対する聞き取り調査結果

(1) 調査対象者のブロックごとの情報

難民居住区（ブロックA～D）において聞き取り調査を行ったアンゴラ元難民の情報を次表にブロックごとに整理した。

表 4.4.9 難民居住区において聞き取りを行ったアンゴラ元難民に係る情報

調査項目	回答			
	ブロックA	ブロックB	ブロックC	ブロックD
民族	Luvale:2名 Chokwe:2名 Luchazi:1名 Mbunda:1名 Umbundu:- Lunda:-	Luvale:1名 Chokwe:2名 Luchazi:- Mbunda:1名 Umbundu:2名 Lunda:-	Luvale:2名 Chokwe:3名 Luchazi:- Mbunda:- Umbundu:1名 Lunda:-	Luvale:1名 Chokwe:- Luchazi:- Mbunda:2名 Umbundu:- Lunda:6名
世帯構成員の人数	1~3:0名 4~10:4名 11~15:2名 >16:0名 平均:8.5名	1~3:1名 4~10:3名 11~15:2名 >16:0名 平均:6.3名	1~3:0名 4~10:6名 11~15:0名 >16:0名 平均:6.8名	1~3:1名 4~10:6名 11~15:2名 >16:0名 平均:7.2名
生業	農業:5名* レンガ工:1名 *漁労による収入が 農業を上回るという 男性1名を含む	農業:6名	農業:5名 教員:1名	農業:4名 木炭売り:1名 小ビジネス:1名 商店経営:1名 被雇用者(インセン ティブ受領):2名
土地面積	<2.5ha:3名 2.5~5ha:3名 平均:2.8ha	<2.5ha:1名 2.5~5ha:5名 平均:3.9ha	不明	不明
耕作地面積 (1リマ:50m×50m= 0.25ha)	<1リマ:0名 1~3リマ:5名 >3リマ:1名 平均:2.25リマ	<1リマ:1名 1~3リマ:3名 >3リマ:2名 平均:2.17リマ	<1リマ:1名 1~3リマ:3名 >3リマ:2名 平均:7.75リマ	<1リマ:3名 1~3リマ:2名 >3リマ:4名 平均:6.8リマ
法的地位	外国人登録証 保有者:6名 未保有者:0名 居住許可証 保有者:0名 未保有者:6名	外国人登録証 保有者:6名 未保有者:0名 居住許可証 保有者:4名 未保有者:2名	外国人登録証 保有者:6名 未保有者:0名 居住許可証 保有者:3名 未保有者:3名	外国人登録証 保有者:7名 未保有者:2名 居住許可証 保有者:3名 未保有者:6名
区画申請状況	取得済:1名 申請中:0名 未申請:5名	取得済:4名 申請中:0名 未申請:2名	取得済:3名 申請中:1名 未申請:2名	取得済:4名 申請中:2名 未申請:3名
再定住区への移動 意思	移動意思有:2名 (義務感からの移 動意思:2名) 移動意思無:3名 1名:現居住地が そのままブロックF へ移管	移動意思有:4名 (義務感からの移 動意思:4名) 移動意思無:2名	移動意思有:4名 移動意思無:2名	移動意思有:6名 移動意思無:3名 (ブロックEの区割 り待ち:1名) 不明:1名

ブロックごとの違いとして、ブロックDにおける生業の多様性、耕作地面積(A・B<C・D)が挙げられる。居住許可書の取得状況及び区画申請状況については、ブロックAよりブロックCで進捗が良い結果となっており、4.3.4の調査結果と矛盾しない。耕作地面積がC・Dに比べてA・Bが狭小である理由について、関係者に確認したところ、ブロックC及びDの住民の一部は、居住地から離れたブロックE等で耕作を行っているのに対し、ブロックA及びBの住民の多くは、居住地周辺での耕作を行っており、新たに切り拓く土地が少ないことから、耕作面積が限られているとの回答であった。

次に、再定住区で聞き取りを行ったアンゴラ元難民の帰属等について、下表に示す。

表 4.4.10 再定住区において聞き取りを行ったアンゴラ元難民に係る情報

調査項目	回答		
	ブロックE	ブロックF	ブロックG&H
民族	Luvale:- Chokwe:- Luchazi:- Mbunda:1名 Umbundu:- Lunda:3名	Luvale:- Chokwe:- Luchazi:2名 Mbunda:1名 Umbundu:2名 Lunda:-	Luvale:2名 Chokwe:2名 Luchazi:1名 Mbunda:- Umbundu:- Lunda:-
世帯構成員数	1~3:2名 4~10:2名 11~15:0名 >16:0名 平均:5.5名	1~3:3名 4~10:2名 11~15:0名 >16:0名 平均:4.4名	1~3:2名 4~10:3名 11~15:1名 >16:0名 平均:5.7名
生業	農業:4名	農業:5名	農業:6名
土地面積	<2.5ha:4名 2.5~5ha:0名 平均:1.0ha	<2.5ha:2名 2.5~5ha:3名 平均:3.4ha	5ha:6名
耕作地面積	<u>現居住地</u> <1リマ:0名 1~3リマ:4名 >3リマ:0名 平均:2.25リマ	<u>現居住地</u> <1リマ:0名 1~3リマ:0名 >3リマ:5名 平均:8.40リマ	<u>移住前</u> <1リマ:0名 1~3リマ:2名 >3リマ:4名 平均:3.50リマ <u>移住後</u> <1リマ:1名 1~3リマ:5名 >3リマ:0名 平均:1.75リマ <u>移住前後比較</u> 面積減少:4名 面積不変:2名
法的地位	外国人登録証 保有者:4名 未保有者:0名 居住許可証 保有者:1名 未保有者:3名	外国人登録証 保有者:5名 未保有者:0名 居住許可証 保有者:0名 未保有者:5名	外国人登録証 保有者:6名 未保有者:0名 居住許可証 保有者:3名 未保有者:3名
再定住スキームへの申請状況	取得済:0名 申請中:1名 未申請:3名	取得済:3名 申請中:1名 未申請:1名	-
現居住地への移動時期	スキーム開始以前:3名 2017年:1名	スキーム開始以前:5名 (2名は前居住地と与えられた区画が同じ、2名は未移動、1名は申請書待ち)	2014年:0名 2015年:6名 2016年:0名 2017年:0名
再定住区への移動に際してのモチベーション(TOP3)	-	-	移動したくなかった:2名 自身の土地が得られる:2名 支援を得られた(家の建設、農業支援等):2名

再定住区については、ブロックごとに区割りの進捗が異なり、また元難民に区画が割り当てられた時期も異なること等から、移住スキームへの移動進捗や移動時期を比較することはできない。なお、現在ブロックE・Fに居住している人の多くは、現居住ブロックでの区画割り当てを希望し

ており、ブロックEで未申請者が多い背景には、ブロックEの区割り・区画割り当てが開始されていないことが背景にある。耕作地面積をブロックごとに比べてみると、2015年に移住をしたブロックG&Hの住民の耕作地面積がブロックE・Fに比べると小さかった。これは、ブロックG&Hにおける聞き取りで、2作期を経た2017年の調査時現在の耕作地面積が、移住前と比べて平均で2分の1に縮小されていること、実際に耕作地面積が縮小された人が6名中4名であったこと等から、移住によって新たな開墾が求められたことが背景にあるものと推察される。また、ブロックG&Hの土地面積及び耕作地面積を見てみると、再定住スキームにより得られた土地面積は大きいものの、移住後2年を経ても耕作に使われている土地はごく小規模（10分の1以下）に押さえられていることが分かる。

なお別途、ザンビア人が割り当てられている区画に居住するアンゴラ人男性に自由形式での聞き取り調査を行った。聞き取った状況を以下にまとめる。

「もともとブロックHに居住していたものの、居住地が他人に割り当てられ、その家族が移ってきたため追い出される形となった。しかし、自身も区画を申請したいが申請書がないからと断られ続けている。どこに行けばよいか分からず、居住できるところを探していたところ、現在の居住地である区画を割り当てられたザンビア人と会い、一時的に居住することを赦してもらった、2016年のことである。木を伐採し、家を建て、農業ができるように土地を耕した。農作物は自分のものであり、居住にあたってザンビア人に何かを支払っていることはない。ザンビア人も来季からは当区画で耕作を始めるとのことであるが、区画が割り当てられて居住地が確保できるまではここに居住してもいいと取り決めており、追い出されることはない。」

LI関係者によると、アンゴラ人に対するLI対象クライテリアの変更が招いている問題で、第2クライテリアに属するアンゴラ元難民は当初、難民ステータスのまま残ることとなっていたため、第1クライテリアに属するアンゴラ元難民へ居住地を与え、第2クライテリアのアンゴラ難民（ブロックHに多く居住しているといわれる）は難民居住区へ移動させることを想定していた。しかし、クライテリアが変更され、より多くのアンゴラ元難民が生じることとなり、難民でもなくなったアンゴラ元難民が住居を追われ、家なし民となっている状況である。

(2) 移動阻害要因

難民居住区の聞き取り対象者から得られた移動阻害要因は以下のとおりである。

表 4.4.11 アンゴラ元難民の再定住区への移動阻害要因

回答	延べ回答者数
特になし/ 現居住地から移りたくない(住み慣れている・家がある・果樹がある等)	6名
再定住区に家がない/ 再定住区での家の建設が難しい/ 家族全員が住める住居を確保できていない/ 支援された家が小さい	6名
給水施設が離れている	2名
教育施設が離れている/ 再定住区の教育施設がローグレードまでしかない	3名
道路整備状況が悪い	2名
政治的な理由	2名
身体的理由/ 再度農業を営む力がない(高齢者等)	2名

回答	延べ回答者数
申請用紙待ち	1名
移動中/ 移動済み	2名

上表のとおり、再定住区への移動阻害要因として、数十年に亘って居住してきた現在の場所から移りたくないという心理的なものと、再定住先に家が確保できないことが上位に挙げられている。その他には、再定住先のインフラが未整備であること、再定住区で生業を新たに営むことへの不安、政治的理由によってパスポート申請ができない等が挙げられた。関係者への聞き取りでは、インフラ未整備が大きな阻害要因とされていたが、必ずしもそうでない状況が明らかとなった。なお、本質問については、ブロックC及びDで聞き忘れが数件あったため、回答が得られた人のみを本表に反映している。

(3) 移動促進要因

下表のとおり、移動を促す支援内容として、再定住区での家の建設支援が圧倒的に多く、インフラの整備、農業支援等が多く挙げられている。また、どんな支援も移住のインセンティブにはならないため、移動は断固しないという回答者も3名いた。

表 4.4.12 アンゴラ元難民の再定住区への移動促進要因

回答	延べ回答者数
家の建設支援	14名
移住のための現金の支援(生業を開始するための資金、引越し費用等)	1名
移住のための移動手手段の支援	2名
ブロックEの区割り待ち	1名
移住地での食糧支援	1名
給水施設の整備	5名
保健施設の整備(アップグレード含む)	3名
教育施設の整備	2名
道路の整備	2名
電気の整備	1名
農業支援(Farm Input等)	3名
ローン支援	1名
区画が与えられること(行政側の理由による遅延)	2名
何をもってしても移住のインセンティブにはならない	3名

(4) 再定住区での安定的生活のための支援ニーズ

支援ニーズに係る難民居住区と再定住区のそれぞれの聞き取り結果を下表に示す。なお、再定住区については、区画割りが行われていないブロックE及び移動が進んでいないとされるブロックFをブロックG・Hと分けて示している。

表 4.4.13 アンゴラ元難民の再定住区における支援ニーズ

回答	延べ回答者数			
	難民居住区	再定住区 (E・F)	再定住区 (G・H)	合計
家の建設	15名	3名	-	18名
教育施設の整備	11名	7名	1名	19名
保健施設の整備	6名	6名	2名	14名
給水施設の整備	10名	2名	4名	16名
道路整備	4名	1名	1名	6名
農業支援(主に肥料や種子の供与)	6名	2名	4名	12名
市場の整備	1名	3名	-	4名
ローンの供与	6名	-	-	6名
奨学金支援	3名	-	1名	4名
隣人と近くに居住すること	1名	-	-	1名
わからない	1名	-	-	1名
無回答	1名	-	-	1名

難民居住区における聞き取りでは、再定住区における家の建設に次いで、インフラ整備（教育、給水、保健、道路の順）、農業やローン供与による生業活動の支援に対する要望が高かった。再定住区における支援ニーズは、難民居住区での聞き取り結果と大きく変わらないが、ブロックEやブロックFにおいても、家の建設支援よりもインフラの整備（特に教育・保健）、市場整備を求める声が比較的多かった。他方、与えられた区画へ移住を果たしているブロックG・Hの住民では、家の建設支援の要望はなく、給水施設の整備、農業支援に対する要望が高かった。

4.4.3 ルワンダ元難民に対する聞き取り調査結果

(1) 調査対象者の情報

既述のとおりパスポートの申請をルワンダ元難民が拒否している状況が続いており、再定住スキームの裨益者と捉えられていないのが現状である。聞き取り調査では、実際の支援を行ってくれるまでザンビア政府を信じる事ができず、不満を口にする回答者もいた。

本調査では、ルワンダ元難民が主に居住しているとされるブロックD及びブロックGにおいて聞き取りを行った。インフォーマントは、すべてフツの人たちであった。なお、ブロックGに居住するルワンダ元難民は、ある程度まとまって居住しているとのことであったが、ブロックDにおいては特に、ルワンダ元難民だけが固まって生活しているという状況にはない模様である。

表 4.4.14 ブロックD・Gにおけるルワンダ元難民に対する聞き取り調査結果

調査項目	ブロックD	ブロックG
生業	農業:3名、ビジネス:1名、不明:2名	農業:7名、被雇用者(インセンティブのみ):1名
世帯構成員の人数	1~3:2名、4~10:4名 平均:5.3名	1~3:2名、4~10:6名 平均:4.6名
土地面積	<2.5ha:3名、不明:3名 平均:0.13ha	<0.1ha:4名、不明:4名 平均:0.03ha
耕作地面積	<1リマ:0名、1~3リマ:5名、>3リマ:0名、不明:1名 平均:2.25リマ	<1リマ:1名、1~3リマ:2名、>3リマ:5名 平均:2.69リマ
パスポート申請	取得済:0名、申請中:0名、	取得済:0名、申請中:1名、

調査項目	ブロックD	ブロックG
状況	未申請:6名(申請拒否:6名)	未申請:7名(申請拒否:7名) (申請中の1名も、申請書に記入したもののそれ以上の手続きを進めないようROに依頼しているとのこと)
再定住スキームへの申請状況	取得済:0名、申請中:0名、 未申請:6名(パスポート未申請のため申請資格なし:6名)	取得済:0名、申請中:1名、 未申請:7名(パスポート未申請のため申請資格なし:6名) (アンゴラ元難民の妻を持つ男性2名のうち、1名が区画を申請中。上記パスポート申請中の男性もアンゴラ元難民の妻を持つが、区画は未申請)
再定住区への移動阻害要因	パスポートの申請ができないため:6名	パスポートの申請ができないため:7名
その他	聞き取りにおいて、ツチの人はいない(同じ地域に居住することを認めなかった)と語る男性もいたが、フツの人を監視するためにフツ人として生活しているツチ人のスパイがいるという人もおり、真偽の程は定かでない。	

上表に示す通り、難民居住区のブロックD、再定住区のブロックGの間に大きな違いは見られない。居住地が異なるものの、どちらに居住するルワンダ元難民も、パスポート申請を拒否しており、LI事業に係る申請は進捗していないのが現状であり、アンゴラ人の状況とは異なっている。いずれのブロックにおいても、耕作面積が土地面積を上回っており、聞き取りでも多く回答があったように、居住区から離れた場所に土地を借りて耕作を行っているようである。一部は、アンゴラ元難民等へ地代を払っていることが分かっている。

(2) 移動促進・阻害要因

既述のとおりルワンダ元難民世帯は再定住スキームへの申請を行っていない。その背景には、パスポート申請に対する嫌悪感(カガメ大統領の恩赦を受けたくない等)、パスポート申請によって本国へ帰還させられてしまうのではないかとという恐怖感がある。ある男性は、一連のLIプロセスは、ルワンダ政府が当人を本国へ強制送還し処刑するための罠ではないかと疑っていると語っていた。このような背景にも関連し、LIの対象とされながらもアンゴラ元難民と同様の支援が受けられていないことに不満を抱いている人も多く、LI事業の対象として裨益することができるのか否か、ザンビア政府が実際のアクションを起こすまでは信用することができないと不満を口にする人もいた。

彼らはパスポート申請の拒否に起因して区画申請が認められていないことを理解しているものの、受け入れることは容易ではなく、パスポートの取得なしに再定住区の区画申請が認められることを希望している。LI事業の対象として、法的移行及び再定住スキームの裨益者となるメリットとして、行動制限から解放されること、自国に返されることなく安全にこの国で生きて行くことができること、家族を養うのに十分な農地を得られることを挙げており、区画の申請が認められれば、すぐにも移動したいとの回答に終始していた。

(3) 支援ニーズ

下表に支援ニーズに係る回答を整理した。ブロックDとブロックGに差は見られず、家の建設が複数回答者から挙げられた以外は、各ブロック1名ずつの回答となっており、法的地位の獲得、区画の獲得といった手続きの課題のほか、インフラ整備、農業支援等がニーズとして挙げられた。

表 4.4.15 ルワンダ元難民の再定住区における安定的生活のための支援ニーズ

回答	ブロックD	ブロックG	合計
法的地位の獲得	1名	1名	2名
区画の獲得	1名	1名	2名
家の建設	2名	2名	4名
教育施設の整備	1名	1名	2名
保健施設の整備	1名	1名	2名
給水施設の整備	1名	1名	2名
農業支援(トラクター)	1名	1名	2名
精米機支援	1名	1名	2名
市場の整備	1名	1名	2名
現金支援(スタートアップ)	1名	1名	2名
Cooperative 設立支援	1名	1名	2名

ルワンダ元難民への聞き取りでは、パスポート申請のプロセスにおいて、自身の居場所を現政権に知られるのをおそれている・嫌悪している状況が明らかとなっており、アンゴラ元難民に対してはパスポートの申請進捗が区画申請の資格有無に関係しないのに対して、ルワンダ元難民に対しては、パスポート申請を拒否している状況下で区画申請が認められない状況が続いている。このような背景も影響し、アンゴラ元難民とは異なり、具体的な支援ニーズというよりは、安全・平和な居住地を得られることがルワンダ元難民にとっては最優先事項であり、そのための手段として再定住スキームの裨益対象者となることを強く望んでいるような状況が見受けられた。

4.4.4 再定住区のザンビア人に対する聞き取り調査結果

(1) 調査対象者の情報

再定住区に居住するザンビア人に対する聞き取りを行った。統計上では、アンゴラ元難民の2倍程度の区画がザンビア人に振り分けられているとのことであるが、まだ移住を開始していないザンビア人も多かった。聞き取り調査の結果を次表に示す。

表 4.4.16 再定住区におけるザンビア人への聞き取り調査結果

調査項目	回答
民族	Luvale:2名、Lunda:2名、Kaonde:2名、Tonga:1名、Bemba:1名
生業	農業:7名、木炭売り:1名
世帯構成員の人数	1~3:0名、4~10:6名、>10:2名、平均:8.5名
土地面積	<5ha:2名、5ha:3名、10ha:2名、不明:1名 平均:5.8 ha
耕作地面積	<1リマ:0名、1~3リマ:4名、>3リマ:2名、不明:1名 平均:2.4リマ(5名の平均)、1名:4.5 ha(ブロック F)
再定住スキームへの申請状況	現居住地=割り当てられた区画 配分された土地に移住:4名 ホストコミュニティとしてこの地に長く居住し、区画も受領:1名 現居住地≠割り当てられた区画 区画を受領したが移動していない:1名(ブロック F)*1 申請中:1名(ブロック F)*2 未申請:1名(ブロック E)*3

なお、表中に記載の、割り当てられた区画が現居住地でないザンビア人3名のそれぞれの背景は以下のとおりである。

- (a) ブロックF、35歳ザンビア人女性：女性世帯主世帯。2003年に肥沃な土地を求めてKyansununuからブロックFに移住。区画を割り当てられたが、道路や給水の未整備、家がないことから未移動。
- (b) ブロックF、75歳ザンビア人男性：2003年に肥沃な土地を求めてKyabankakaからブロックFに移住。区画を申請したが、未受領。
- (c) ブロックE、61歳ザンビア人男性：2015年にブロックHの南に位置するMateboの村から賃耕等でブロックEを何度か訪れたが、自身の村よりも肥沃な土地であったために当地に移住（村の中でマイノリティの民族だったことも要因の一つ）。ブロックEに住みたいため、ブロックEの区画割りが始まるまで、申請せずに待機。

このように、メヘバの土地の肥沃さに魅力を感じ、再定住スキームが開始されるずっと以前から当地に移住してきていたザンビア人がいることが分かる。また、それぞれの区画受領状況は異なっており、再定住スキームが開始されたあとに再定住区へ区画申請をすることなく移動してきたザンビア人がいることも明らかになった。

なお、表からも分かるとおおり、8名中3名が5ha、2名が10haの土地を再定住区に確保しており、これが聞き取り対象のザンビア人の土地面積の平均を引き上げていることが分かる。10haを受領しているザンビア人世帯のうちの1世帯は、メヘバに居住するLI事業に関係する親戚に区画申請を勧められたとのことで、夫婦と19歳以下の子ども8人の世帯であり、もう一世帯は、ブロックHに古くから居住していたというホストコミュニティ世帯で、夫婦と26歳以下の4名の子どもと9名の孫が同居している世帯である。いずれも、なぜ自分たちの世帯が10haを受領できたのかは分からないとのことであった。

(2) 移住動機

移住の動機として、自分の名前で登記される広大な土地を有することができる（ブロックG：3名）、肥沃な土地で耕作することができる（ブロックE：1名、ブロックF：3名）という意見が挙げられた。また、以前の居住地と比較した場合の現居住地のメリットに対する聞き取りからは、支援を享受できること、隣人とのコンフリクトがないこと、隣の家が離れていて静かであること、果樹があること等が挙げられている。

(3) 支援ニーズ

以下に、再定住区のザンビア人の支援ニーズをまとめた。

表 4.4.17 ザンビア人の再定住区における安定的生活のための支援ニーズ

回答	ブロックE・F	ブロックG・H	合計
家の建設	1名	-	1名
教育施設の整備	4名	1名	5名
保健施設の整備	4名	-	4名
給水施設の整備	1名	-	1名
道路の整備	-	1名	1名
電話塔の設置	1名	-	1名
農業支援	-	4名	4名
開墾用トラクター/牛	-	2名	2名

回答	ブロックE・F	ブロックG・H	合計
灌漑用ポンプ	-	1名	1名
市場の整備	1名	-	1名
日用品ショップ	-	1名	1名
奨学金支援	-	2名	2名

ブロックE及びFとブロックG&Hでは求める支援の要望に差がみられた。前者は主にインフラの整備を重点分野と位置づけていたのに対し、後者は生業を軌道に乗せるための農業投資等の支援を要しているような印象を受ける。これは、ブロックG&Hに居住するアンゴラ元難民の多くがインフラ整備を支援ニーズとして挙げていることと対称的であり、ブロックG&H（実質的にはブロックH）のインフラ整備状況は、外部から来たザンビア人にとっては既に受け入れられる、または満足に値する水準にある可能性もある。質問票調査の対象者ではなかったが、ブロックHに居住するPTAのセクレタリー兼・Market Committee長のザンビア人男性は、アンゴラ元難民が支援に頼りすぎており、自発的に行動を起こさないことに不満を持っているとのことであった。そのために、PTA等でCommunity Teacherを雇用するための共同畑等を提案しても、アンゴラ元難民が否定的であるために実現しないことを、当地の開発における課題として挙げている。

4.4.5 難民居住区のDRC難民に対する聞き取り調査結果

既述のとおり、ブロックDに居住するDRC難民7名について聞き取りを行った。DRC難民については、難民居住区の他にもブロックE及びブロックFにも一定数が居住しているという情報であったが、ブロックEの住民によるとDRC難民はすべてブロックEからブロックCへ移動しており、現在はアンゴラ難民とザンビア人のみであるとのことであった。また、ブロックFのDRC難民については、近いうちに難民居住区へ移動させられると言われている。なお、DRC難民については、2016年の本国での大統領選関連の衝突等から2017年時点においても今なお難民が流入している状況であるが、聞き取りにおいては、メヘバに居住する難民が必ずしも、本国で衝突が起こっている土地から逃げてきている人たちではない状況も明らかになっている。

DRCへの帰還、ザンビアでの生活を希望している人はおらず、すべてのインフォーマントが第三国への移住を希望しており、ザンビアにおいてLI事業の対象となることを必ずしも望んでいない状況が明らかになった。

インフォーマントが回答した現在直面している課題として、専門職に就く自由を与えられていないこと（3名）、家族を養う金銭的余裕がないこと（3名）、嫌がらせを受けずに自由に移動する自由がないこと（1名）が挙げられており、ルワンダ元難民同様、行動規制等に対する不満が蓄積しているようであった。なお、ザンビアでの安定的生活のためのニーズに係る回答は、下表のとおりであり、元難民やザンビア人のそれと大きな差はなかった。ただし、アンゴラ人やザンビア人、ルワンダ人を雇用して自身の畑を耕作する人もおり、一般にアンゴラ人やザンビア人等と比べて裕福な人、スケールの大きなビジネス（大規模農場経営、流通経路確保によるビジネス展開等）を展望している人が多いように見受けられた。このような背景にも関係してか、アンゴラ人やザンビア人がDRC難民のことを必ずしも良く思っていない発言（アンゴラ人はもう元難民なのだから）

ら難民居住区を出て行けと言われた、DRC難民が飼っている家畜に畑を荒らされた等) も少なからず調査中に聞かれた。

表 4.4.18 再定住区での安定的生活のためのニーズ

回答	回答者数
家の建設	3名
教育施設の整備	4名
保健施設の整備	4名
給水施設の整備	1名
道路整備	2名
農業支援(肥料等、トラクター、製粉機等)	4名
レクリエーション	1名
行動制限からの解放	2名

4.4.6 質問票を用いた社会調査結果のまとめ

(1) 国籍別の特徴

本調査で聞き取りを行うことができた元難民、難民の数は非常に限られているため、限られた聞き取りの中での印象の域を出ないが、下表に国籍の違いによる回答の傾向についてまとめた。

表 4.4.19 国籍の別による再定住スキームへの見解の整理

難民カテゴリー	再定住スキームへの 取り込み希望/ 移住動機	支援ニーズ	その他
アンゴラ元難民	ザンビア政府の要求を受け入れるしかないという義務感 なぜ40年も暮らした安住の地を奪われなければならないのかという不満	難民居住区: ・家の建設 ・インフラ整備 ・農業支援(種子、肥料等) 再定住区: ・インフラ整備 ・農業支援(種子、肥料等)	-
ルワンダ元難民	本国へ帰還させられることなく永住の地を得られるのであればこれほど有難いことはない	・家の建設 ・インフラ整備 ・農業支援(肥料、トラクター、精米機)	行動制限に対して不満を募らせている。実際にメヘバを離れて農作物等を販売している際に警察等に連行されたという例も。
DRC難民	本国へは帰還したくないが、ザンビアで永住する気もない 第三国への移住を希望している	・インフラ整備 ・農業支援(肥料、トラクター、製粉機) ・家の建設	
ザンビア人	土地を手に入れるために自身で進んで移住した	・農業支援 ・インフラ整備	アンゴラ元難民に比して、再定住区での生活に対する満足度が高い

上表のとおり、再定住スキームへ取りこまれることへの希望や移住する動機は、国籍によって大きく異なっている。支援ニーズについては、基本的には家の建設、インフラ整備、農業支援の三つがいずれの住民にとっても重要視されていることが分かる。また、長期化難民であるものの調査時点で実質的なLI事業の対象とみなされていないルワンダ元難民及びDRC難民は、「難民としても扱われず、元難民としても扱われず、行動制限等の自由は奪われ続ける」現状に不満を抱いており、それが少なからずザンビア政府への不信に繋がっているような状況である。

(2) 再定住スキーム促進要因等

元難民への聞き取りからも、必ずしもアンゴラ元難民にのみ移動進捗の遅延の原因があるわけではないことが明らかである。また、移動進捗は立地条件等によっても異なっている可能性があり、元難民の再定住区への移住を促進するためには、現居住地に合わせた支援の形、促進要因の検討が必要かもしれない。

申請書へのアクセスや、申請者への区画配当等の行政側の課題を除外した、元難民が考える主な移動阻害要因は、①長年住み慣れた土地を離れたくない（自分たちで建てた家・果樹などを失いたくない）、②再定住先に家がない、③インフラが整備されていないことが挙げられる。また、移動促進要因としては、①再定住先に家が建設されること、②インフラが整備されること（給水・保健・教育施設及び道路）、③農業やローン支援等の生計支援の3つが挙げられる。ただし、再定住区への移動や再定住区で新たに生活を再開することに対し、体力・経済力の不足から一般的な世帯とは異なる困難に直面している女性世帯主の世帯や独居高齢者世帯等に対する配慮も必要となってくる可能性がある。なお、どんなに再定住区の状況が改善されたとしても現居住地を動かないという人も少なからず存在していた。

移住進捗が芳しくない現状に対し、既に再定住区で生活を始めているアンゴラ元難民やザンビア人に、アンゴラ元難民やザンビア人の移動を促進するために必要なものは何かと質問したところ、「農業支援、マーケティングや生業多様化を通じた生計向上」と回答した人が多かった。また、「移って来ない人たちは再定住区には何もないというけれど、最低限生きて行くために必要なものはあるし、自分たちで改善していける状況にある。まずは、彼らがそれを理解することが必要である」とも語っていた。

ルワンダ元難民については、自国政府に対する恐怖や不信感からパスポートの申請を拒否している状況がある。ザンビア政府が検討している期限付き居住許可書の発行が実現すれば、ルワンダ元難民に対する支援、彼らの再定住区への移動状況には大きな進展がみられる可能性がある。

調査結果から、LI事業対象者のなかでも対象者の背景や現状に応じて再定住区への移動の進捗や、移動の阻害要因、支援ニーズは大きく異なることが分かる。また、移住先に家がないこと、インフラが整っていないことを移住しない理由として挙げているものの、それらが整えば移動するののかとの質問に対しては、40年も居住してきた地域を何があっても離れない、阻害要因や再定住先における重点支援分野に対して回答されたものが整ったからといって移動はしないというのが本心という回答もあり、重点支援分野が解決されても移動しない元難民は一定数いるのではないかと推察される。また、他にも動いていない人が多いから、という様子見の人も多いように見受けられ、多数が移動した場合に、それらの人がどのような対応を取るのかについては、現時点では不明である。ただし、何があっても動かないという人が必ずしも大多数ではない状況下、元難民やザンビア人が移住する先の状況が現在どのようになっているのか、どのような計画が進められているのかを彼らが理解し、彼らのニーズに合ったものを整備することで、一定の移住進捗を実現することは可能であると思われる。そのためにも、区割りや区画申請プロセスに係る遅延を解消することも重要となる。

4.5 その他の社会調査結果

4.5.1 メヘバにおける既存組織等

本調査において、難民居住区・再定住区の両方で、概して社会的紐帯はあまり強くないとの印象を受けている。今回の聞き取りでは、LI事業の主対象となっているアンゴラ元難民については、民族的な集まり等も特にないとのことであった。また、一部のCooperativeやグループにおいて共同圃場での農作業をメンバーで行っている例は確認されているが、基本的には農作業は世帯単位で実施されていて、賃耕の機会もあまり多くなく、持ち回りで各人の農地を耕すようなシステムもほとんど確認できなかった。頼母子講や相互扶助などの社会保障のシステムを担う活動等も限定的である。利用できる土地が限られていることにも起因し、血族関係にある人たちが同じ場所に居住できないというケースは難民居住区、再定住区双方で確認されており、周辺のザンビアコミュニティのように拡大家族が同じ地域に暮らして村を形成するというような生活形態にもなっていないことが多い（LI事業が血族で集まることや村を形成することを阻害していると言い切る人も、LI関係者、LI対象者の双方に確認されている）。このような背景にも起因し、対象地域における血縁、地縁はそれほど強固ではない印象である。

他方、難民居住区の設立以来、多くのドナー・NGOが当地での支援を実施してきた経緯から、外発的に形成されたCommitteeや支援の受け皿として存在しているCooperative等は複数存在している。本調査で確認したメヘバ再定住区における地域リーダーの存在やグループ活動等は以下のとおりである。地域リーダーといっても、主な活動は、LI事業等に係るザンビア政府やドナー等からの情報を自身が担当する地域の住民へ周知すること、何か問題が起こった際に調停役の一人として参加する等が主な機能となっている。

表 4.5.1 メヘバ再定住区における既存組織の概要

名称	設立単位・構成員等	主な機能・活動内容	特記事項
Block Leader	各ブロックにリーダー1名	各ブロックに1名が選出されており、主に行政機関等からの連絡事項をブロックの住民に伝える役割を担っている。	再定住区においても、難民居住区として存在していたものが現在も残っている状況。
Road Leader	各道路にリーダー1名	名前が付いている各道路に1名が選出されており、主に行政機関等からの連絡事項を対象住民に伝える役割を担っている。	
Farmers Coordinating Committee	再定住スキーム1カ所につき1つの設立	再定住スキームにおいて、農民の意見を代表する機関として設立されることが推奨されており、メヘバでも設立済み。	2.3.2に記載のRegulation参照。
CCPU (Community Crime Prevention Unit) Committee	各ブロックに1つ	警察と強固な関係を持ち、担当地域の治安維持に努める。手錠を保有し、逮捕権を有する。	ザンビア人コミュニティにも存在する組織とのこと。GBVについては直接の聞き取りを実施していないため詳細は不明。
GBV Committee	各ブロックに1つ	CCPUと連携し、特にGBVに対応する。CCPUとは異なり、逮捕権等は有しておらず、主にはカウンセリングを行う。	
Church Group	リーダーが複数存在する例も	教会ごとに存在する。基本的には、教会に関連する活動(聖書	現時点で再定住区の教会数は限定的で、再定住区か

名称	設立単位・構成員等	主な機能・活動内容	特記事項
		朗読や布教活動等)のみであるが、相互扶助機能も兼ねることがある。	らもリーダーが選出されているものの教会自体は難民居住区に存在することが多い模様。
WASH Committee	給水施設1カ所につき1つの設立が可能	給水施設の維持管理等を担う。	再定住区にはほとんど存在していないが、現在AAR等が主にブロックHで設立支援を行っている。
Market (Development) Committee	マーケット1カ所に1つの設立	市場の維持管理等を担う。	ブロックHのみ存在を確認しているが、他のブロックについては不明。
PTA	教育施設1カ所につき1つの設立	各学校に設置されている。PTA費の徴収や使途の決定等を教員等と協議のうえ決定する。	-
Village Banking Group	任意。希望に応じて設立可能	Caritasが導入した利息を伴う民間金融組織。	複数のブロックに居住するメンバーで構成されている例も。
Cooperative	任意。希望に応じて設立可能 (登録が必要)	NGOの支援を受けて設立されたものが多い。支援の受け皿として存在しており、支援待ちで実際には活動していないものもあるが、共同農場等を経営しているものもある。	再定住区には3つが存在しているとのこと。
Group	任意。希望に応じて設立可能 (登録不要)	ローン支援等を受けるために設立されたものが多い。 Cooperativeに比して構成人数が少ないが、共同栽培等を行っているものも。	相互扶助機能を備えたいとの希望もあるが、現時点では余裕なしとの回答も。

地縁・血縁といった社会的紐帯は概して希薄であり、外発的なCommittee等が存在するのみと記載してきたが、隣人との距離が遠い再定住区においても完全に孤立して生活をしているわけではなく、難民居住区に暮らしていた当時の知り合いを長時間かけて訪ねている人も多く見かけた。また、現居住地である再定住区で新たな近所付き合いを開始し、日々の情報交換等をしている成人男女の集いも散見された。

あるグループのメンバーが、「個人で活動するよりも強固な活動が可能と考えてグループを形成したが、今は個々人の生活を安定させることが先決で、グループ活動の中に相互扶助の機能を持たせたいものの今は考えられない」と話していたことや、複数の人、特に成人男性から、「グループ活動をしたいけれど、まずどのようにグループを形成したらいいのかが分からない」といった発言にもみられるように、必ずしも協働の機会、相互扶助のシステムを忌避しているというわけではないようにも見受けられる。

なお、難民居住区のDRC難民には、民族的な集まりがあるとのことであった。4.4.2のCooperativeに対する聞き取りで話をしたDRC難民(Luba-Kasai)によると、Banyana(Best Friendの意)とよばれる伝統的なグループがあり、DRC難民コミュニティにおいては、Luba-Kasai以外の民族についても存在しているとのことである。Banyanaについては、難民居住区、再定住区に居住する50歳以上のみがメンバーになることができ、現在約50名の男性、約10名の女性メンバーで構成されている。うち6名が執行役(Chairperson, Vice chairperson, Secretary, Treasurerほか、2名のメンバー)

となる。毎週日曜の15時から17時に集まり、DRCの情勢や自分たちの民族の若者の将来などについて話をする。集まりの際には毎回、お茶代5クワチャのほかに5クワチャを支払う必要がある。後者5クワチャはグループでプールし、5,000クワチャに達した時点で何か民族の発展のために使うこととしている。現時点では、Luba-Kasaiの若者に対する就学支援（奨学金）に使う案が出ている。

このようなDRC難民にみられるような民族的な集まりの存在を複数のアンゴラ元難民に確認したが、同様のものが存在しているとの回答は本調査では得られなかった。

4.5.2 住民組織への聞き取り

本調査で聞き取りを行うことができた主な住民組織について、活動内容等を以下に記載する。

(1) Farmers Coordinating Committee

LI Committeeなるものが再定住区に1つ設立されているとの情報から、調査の早い段階で当組織の長である男性への聞き取りを依頼した。当人もメヘバのLI関係者も当組織のことをLI Committeeと認識していたが、後々、ソルウェジに常駐するDOR関係者から、LI Committeeは別に存在し(DORのもと、メヘバのライン省庁関係者、パートナー等がメンバー)、当男性はFarmers Coordinating Committeeの長であることが判明する。

現在、当Committeeの設立は2016年4月11日、メンバーは10名、全て男性である。国籍別の構成としては、Chairperson（ブロックH在住。Livingstoneから移住）、Vice Chairperson、Vice Secretary及びTreasurer がザンビア人、Secretary 及び他の5人のメンバーがアンゴラ人となっており、国籍の混合が考慮されているとのことであった。メンバーは立候補者から選ばれ、2年ごとに選出が行われるとのことである。主な機能としては、何かの支援があった際などに、ドナーとLI関係事務所、コミュニティの調整や橋渡しをすることである。調査時点ではまだ設立されていなかったが、当Committeeの下にSectionなるものが創られ、Section Leaderは担当Sectionの問題等を当Committeeに報告することで地域の情報を管理する必要があるとのことであった。なお、当Committeeは月1回のメンバー会議を開催しており、ドナー支援の情報共有や地域の課題等について情報共有を行っているとのことであったが、実際の活動内容について、あまり具体的な話は聞かれなかった。

なお、当Chairpersonには対象地域の一般情報を得るためにいろいろ聞き取りを試みているが、あまり地域情勢に詳しい印象は受けなかった。彼が当地の課題と考えていることとしては、インフラ等も重要課題として挙げられたが、建設される家の水準が低いこと、エンターテイメントや灌漑農業のための電気がないことを強く主張していた。これらが実現しないために、ザンビア人の多くがメヘバへ移って来ないと彼は考えているようである。また、エンターテイメントがないために若者がドラッグや酒に走るという背景があり、若者の雇用創出も大きな課題であると語っていた。

(2) CCPU (Community Crime Prevention Unit)

ブロックHにメンバーが恐らく20名以上いると思われるが、現在機能しているのは12名である。メンバーは全てアンゴラ人である。メンバーの中から、Chairperson、Vice Chairperson、及びSecretaryが選出される。本組織は、主にブロックAに駐在する警察に代わり、地域の治安を守る役割を担っている。本組織のメンバーには手錠が渡され、容疑者を逮捕する権限が持たされている。主なケースは、泥棒、住民同士のケンカ、GBV (Gender Based Violence) である。自分たちが担当するブロックHで何か事件が起こった場合、警察へ報告する義務を負う。GBVについては、GBV Committeeとも協働し、事の解決にあたっている。GBVは、CCPUとは異なり逮捕権を有しておらず、カウンセリングや啓発を行うのが主な役割である。

(3) Church

各教会にはChurch Leaderがおり、聞き取りを行った男性が属するブロックDに位置する教会(World Post) には、4名のChurch Leader (ブロックHから1名、ブロックDから3名。全てアンゴラ人) がいるとのことである。基本的には、宗教に関連することがその主な活動内容となるが、同じ教会に通う住民が病気などで畑仕事ができない場合等に、信者が畑仕事を手伝ったり、教会でお金を集めて労働力を確保する等の助け合いを行うこともあるとのことであった。聞き取りを行ったブロックHに居住するChurch Leaderは、毎週土曜日、片道2時間かけてブロックDの教会に通っているとのこと、同教会に通う信者数は約300名、そのうちおよそ20名がブロックHに居住しているとのことである。

(4) Market Committee

本Committeeは、マーケットのマネジメントに責を負うが、2017年7月17日にマーケットの運用が始まったばかりであり、活動は限定的である。メンバーは、Chairperson (ザンビア人男性)、Secretary (ザンビア人の教員女性)、Treasurer (ザンビア人女性) と4名のメンバー (アンゴラ人3名、ザンビア人1名) で構成される。現在稼働しているマーケットのほかに、68のショップが併設されることとなっており、68のショップオーナーも決定している。ショップオーナーは各人20クワチャをビーコン整備のための徴収金として支払っており、DORが最終的な図面を完成させ、ビーコンが打たれれば建設に移ることとなっているとのことである。

(5) PTA

ブロックH：役員メンバーは10名 (Chairperson、Secretary、Treasurer) で1年に1回選出される。メンバーは男女混合であるが男性の方が多く、ザンビア人とアンゴラ人で構成されている。PTAは小学校のマイナーメンテナンスに責を負っており、大きな修繕が必要なものはUNHCRが実施するとのことである。PTA費として生徒一人・一学期当たり20クワチャを徴収している (現物支給可)。PTA費の用途は教員が長を担うPTAメンバーによって決定される。これまでは、主にチョークや黒板消しの購入等に充ててきた。3名の給与が支払われる教員のほかに2名のCommunity Teacherがいるが、UNHCRが費用を負担している。教員宿舎が必要であると感じており、コミュニティワーク

を親に提案しており、現在実施しているが、アンゴラ人の参加率は悪く、彼らは援助に慣れてしまっており、ボランティアで働くのを嫌がる印象を持っているとのことである。

ブロックF：役員メンバーは一般には5名であるが、Chairpersonが遠くに住んでいることから、Vice Chairpersonを置いており、Chairperson（アンゴラ人）、Vice Chairperson（DRC人）、Secretary（校長、ザンビア人）、Treasurer（教員、ザンビア人）及び2名のメンバー（DRC人）の6名である。主な役割は、PTA費の徴収と学校の運営管理である。PTA費は主にCommunity Teacherへの支払いに使われる。当学校には、7名の給与が支払われる教員のほかに、2名のCommunity Teacherを雇っており、彼女らへの支払い（月400クワチャ及び月300クワチャ）に対するUNHCR等からの支援はない。ブロックFからDRC難民が難民居住区へ移されるといわれていることから、今年は特に、生徒のほとんどを占めるDRC難民の親がPTA費を支払っていない状況にある。第1回現地調査時点でPTA費（生徒一人・一学期当たり20クワチャ）を支払った親は25名のみとのことであった。当校では、PTA費のほかにProject Fundとよばれる教育環境改善（コンピュータ教室、家庭科教室の増設等）のための徴収金も募っており、25クワチャの支払いを求めているが、ほとんどの親は支払っていないのが現状である。2012年にはこの徴収金で教員宿舎1棟を建設している。

生徒の中には、Refugee AllianceやMCDSS（UNHCR資金）からの奨学金を受け取っている子もいるとのことである（それぞれ17名、39名）。

(6) Cooperative

Community Mobilisation Officer等への聞き取りでは、メヘバの再定住区にはCooperativeが3つ存在するとのことであったが、難民居住区については分からなかった。本調査では、難民居住区、再定住区、周辺コミュニティにおいてそれぞれ1つのCooperativeに対して聞き取りを行った。なお、周辺コミュニティにおける聞き取りでは、Cooperativeに係る聞き取りを主目的としていなかったため、一部情報が欠損している点、了承されたい。各Cooperativeの聞き取り内容を以下に示す。

表 4.5.2 難民居住区のCooperative

聞き取り項目	回答
名称	Mumbezhi Cooperative
設立年	2009年 外部の支援を受けずにスタートした。
メンバー	当時247名いたメンバーが現在では70名程度になった。減少の主な理由は、アンゴラ元難民の帰還、元難民の再定住区への移動である。当時は、アンゴラ難民、ルワンダ難民、DRC難民、スーダン難民、ザンビア人等で構成されていたが、現在は、多くがDRC難民、少数のアンゴラ元難民とザンビア人で構成されており、難民居住区に居住する人がメンバーとなっている（ブロックDの他、ブロックFも少数いる）。
これまで受けた支援	支援要請書を提出し、2012年にアメリカ系NGOから25,000ドルの無償支援を受け、小型の耕運機、牛耕セット、噴霧器、播種機等を購入。 その他、MoAからも支援を受け、2011年にハンマーミル、1対の牛耕を購入。
現在の活動	CooperativeメンバーとブロックEに共同農地で耕作を行っており（9月～11月は州4回の活動）、ジャトロファ、メイズ、大豆、ラッカセイ等を栽培している。共同農地は、ROに相談して無償で借りている。昨季の収穫量は、メイズが2トン、大豆・マメが500kgであったが、ラッカセイはあまり獲れなかった。 その他、木炭製造も行っており、これはメンバー外の人も巻き込んで実施している。他には、安価な時期にアンゴラ元難民等から農作物を購入し、高くなった時期に売等して利鞘を稼いでいる（下表例参照）。

聞き取り項目	回答		
	作物	調査時(8月)	11月
	メイズ	60クワチャ/50kg	100クワチャ/50kg
	大豆	120クワチャ/50kg	250クワチャ/50kg
	ラッカセイ	400クワチャ/50kg	700クワチャ/50kg
	マメ	350クワチャ/50kg	700クワチャ/50kg
来季以降の活動予定	来季も今季の活動を継続するほか、豚の飼育等の活動も増やしていきたいと考えている。		
共同農場収穫物の販売先	運搬手段がないため、域内(ブロックDの市場等)が主な売り先となる。		
共同圃場の利益分配	メンバー間で均等に分配する。何か緊急的にお金が必要となった時(メンバー家族の慶弔等)のために500クワチャはプールしている。ここで暮らす人には、血族的な関係がないために、このようなシステムは重要である。		
ミーティング	特に定期的なミーティングは開催していないが、共同圃場でいつも顔を合わせている。		
その他のグループ機能等	農業技術習得の勉強会等も開催している。域外からボランティアを募ったり、普及員に依頼したりしている。		
現在抱えている課題	DRC難民には移動の自由がないため、できる活動が限られている。		

表 4.5.3 再定住区のCooperative

聞き取り項目	回答
名称	Mafue LI Cooperative
設立年	2015年 Caritasの支援を受けて設立した。 難民時代に前出のMumbezhi Cooperativeに加入しており(Chairperson)、自身のCooperativeを設立したいと思った。
メンバー	25人 正確な割合は分からないが、ザンビア人、アンゴラ元難民が半々くらいであるが、女性よりも男性が多い。メンバーは、難民居住区に住んでいた際に、それぞれ別の3つのCooperative(Mumbezhi, Kapumbwa, Kalanga Wakeke H)に加入していた人たち等で構成されている。現在は、前所属のCooperativeと特に活動をともにする等はない。現在ブロックHに居住する人たちが主である。
これまで受けた支援	2015年にCaritasから10,000クワチャの無償支援。 ⇒10,000クワチャをメンバーで分け、それぞれが大豆種子等を購入。
現在の活動	個人で大豆を栽培し、共同で販売することを狙っているが、売り先が見つからない。 DRCへの輸出拠点となるコッパーベルト州のカスンバレサに売り先を探しているところである。
来季以降の活動予定	まだ考えられていない。
その他のグループ機能等	グループ内ピースワークもたまに実施している。作業を依頼する人は、グループに対して1リマあたり200クワチャを支払う。グループメンバーでない人からの依頼についても、同額で請け負う。その他、相互扶助の機能も持たせたいと考えているが、現時点では現活動に精一杯で余力がない。
現在抱えている課題	収穫物を運搬するためのトラック、耕起のためのトラクターが欲しい。メヘバには放牧地が少ないため、牛耕は向かない。

表 4.5.4 周辺コミュニティのCooperative

聞き取り項目	回答
名称	Kayonge Hope Women Cooperative
設立年	2001年
メンバー	52名 ザンビア人の若者、成人男性、成人女性等からなる。アンゴラ元難民のメンバーがいるか否かについては未確認。
これまで受けた支援	政府による安価な肥料の提供 それ以外にもあるかもしれないが、未確認。
現在の活動	約5haの共同農場において、農業を実施している。 昨季は、メイズ(1ha)、サツマイモ(3リマ)、大豆及びカボチャ(2.5ha)を栽培した。収穫量は、メイズ:42サック×50kg、サツマイモ75サック×25kg、大豆4サック×50kg、カボチャは100玉以上であった(政府からの肥料提供が遅れたため、収量は悪かった)。
来季以降の活動予定	未定。
共同農場収穫物の販売先	域内の市場の他、幹線道路上での販売、ソルウェジヤやカルンピラの鉱山会社が購入に来る場合もある。一般的には5月から8月にかけて販売する。 今年の販売価格は、メイズ:75クワチャ/50kg、サツマイモ:30クワチャ/25kg、大豆110クワチャ/50kg、カボチャが一玉(一盛り)30クワチャであった。 大豆やメイズは、フィンランド系の大企業やAve Ntecという鉱山会社関連企業にも需要があるが、基本的には常時一定量の提供ができないと相手にされない。
共同圃場の利益分配	メンバー内で均等に分配する。
現在抱えている課題	政府による肥料の提供遅延により、収量が落ちていること。

(7) Group

カリタスのローン支援を受ける際に、個人でも受けることができたが、ワークショップに参加していた4人でグループを形成したうえで申請することを決めた。Kulinunga Groupを形成した4人のメンバーは全てアンゴラ人であり、うち3名がブロックHに、1名がブロックGに居住していて、アンゴラ人、ザンビア人がそれぞれ2名ずつである。グループとして、6,500クワチャ(もう一名への聞き取りでは7,000クワチャ)のローンを受け、メイズと大豆の種子を購入したほか、開墾するための労賃として活用した。共同の土地で栽培を行った。収穫物の半分はローン返済のために販売し、一部を来季の種子として確保、残りを食用に等分した。2017年8月時点で1,300クワチャをカリタスに返済済みである。グループになる前は知らなかった人もいるが、カリタスのワークショップでグループの方が良いと言われたために形成することを決心し(実際には個人融資が主)、上手く言っているので今後も4人で活動を続けたいと考えている。

4.5.3 ホストコミュニティ・周辺コミュニティの概況

メヘバの難民居住区及び再定住区は、Chief Matebo及びChief Mumenaに帰属するとのことであるが、前者については、中央政府からの承認が下りていない状況にあるため、面会は控えた方が良いとの助言をDORより受けた。

本調査では、時間的な制約から、1名のvillage head (Chief Mumena) 及び1村 (Chief Matebo) での聞き取りを行ったのみであるため、一般化は難しいものの周辺コミュニティの状況について記載する。聞き取りは、幹線道路 (T5) 沿いの村 (Chief Mumena) と、ブロックHの川向うに位置するTembelua村 (Chief Matebo) の2カ所で行った。

一般に、世帯は数世帯～30世帯程度（1世帯を村と呼ぶことも）が一つの村を形成しており、同じ村に生活する住民はある程度のかたまりをもって生活している。各村にはvillage headがおり、village headの上にはgroup headがおり（いないところもある）、それらを束ねるものとしてChiefが存在している。Tembeluaの例では、20世帯がTembelua村を構成しており、その上には30村で形成されるTembelua group、さらに400村程度で形成されるShilendaとよばれる一地域があり、それらを含む地域一体を統括するChiefが存在しているとのことである。

家族単位の決定事項は、各村、村間で調整されるが、地域の開発、村間の係争事等については、Chiefが介入するとのことである。Chief Mumenaに属する村での聞き取りでは、Mumena Traditional Court Committeeがあり、ウィッチクラフト（調査中に何度かトピックとして出てくるため、当地では一般的と思われる）、土地問題、不法な土地の貸与、慶弔等について、毎週金曜に会合を開いているとのことである。

いずれの聞き取りにおいても、メヘバに暮らす難民や元難民に対する悪感情は抱いておらず、ピースワークやビジネスの機会を通して良好な関係を築いているとのことであった。特にアンゴラ人に対しては、民族も言語も同様であることから、自分の村に住みたいと言ってきたとしたら受け入れると語っており、実際にメヘバの住民との通婚も一般的に行われているようである。

なお、Tembelua村の住民はメヘバでの区割り申請を希望しており、政府からの申請書を待っているとのことであった。なぜメヘバに区画を持ちたいのかとの質問に対しては、遠くからザンビア人がメヘバに土地を求めてきているということは良い土地があるに違いないと思っている、さまざまな支援（住居建設、牛耕用牛や肥料の配布）が受けられる、登記される自分の土地を持つことができることが挙げられた。支援については、多くのNGOが撤退した実状とはかけ離れた認識を持っていることが分かる。

メヘバと周辺コミュニティの生活水準に差があるかとの問いに対しては、いずれのインフォーマントも大きな差はないと回答した。ただし、農業支援等についてはメヘバ居住区内の方が受益者になりうる可能性は高いと考えているようである。Tembelua村での聞き取りでは、Clinic及びマーケット（ブロックD）へのアクセスが100分、水へのアクセスが2分、小学校が5分となっている。小学校は、教会を活用した1部屋のみの建物であり、コミュニティの成員一人当たり10クワチャに加え、生徒一人当たり5クワチャを徴収しており、そのお金で教員を雇っているとのことであり、少なくとも教育セクターについては、メヘバの状況よりも劣っているような印象である。また、当村の構成員はCooperativeには加入していないが、40人からなる登録していない農民グループがあり、共同農地で個々人がメイズやサツマイモ等を栽培しているとのことである。

4.5.4 メヘバ周辺に居を構えるアンゴラ元難民

また、周辺コミュニティに居住するアンゴラ元難民の世帯にも聞き取りを行った。当初は自主的避難民を対象に聞き取りを行う予定であったが、周辺への聞き取りからコンタクトすることができたアンゴラ元難民3世帯は全て、難民居住区にも居を構えていた。また、世帯主への聞き取りを予定していたものの、近隣で不幸があったため世帯主がおらず、それぞれ世帯主の妻2名（アンゴ

ラ元難民1名、ザンビア人1名)及び世帯主の娘1名への聞き取りとなった。聞き取り結果を下表にまとめる。

表 4.5.5 メヘバ周辺コミュニティに居住するアンゴラ元難民への聞き取り調査の概要

項目	A	B	C
聞き取り対象	世帯主の妻 (ザンビア人)	世帯主の妻 (アンゴラ元難民)	世帯主の娘
立地	幹線道路(T5)沿い	幹線道路(T5)沿い	幹線道路(T5)沿い
現居住地への移住時期	2017年	2015年	2016年
メヘバ内の住居有無	あり (ブロックA, Road 1)	あり (ブロックB) (子どものみが就学のために居住)	あり (ブロックB, Road 5)
再定住区の区画の受領有無	あり(ブロックF)	あり(ブロックF) 現居住地がそのまま再定住区	あり(ブロックF)
区画受領時期	現居住地へ移動後	現居住地へ移動後	現居住地へ移動後
移住理由	一夫多妻のため、自身と夫との居住地を確保するため ブロックHを受領した場合の代替居住地の確保のため	チーフが2014年にアンゴラ元難民にも土地を無償で譲ることを広報、ブロックHを受領した場合の代替居住地の確保のため	ブロックHを受領した場合の代替居住地を確保するため
現在の耕作地	ブロックAの現在の耕作地から徐々にブロックFにシフト予定(2017年4月から耕作地準備中)	ブロックB(=F)に1.0ha、小川沿いで0.5-1.0haの耕作を継続予定	ブロックBのキャッサバ栽培(2リマ)を継続予定
現居住地での耕作地	なし(居住スペースのみ)	なし(居住スペース40m×40mのみ)	3リマを無償で借り受け、メイズを耕作中
周辺ザンビア人との関係性	良好	良好	良好
現居住地と難民居住区 の生活水準の違い	特に大きな違いなし	特に大きな違いなし ただし、UNHCRによる補助があるため、学校のPTA費は難民居住区内の方が安い*	特に大きな違いなし
インフラへのアクセス(インフォーマントBへの聞き取り)			
		難民居住区	周辺コミュニティ
	保健施設への所要時間	1-2分	4-5分
	教育施設への所要時間	30-40分	60分以上
	市場への所要時間	30-40分	60分
	水場への所要時間	30分以下	90分

*実際にUNHCRの補助があるか否かについては確認できていない(本聞き取りでは、ブロックAのGrade 1~7: 20クワチャ/term、Grade 8~9: 120クワチャ/termに対し、Kananga School (T5沿い)で、Grade 1~7: 60クワチャ/term、Grade 8~9: 260クワチャ/term)

4.5.5 難民、元難民、ホスト・周辺コミュニティ間の軋轢の有無

本調査では、難民と元難民、難民や元難民とホスト・周辺コミュニティの間に、深刻な軋轢は観察されなかった。ただし、4.4.5にも記載のとおり、アンゴラ元難民とDRC難民の間には、家畜による農業被害、居住地を巡る相手への不満が一部聞き取り対象者から聞こえてきている。DRC難民の家畜が農作物を荒らしたという発言には、“DRC難民が家畜供与の支援を受けて飼っている家畜が”という枕詞が付く場面が複数回あり、妬み等から来る不満である可能性も否定できない。

また、聞き取りにおいて、DRC難民やルワンダ元難民が、アンゴラ元難民を見下しているように感じる事が何度かあった。ルワンダ元難民の女性は、アンゴラ元難民やザンビア人とは文化も考え方も違うため、一緒に活動することは難しいと話しており、またルワンダ元難民の男性は、自分たちが再定住区に土地をもらえたら、彼らのような生活ではなく、よりよい生活環境を築くことができると話していた。

一方で、ホスト・周辺コミュニティと難民居住区、再定住区の住民との間にも大きな軋轢は確認できなかったものの、周辺コミュニティのvillage headへの聞き取りでは、「文化も言葉も同じアンゴラ人は喜んで受け入れるが、ルワンダ人、DRC人はビジネスだけの付き合いに留まる」と語っていた。

このことから、現在実質的なLI対象となっているザンビア人とアンゴラ元難民の間には起こって来なかった問題が、ルワンダ元難民、将来的にDRC難民が加わることで、新たな軋轢の発現やプロジェクト実施に際して新たに配慮すべき事項が発生する可能性もある。

4.5.6 社会的弱者

対象地域での聞き取りにおいて、社会的弱者に対する確たる定義は存在しないが、多くの人が挙げる社会的弱者のカテゴリーは、高齢者、身体障害・精神的疾患を抱える人、女性世帯主の3つが主であった。身体障がいについては、指の一本がうまく曲がらない人から、片足を失っている人まで、その程度はさまざまであった。また、高齢者についても、高齢者であれば全て社会的弱者であるという人と、独居高齢者、高齢夫婦世帯、高齢者と孫世代の同居等、労働年齢の家族がいない者に限定するという人がおり、やはり必ずしも定義が一になっているわけではない。

現在メヘバでCBIプロジェクト等を実施しているMoCDSSのガイドラインでは、その定義は以下のとおりである。

- (a) 19歳から64歳の女性世帯主で雇用されていない世帯
- (b) 孤児が居る世帯で雇用されていない世帯
- (c) 18歳未満の子どもが世帯主の世帯
- (d) 末期患者が世帯主の世帯
- (e) 障害者が世帯主の世帯
- (f) 失業した若者が世帯主の世帯
- (g) 65歳以上の高齢者が世帯主の世帯

また、UN Habitatが社会的弱者のための家屋支援に係るプロジェクトにおいて、受益者となりうる社会的弱者を選定する際に用いたクライテリアは以下のとおりである。

- (a) 自身を守ることができない身体障がい者/精神障がい者
- (b) 家族（特に孤児）を養わなければならない女性世帯主世帯
- (c) 身寄りやサポートのない子ども世帯主世帯
- (d) Social Cash Transfer Programmeにおいて脆弱な高齢者とされた者

そのほか、NGO等も独自のクライテリアを用いており、例えばCARITASは、職業訓練に際して、学校を中退した女子学生等を優先的に選択する等している。

4.6 生計活動にかかる調査結果

4.6.1 農業を中心とする生計活動の実態

(1) 農業を中心とする生計活動に関する調査の実施概要

本件の位置づけ（本調査の結果をもとに、将来の案件形成に向けての方向性を検討する）に鑑み、調査対象としては再定住区内に居住する10世帯程度の元難民とした。対象の世帯は、DORのスキームマネージャー・アシスタントに紹介されたブロックH・G⁷に居住している世帯より、ブロック内について地理的な偏りがないよう抽出した。

また、周辺コミュニティと比較するため、Manyama等の周辺地域より同規模程度の世帯及び再定住区に移る前の生計状況を確認するため、難民居住区に居住する元難民の数世帯に対して調査を行った。

1) 調査対象者

調査対象者を下表に示す。

表 4.6.1 生計活動調査対象者

再定住区 (ブロックH、G)		難民居住区 (ブロックC、D)	周辺地域 (Manyama)
アンゴラ人元難民	ザンビア人*	アンゴラ人元難民	ザンビア人
8世帯	4世帯	3世帯	7世帯

* ホストコミュニティを含むザンビア国内より再定住したザンビア人

調査方法：

質問票（Annex 4参照）を用いた半構造インタビューによる調査を行った。再定住区における調査対象世帯数は再定住区の割り当てられた区画に居住するアンゴラ人元難民190世帯（2-29頁の表 2.7.3参照）の6.3%（12世帯）、ザンビア人は117世帯の3.4%（4世帯）に過ぎない。このため、DORのスキーム・コーディネーターのアシスタント活動を2014年より3年間にわたって無償で実施してきたアンゴラ元難民（過去にコミュニティ内で役職を有していた者）をキーインフォーマントとしてインタビューを行い、生計活動・家計の詳細を確認した。また、第1回現地調査時に上記調査で農業以外の生計活動を営む世帯が確認されなかったため、第2回現地調査時に6世帯を対象に農業以外の生計活動にかかる状況を確認した⁸。

⁷再定住してからある程度の年月が経過していることが望ましいため、比較的早期（2014年）に再定住が開始されブロックH、Gの居住世帯を対象とした。

⁸ DORのスキームマネージャー・アシスタントに国際NGOのCARITAS実施の職業訓練コースの修了者の中で、現在も農外活動を行い、家計における農外収入割合の高い可能性がある6世帯を紹介してもらった。

(2) メヘバ地区における生計活動及び家計調査の結果

1) 生計活動調査結果

メヘバ地区における生計活動（主に農業）を下表に示す。再定住区の平均耕作面積は0.25ha～2.50haで、難民居住区（0.50ha～3.00ha）、周辺地域（0.50ha～3.00ha）と比較して小さい。再定住区において移住のために割り当てられる区画は5～10 haと広いが、区画内に森林域を多く残す場合もあり、耕作適地が限られること、自家労力で圃場準備・耕作をできる面積が限られていることが考えられる。調査対象22世帯の内、主食であるメイズは17世帯（約8割）で栽培されている。再定住区のメイズの収量は100kg～2,400kg/haで、難民居住区（500～1,100kg/ha）、周辺地域（400～3,000kg/ha）と比較して大きな違いは無いが、1t/ha未満の世帯が半数（6世帯）を占める。

メヘバ地区全体として、雨期にメイズ、キャッサバ、落花生、サツマイモ、野菜を栽培し、乾期に野菜を栽培する営農形態をとっている。その他、再定住区では、果樹栽培（未収穫、1世帯）、養鶏（1世帯）、養蜂（1世帯）、漁業（1世帯）の活動が確認されている。

表 4.6.2 メヘバ地区における生計活動の結果

項目	再定住区 (ブロックH、G)	難民居住区 (ブロックC、D)	周辺地域 (Manyama)
1.調査対象者数(世帯)	12	3	7
2.世帯人数(平均)	3~14 (6.3)	6~10 (8)	6~12 (8.7)
3.耕作面積	0.25 ha～2.50 ha (平均 0.90 ha)	0.50 ha～3.00 ha (平均 1.83 ha)	0.50 ha～3.00 ha (平均 1.65 ha)
4. 営農形態			
メイズ栽培	8 (66.7%) 面積 0.25～2.0 ha 生産量 50～600 kg 収量 100～2,400 kg/ha	3 (100.0%) 面積 0.25～1.0 ha 生産量 200～1,100 kg 収量 500～1,100 kg/ha	6 (85.7%) 面積 0.50～3.0 ha 生産量 600～3,800 kg 収量 400～3,000 kg/ha
キャッサバ栽培 ⁹	5 (41.7%) 面積 0.50 ha 生産量 500 kg 収量 1,000 kg/ha	0 (0.0%)	0 (0.0%)
落花生栽培	6 (50.0%) 面積 0.13～0.50 ha 生産量 50～2,100 kg 収量 400～1,500 kg/ha	3 (100.0%) 面積 0.25～1.0 ha 生産量 150～750 kg 収量 200～750 kg/ha	1 (14.3%) 面積 0.13 ha 生産量 900 kg 収量 7,200 kg/ha
サツマイモ栽培	5 (41.7%) 面積 0.25～0.38 ha 生産量 100～250 kg 収量 400～1,000 kg/ha	2 (66.7%) 面積 0.13～1.0 ha 生産量 500 kg 収量 -	0 (0.0%)
野菜(販売)	5 (41.7%)	2 (66.7%)	4 (57.1%)
上記以外の活動	養鶏(1世帯)、漁業(1世帯)、養蜂(1世帯)、果樹(パイナップル1世帯)		
5. 農業以外の生計活動*	木工(3世帯)、金属加工(2世帯)、普及(1世帯)		

⁹ キャッサバは収穫まで数年かかるため、再定住区に移動後、生産量・収量実績を持たない農家が4世帯あった。

* 農業以外の生計活動は、第2回現地調査の追加調査（再定住区6世帯対象）結果に基づく。

また、再定住区における2015年～2017年の作付実績、2016年作付実績等に基づくメヘバ地区の生計活動と季節カレンダーを以下に示す。

表 4.6.3 再定住区作付実績

事例1 穀類（メイズ）						
2015年	メイズ	0.25 ha				
2016年	メイズ	0.375 ha				
2017年	メイズ	0.375 ha				
事例2 穀物（メイズ）＋豆類（ダイズ）						
2015年	-	-	-	-		
2016年	メイズ	1 ha	ダイズ	1 ha		
2017年	メイズ	-	ダイズ	-		
事例3 穀類（メイズ）＋豆類（落花生）＋野菜（ハクサイ）						
2015年	メイズ	0.25 ha	落花生	0.25 ha	ハクサイ	7 beds
2016年	メイズ	0.375 ha	落花生	0.5 ha	ハクサイ	0.0625 ha
2017年	メイズ	0.5 ha	落花生	0.5 ha	ハクサイ	0.0625 ha
事例4 穀類（メイズ）＋イモ類（キャッサバ、サツマイモ）						
2015年	メイズ	0.25 ha	キャッサバ	0.25 ha	サツマイモ	0.25 ha
2016年	メイズ	0.5 ha	キャッサバ	0.25 ha	サツマイモ	0.25 ha
2017年	メイズ	0.5 ha	キャッサバ	0.25 ha	サツマイモ	0.25 ha
事例5 穀類（メイズ）＋イモ類（サツマイモ）＋野菜						
2015年	メイズ	0.75 ha	サツマイモ	0.75 ha		
2016年	メイズ	2 ha	サツマイモ	0.125 ha		
2017年	メイズ	2 ha	サツマイモ	0.75 ha	野菜	<0.25 ha
事例6 イモ類（キャッサバ1作）						
2015年	キャッサバ	0.25 ha				
2016年	-					
2017年	-					
事例7 イモ類（サツマイモ）＋豆類（ミックスビーンズ）						
2015年	サツマイモ	0.125 ha	マメ	0.0625 ha		
2016年	サツマイモ	0.5 ha	マメ	0.25 ha		
2017年	サツマイモ	-	マメ	-		
事例8 イモ類（サツマイモ）＋豆類（落花生）						
2015年	サツマイモ	0.25 ha	落花生	0.125 ha		
2016年	サツマイモ	0.25 ha	落花生	0.125 ha		
2017年	サツマイモ	-	落花生	-		

* 作付実績なし：4世帯

表 4.6.4 メヘバ地区の生計活動と季節カレンダー

Items	Dry-		Rain-					Dry Season				
	Oct	Nov	Dec	Jan	Feb	Mar	Apr	May	Jun	Jul	Aug	Sep
Cultivation	- Maize		L					H				
	- Cassava								L			
	- Sweet Potatoes						L			H		
	- Beans				L				H			
	- Ground Nuts		L				H					
	- Horticultural Crops		H									L
Livestock	Livestock sales											
	Risk of disease											
Livelihood	Charcoal/firewood											
	Fishing/fish catching											
	Honey production											
	Labour migration											
	Wild food consumption											
	Mushroom harvest											
	Food purchase											
	Dry spell/ drought											
	Flooding of dambo											
	Hunger season											
Rainfall pattern for Solwezi Meteorological Station (ZARI, 2016)				294mm	300mm	260mm	233mm					
		196mm										
							59mm					
	46mm							5mm	(0)	(0)	2mm	2mm
	Oct	Nov	Dec	Jan	Feb	Mar	Apr	May	Jun	Jul	Aug	Sep

備考：L = Land preparation to harvest、H = Harvesting

2) 家計調査結果

メヘバ地区における世帯の年間収入を図 4.6.1、支出を図 4.6.2、支出内容を表4.6.5に、作物収入を表4.6.6に示す。再定住区の世帯はメイズ、キャッサバ、サツマイモの余剰と落花生、野菜を販売しており、販売量はメイズ50～150 kg、キャッサバ200 kg、サツマイモ150～1,050 kg、落花生100～650 kgで、おのおの100～300クワチャ（約11～33ドル¹⁰）、340クワチャ（約38ドル）、170～1,105クワチャ（約19～122ドル）の収入になる。農業の傍ら漁業も営む世帯の漁業収入は2,100クワチャ（約233ドル、魚437kg）、養蜂からの収入は年3回（6～7月、10～12月の間）、20kgずつの販売で540クワチャ（約60ドル）であった。メイズ、キャッサバ、落花生、サツマイモから得られる収入に対し、野菜、養鶏、漁業から得られる収入が高い。「表 4.6.4 メヘバ地区の生計活動と季節カレンダー」に基づく、メイズの収穫は5-6月、落花生は3-4月、サツマイモは7月～に収穫され、この時期に販売収入が見込まれる。

再定住区の年間平均収入は、難民居住区や周辺地域と比べると最も低く、1,000クワチャ（約111ドル）以下が約7割（66.7%）を占める。支出も、再定住区が最も低く、ほとんどの世帯が5,000クワチャ（約554ドル）以下であるのに対し、難民居住区及び周辺地域では、5,000クワチャ以上の支出がある世帯割合がおのおの66.7%、71.5%を占める。再定住区では、肥料等の農業用資材に対する支出が主な支出になっている。

¹⁰ 調査時期にあたる2017年7月・2017年8月のJICA精算レート of the weighted average value used for conversion.

一方、ザンビア国の小規模農家の世帯平均年収は8,317クワチャである¹¹。農業を中心として生活を営む再定住区の収入はこれを大きく下回り、作物販売収入は極めて少ない。



図 4.6.1 家計調査世帯の年間収入 (メヘバ)



図 4.6.2 家計調査世帯の年間支出 (メヘバ)

表 4.6.5 家計調査世帯の主な支出内容 (メヘバ)

項目	再定住区 (ブロックH、G)	難民居住区 (ブロックC、D)	周辺地域 (Manyama)
1.調査対象者数(世帯)	18*	3	7
2.支出内容 (回答世帯数)	農業資材[農薬・肥料・種子・補助金](12)、教育費(10)、木材等大工材料(3)、農作業労賃(2)、金属加工材料(2)、医療(1)	農業資材[肥料、長靴](3)、教育費(3)	教育費(6)、農業資材[肥料、種子](5)、養鶏餌(1)、漁業餌(1)

*第2回現地調査の追加調査世帯 (再定住区6世帯対象) を含む。

表 4.6.6 メヘバ地区の作物収入

項目	再定住区 (ブロックH、G)	難民居住区 (ブロックC、D)	周辺地域 (Manyama)
1. 調査対象者数(世帯)	12	3	7
2. 世帯人数(平均)	3~14(6.3)	6~10(8)	6~12(8.7)
3. 作物収入			
メイズ販売量	50~150kg	150~500kg	200~3,100kg
メイズ販売収入	100~300ZMK	300~1,000ZMK	400~6,200ZMK
キャッサバ販売量	200kg	-	-
キャッサバ販売収入	380ZMK	-	-
落花生販売量	100~650kg	100~500kg	750kg
落花生販売収入	170~1,105ZMK	170~850ZMK	1,275ZMK
サツマイモ販売量	150~1,050kg	425kg	-
サツマイモ販売収入	150~1,050ZMK	425ZMK	-
4. 市場・販売先	難民居住区内マーケット (Road 36 マーケット) (2) サツマイモ: Road 36 マ	難民居住区内マーケット (Road 36マーケット) (3)	鉱山(1)、ローカル市場(6)

¹¹ Central Statistical Office (2016) 2015 Living Condition Monitoring Survey Report, CSO, Lusaka における月平均収入 (Household Mean Monthly Income = Total monthly income of all households for 12 months / the total number of households in Residence, Stratum or Province) を基に推算

項目	再定住区 (ブロックH、G)	難民居住区 (ブロックC、D)	周辺地域 (Manyama)
	マーケット(3)、ソルウェジ 市内(1)、農家庭先買い 付け(1) マメ:Road 36 マーケット (1) 落花生:Road 36マーケ ット(2)、周辺地域 (Manyama) (1)		

表 4.6.7 メヘバ地区の農業以外の活動収入

項目	再定住区	難民居住区	周辺地域
1. 調査対象者数(世帯)	6	-	-
2. 世帯人数(平均)	3~10 (6)	-	-
3. 農業以外の活動収入			
木工	1,800~11,000ZMK	-	-
金属加工	1,800~14,400ZMK	-	-
普及員(Field Facilitator)	4,320 ZMK	-	-

* 第2回現地調査の追加調査（再定住区6世帯対象）結果に基づく。

3) 農業ポテンシャル

メヘバ地区は農業生態ゾーンⅢ（年平均降雨量1,000-1,700 mm）に属する。難民居住区・再定住区には複数の小河川が見られる。これらの小河川は一帯を包括する集水域の最上流域に位置し、湧水点も存在し、溪流周域に氾濫原、内陸低湿地が分布する。土壌は、砂質埴壌土で酸性を示す。再定住区の大部分には疎開林、林床には草本が広がり、焼畑による開墾地が散在する。DORは、調査の実施機関であるZARIの協力を得て再定住区の土壌の主要作物に対する適性度の評価付けを行っているが、農家に対する助言や指導のないままに、ローテーションを視野に大区画が割り当てられ、耕作適地の選定は農家に委ねられているのが現状である。氾濫原ではルワンダ系住民を中心に水田稲作が行われている。メヘバについては、要請に基づき、Department of Water Resource Developmentによる全国的なダム開発計画（152カ所、WBファンド、管轄はMoWDSEP）にかかる住民集会も開催され（2016年8月）、給水、灌漑用水源の開発も期待される。普及所関係者からは、水路を設置し、各ブロックで園芸栽培等に利用することを期待する声もあがっている。



図 4.6.3 水稻の状況

地区の主要作物は、メイズ、キャッサバ、サツマイモ、マメ、落花生である。養殖池を所有する世帯は確認されなかったが、準備中の世帯が1世帯確認された。再定住区の世帯はヤギ、牛、

鶏、豚を所有し、難民居住区、周辺地域に比べ、所有数が安定している。灌漑チューブ、ポンプ等の灌漑資材の世帯所有が確認されているが、これは後述するiDEのEARTH（Enterprising Agriculture through Horticulture）プログラムにおいて配布されたものである。農業機械を所有する世帯は確認されなかった。

表 4.6.8 メヘバ地区の農業ポテンシャル

項目	再定住区 (ブロックH、G)	難民居住区 (ブロックC、D)	周辺地域 (Manyama)
1. 調査対象者数(世帯)	12	3	7
2. 世帯人数	3~10	6~10	6~12
3. 主要産物	メイズ、キャッサバ、サツマイモ、マメ、落花生、野菜	メイズ、サツマイモ、マメ、落花生、コメ、野菜(キャベツ、トマト)	メイズ、マメ、落花生、野菜(キャベツ、トマト、玉ねぎ)
4. 家畜	ヤギ所有:2世帯(2~5頭/世帯) 牛所有:3世帯(1~8頭/世帯) 鶏所有:7世帯(4~23羽/世帯) 豚所有:1世帯(3匹/世帯) 養殖池所有:0世帯	ヤギ所有:2世帯(2頭/世帯) 羊所有:1世帯(3頭/世帯) 鶏所有:3世帯(10~20羽/世帯) 養殖池所有:0世帯	牛所有:1世帯(1頭/世帯) 鶏所有:2世帯(4羽/世帯) 養殖池所有:0世帯
5. 農業資材	灌漑ポンプ所有:2世帯 灌漑チューブ:1世帯	灌漑ポンプ所有:1世帯 バケツ所有:2世帯	バケツ所有:7世帯

4) 技術支援ニーズ

i) 農業省の普及体制支援

農業省の現地普及体制として、メヘバ地区及び周辺地域を管轄するブロック普及員（BEO）1名、キャンプ普及員（CEO）7名、フィールドファシリテーター9名が配置され、ブロックDにおいて園芸・水産（淡水養殖）・小規模家畜・林産にかかる各施設を整備し、ファーマーズ・フィールド・スクール（Farmer’s Field School: FFS）のマニュアルを活用、散在する小規模農家に対する普及展示活動の基盤が整備されている。農業省では普及区であるブロックごとにFFS施設を1拠点設置する方針としている。施設は2009年までに農業省によって設置され、2014年にUNHCRの支援で養豚施設、2017年に経済林の苗場が森林省により新規に設置された。なお、FFSマニュアルは、国際農業開発基金（IFAD）の支援により2016年に農業省農業局が“Smallholder Productivity Promotion Programme”（S3P）の成果として編纂を行った。FFSにかかる課題・ニーズとして、①施設面からは、養豚施設のアップグレード、②活動面からは普及員の動員（移動手段）となる。養豚施設については、農業省・普及所で“Integrated Farming”を模索しているところ、養魚飼料購入の代替として、養魚場における家畜し尿の活用を検討しており、効率性、衛生面の改善を目的に施設建屋からPVC管によるし尿の導入があげられる（現行では素掘りの承水路を設置）¹²。また、普及員の動員については、特に園芸栽培にか

¹²養殖池はメヘバ地区内に合計37カ所（うち7カ所はFFS内設置）ある（ブロック普及員聞き取り）。補足として、養殖業は地区内で盗難も多く、盗難の根拠を示すことも困難な上、餌代も高価なことから養殖の採算性に疑問を持つ住民もいる。ブロック普及所ではこの点から、養殖管理の研修の必要性を感じており、経済性の点から、養

かるデモンストレーションにおいて日・週単位での現場指導が必要となる中、バイク等の移動手段の欠如があげられる。同地区普及所（キャンプ普及員事務所）からFFS施設への平均距離はおおむね40km程度となる。

なお、JICAの農村振興能力向上プロジェクト（2009～2014年）においては、「農家のための適切な技術の特定」にかかる活動の枠組みで農業省の採用する普及方法の一つとしてFFSを補完的に取り入れている。JICAプロジェクトの関わりでは、2017年5月にはメヘバを管轄する普及員（Camp Extension Officer）がJICA技術協力プロジェクト“Rice Dissemination Project”の現場研修（カルンビラ郡）に参加の機会を得ている。

普及員については、活動範囲が限られ、展示圃場での活動のみが確認されており、農民に対する情報提供が十分ではないことが伺える。また、現在雇用されているフィールドふぁしリテーターは、UNHCRからUNDPに移行されるにあたって、今後も年ベースで雇用される予定である（機会均等のため基本的に新規の人材を雇用対象として年々に配置していく）。ただし、将来的に、再定住事業が終了する際には上記人材の継続活用は不透明であり、普及活動がより限定的となる可能性もある。したがって、普及員による活動に加えて、これまでに訓練を受けた篤農家¹³の活用が必要となる。



苗木（経済林用）の生産場所



小規模な家畜飼育施設（豚）



養魚池（150m²程度、計10カ所）

図 4.6.4 FFS施設の状況

ii) 技術支援ニーズ

再定住区では、8世帯（75%）においてNGO（iDE、CARITAS）による各種技術研修（職業技術、農業ビジネススキル、家政、栽培・灌漑技術）の受講実績があった。特に農業分野に関しては、野菜の栽培方法として苗作り、移植等が、果樹に関しては接ぎ木による苗木作り等を既に習得した農家も見られる。NGOによる研修機会を除くと技術普及（農産・畜産・水産、生計活動一般）の支援は少ない。

魚飼料の代替として、家畜し尿（栄養成分）の養殖池への活用を模索している。

¹³農業技術の指導・普及を許認可制とする法案（The Agricultural Institute of Zambia Bill, 2017）が2017年4月12日に可決されたが、今後、同法律の施行に際し、制度面、現場への影響について留意する必要がある。同法は、“Agricultural Professional”として、農業科学（the science of agriculture）分野の科学者、技師・専門技術者、職人人材が、農業セクターのかかわる事項に対して種々のサービスを提供し、同セクターがこれによって裨益することを目的に、その活動を規定するものである（ただし、獣医および獣看護師などその補助者は既に別制度があるため対象外）。制度上、当該人材の有する知見、技能、研修の履修・実務経験、認定資格、実務にかかる倫理観の有無、資質などが登録に際して審査されることになる。PART V条項17.に未登録者による“Agricultural Professional”としてのサービス行為を禁止している。民間・NGO等所属の関連普及人材との連携、技術移転活動に際しては上記点への配慮が必要になると考えられる。

再定住区における生計活動の喫緊の課題として、農業生産資材（特に肥料）へのアクセス、割り当てられた広い土地を耕し圃場の準備をするのに必要な労働力・畜力の不足、水へのアクセス（井戸水の水質、水枯れ）、ローンのアクセスが挙げられた。

再定住区に居住する世帯は、移住後（2016年）に上述のような研修受講機会を得ている。一方、再定住区において割り当てられる5-10haの広い土地で、且つ土壤肥沃度も高くない中、圃場準備に必要な労働力（家族労働力、牛耕等の畜力、日雇い作業者による耕うん作業）と農業資材（土壤が肥沃でないため肥料は不可欠）の確保が世帯努力では困難である状況にあり、これらに対応する共同活動の促進及び支援体制の構築が求められる。

表 4.6.9 メヘバ地区の技術支援ニーズ

項目	再定住区 (ブロックH、G)	難民居住区 (ブロックC、D)	周辺地域 (Manyama)
1. 調査対象者数(世帯)	12	3	7
2. 世帯人数	3~10	6~10	6~12
3. 世帯主教育水準(最終学歴)	~Grade 6:3世帯 Grade7~9:6世帯 Grade10~12:1世帯	~Grade 6:2世帯 Grade7~9:1世帯	~Grade 6:2世帯 Grade7~9:4世帯 Grade10~12:1世帯
4. 技術支援へのアクセス(2014年-2016年)	CARITAS(ローン、起業家精神にかかる研修):4世帯 iDE(園芸・果樹、小規模灌漑、農業ビジネスにかかる研修・スタートアップ資材の配布):2世帯	iDE(園芸・果樹、小規模灌漑、農業ビジネスにかかる研修・スタートアップ資材の配布):2世帯	
5.改善を望む課題	・生産資材(肥料、種子、農薬)へのアクセス ・労働力 ・水へのアクセス(井戸水の水質、水枯れ) ・ローンへのアクセス	・生産資材(肥料、種子)へのアクセス ・市場へのアクセス	・生産資材(肥料)へのアクセス

5) 補足調査

1)~4)の調査結果より、割り当てられた土地を開墾し農地化するのに年月を要すこと、農業生産資材や労働力の確保・投入が追い付いていないこともあり、メヘバ地区再定住区における作物栽培収入は限定的である。基幹作物の生産性を高めて自給分を確保したうえで余剰を創出するのも精いっぱい、養鶏・養蜂・漁業等、または農業以外の活動（調査において確認されたのは木工、金属加工が顕著¹⁴⁾）で収入源を多様化しなければ必要収入には全く届かない状況にある、とされる。

調査の対象数が非常に限られていたことから、上記見解を確認するため、DORのスキーム・コーディネーターのアシスタント活動を2014年より3年間にわたって無償で実施してきたアンゴ

¹⁴⁾ メヘバで2014年にCARITASの支援（融資）を受け職業訓練校Solwezi Trades（ソルウェジ市内）で技能研修を受けた若者は全38名であった。同校の職種別コース（6カ月の基礎養成）のうち、履修者で最多は金属加工（Metal-fabrication）、次いで、宿泊施設スタッフ（Hotel Management）、木工（Carpentry）と続き、その他は、家政・調理（Home economy & cooking）、裁縫（Taler）であった。Hotel Managementについては開業機会、就職先を得ることも難しいため、当該コース修了者の説明から多くは家事、農作業に従事しているのが現状となる。

ラ元難民の支援を受けてキーインフォーマントに対してインタビューを行った。この結果、同氏は上記と同様の見解を示したほか、難民居住区において長期（30～40年以上）にわたり定住し生計活動を営んできた世帯が再定住区に移動し、以下の例を挙げながら、生計基盤を再構築する苦勞について触れた。

- a) 移住後の土地が森林域を多く残す土地（5 ha）であるため耕作準備の労力が大きい
- b) 近隣農家による圃場準備、またはザンビア政府の再定住区画準備の一環で林地の火入があり、薪炭材など経済的目的で伐採されるものもあり、養蜂の花蜜（樹木）を損失することがある

また、農業以外の活動について、マーケットの不足（購買力をもった顧客の不足）、輸送手段の欠如、工具等の自営開業の資金の欠如、が共通課題として挙げられた。また、故障等、資機材の整備状況の課題から、需要が増えた場合も増産体制を築くことが難しい現状が確認された。

4.7 生計活動の産物の販売拠点となる周辺マーケットの状況

(1) 調査概要

マーケットへのアクセス状況や、実際の販売頻度等を概観するため、市場調査を行った。生計活動にかかる調査で、メヘバ地区の生計活動の産物の販売先は、i) 幹線道路沿いの市場（メヘバジャンクション）、ii) 難民居住区ブロックD内のRoad 36市場、iii) 周辺地域マニャマの市場、iv) 農家庭先（近所、地区内市場からの買付）、v) ソルウェジやルムワナ鉦山への出荷¹⁵が確認された。

上記より、メヘバ地区の住民が主に利用すると回答したマニャマ、メヘバジャンクション、ブロックD内の市場の3カ所において、聞き取り調査を行った。聞き取り対象は、インフォーマルに販売を行っている人とした。

また、マーケットとしてのメヘバ地区を取り巻く環境は、i) 外食産業企業（ATS社）、ii) スターチ製造企業（Premiercon Starch）、iii) 都市部の市場（ソルウェジ市内）等の存在により比較的恵まれている。これら比較的規模の大きい市場について、おのおのの関係者からの聞き取りを行った。

(2) 調査結果

市場での聞き取り調査結果を下表に示す。周辺地域のマニャマ市場、メヘバジャンクションにメヘバ地区より販売に来ている人々はおのおの8人（19.5%、ブロックA,B,Cより）、2人（5.4%、ブロックAより）で、再定住区であるブロックH,Gより販売に来ている人は確認されなかった。ブロックDの市場にはメヘバ地区内の人々が作物を販売し、日用品を購入している様子が確認されたが、再定住区であるブロックHからの販売者は1人であった。

メヘバ地区居住者の周辺地域の市場へのアクセスは良好ではないこと、メヘバ地区内市場（特にブロックDの市場）は地区内居住者も集まりやすい市場であるが、再定住区からは少しアクセスが悪いこと、が伺える。

¹⁵野菜を通年で栽培している農家が、運送手段を自分で確保して、ソルウェジに出荷しているケースと、マニャマで養鶏を営む農家が、ルムワナ鉦山へ出荷しているケースが確認された。

表 4.7.1 メヘバ及び周辺地域の市場におけるインタビュー調査結果

調査項目	マニヤマ	メヘバジャンクション	ブロックDの市場
聞き取り対象者	41名	37名	36名
国籍・性別	ザンビア人:23名 (男性:7、女性16) アンゴラ人:16名 (男性:3、女性13) DRC人:2名 (男性:0、女性:3)	ザンビア人:34名 アンゴラ人:3名 (以上はすべて女性)	ザンビア人:4名 アンゴラ人:8名 DRC人:22名 ブルンジ人:2名 (以上はすべて女性)
どこから来たか	マニヤマ:32名 (アンゴラ人:7、DRC人2を含む) ブロックA:3名 ブロックB:4名 ブロックC:1名 ジャンクション:1名	カンガンガ:9名 キミロンベ:25名 (アンゴラ人1名含む) マニヤマ:1名 ブロックA:2名	ブロックA:1名 ブロックB:2名 ブロックD:32名 ブロックH:1名
交通手段	徒歩:32名 自転車:1名 公共交通:8名 (平均93クワチャ)	徒歩:36名 車:1名(マニヤマから)	徒歩:34名 バイク:2名
移動にかかる時間	-	カンガンガ:約30分 キミロンベ:約30分 ブロックA:1-1.5時間	ブロックA:徒歩4時間 ブロックB:バイク45分 徒歩3時間 ブロックD:徒歩約30分 ブロックH:徒歩1時間
滞在予定期間	マニヤマ・メヘバジャンクションからの販売者:日帰り ブロックA:1-2週間 ブロックB:2日~2週間 ブロックC:2-3週間	すべて日帰り	すべて日帰り
訪問(販売)頻度	マニヤマ:毎日/ほぼ毎日 ブロックA:2~5日/月 ブロックB:1~5日/月 ブロックC:1日/月	キナンガ:週1日~毎日 キミロンベ:月1日~毎日 ブロックA:週2日~隔日 マニヤマ:毎日	ブロックA:週3-4日 ブロックB:週4-5日 ブロックD:毎日~週3日 ブロックH:週3-4日
メヘバからの販売者の販売物	サツマイモ、ラッカセイ、野菜、果物、木炭、日用品等	野菜	サツマイモ、野菜、干し魚、調理油等

また、メヘバ地区を取り巻く比較的大規模な以下のマーケットについて、関係者より聞き取った情報を以下に整理する。再定住区の元難民の中で、こうした大規模なマーケットに作物を販売している農家は少ない。その理由として、①一時に出荷できる量が少ない、②品質が満足するレベルに達しない、③要求される作物が栽培されていない、等が挙げられる。

- (a) 外食産業企業 (ATS社) : メヘバ地区一帯を含め、州内外より生鮮野菜、畜産・水産品を買取り、ルムワナ鉱山区内の食堂に食材を提供。
- (b) スターチ製造企業 (Premiercon Starch) : スターチの原料となるキャッサバ・サツマイモの供給基盤として、メヘバを検討。
- (c) 都市部の市場 (ソルウェジ市内) : 人口25万人超の北西部州の都市圏の中心。
- (d) 農産品等の輸出にかかる可能性 : 回廊開発計画によるアンゴラ、DRC向けの出荷など、将来的に、辺境における食料生産基盤地。

1) 外食産業企業ATS (Allterrain Services)

南ア系企業ATS社は、メヘバ地区一帯を含め、州内外より生鮮野菜（キャベツ・トマト・レイプ・メイズ・ミルミル等）、畜産・水産品を買い取り、ルムワナ鉱山を経営するバリック・ゴールド社鉱山区内の種々のプラント、現場事務所、野営地における従業員等へのケータリングサービスを専門にしている。国際企業として品質管理基準は高く、量の確保の点からは特に集団集荷にかかる体制強化が求められている。農業省の州・市場開発担当 (Senior Market Development Officer) ではout grower schemeの点から生産農家の拡大に注視している。“English Vegetables” (ブロッコリー等) の需要も見込まれている。



図 4.7.1 ルムワナ鉱山とメヘバ地区の位置

2) スターチ製造会社Premiercon Starch Co., Ltd.

メヘバ・マユクワユクワ各地区を含むカルンビラ・カオマ各郡におけるスターチ原料（キャッサバ・サツマイモ）の生産拡大を計画している。ザンビア国内の企業で、過去のアフリカ地域におけるスターチ製造の教訓に基づき原料となるキャッサバ・サツマイモの供給基盤の確立、域内における質と量の確保を強化している。スターチは需要超過の傾向にあり、短期（2017～2022年）ではカルンビラ郡を含む北西部州内、



出所：Premiercon企業案内より

長期的（2022～2032年）には、西部州（マユクワユクワを含むカオマ郡他）へと供給基盤の拡大を計画している。現在、ソルウェジ市内に最終製品を製造するためのプラント調達・建設を進めている（商務省Citizens Economic Empowerment Commissionより助成金を受けている）。マンサのZARI支所と連携し、対象地域では希少となる畜力（Oxen）の農耕活用、機械化も模索している。

スターチ用キャッサバの品種は、ZARI（マンサ）で開発された改良品種で収穫までに16カ月、茎種は農家に配布している（開始時は10本、農家が茎種の増殖を行う）。UNHCRとの合意（cost sharingという位置づけ）に基づき、メヘバ地区周辺の農家から買い取りも実施してきたが、現在、支援という位置づけよりも、農家の供給力（キャパシティ）をより重視した買い取りへと移行しつつある（企業担当者の説明）。幾つかの農家は企業側より挿木（cassava cutting）の供給

を受けている。質的な問題はないが、量の面で安定的な共有が見込めない状況にある。現場には会社で雇用、配置する普及スタッフが政府普及員と協力して技術指導、研修を行っている（ビジネススキル、生産性の拡大<1リマから4リマ=1haへ>などについて）。

サツマイモについては、上記より農産加工産業における需要は高いと考えられるが、食料保障、栄養改善の点からもポテンシャルの高い、主要な作物として評価（再評価）されている（AGRI-COOP NEWSPAPER Vol. 98, 2017年7月）。

4.8 メヘバ再定住支援の現状（政府・ドナー・NGO等）

メヘバにおいて、近年まで活動していたものを含む主な支援機関は以下のとおりである。

表 4.8.1 メヘバ再定住スキームにおける主な支援実施機関（実施済・実施中）

活動機関	活動期間	主な活動分野	対象ブロック
World Bank	未定	対象地域において避難民とホストコミュニティの生計と社会経済インフラへのアクセスを改善すること	すべて
MOA	実施中	生産資材にかかる支援	すべて
UNHCR	実施中	農村金融・相互扶助に関連した支援	すべて
iDE	2014～2017年	元難民とザンビア人再定住者を対象とした園芸を通じた農業技術支援（生産資機材の供与を含む）、現難民を対象とした生計支援、起業家養成にかかる研修	すべて
CARITAS	2014～2017年	職業訓練（木工、機会工、裁縫）及びソフトローンによる融資、市場流通施設の建設、起業家養成にかかる研修、市場流通施設の建設。	すべて
FAO	2014～2018年 2017～予定	Yapasaaプログラム（ILOとの連携） 農産物の付加価値化及び市場アクセスにかかる再定住コミュニティ支援プログラム	
ILO	2017～予定	生計向上支援にかかるプロジェクト Gender and Entrepreneurship Together Training for Rconomic Empowerment	
MoCDSS	実施中	社会的弱者への現金支援、一部高齢者・孤児に対する住居支援等	すべて
UN Habitat	実施中	区画割り（ブロックF）、道路整備（ブロックF）、社会的弱者に対する住居建設支援等	ブロックFにのみ注力しているわけではない
UNICEF	実施中	給水施設整備（新規、再定住区）	再定住区
Habitat for Humanity (UNHCR)	実施中（Phase2）	社会的弱者（Phase 1）に対する住宅供給及び非社会的弱者（Phase1）に対するシェルターフレームの供給等（住宅供給事業の実施団体はHabitat for Humanity）	再定住区
Refugee Alliance	2012年～実施中	保健・平和構築及びトラウマケア・養護施設・教育・マイクロファイナンス等	すべて
AAR	2016年～実施中	給水施設整備及び給水維持管理のための組織化等	ブロックGH

上表のうち、生計向上支援、インフラ支援を含む地域開発支援、社会的弱者支援について、主要な支援の内容を以下に記載する。

4.8.1 世界銀行による支援内容

(1) Improved Rural Connectivities Project

世界銀行は、道路セクターにおいては、Improved Rural Connectivity Project (IRCP)が進められているが (IRCPについては、3.2.7を参照)、これまでLI事業への直接の関わりなかった。ただし、現在、以下のプロジェクトに融資すべく準備が進められている。

表 4.8.2 プロジェクト概要

プロジェクトID : P152821
名称 : Displaced Persons & Border Communities(避難民・国境コミュニティ)
理事会承認予定日 : 2016年5月(承認済み)
融資上限額: US\$2000万
目的: 対象地域において避難民とホストコミュニティの生計と社会経済インフラへのアクセスを改善すること。
内容 :
コンポーネント1 : 社会経済投資
サブコンポーネント 1 (a): 周辺との接続インフラ
サブコンポーネント 1 (b): 社会経済投資
コンポーネント2 : 耐性のある生計支援
コンポーネント3 : 社会的結集と紛争予防
コンポーネント4 : プロジェクトマネジメント
出典 : 世銀. Integrated Safeguards Data Sheet Appraisal State, Report No.: ISDSA15040. 2016年5月.

本プロジェクトにおいては、周辺コミュニティとの接続インフラ（主として道路）が重視されており、その資金規模から、実施を実施すればLI事業への大きなインパクトが予想される。

しかしながら、世銀理事会での承認は降りたもののザンビア政府内での調整が済んでおらず、内閣からの承認が下りていない。特に、融資であることが問題とされ、地域統合のために資金を借り入れてまで、ザンビア政府として事業を推進するだけの理由が見いだせていない。このため、プロジェクト開始のめどは立っていない。

また、ザンビア政府内の実施機関は気候変動事務局（Climate Change Secretariat: CCS）であり、これまでのLI事業に関わってこなかった機関である。DORに関しては世銀から世銀プロジェクトの実施能力に疑問符が付き、CCSが担当とされている。これまでのLI事業実施体制に、本プロジェクトをどのように調整するのか、見通せない部分が多い。

(2) Irrigation Development Support Program

当プログラムでは、小規模から大規模な灌漑施設整備を行うこととし、ザンビア国内を3つのグループに分けて実施されている。当該地区との関連では、グループ2にメヘバ地区に隣接するルム

ワナ地区が選定されている。当グループは2011年にプレFSが実施され、受益者は5,600人であるが、これ以外の計画の詳細については、確認できていない。

4.8.2 生計向上支援

(1) 生産資材（インプット）にかかる支援

政府補助金事業である農民農業投入物資支援プログラム (Farmer Input Support Programme: FISP) により、元難民は周辺地域のザンビア人農家同様に、種子、肥料等農業生産用資機材を安価で入手できることが可能 (E-Voucher System)。また、これとは別に、初期投入支援 (スタートアップ支援) として、メイズ栽培用に種子及び肥料が各世帯につき0.5haの栽培面積相当配布された。野菜栽培に対しては、現金255クワチャ/年がUNHCRによって提供されてきた。これらFISP、UNHCR支援はメヘバ、マユクワユクワ両地区について同様に実施されてきた。



出所：FISP実施マニュアル

FISPについては、農家負担としてVISA決済のための口座開設に加えて400クワチャの支出が必要であり、政府がこれに1,700クワチャ (約188ドル) を補助する形で運営される (合計2,100クワチャ相当 (233ドル)、3年間継続可能)。農家の用途は肥料、種子等に集中しているとみられるが、E-Voucher Systemそのものは家畜飼料、養魚用の稚魚・餌、農具まで幅広く含み、受給条件は、農業省Camp Agricultural Committeeによって認可、登録された農民組織のメンバーであること、一定の農業経営規模が必要となる。経営規模とは具体的に、耕作地面積にして0.5~2ha、家畜所有については、牛の場合2~10頭、豚5~30頭または山羊で5~30頭、あるいは20~100羽の鶏を飼育していることが条件となる。また、これに加え農家自身のその他必要経費が生じた場合の支払余力があることも求められている。

上記FISPプログラムのための受益グループ、各NGOによる支援された組織・活動グループが複数ある一方、根本的な課題として農業等における協働作業について理解の醸成が十分でなく形骸化している様子もうかがえる。

(2) 農村金融・相互扶助に関連した支援

6カ月以内の返済を基本とするVillage Bankingシステム (頼母子講に近い) のほか、生産活動に直結する支援としてUNHCR/NGO (調達・配給) と農業省 (受益者選定と普及支援) が連携して実施されているPASS-ON Schemeがある。PASS-ON Schemeでは、コメ、園芸作物の種子、小規模家畜 (鶏・ヤギなど) の “Stocking/Re-stocking” (家畜の繁殖、子畜の生産、素畜の供給及び子畜の育成を包括する家畜の繁殖・肥育を循環させる仕組み) をコンセプトに農家から別農家へと、種・子ヤギ (近親交配の抑止を考慮した交配についてはCamp Extension Officerが支援) の増殖、譲り受けを通じて栽培・飼育農家の拡大と世帯の家畜収入確保を図り、家計収入の一助あるいは個人による小規模ビジネスを開始するための原資創出を目的としている。ヤギの育種については技術的な課題も存在する。雨期を除き粗放的な飼育 (free range) が行われている状況では近親交配を助長する結果となり、精肉市場に応える優良なヤギの確保に影響している。加えて、PASS-ON

のコンセプトとなる家畜の“Stocking/Re-stocking”に関する十分な理解がないために、導入途中で挫折する農家もある。

(3) iDE (International Development Enterprises)

米国に拠点を置く国際NGOのiDEは、ザンビア5州（Central、Copperbelt、Northwest他）において活動を展開している。小規模灌漑・園芸分野においては長らくザンビアで活動を行っている団体として、メヘバ地区においては、以下3つのプログラムを実施してきた。

- (a) WIN (Wealth Creation in the North-Western Province) : 北西部地域における“Wealth Creation (小規模農家に対する小口ローン、資金はEUで2012年～2016年に実施)
- (b) EARTH (Enterprising Agriculture through Horticulture) : 700人の元難民とザンビア人を対象とした園芸を通じた農業技術支援 (2014年～2017年)
- (c) FIRE (Food and Income for Refugees) : 現難民を対象とした食料・収入にかかる支援 (2014年～2017年)

特にEARTHについては、支援内容に起業家訓練、能力育成、市場促進、小規模店舗の設立、農業ビジネスアドバイザー (FBA、農家に対する農業インプットの販売) に対するトレーニングが含まれ、元難民に対する技術移転が試行された。Start-upとして生産資材を灌漑資材とともにパッケージで供与され、生産資材については、種子、肥料、果樹の苗木 (10数本程度、かんきつ類)、灌漑資材としては、井戸が近辺にない場合において灌漑用ポンプ (Treadle Pump、Washer Pump、Solar Pumpの何れかで試行的に導入)、井戸がある場合は灌漑チューブの配布が実施された。また、サービスプロバイダー、マイクロファイナンスへの仲介人材兼トレーナーとしてFarm Business Advisor (FBA) の養成が実施されたが、6カ月間の期間限定のパイロットプロジェクトであった。FBA養成活動は全国展開されており、これまでに特徴として、栽培については、園芸技術 (例：苗場の造成、移植技術)、農産品加工 (乾燥サツマイモ等、保存食の開発) にかかる技術指導、複数の零細・小規模灌漑技術をオプションとして示し、実証活動を通じて選好させるプロセスがあげられる。現在、EARTHプロジェクトは終了しているが、SIDA (スウェーデン開発庁) の資金によって北西部州を対象にバリューチェーン分野での支援を継続している (2016年～2019年)。小規模農家と民間企業との提携促進のための機会創出を目指している (元難民支援に特化した活動ではない)。

iDEはこれまでの支援経験から、メヘバ地区 (再定住スキーム) について道路条件の改善が急務であることを指摘している。具体的に、不良な道路条件のため、農家は最も近い市場 (ソルウェジ市内) や小売店をターゲットとした出荷が困難であること、域内市場については、売買取引も進展できず、元難民によってはこのために再定住区への移動を拒否する例もある点 (ザンビア人も同様)、以上があげられている。上記、ザンビア人再定住者の場合、土地を割当てられたあと、農業活動の開始・定着には最低でも2年の期間を要するものとiDE関係者はみている。(※iDE ZambiaのCountry Directorに対して現在、Final Project/Closure Reportの共有を調査団より依頼している。10月中旬現在、iDEとしてレビューを継続中であり、最終化しだい、調査団に共有される予定)



農家の圃場の様子（オニオン）



果樹及びWasher Pump



小規模な農産加工技術

(4) CARITAS

2017年6月末にマユクワユクワ地区内にある事務所を閉鎖、メヘバ地区を含めすべての事業が終了している。再定住スキームにおける主な支援内容は、職業訓練とローンの供与であった。職業訓練、起業家精神の醸成、市場施設の建設（メヘバ、マユクワユクワ各地区に1カ所）、そしてザンビア人及び元難民の脆弱性を有する若者のための活動（非農業）を実施した。職業トレーニングには木工、メカニックなどが含まれ、機材供与（例えば木工であれば鉋を中心に外国製の大工道具一式、作業台）も含まれる。各種のトレーニングプログラムは、1セッションにつき約6カ月間実施された。また、民間企業や鉱業会社において見習職を得るため、研修生としての支援も実施された（鉱山企業への就職については、基本的に鉱山のあるホストコミュニティに居住するザンビア人が優先されるため、法的手続き・ステータスの課題もあり、現実的には元難民については極めて厳しい雇用機会として考えられる）。

また、若者、女性のため、新規ビジネスなどを開始するためのソフトローン（3,000～5,000クワチャ）融資も実施し、返済金をまた他の申請者に回すシステムを構築した。このローンを活用し、ブロイラー飼育（100羽単位での購入）、牛（Oxen）を購入し、牛耕によりメイズ等基幹作物の作付面積拡大を計画する世帯、また、農産品、魚や中古品を販売する、非常に零細な商売を開始する事例もあるが、ほとんどの元難民は外国人登録カードしか持っていないため、設立された事業の多くは所轄当局に登録されていない状況にある。また、Village Saving Groupに対する支援も行ってきたが返済状況はよいとはいえない状況に鑑み、Revolving Fund Committeeがローン返済に関する管理監督を実施している（LI内のグループ数は10程度）。例えば、ある世帯では5,000クワチャを返済期間6カ月で借り牛2頭の購入にあてている（月100クワチャ×6で600クワチャを金利分として返済時に支払うことになる）。

また、CARITAS（Head of Programmes）における問題意識として、元難民の若者にかかる民間企業への雇用機会があげられた。実際、再定住スキームに民間投資がない限り、ザンビア人や元難民が雇用されることは困難といった見解を示している。

(5) 国際労働機関（ILO）と食糧農業機関（FAO）

1) Yapasaプログラム（ILO／FAO連携プログラム）

2014年～2018年（4年間）の予定で、ザンビア国内を対象に実施されきた。若者貧困層の経済的自立・成長支援を促進するため、換金性のある大豆栽培におけるインプットアクセス・生産性

向上を図っている。北部州カサマにおいては活動が実施されており、ファシリテーションにかかる人材、知見を北西部州（メヘバ）に活用することが予定されている。実際は、既存のSolwezi District Farmers Association（SDFA）を通じたメヘバまでの活動領域の拡大を図ることになる（2017/2018の作付シーズンにあわせて現場活動が開始される見込み）。ILO担当の話より、実際の活動はメヘバ地区の農家を主体にSDFAが介入するのではなく、あくまでSDFAの既存の活動の中でメヘバ（再定住区）に居住する元難民を含む農家を雇用、または組入れることになる。SDFAとUNHCRにおいて活動計画の詳細を検討してきたが、2017年10月現在、いまだ活動は着手されていない。

2) 農産物の付加価値化及び市場アクセスにかかる再定住コミュニティ支援プログラム（FAO）

メヘバ（及びマユクワユクワ）の再定住コミュニティを対象に以下の各分野について普及研修プログラムの実施を計画している。当初は2017年度から1年間の実施を予定していたが、2017年10月時点ではいまだ活動は開始されていない。

- a) 栄養改善及び気候変動適応のための農業技術にかかるデモンストレーション
- b) 高栄養価農産物を推進するための付加価値化及び調理方法にかかるデモンストレーション
- c) 再定住区における市場集荷施設（2カ所）の建設及び民間セクター連携による市場流通改善

以上のうち、実施機関・団体として、当初、事業 a)については農業省、b)及び c)については国際NGOのSelf Help AfricaならびiDEを計画して、事業コンセプトの策定においてもFAO担当者及各NGO担当レベルで協議がなされてきた。また、実施体制として、何れも農業省郡事務所（DAO）のDACO（管理分野）、Senior Agricultural Officer（技術分野）をフォーカルポイントに置き、現場レベルで各NGOスタッフと農業省普及所（BEO・CEO）の両者が連携する計画であった。一方、予算化の段階で、金額が十分でなく（市場施設の建設費を含む）、NGOへのコミッションが少ないとの理由で上記2団体を実施パートナーから外し、農業省直轄で実施する方針に転換された。実施に際し、技術的なバックグラウンドを補完するため、FAOは市場集荷施設の整備等について、学校給食プログラム（南部州）を通じて知見を有するWFPとの協力も模索している。

3) 生計向上支援にかかるプロジェクト（ILO）

ILOザンビアは、現在、メヘバ及びマユクワユクワの各再定住区を含む地域を対象に生計向上にかかる事業の実施を計画している。主たる内容は、①女性起業家の養成を目的とした研修（英文プログラム名はGender and Entrepreneurship Together）、②農村経済のエンパワーメントを行う女性に限定せず広く農村の貧困層をターゲットとする研修プログラム（Training for Rural Economic Empowerment）となる。2017年7月から12カ月、2018年7月までの実施が予定されていたが、事業委託団体と連携して行っている詳細計画の策定が遅れており、郡、再定住区レベルで活動に着手するのは2017年11～12月ころとみられている（FAOザンビア事業監督担当の話）。ILO担当者レベルでは、何れの支援内容についても、ILOが独自に開発を行ってきた“研修パッケージ／ツール”を活用した生計向上のための能力開発プログラムと位置づけている。また、効率・効果的なモニタリング評価を実現するため郡の関連省庁担当及び再定住スキームのScheme Coordinatorをフォーカルポイントとしている。上記、2つの研修を中心とする生計向上プログラ

ムは、米国国務省人口・難民・移住局（PRM）経由、米国政府の財源を利用しての実施となる。以下は各プログラムの概要となる。

4) Gender and Entrepreneurship Together (GET Ahead)

女性を対象の中心として、基本的なビジネス・アドミニストレーションスキルを強化する。個人起業家の特性をどのように開発し、また、グループ活動を通じて支援を得るか、ILOが開発・整理した「女性起業家開発ツール」を研修パッケージとして研修を行う。研修の目標や特色は以下のとおりである。

- a) 低所得層の女性について、経済社会的エンパワーメントを促進、男女の起業に対して平等な機会があたえられることを理解する。
- b) 小規模のIncome Generationやその他零細事業に携わる低所得者（女性）について「ビジネスマインド」を醸成する。
- c) トレーナーの能力を高め、低所得層にある女性・家庭に基本的なビジネス・アドミニストレーションスキルに関する行動志向、参加型のトレーニングを提供する。
- d) 研修対象は女性に限定されず、低所得者で正規教育を十分に受けられなかった男性も対象とする。
- e) 研修モジュールは、モジュール1：「ジェンダーと起業家精神に関する基礎」、2：「働く女性とその環境」、3：「ビジネスとは」、そしてモジュール4：「人材・組織・管理」となる

5) Training for Rural Economic Empowerment (TREE)

農村経済エンパワーメント（TREE）の研修プログラムは、インフォーマルセクターで副次的・追加的に家計収入を得ていくうえで必要なスキルと能力の構築支援を行うプラットフォームである。ILOが近年アジア・アフリカ（スリランカ、フィリピン、マダガスカル、ブルキナファソ、ニジェールなど）において実施した技術協力の中で実証されてきた研修プログラムである。地域レベルでの雇用と所得創出の機会を分析、体系化、特徴付けし、これに基づいて公的・民間の研修機関と協力して適切なプログラムを設計、提供していくことが考えられている。新規市場（情報）へのアクセスは農村部の貧困層に対しても大きな市場ポテンシャルとなり、教育機会、職業技術スキルトレーニングへのアクセス改善は、市場の需要に対応する能力を高めていくことに繋がる（広義でのリテラシーの向上）。以上の点を踏まえ、①コミュニティにおけるプロフィール調査、②消費者需要調査、③市場機会にかかる調査、をTREEの方法論の要としている。これらの調査結果は、成長志向を有するセクターやバリューチェーン分析、関連したフィージビリティスタディにおいて活用される。

本研修プログラムの特色は、上記の他、研修後のフォローアップにあるといえる。フォローアップの主な内容は、①事業主（雇用者）及び商工会議所（Zambia Chamber of Small and Medium Business Association）との連携促進、②中小企業創業者からのアドバイス、③農村クレジット及び銀行ローン等へのリンク、④市場との連携、品質検査、⑤Tax及びその他の法令遵守支援、⑥労働安全衛生にかかる助言、などである。他方、研修支援を行う実施パートナーには、政府機関（Ministry of Science, Technology and Vocational Training）、コミュニティベースの組織・団体、

NGO／民間企業、労働者組織、自助グループ（インフォーマルセクター）、地域のコンサルタントや専門家などが考えられている。研修後のフォローアップにかかる準備はTREE本プログラムの計画段階で開始することになっている。フォローアップの計画、支援ニーズ、パートナー組織等についてはTREE（事務局）との間で交渉を行い、最終的にフォローアップにかかる支援条件について両者での同意（service agreement）が必要となる。

4.8.3 社会的弱者支援

社会的弱者支援については、現在それほど多くの活動は確認されていない。また、メヘバとマユクワユクワの活動内容が似通っていることから、本項で両サイトに係る社会的弱者支援について記載する。両サイトで実施されている社会的弱者については、主にHabitat for Humanity及びUN Habitatによる家屋建設支援と、UNHCR及びMoCDSSによる社会的弱者に対する現金支援が挙げられる。

Habitat for Humanityについては、メヘバ及びマユクワユクワの両サイトにおいて、各300世帯を対象に家屋建設支援を行った。家屋建設支援については、以下のような二通りの支援方法を踏襲している。

- (a) 家屋建設支援：社会的弱者を対象に、家屋の建設を支援している。ただし、窓とドアについては支援から除外されるため、社会的弱者自身で調達する必要がある。
- (b) 資材提供支援：健常者を対象に、家屋の建設に必要なフレーム（支柱と屋根）、ブロックのみが支援される。

各サイトの受益者数は下表のとおりである。

表 4.8.3 メヘバ及びマユクワユクワにおける社会的弱者に対する家屋建設支援の状況

項目	メヘバ				マユクワユクワ			
	アンゴラ元難民		ザンビア人		アンゴラ元難民		ザンビア人	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
受益世帯数(家屋建設)	46	36	16	16	39	98	3	10
受益世帯数(資材提供)	5	2	2	3	56	77	14	3
計	51	38	18	19	95	175	17	13

なお、資材提供のみを受けている受益者についても、家の建設を長く開始せず、難民居住区から再定住区の区画へ耕作のために日々移動している例も散見される。マユクワユクワでは、既に風雨にさらされたためか、提供されたブロックが劣化している状況も多くみられた。

UN Habitatは、メヘバで10戸、マユクワユクワで5戸の社会的弱者に対する家屋建設支援を実施予定であり、家屋建設支援を通じ、再定住者に家屋築造のノウハウをトレーニングすることで将来に渡る再定住者の移住に寄与するものと期待される。裨益者となる社会的弱者の選定クライテリアは既述のとおりである。Habitat for Humanityが支援したよりも良いスペックのものを現地マテリアル・現地労働力などを用いて建設する予定とのことである。

UNHCRからの資金を受け、MoCDSSは1年以内に新たに難民として流入した人たちへ、2カ月に一度、200クワチャの現金支援を行うCash Based Intervention Programmeを実施している。当プログラ

ムは、難民への食糧支援を行っていたWFPの食糧支援に代わるものとして、2014年に6カ月、300人程度を対象としたパイロットプロジェクトとして開始され、現在に至っている。また、新規流入者の他にも、選定された社会的弱者に対しても同様の支援を行っている。対象者数は、2017年現在、増加傾向にあるとのことであるが、2017年7月・8月時点でのMoCDSSへの聞き取りで得られた対象者数を下表にまとめる。

表 4.8.4 メヘバ及びマユクワユクワにおけるCash Based Intervention Programmeの対象者数

サイト	新規流入者	社会的弱者
メヘバ (2017年7月)	2,413人 (うちDRC難民：2,087人、 ブルンジ人：326人)	情報収集中
マユクワユクワ (2017年7月)	約250人 (ほとんどがDRC難民)	319人 (うちアンゴラ元難民：72人)
計	約3,000人	

上記のとおり、現金支援の対象者は、次のとおり、大きく2つに大別される。

- (a) 新規流入者：新たに難民として流入した人に対し、無条件で1年間、2カ月に1回、幼児や子どもも含むすべての人に、200クワチャが支給される。基本的に、1年後には、継続して支援が必要な一部の社会的弱者を除き、現金支援は終了する。
- (b) 社会的弱者
 - ・ 永続的支援 ⇒ 後期高齢者、身体障害者、独居高齢者等が対象で亡くなるまで支援が継続
 - ・ 期限付支援 ⇒ 高齢者や事故や病気などで働けない人、女性世帯主世帯、保護が必要な女性等が主に対象。定期的に支援対象にふさわしいか否か評価を受ける必要があり、支援機関もそれぞれの事情等を考慮して決定される。

対象者を決定する評価会は、Multi Functional Team Meetingとよばれ、UNHCRの担当者やRO、警察官なども交えて2カ月に1度、開催され、上記期限付き支援の対象者について、一人ずつ面談が行われ、評価が実施されているほか、支援が必要な弱者が他にいないか、調査も独自に行っており、適宜対象者が選定されている。

現在、基本的には難民や元難民に対して食糧援助は行われていないが、メヘバでは、ブロックDに高齢者を集めたTransit Centreとよばれる区域とブロックCに孤児を支援するセンターがあり、そこでは必要に応じて食糧支援、その他身の回りの世話等が行われているとのことであった。

なお、社会的弱者に対する強い負の感情は一般に見られないが、支援対象者として選ばれている人よりも自身の方が弱者である等の個人的な不満は、複数の人から聞かれた。

4.9 メヘバ再定住区における基礎インフラの整備状況

(1) 計画案の作成状況

- (a) メヘバ再定住区全体の平面計画は一部のみ作成。北西部州のDPPによる作成及び承認による。
- (b) 境界杭は、DOR予算により北西部州の測量局 (Department of Survey) が現地に設置済。ブロックH,Gには2014年に杭が設置されているが、道路工事や農業作業による影響等で現地での

確認が難しい状況。ブロックFには2016年に杭が設置。比較的設置された時期が新しいため、現場ではほぼ確認可能。各杭の座標データは取得済で、土地登記作業に必要な地籍図の作成中。

- (c) アロケート可能な区画数 1363 (サービス区画含む。)
- (d) UNHCRから入手した資料によると、メヘバ地区内はブロックA～Gに分けられており、ブロックA～Dが難民居住区、ブロックE～Hが再定住区となっている。しかし、DORで用意された再定住用の区画割り図より、区割りが難民居住区のブロックA～Dの一部を占有している状況が確認されている。事業の進捗に伴い、区画割りは修正され、難民居住区と再定住区との境界も変更となることが推察されるが、本報告書ではUNHCRにより設置された区画の境界を使用する。
- (e) UNDP支援により、周辺境界に係る測量の現地作業が完了している。なお、再定住区と難民居住区との境界についても、2017年に実施される見込みであったが、予算不足を理由に未だ実施されていない。

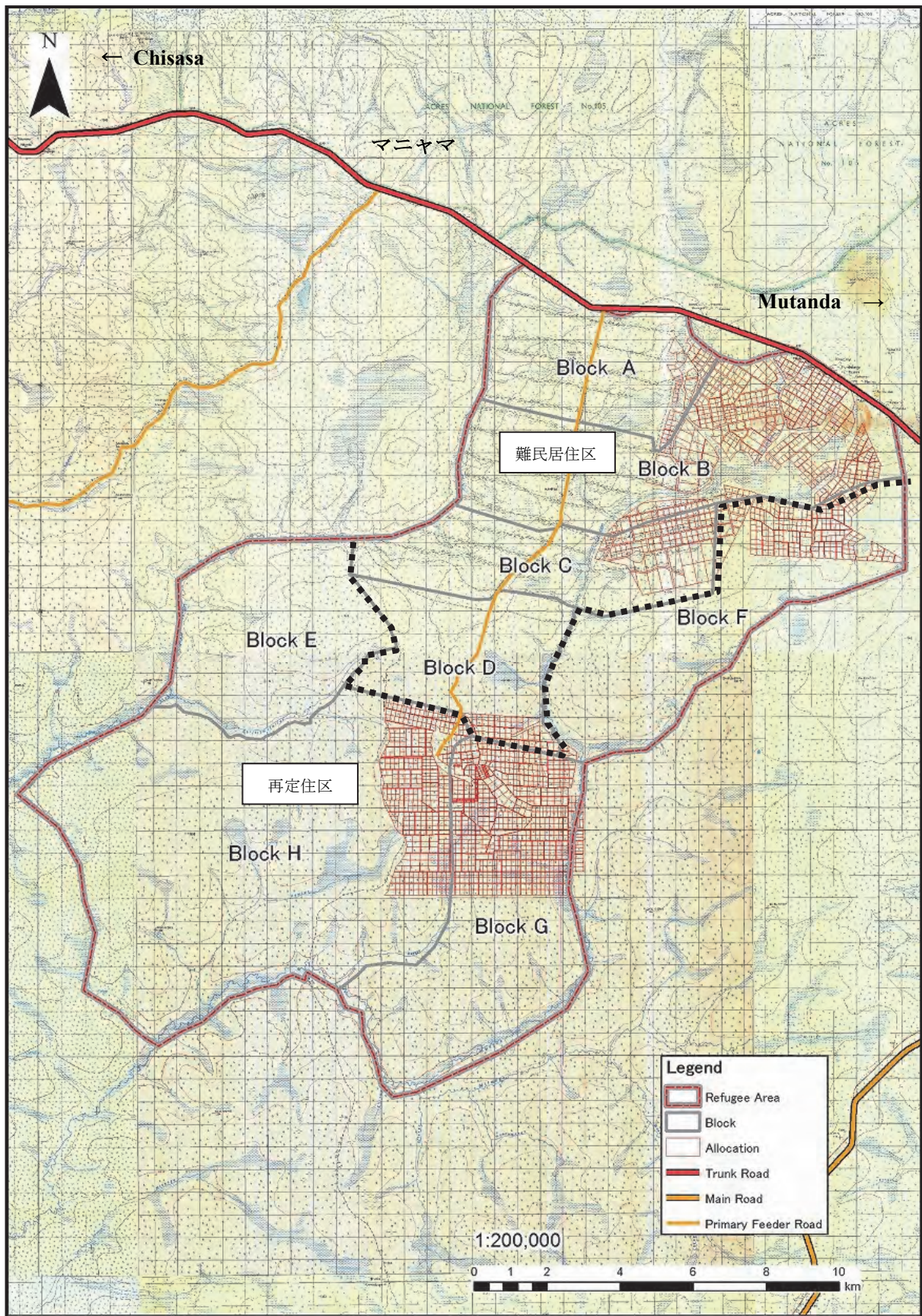


図 4.9.1 メヘバ全体計画図
4-60

(2) 全体計画

全体計画は作成中であるが、DORの推計によるメヘバ完成後のインフラリストは以下となる。

表 4.9.1 メヘバ再定住区におけるインフラ開発の計画

項目	単位	数量	項目	単位	数量
公共施設			その他施設		
1. 道路			5. サービスセンター	カ所	2
街区道路 (W = 5.5 m)	km	500	6. 墓地	カ所	2
2. 学校			7. 農産物集積所	カ所	2
Primary School	施設	6	8. 貯水池	カ所	3
3. 保健施設			9. Office Block	カ所	1
Health Centre	施設	6			
4. 水供給施設					
井戸	カ所	634			

(3) 道路整備状況

UNHCRにより計画道路の一部は施工済。

表 4.9.2 メヘバにおける道路整備状況の概要

項目	概要
● 整備済 街区道路 90km (W=5.5m グラベル舗装)	UNHCRの支援によりZambia National Service等がグラベル道路を施工済。主にブロックG, H, F。
● 整備予定 街区道路 27km (W=5.5m グラベル舗装)	UN HabitatがブロックB,F内の街区道路を整備予定。(2017年事業としてZambia National Serviceが17km整備中。以降、10km整備予定。



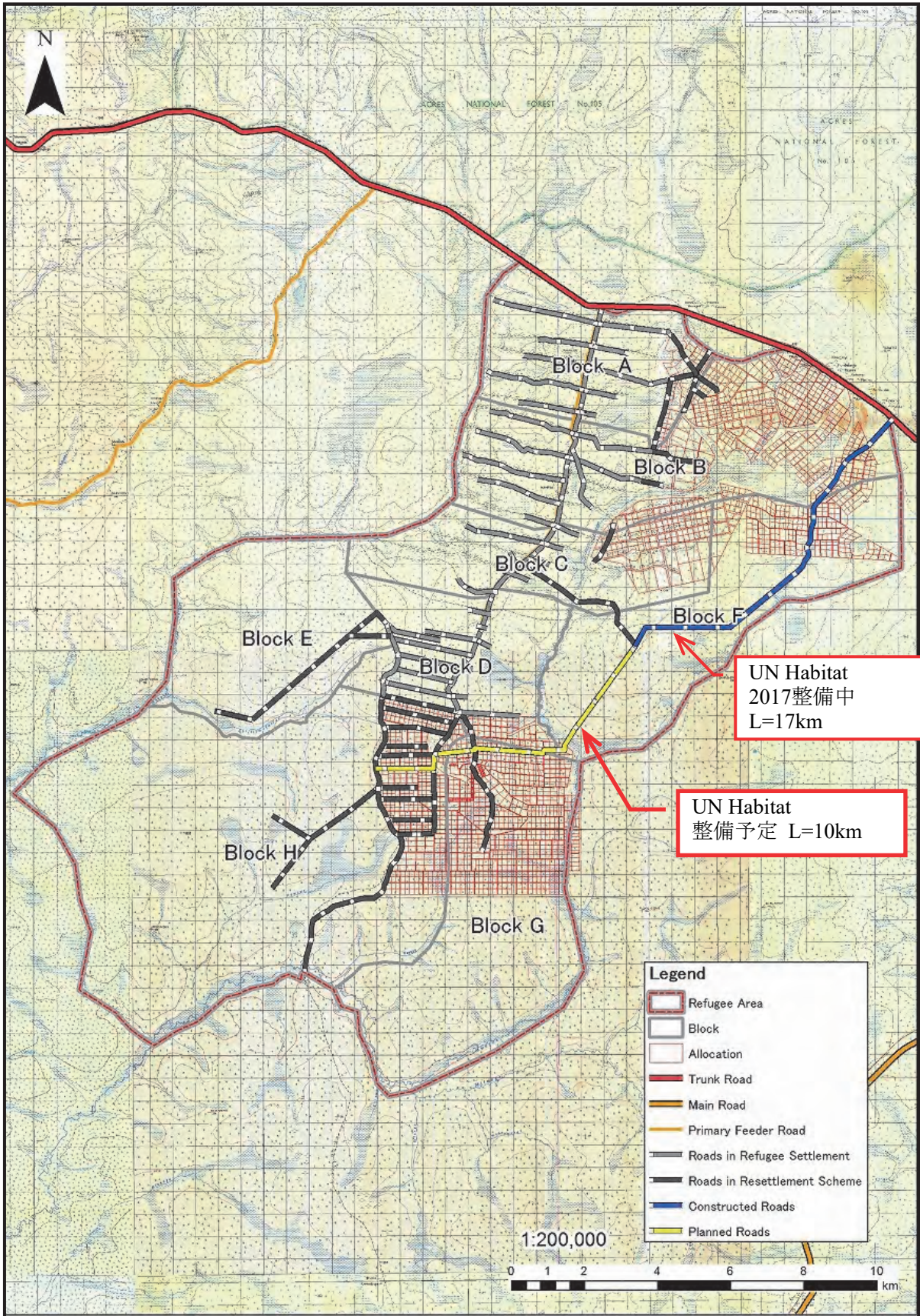


图 4.9.2 施工济道路位置图



地区入口 (T5)



地区入口部 (区域内)



地区ゲート



難民区域内主アクセス道路 (ブロックB)



難民区域内主アクセス道路 (ブロックD)



再定住区内整備済道路 (ブロックH)



再定住区内整備済道路 (ブロックE)



再定住区内整備済道路 (ブロックH)

(4) 教育施設整備状況

メヘバ地区内には難民居住区及び再定住区に複数のSecondary School、Primary School、Community Schoolが確認されている。教育施設の現状について、再定住区内及び難民居住区内別に以下に整理する。

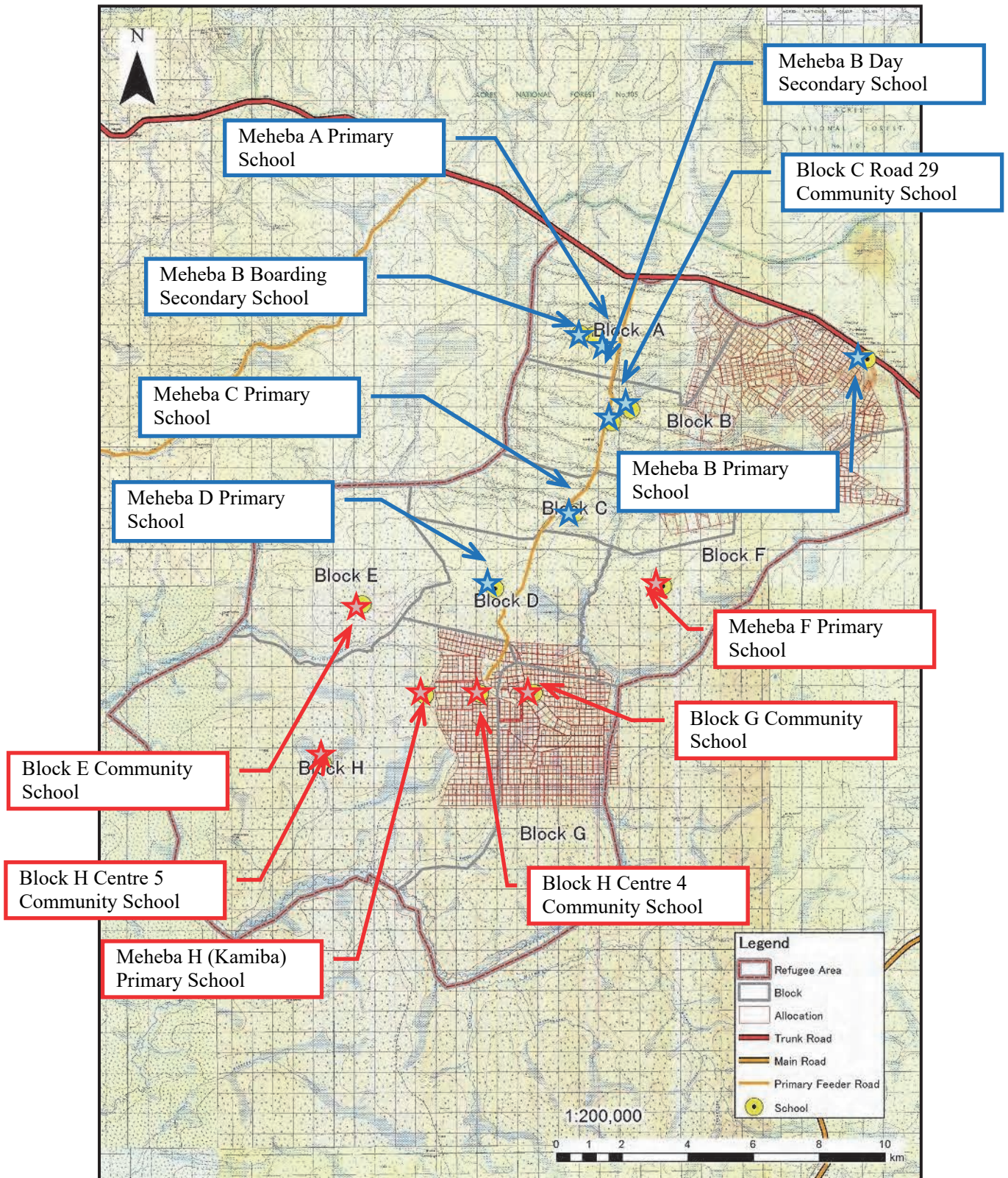


図 4.9.3 整備済教育施設位置図
4-64

1) 再定住区内

UNHCRにより既存のPrimary Schoolの増築等を実施。なお、現時点で再定住区内に位置する教育施設は以下のとおり。

再定住区内の教育施設:6カ所 <ul style="list-style-type: none"> •Meheba F Primary School •Meheba H (Kamiba) Primary School •Block E Community School 	<ul style="list-style-type: none"> •Block G Community School •Block H Centre 4 Community School •Block H Centre 5 Community School
--	---

表 4.9.3 メヘバ再定住区における教育施設の概要

教育施設	施設概要	支援機関	概要
Meheba F Primary School	- 2 1x4 Classroom Building - 2 1x3 Classroom Building - 7 Staff Houses - 1 Staff House - 4 Toilets	<ul style="list-style-type: none"> •UNHCR支援 •UNHCR支援 •UNHCR支援 	<ul style="list-style-type: none"> • Grade 1 ~ Grade 9 • 生徒数564人。教師数8名。 • 施設の老朽化が進んでおり、改修要望あり
Meheba H (Kamiba) Primary School	- 1x4 Classroom Building - 1x3 Classroom Building - 1x2 Classroom Building - 3 Staff Houses - 5 Toilets	<ul style="list-style-type: none"> •UNHCR支援 •UNHCR支援 •UNHCR支援 •UNHCR支援 •UNHCR支援 	<ul style="list-style-type: none"> • Grade 1 ~ Grade 6 • 生徒数266人 • 教師数5名
Block E Community School	- 1x3 Classroom Building - 6 Toilets	•BPRM支援	<ul style="list-style-type: none"> • Grade 1 ~ Grade 5 • 生徒数155人。教師数4名
Block G Community School	- 1x3 Classroom Building - 6 Toilets		<ul style="list-style-type: none"> • Grade 1 ~ Grade 5 • 生徒数509人。教師数9名。 • MoGEのField CoordinatorよりPrimary Schoolへの再構築の要望あり
Block H Centre 4 Community School	- 1x3 Classroom Building - 6 Toilets		<ul style="list-style-type: none"> • Grade 1 ~ Grade 4 • 生徒数129人。教師数3名
Block H Centre 5 Community School	- 1x3 Classroom Building - 2 Toilets		<ul style="list-style-type: none"> • Grade 1 ~ Grade 4 • 生徒数121人。教師数3名

各既存施設の現況写真を以下に示す。





b) Meheba H (Kamiba) Primary School



c) Block E Community School





d) Block G Community School



e) Block H Centre 4 Community School



f) Block H Centre 5 Community School



図 4.9.4 メヘバ再定住区の各学校の現況写真

各学校の生徒数や学年、教員の数は以下となる。

表 4.9.4 メヘバ再定住区の各学校の生徒数・教室数等

学校名	学年	生徒数						合計	教員 の数	教室 数	クラ ス数	シフト
		ザンビア人			ザンビア人以外							
		男児	女児	計	男児	女児	計					
Meheba F Primary School	ECE, 1 to 9	54	65	119	286	159	445	564	8	7	11	6 double shifts
Meheba H (Kamiba) Primary school	1 to 6	64	78	142	66	58	124	266	5	7	6	
Block E Community School	1 to 5	22	17	39	67	49	116	155	4	3	5	2 double shift
Block G Community School	1 to 6	25	57	82	215	212	427	509	9	3	10	3 triple shift + 1 x four shift
Block H Centre 4 Community School	1 to 4	7	8	15	47	67	114	129	3	2	3	1 double shift
Block H Centre 5 Community School	1 to 5	0	0	0	66	55	121	121	3	4	3	

2) 難民居住区内

難民居住区内に確認されている教育施設は以下のとおり。参考として施設概要を示す。

難民居住区内の教育施設:7カ所	•Meheba B Primary School
•Meheba A Primary School	•Meheba C Primary School
•Meheba B Boarding Secondary School	•Meheba D Primary School
•Meheba B Day Secondary School	•Block C Road 29 Community School

表 4.9.5 メヘバ難民居住区における教育施設の概要

教育施設	施設概要	支援機関	概要
Meheba A Primary School	-4 1x4 Classroom Building -5 1x3 Classroom Building -21 Staff Houses -4 Toilets -4 Toilets	・UNHCR支援	・ Grade 1 ~ Grade 9 ・ 生徒数761人。教師数23名。
Meheba B Boarding Secondary School	- 8 1x4 Classroom Building - 6 1x3 Classroom Building - 20 Staff Houses - 4 Staff Houses - 12 Toilets - Administration block - Assembly Hall - Computer Laboratory - Home Economic block - Laboratories - Design & Technology Lab - 1 Girls Domitories - 1 Girls Domitories - 1 Boys Domitories - 1 Boys Domitories - Dining Hall - Kitchen - Sick Bay - Ablution block for boys - Ablution block for girls	・JICA支援 ・JICA支援 ・JICA支援 ・JICA支援 ・JICA支援 ・JICA支援 ・JICA支援 ・JICA支援 ・JICA支援 ・JICA支援 ・JICA支援 ・JICA支援 ・JICA支援	・ Grade 8 ~ Grade12 ・ 生徒数790人、教師数34名。
Meheba B Day Secondary School	- 1x4 Classroom Building - 3 1x3 Classroom Building - 8 Staff Houses - 1 Staff House - 7 Toilets	・UNHCR支援 ・UNHCR支援	・ Grade 8 ~ Grade 12 ・ 生徒数394人 ・ 教師数17名
Meheba B Primary School	- 1x4 Classroom Building - 1x3 Classroom Building - 1x2 Classroom Building - 9 Staff Houses - 6 Toilets		・ Grade 1 ~ Grade 7 ・ 生徒数730人。教師数8名。
Meheba C Primary School	- 1x4 Classroom Building - 1x3 Classroom Building - 1x2 Classroom Building - 10 Staff Houses - 4 Toilets		・ Grade 1 ~ Grade 9 ・ 生徒数347人。教師数6名
Meheba D Primary School	- 5 1x4 Classroom Building - 15 Staff Houses - 21 Toilets		・ Grade 1 ~ Grade 9 ・ 生徒数1,118人。教師数15名
Block C Road 29 Community School	- 1 Church		・ Grade 1 ~ Grade 4 ・ 生徒数134人。教師数2名。

各学校の生徒数や学年、教員の数は以下となる。

表 4.9.6 メヘバ難民居住区の各学校の生徒数・教室数等

学校名	学年	生徒数						合計	教員 の数	教室 数	ク ラ ス 数	シフト
		ザンビア人			ザンビア人以外							
		男 児	女 児	計	男 児	女 児	計					
Meheba A Primary School	ECE, 1 to 9	166	167	333	228	200	428	761	23	16	15	
Meheba Boarding Secondary School	8 to 12	276	334	610	79	104	180	790	34	16	16	
Meheba B Day Secondary School	8 to 12	80	69	149	145	100	245	394	17	11	11	
Meheba B Primary School	1 to 7	58	64	112	303	315	618	730	8	7	13	6 double shifts
Meheba C Primary school	ECE, 1 to 9	22	13	35	155	157	312	347	6	7	9	1 double shift
Meheba D Primary School	ECE, 1 to 9	70	84	154	471	505	976	1,118	15	16	20	4 double shift
Block C Road 29 Community School*	1 to 4	4	2	6	62	66	128	134	2	1	4	1 X 4 classes

* Block C Road 29 Community School は既存の協会を利用。

(5) 保健施設整備状況

保健施設に関しても、メヘバ地区内には難民居住区及び再定住区に複数のHealth Post 及びHealth Centreが確認されている。図4.9.6に示すように、メヘバ地区の高次医療施設はルムワナ病院となる。保健施設の現状について、再定住区内及び難民居住区内別に以下に整理する。

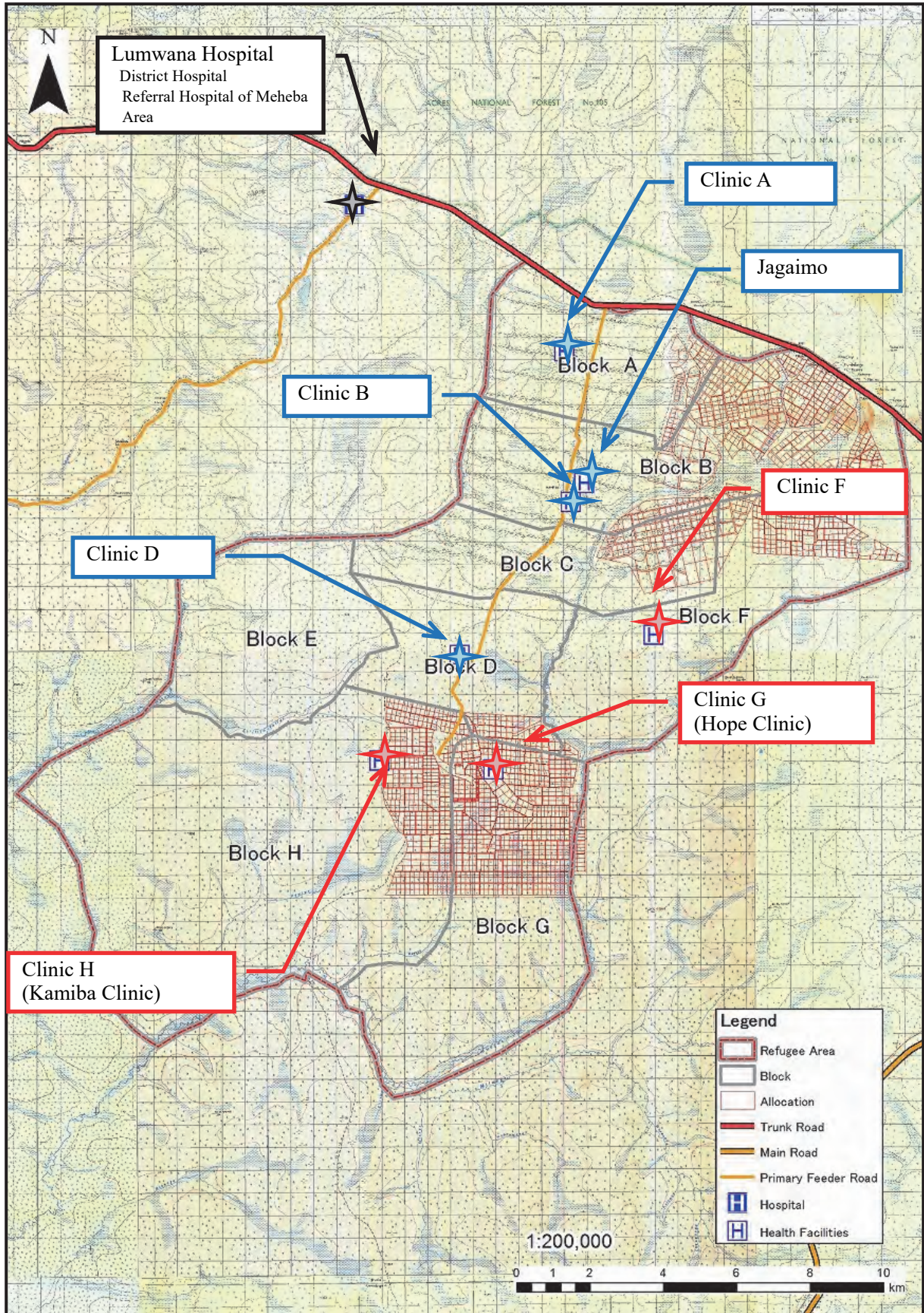


図 4.9.5 整備済保健施設位置図

1) 再定住区内

UNHCRにより既存クリニックの増築等を実施。なお、現時点で再定住区内に位置する保健施設は以下のとおり。

表 4.9.7 メヘバ再定住区における保健施設の概要

保健施設	施設概要	支援機関	概要
Clinic G (Hope Clinic)	- Clinic Building -1 Female ward, Children care room, Male ward, Treatment room, Pharmacy, Dispensary room, Main Office, Maternity - Incinerator	• Constructed by Refugees Alliance in 2015	
Clinic H (Kamiba Clinic)	- Clinic Building - Maternity Ward - Inpatient Ward - Out Patient Ward - 2 no. Staff houses - Incinerator	• World Vision • World Vision • World Vision • World Vision • World Vision (UNHCR支援)	
Clinic F	- Clinic Building - Maternity Ward - Staff houses	• UNHCR支援 • UNHCR支援 • UNHCR支援	• 現在工事が中断されて おり、使用されていない。

各既存施設の現況写真を以下に示す。



b) Clinic H (Kamiba Clinic)



c) Clinic F



医師や看護婦の配置状況について以下に整理する。

表 4.9.8 メヘバ再定住区の医療従事者数・医療設備（保健施設別）

保健施設の名称	再定住区内			計
	Clinic G	Clinic H	Clinic F	
保健施設の種別	Health Centre	Health Centre	Health Centre	
Name of referral hospital	Lumwana Hospital			
医師の数	0	0	0	0
ザンビア人				
その他				
看護婦の数	2	1	1	4
ザンビア人	2	1	1	4
その他	0		0	0
助産師の数	1	0	0	1
ザンビア人	1			1
その他	0			0
EHTsの数	1	0	0	1
ザンビア人	1			1
その他	0			0
その他 HWs	3	0	0	3
ザンビア人	3	0		3
その他		?		
対象人口	1000	1000		
月の平均患者数	957	385		
既設施設の状況				

保健施設の名称	再定住区内			計
	Clinic G	Clinic H	Clinic F	
医局	YES	YES		
産婦人科	YES	YES		
ベッド数 (男性)	11	5		
ベッド数 (女性)	16	5		
焼却炉	YES	YES		
水供給(井戸)	BOREHOLE	BOREHOLE		
Power Supply	GENERATOR	GENERATOR		
救急車	NO	NO		
その他	Hope Clinic constructed by Refugees Alliance in 2015	Kamiba Clinic Constructed by World Vision in 2015.	Constructed by UNHCR and still being renovated	

2) 難民居住区内

難民居住区内に確認されている保健施設は以下のとおり。参考として施設概要を示す。

難民居住区内の保健施設:4カ所	
<ul style="list-style-type: none"> •Clinic A •Clinic B 	<ul style="list-style-type: none"> •Jagaimo •Clinic D

表 4.9.9 メヘバ再定住区における保健施設の概要

保健施設	施設概要	支援機関	概要
Clinic A	- Clinic Building Treatment room Pharmacy, Laboratory Male ward (6 Beds), Female and children ward (10 Beds) Maternity Ward (6 Beds) - Incinerator	•Constructed by Refugees •Managed by GRZ and UNHCR	
Clinic B	- Clinic Building Inpatient Ward Male ward (6 Beds), Female ward (9 Beds) Pharmacy - Maternity Ward (4 Beds)	•Constructed by Care International •Managed by GRZ and UNHCR	
Jagaimo	- Clinic Building - Pharmacy - Maternity Ward (4 Beds) - Male ward (6 Beds), Female ward (6 Beds)	•Constructed by AAR in 2008 •Managed by Churches Health Association of Zambia	
Clinic D	- Clinic Building Treatment room Pharmacy - Inpatient Ward (6 Beds) - Warehouse - Incinerator		

各既存施設の現況写真を以下に示す。

a) Clinic A



b) Clinic B



c) Jagaimo



d) Clinic D



医師や看護婦の配置状況について以下に整理する。

表 4.9.10 メヘバ難民居住区の医療従事者数・医療設備（保健施設別）

保健施設の名称	難民区域内				計
	Clinic A	Clinic B	Jagaimo	Clinic D	
保健施設の種別	Health Centre	Health Centre	Health Centre	Health Centre	
Name of referral hospital	Lumwana Hospital				
医者の数	0	0		0	0
ザンビア人					
その他					
看護婦の数	3	1	1	2	7
ザンビア人	3	1	1	2	7
その他	0	0	0	0	0
助産師の数	1	1	0	1	3
ザンビア人	1	1		1	3
その他	0	0		0	0
EHTsの数	1	1	0	1	3
ザンビア人	1	1		1	3
その他	0	0		0	0
その他 HWs	4	3	3	3	13
ザンビア人	4	3	3	3	13
その他					
対象人口	7315	5844	2185	7441	
月の平均患者数	769	343	712	2350	
既設施設の状況					
医局	YES	YES	YES	YES	
産婦人科	YES	YES	YES	YES	
ベッド数 (男性)	11	6	10	11	
ベッド数 (女性)	20	6	7	11	
焼却炉	YES	NO	NO	YES	
水供給(井戸)	BOREHOLE	BOREHOLE	BOREHOLE	BOREHOLE	
Power Supply	GENERATOR	GENERATOR	GENERATOR	GENERATOR	
救急車	YES	NO	NO	NO	
その他	ZPCT, AHF, UNHCR	ZPCT, UNHCR	Constructed by AAR Japan in 2008	ZPCT, UNHCR	

(6) 水供給施設整備状況

UNHCRがポンプ付深井戸給水施設を建設。現時点で再定住区内での井戸敷設状況は以下のとおり。

表 4.9.11 メヘバ再定住区における井戸敷設状況

項目	概要
- 105井戸の建設	・UNHCR支援

- (a) サービス水準：1,000mのアクセス性を確保。難民居住区は200mのアクセス性を確保。（サービス水準が難民居住区内の方が良い。ザンビアでの一般的な設置基準は250人に対しポンプ付深井戸給水施設を1基としている。）
- (b) 水質：要望があれば都度実施。WHO基準。（難民居住区内では1カ月ごとに実施）

- (c) メンテナンス：住民に対しメンテナンスのトレーニングを実施（ボアホールごとに責任者を任命。【V-WASHE Committee】）するが、部品等が破損した場合は住民が独自に購入をして補修をする必要あり。

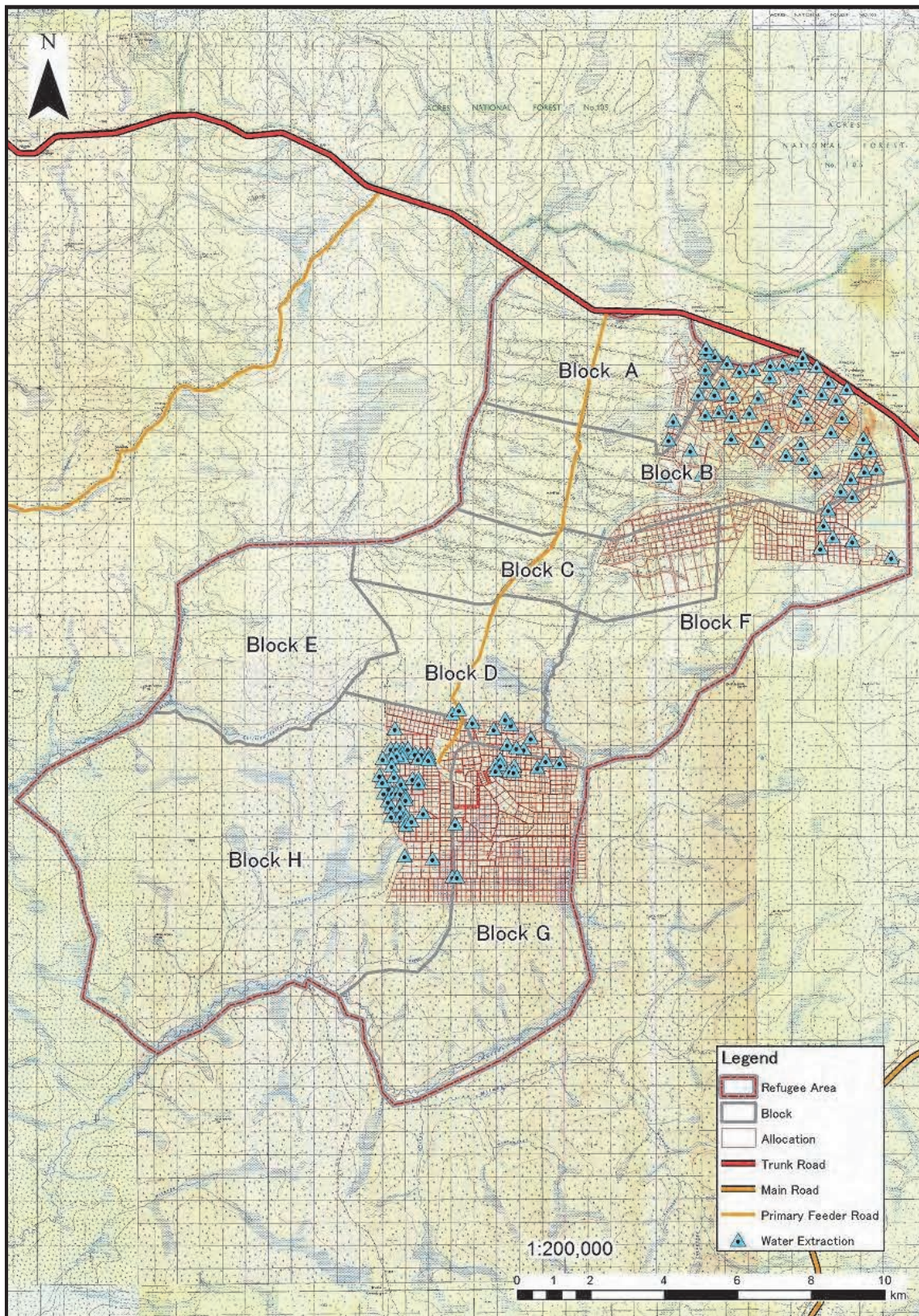


図 4.9.6 給水設備設置済位置図

(7) 農産物集積所

メヘバ地区では農産物集積所 (Bulking /Collection Centre) 1カ所が建設中である (CARITASよりDORに対して現場引き渡し済み)。付帯施設として、ハンドポンプ付き井戸があり、200m平方の敷地内に、市場施設 (屋根及びコンクリートのたたき、商品置き場) と倉庫、商店のテナント施設が設置される予定である。現在、市場施設、井戸建設のみが完了している。



図 4.9.7 市場施設と掘削中の井戸

既存の市場施設としては、ブロックA、B、Dに存在するが、ブロックBにあった市場施設は暴風雨で倒壊している。

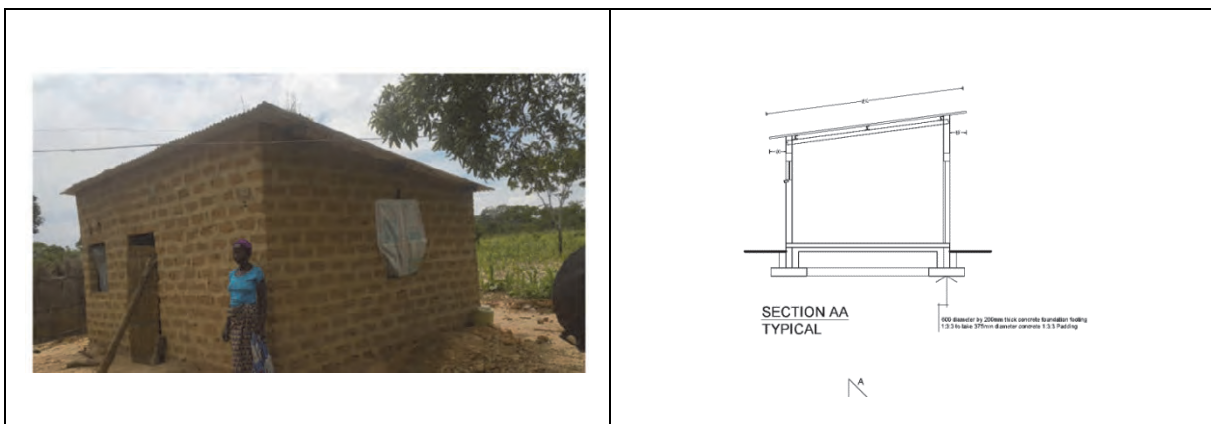
(8) 住宅施設供給状況

UNHCRがHabitat for Humanityを通じ、社会的弱者 (Vulnerable people) を中心に再定住者に住宅を供給。

表 4.9.12 メヘバ再定住区における社会的弱者に対する住宅供給支援

項目	概要
<PHASE 1> - 36棟の住宅を社会的弱者 (Vulnerable people) に供給。	・Habitat for Humanity (UNHCR) - 36 棟 (メヘバ) + 39 棟 (マユクワユクワ) = 75棟
<PHASE 2> - 114棟の住宅を社会的住民 (Vulnerable people) にシェルターフレーム (Roof sheets and steel frames) を配布。 (36+114 = 計150) - 通常の住民 (Non-vulnerable households) 22世帯に住宅建設用資材を配布。	- 114 棟 (メヘバ) + 111 棟 (マユクワユクワ) = 225 棟 - 22 棟 (メヘバ) + 5 棟 (マユクワユクワ) = 27棟
- 5の低コスト住宅の建設を予定。	・UN Habitat

UN Habitat の低コスト住宅は、ザンビア人とアンゴラ人、半々に提供の予定。低コスト住宅供給の目的はトレーニングの実施により、再定住者自身のよる住宅建設を促すこと。



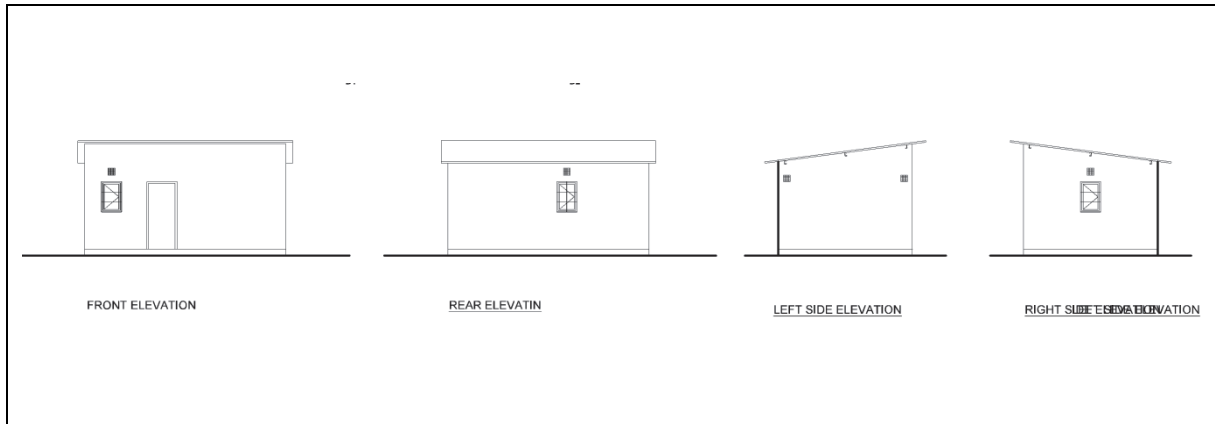


図 4.9.8 PHASE 1で供給された住宅の概要

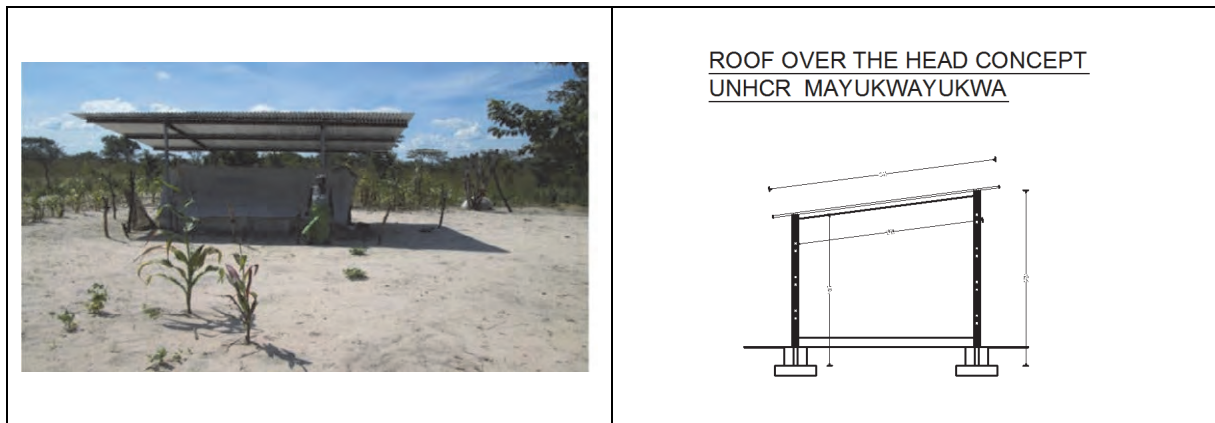


図 4.9.9 PHASE 2で供給されたシェルターの概要